

会議名 財務常任委員会

日時 平成28年9月12日(月) 午前10時～午後4時16分
平成28年9月13日(火) 午前10時～午後4時22分
平成28年9月14日(水) 午前10時～午後3時56分
平成28年9月15日(木) 午前10時～午前11時27分

場所 第2・3委員会室

出席議員(14名)

委員長	伊藤隆信	副委員長	関戸郁文	委員	櫻井伸賢
委員	大野慎治	委員	鈴木麻住	委員	塚本秋雄
委員	相原俊一	委員	鬼頭博和	委員	梅村均
委員	木村冬樹	委員	榊谷規子	委員	堀巖
委員	宮川隆	委員	黒川武		

欠席議員 なし

説明員(69名) 副市長 久保田桂朗

総務部長 山田日出雄、市民部長 柴田義晴、健康福祉部長 森山稔、建設部長 西垣正則、消防長 堀尾明弘、教育こども未来部長 長谷川忍

秘書企画課長 佐野剛、同統括主査 加藤淳、同統括主査 小出健二、協働推進課長 小松浩、同統括主査 小崎尚美、同統括主査 宇佐見信仁、行政課長 中村定秋、同主幹 佐藤信次、同統括主査 酒井寿、危機管理課長 隅田昌輝、同主幹 秋田伸裕、同統括主査 早川高志、市民窓口課長 近藤玲子、同主幹 兼松英知、同統括主査 井上佳奈、環境保全課課長 西井上剛、同主幹 佐野隆、同統括主査 浅野弘靖、税務課長 岡本康弘、同統括主査 小野誠、福祉課長 丹羽至、同主幹 田島勝己、同統括主査 大島富美、長寿介護課長 山北由美子、同統括主査 高橋善美、同統括主査 浅田正弘、健康課長 原咲子、同主幹 長瀬信子、同統括主査 須田かおる、商工農政課長 伊藤新治、同統括主査 今枝正継、同統括主査 水野功一、都市整備課長 西村忠寿、同主幹 安田悠佑、同主幹 石黒光広、同統括主査 岡茂雄、同統括主査 井手上豊彦、維持管理課長 高橋太、同統括主査 田中伸行、同統括主査 竹安誠、上下水道課長 松永久夫、同主幹 古田佳代子、同統括主査 小川薫、会計管理者兼会計課長 榊原惣一郎、消防本部総務課長 伊藤真澄、同主幹 川松元包、消防署長 真野淳弘、学校教育課長 石川文子、同管理指

導主事 有尾幸一、同主幹 神山秀行、同指導主事 渡辺まゆみ、同統括主査 佐野亜矢、生涯学習課長 竹井鉄次、同主幹 中野高歳、同主幹 寺岡秀樹、同統括主査 新中須俊一、子育て支援課長 富 邦也、同指導保育士 八木純子、同児童館長 柴垣裕子、同統括主査 佐藤さとみ、同統括主査 大川真由美、監査委員事務局長 岡崎祐介

事務局出席 議会事務局長 尾関友康、同主査 室町裕子、同主事 坪内裕紀

付議事件及び審議結果

議案第 72 号	平成 2 8 年度岩倉市一般会計補正予算 (第 2 号)	賛成多数 可決
議案第 73 号	平成 2 8 年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	全員賛成 可決
議案第 74 号	平成 2 8 年度岩倉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	全員賛成 可決
議案第 75 号	平成 2 8 年度岩倉市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	全員賛成 可決
議案第 76 号	平成 2 7 年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について	全員賛成 認定
議案第 77 号	平成 2 7 年度岩倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	全員賛成 認定
議案第 78 号	平成 2 7 年度岩倉市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	全員賛成 認定
議案第 79 号	平成 2 7 年度岩倉市学校給食費特別会計歳入歳出決算認定について	全員賛成 認定
議案第 80 号	平成 2 7 年度岩倉市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	全員賛成 認定
議案第 81 号	平成 2 7 年度岩倉市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	全員賛成 認定
議案第 82 号	平成 2 7 年度岩倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	全員賛成 認定
議案第 83 号	平成 2 7 年度岩倉市上水道事業会計決算認定について	全員賛成 認定

財務常任委員会（平成28年9月12日）

◎委員長（伊藤隆信君） 皆さん、おはようございます。

きょうは、きょうから財務常任委員会ということでお願いしましたところ、委員の皆さん、そしてまた副市長を初め、当局の御出席を賜りましてありがとうございます。

ただいまより財務常任委員会を開催させていただきますので、どうかよろしくお願ひいたします。

始める前に、当局のほうからひとつお願ひいたします。

◎副市長（久保田桂朗君） お願ひいたします。

皆様、おはようございます。

財務常任委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日から15日までの4日間にわたり、議案第72号から第75号までの平成28年度一般会計等の補正予算、そして議案第76号から第83号までの平成27年度一般会計、特別会計、企業会計の決算認定につきまして審議をお願いしているものでございます。

さきの本会議におきましても、議案質疑の中で御質問や御意見を賜ったところでございますが、その際の御指摘も含めまして、本委員会での御指摘につきまして、今後の予算執行等に適切に反映してまいりたいと考えております。

本委員会には、各部長以下主査クラスまで出席をさせていただいております。御質問に対しましては誠心誠意答弁をさせていただきますので、どうかよろしくお願ひいたします。

最後に、これ以後は自席待機とさせていただきますが、慎重審議の上、全議案お認めいただきますことをお願ひ申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） それでは、ただいまより財務常任委員会を開催させていただきます。

当委員会に付託されました案件は議案12件でございます。

初めに、一般会計補正予算の審議に入ります。

議案第72号「平成28年度岩倉市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思っております。

初めに、款2 総務費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 総務費の防災対策費でお尋ねいたします。

防災備蓄倉庫を新たにつくるということでありますけれども、今回の倉庫というのはどのような倉庫になるのかといいますか、どんなものを備蓄されていくのかとか、そのあたり、少し内容を教えてください。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） 今回の倉庫は、場所的に福祉避難所を、協定を締結している羊蹄会と場所的に近いものですから、福祉避難所を開設する際に必要な備品ですね、発電機だとか投光器だとか、あと段ボールベッドだとか、そういったものを保管する予定をしております。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

福祉の関係の防災に役立つということで理解をいたしました。ありがとうございます。

◎委員（鈴木麻住君） 関連でちょっとお伺いしたいんですけど、その防災備蓄倉庫を設置する際に工事設計委託料というのがあるんですけども、これは規格品を持ってきて組み立てておくのか、新たにそういう全然もう違うものを設計して設置するという考え方でしょうか。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） 今回の倉庫は、工事のほうを2月までに完了しなければいけないという、そういう区画のところにフェンスを張る必要がありますので、その工事が後に控えているために、工事を2月までに完了しなければいけませんので、そうするとちょっと工期的に短いものとなってしまいますので、既製品のほうを持ってきて、それを設置するような形で考えております。

◎委員（鈴木麻住君） ということは、要するに備蓄倉庫自体は既製品なんだけど、そこの周りをいろいろ整備したりということで設計監理料が要ということですかね。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） 今回設置する倉庫につきましては、大体41平米程度のものを考えておまして、そうすると建築確認申請のほうの提出の必要がありますので、そういった関係もありまして、設計のほうは組ませていただいております。

◎委員（大野慎治君） 総務費の財産管理費の事務管理費の中の植木剪定等委託料、岩倉北小学校南西部の樹木の剪定・伐採についてですが、落葉等で側溝に土砂等々がたまっておるんですが、その清掃も含まれているんでしょ

うか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 落葉等があつて、そこに落ち葉がたまつておるといふことは一定の承知はしておりますが、今回の委託料には、これは含まれておりませんのでよろしくお願ひいたします。

◎委員（木村冬樹君） 財政管理費の財政調整基金積立金について、まずお聞かせください。

財政調整基金、これまで経年的に見てみますと、積立金が平成23年度が2億5,000万円あつたものの、それ以降は5,000万円ということであつて来ていたところでありまふ。今回2億5,000万円ということであつて居るわけでありまふが、これまで財政調整基金をどういふ目的でといふところで何回かお聞きしてきたところでいきますと、小牧岩倉衛生組合の施設更新のためといふことで御答弁があつたわけです。

今後、どのような更新でこの積み立てをしていくのか。本会議のときにも少しお聞きしましたが、公共施設の再配置の問題なんかも含めて、どうやって基金を積み上げていくのかといふのが一つ大きな岩倉市の課題だといふふうにするわけですが、そういった点でのこの財政調整基金の積み立て、どのような方針でやっていくのかお聞かせいたしたいと思ひます。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 財政調整基金ですけれども、こちらは年度間調整の資する基金、特定の目的基金ではありませんけれども、委員言われるように、小牧岩倉衛生組合のごみ焼却場の建設対応分といふことで、こちらは平成19年度から毎年度当初予算のほうで5,000万円の積み立てをしてきております。

25年と26年度にごみ焼却炉の建設工事がありまして、こちらで25年度のときに1億円、それから26年度のときに1億5,000万円の合計2億5,000円の取り崩しをしてきている経過があります。

今後、特に30年度からの11年間は、この小牧岩倉の焼却炉の建設工事の際に借り入れた起債の償還が膨らむこととなることが予想されてありまして、今回、25年度、26年度に取り崩した分の2億5,000万円を今回の補正予算で補完したいといふふうにするお願ひをしております。

それから、公共施設の関係ですけれども、こちらについても、特に明確な積立基準とか方針がありませんけれども、先ほど委員言われたように、今後、総合管理計画とかそういった再配置計画といふのもできてきますので、そういったものを見て、積み立ての目標額だとか、そういった方針を決めていきたいと思ひておりますのでよろしくお願ひします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。また、その辺がはっきりしたところ

できちんと説明を受けたいというふうに思います。

もう1点ですが、私も防災対策費のところ、防災備蓄倉庫の設置ですが、こういったものには国庫だとか県費だとかの補助というのはつかないのか、そういったことの国・県とのやりとりというのはどうだったのでしょうか。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） 防災備蓄倉庫につきましては、県や国のほうで補助金の確かにメニューはあります。ただ、要件がちょっと厳しくて、耐火造じゃないといけないというような形の条件がついておりますので、そうすると金額的にかなり膨らんでしまいますので、それも検討して今回の補正予算の内容とさせていただいたということです。

◎委員（櫻井伸賢君） 同じく防災対策費です。

防災備蓄倉庫、北島藤島線の高架下、高架下といっても国衙公園の北から線路東まで150メートルほどございますけれども、具体的にどのあたりに設置をされるのかお聞かせください。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） 北島藤島線の高架下の線路の西側の2つの区画を使いまして、それぞれ1つずつ倉庫を置くような形で考えております。

◎委員長（伊藤隆信君） 他、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） では、総務費を終結します。

続いて、款3民生費についての質疑を許します。

◎委員（大野慎治君） 保育園費の保育園施設管理費のうち、監視カメラのことで御質問させていただきます。

ちょっと全協でいただいた予算説明の中では、保育園における事故防止や事故後の検証の体制強化を図るため、監視カメラを設置するとありましたが、日常的には防犯機能として使うことで間違いはありませんでしょうか。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 委員の説明されたとおり、防犯カメラで運用をしていくわけではありませんが、国のほうでは事故防止等の再発防止等でガイドラインが示されておりますので、そちらを利用して防犯もしていきたいという形で考えております。

◎委員（大野慎治君） この表現がちょっと補助金申請のための表現であって、私は防犯カメラのほうを主体と結果的にはなると信じておりますが、設置について保育士さんの声は聞いておるのでしょうか。また、保護者の皆様の意見は聞いておるのでしょうか、お聞かせください。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 保育士等の意見については、事前にはちょっと一部の保育士、職員には聞いておりましたが、全体ではちょっと聞いて

てはおりません。

あと、父母の会のほうで要望等、防犯カメラという形で以前から要望がありまして、前では各保育園に門のセンサーをこれまでは取りつけましたが、それ以降も防犯カメラの要望等が続いておりましたので、今回の国の補助金で上げさせていただくことになりました。よろしくお願ひします。

◎委員（大野慎治君） そうしましたら、保育士さんの声、そしてまた保護者の皆様の意見は、正式には通知も含めていつ行うのかお聞かせください。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 父母の会には、父母の会の連絡会等がありますので、そのときに御連絡を一応差し上げて、相談等を差し上げている状況です。

保育士に関しては、園長会を通して現在お知らせをしているところであります。

◎委員（大野慎治君） そうしましたら、監視カメラの運用の要綱、たたき台でも、案は我々に提示できる状態でしょうか、お聞かせください。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 今現在、岩倉市保育園事故防止等のビデオカメラの管理及び運用に関する要綱という形で準備をしている状況ですので、ちょっとまだ準備段階ですので、提示することはちょっとできない状況です。

◎委員（木村冬樹君） 今、大野委員からの質疑の中でもまた疑問が湧くわけですけど、まずは防犯のために使うということと補助金を申請するというに少し違和感を感じる、今の答弁だと感じるわけですけど、この補助金の申請というのは、保育園における事故防止や事故後の検証の体制の強化を図るためという、監視カメラをとという機能として要望したということは間違いないですか。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 間違いありませんが、見守りという形で要望をさせていただいたとこちらは考えております。

◎委員（木村冬樹君） あともう1つ、まず保護者の声のところでは、いわゆる不審者対策としての監視カメラを求めるといふ、そういう声だといふふうに思うんですね。ですから、事故の防止だとか事故後の検証だとか、こういったことを目的に設置してくれといふ要望ではないといふことだと思ひますが、それは確認させていただいてよろしいですか。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 父母の会の要望では、防犯という形で要望を受けております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

現場の保育士さんたちに対する説明がこれからといふところで、今、答弁

があったと思います。本会議の答弁では、一部の園長のところに少し話が入っているという段階だったというふうに思いますが、このカメラに映るのは、子どもたちや現場の保育士も映るということでもありますので、こういった点で、提案する前にその意見を把握して、了解を得ておくということが前提ではないでしょうか。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 確かに委員さんの言われるとおりだと思いますが、今後、気をつけて周知していきたいと思っております。

◎委員（木村冬樹君） あくまでも、この国庫補助の目的は事故防止と事故後の検証ということでもありますので、この監視カメラを、本会議の答弁の中では各園の園庭に1カ所つけるということでもあります。事故防止になるとお考えでしょうか。

事故後に、検証にも本当に使えるかどうかという点が非常に疑問なんですね。そういう広い、広角に撮っていて、そういったことが本当に解析できるのかという点も非常に疑問でありますし、よくこの国庫補助が通ったなあというふうに思いますが、本当に事故防止につながるというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 例ではありますが、どんな園でも、危なさがあるかとかを見つけるために、またきちんと、事故が発生してしまった後の場合に、事故の未然の防止、再発防止に有効であると思われ、その際、映像が、記録があれば客観的に検証を行うことができることと考へ、こちらのほうのカメラのほうの設置を考へさせていただきました。園庭にビデオカメラをつけて活用していきたいと考へております。事故防止、未然に防ぐために考へているところです。

◎委員（木村冬樹君） 今の考へ方を突き詰めて考へますと、子どもたちの事故が起る可能性があるのは保育園だけではなく、小学校だとか児童館だとかもあるというふうに思われますよね。これ、子どもたちの事故防止や事故後の検証のために監視カメラを設置するということは、岩倉市のこれまでのそういう子ども・子育てのやり方を少し変えていく中身になってくる私は大きな転換点だと思いますが、これを許すと、そういう形にどんどん進んでいかなかなあという不安がありますけど、考へ方を、今、課長が言った答弁の考へ方に基づいて考へれば、そういうことも十分考へられる、今後、小学校や児童館にも設置していくということもあり得るのではないかなあと思ってしまうんですけど、その辺についての考へをちょっと整理してお答へください。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 今、市の方針としては、今回補正

で上げている保育園のみというところでございます。理由については、低年齢であって、事故も、やはり転んでしまったりでけがをする事例も多いものですから、まずはそこにということを考えています。

現場の要望としては、やっぱり学校なんかもつけてくださいという先生の深層のところには要望もございますが、今のところ、市の方針としては保育園だけというところでございます。

事故防止という点でいけば、先ほど課長の説明、本会議でも説明したとおり、モニターを導入します。それ以降に出てくる認定こども園の補助についても同じカメラをつけるんですけど、そこはモニターをつけません。事故防止という点では、職員室につけますので、そこで見て、もしかしたら職員の配置のところとか、遊具で危ないところの子どもが見つければ、そこは掛けつけられるのかなあとと思います。

検証については、先ほど述べたとおりということでございます。

◎委員（堀 巖君） 今の監視カメラの件なんですが、要綱を今準備中というふうに言われて、親元のものは岩倉市防犯カメラの設置及び管理に関する規則があるんだという説明を受けたところだと思います。しかしながら、この岩倉市防犯カメラの設置及び管理に関する規則というのは、定義として防犯カメラ、いわゆる犯罪の防止を目的として、不特定の者が出入りする場所を撮影するためという、そういう大前提のものになっています。

今までの説明を聞いていると、防犯カメラと監視カメラというのはやっぱり性質を異にするものであって、やはりきちんとした、さっき木村委員が言われたように、市全体的なそういう職場における監視カメラを今後どうしていくかという、そういう根本的な方針みたいなものが規則なりに掲げられないとまずいと思うんですね。その点について、どのようにお考えなんでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） まず、防犯カメラの規則については、まず防犯カメラの定義の中には、施設等の適正な管理を主たる目的として、犯罪の防止を従たる目的とするものを含む、これを防犯カメラというふうに定義をしております。

保育園につきましては、先ほどの要綱を明文化したものがあるんですけども、この中の趣旨には、保育園に事故防止等のために設置するビデオカメラ管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとするという趣旨を定めております。定義の中は、ビデオカメラの定義、それから個人情報扱い、設置するときの責任者、記録はどうするといったところ、それから操作は管理者しかできないといったことを定めておりますし、外部には提供は制限する、

法令等で、捜査等で書面で提供の依頼があった場合と、そういった限るような内容も入れております。

方針としては、今のところはこの要綱に沿ってと、市の内部的な予算の査定、それから三役の査定でも方針は明確にされているというふうに考えています。

◎委員（堀 巖君） 先ほどの課長の答弁で、今後気をつけると、周知するという話がありました。私は、全くその順番が逆で、職場、現場の職員の合意なくしてこれを進めることは絶対に反対です。合意をしてから議会で提案するのが本来でありますし、これまでの勤務条件、労働環境が変わる、そういう議案については基本的に、市民参加条例ができたように、職員合意があって初めて成り立つものであると思います。その点についていかがでしょうか。

◎教育子ども未来部長（長谷川 忍君） それは、先ほど申し上げたとおり、定期的な園長会等もしております。ただ、全て全職員まで伝わるかといえばそうではないかもしれませんが、職責のところで伝えてまいりたいと、その辺は改めてまいります。

ちょっとハード面、ソフト面、ソフト面のところが保育園長会議ではよくされているですけど、ハード面的なところも以後気をつけて対応してまいりたいと考えます。

◎委員（黒川 武君） 今、いろいろ議論をお聞かせいただいて、防犯カメラと監視カメラというのは、当然おのずから機能、役割が違うということと、今、やっぱりいろいろちょっとインターネットなんかで見ていると、普通の捉え方、かつては監視カメラと言われていたものが、今はやっぱり防犯カメラというふうになってきている。それでもって犯罪の抑止効果につながっている、あるいは犯罪が起きた後、その後の検証等でもやっぱり有効に使われるということで、一定のこれは評価をされている部類だと思うんです。

しかし、やっぱり公共施設における、じゃあそういったもののあり方はどうなんだろうと。今、防犯カメラとなると、自転車駐車場に主についていると、それとあと、ごみを不法投棄されないように、あるいは五条川沿いの休憩所、いたずらされないようにという移動式のものもありますよね。今、そういうのがあると思うんです。

今、庁内にも随時あるけど、これは一つ監視カメラの類かなあとは思いますが、そういった市民の方が利用する施設において、やっぱり今後ともそういうもののあり方をどうするのかというのは、これはやっぱり本当に真剣に検討しなければいけないだろうと思う。

今回提案されたものについては、説明では監視カメラだということだから、我々と捉え方がやっぱり随分違うんですよね。確かに、国庫補助の要件も満たさなければいけないということなの。

先ほどの課長の説明の中でも見守りであるということです。ちょっと長くなって申しわけないけど、きのうインターネットにこんな一文があったから紹介だけさせてもらいます。例えば、遊び場で遊ぶ子どもたちを見る行為を考える場合、子どもたちが安全に遊んでいるか、子どもたちの身に異変が起きていないかを見て確認する場合は、これは子どもたちの側に立って見ているということで見守りであろうと。逆に、子どもたちがいたずらや悪さをするのではないかを確認するという場合は、これは子どもたちとは反対の立場にいるという意味で監視となるのではないだろうかあと、そんな一文がありまして、確かに使い方によっては随分見方も違うものだなあと、そんなようなことも思うんです。

それで、先ほど部長の答弁でもモニターを設けるということなんですが、やっぱり始終モニターを見るというのは、なかなか難しいだろうと思うんですよね。ただ、子どもたちに危険がないように、例えば園庭で、一斉に子どもたちが外へ出る時間がありますよね。そういうときは、やはり子どもたちがお互い子ども同士遊ぶ場合でも、あるいは場合によってはフェンスによじ登ったり、木によじ登ったりと、そんな危険な行為がないように、やっぱりそういうことをきちっと見守っていくということは重要なことかなあとも思うんですが、それでそういうこと等から考えると、事前の説明にあった監視カメラという用具の用い方はやっぱりいかがなものかなあと。確かに国庫補助を満たさなきゃならないと、その要件のためにそんな誤解されるような名称の用い方をするのではなくて、事故防止用のカメラとか、何かそういった物の言い方があってもいいのではないかなあとも思うんですが、どのようにお考えでしょうか。今までの議論を踏まえてどうお考えになるのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎子育て支援課長（富 邦也君） こちらのほうは、初めに見守りという形を考え、監視カメラという表現をさせていただきましたが、今の御意見等を考えますと、やはり監視カメラというのはどういうものかというのを私も考えておりますので、今後こういったことがないよう気をつけてまいりたいと思いますので、どうも御迷惑をかけました。よろしくお願ひします。

◎委員（梅村 均君） ちょっと私の見方が間違っているのかもしれませんが、国庫補助の金額のことで内容を教えてください。

この備品購入費の106万6,000円がカメラなのかなあともちょっととれるん

ですが、その4分の3だと52万5,000円にはならなかったので、防犯カメラの経費というのは実際幾らになっているのか、金額を教えてくださいませんか。上の保育園のところだけでもいいんですけども。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） 公立保育園のほうで備品として上げさせていただいている分については、1園15万2,280円の7園分で合計106万5,960円計上させていただいておりますが、国庫補助の補助基準額というのがございまして、1施設10万円が限度額でありますので、補助金のほうは7園分の70万の4分の3の国庫補助の歳入というふうに上げさせていただいています。

◎委員（塚本秋雄君） 関連して質問させていただきます。

岩倉市には、先ほど岩倉市防犯カメラの設置及び管理に関する規則がつけられていると。今回の監視カメラに関して要綱をつくるというお考えがありました。

基本的に、何で岩倉市は最初に条例をつくらなかったのか、そこら辺のお考え方をお聞きしたいと思いますけれども。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 再開いたします。

◎行政課長（中村定秋君） 例規的なところがございまして、行政課のほうでまずは答弁をさせていただきたいと思います。

防犯カメラについて全国的な状況を見ますと、確かに条例をつくってみるところもありますし、規則でやっているところ、あるいは要綱、それからガイドラインというような形でやっているところもあるようでございます。

条例といいますと、やはり市民の権利を制限したり、あるいはその義務を課すというところは、必ず条例を制定しなければいけないんですけども、当時、防犯カメラのルールをつくるに当たり、条例なのか規則なのか要綱なのかというところでいろいろと検討した結果でございますが、先ほど申し上げましたような権利を制限したり義務を課すというようなことではないということでありまして、もともと市の施設であるだとか、あるいは公共的な空間、自転車の駐輪場であるとか、そういったところを防犯目的で録画するということでもありますので、規則でよいのではないかという結論に至って規則としたものでございます。

◎委員（塚本秋雄君） 基本的に、岩倉市の安全・安心なまちづくり推進条例から規則を引っ張ってきていると私は思っているんです、趣旨に書いてありますから。

この推進条例、宣言もされたと思いますけど、かなり短い期間だった審議だったと思います。条例であれば、議会との議論、議決が要るわけですから、もっと入り込んだ、例えば管理責任者の設置の問題とか設置場所の問題とか、規則では画像データの保管方法は7日間となっているんですけど、14日間となっているところもあるだろうし、今度の要綱はどうなってくるかわかりませんが、やはり個人情報保護条例第12条で適用すると書いてあるけど、基本的には、防犯カメラというのは、一般的には情報公開条例も関係してくるだろうし、苦情の処理の対応が条例であれば入ってくるという私は解釈を持っておるけど、そこの部分が規則であるし、規則だから、議会の議決をとっていないから議論が深まっていないんじゃないかなあという感じを受けます。そういう意味合いで、条例化する議論の中であれば、このような問題も全て議論もできてきたのかなあと思っております。

先ほどガイドラインと言われましたけど、愛知県の防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインというのが出ていますけど、それには保育園は入らないんじゃないかなあと思いますけれども、多分資料がなければわからないと思いますけれども、その項目の中に、対象となる防犯カメラというところで、米印で、不特定多数の人の出入りが想定されないマンション・アパート等、共同住宅の内部、事業所、工場の敷地内等を専ら撮影している場合は対象となりませんという項目がありますから、保育所は事業所に入るのかなあと感じますけど、そこら辺、答弁できますでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） おっしゃられるとおり、保育園については公用が定まった施設、公用物だというふうに思っています。

この施設に立ち入るについては、一定自由ですとか権利の制限も管理者の権限で可能だというふうに考えております。ですので、職員や園を訪れることの情報を収集することについては、一定の内部の管理者が定める要綱で可能という判断のもと、要綱での設置としております。

◎委員（塚本秋雄君） だから、そういういろんな意味の観点で、私はもともと条例化をしたほうがよかったんじゃないかなあと思っておりますし、規則ある中でまた要綱をつくるわけですから、そこら辺の基本とした部分がちょっと見えない部分、防犯カメラなのか監視カメラなのか、中身がはっきりしてこないとちょっと難しいのかなあ。

経済産業省は、コンビニエンスストアなどの小売店が店内のカメラを来客の分析や購買動向の分析など商売にも活用できるよう、利用に向けた指針を10月にも作成する方針だという記事も載っておりました。いわゆる指針作成にプライバシー配慮、データ活用という部分でも、お店の中につくるにもそ

ういう指針が経済産業省の中でもちょっと問われている部分があります。いわゆるプライバシーの侵害だと批判が集中し、計画の見直しが余儀なくされた結果、国のほうもちょっと動いてきているという部分で、ちょっともう少し慎重な分析と対応が必要じゃないかなあと思っております。以上です。申し添えておきます。

◎委員（鈴木麻住君） 児童館総務費についてお聞きしたいんですけども、第七児童館の遊戯室が、床・壁補修が出ているんですね。これが、給水管からの漏水ということで修繕するための経費ということなんですけれども、この第七児童館自体は49年に建設されていると、40年以上たっている。この給水管からの漏水という原因ですね、結局施工が悪かったのか、あるいはもう劣化して、それで漏水したという、その辺の原因はどういうふうだったのか、ちょっと教えてください。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 第七児童館の漏水に関しましては、調理室というか湯沸かし室の配管が老朽化しての水漏れということでありませう。

◎委員（鈴木麻住君） その配管からの漏水の原因ですね。要するに、接続が悪かったとか、もう劣化して、その劣化が原因で漏水しているのか。要するに、劣化が原因だったら、もうその施設自体の給水管をある程度直さないと、どこからでもまた劣化が原因で漏水する可能性があるの、その辺はどういうふう処置されているのかということをお聞きしたいんですけど。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 今回の漏水に関しまして、どこからという特定がまず最初されなくて、業者さんに圧をかけていただいて検査をしていただきました。

第七児童館に関しましては、トイレのほうの水回りと、あとの湯沸かし室のみの、水を使うというところはその部分だけですので、特定としては、今回、湯沸かし室の配管の老朽ということでもわかりましたので、その部分の修繕をさせていただきました。

◎委員（鈴木麻住君） ということは、ある程度給水管の修繕もされているという考え方でよろしいですかね。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 原因のところは修繕をさせていただきました。

ただ、今回出させていただきました床面とか壁の部分に関しましては、しみていって、それによって腐食が起きてしまったという部分ですので、その部分に関しては補正で上げさせていただきました。

◎委員（鈴木麻住君） いや、その漏水する原因を何て言われました、今。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 湯沸かし室の縦の配管の劣化です。

◎委員（鈴木麻住君） 要するに、劣化しているということは、もうほかの配管自体もそういう可能性があるということになるので、部分的にとりあえず直して壁を補修しても、またほかでそういう漏水の可能性が出てくるということなので、徹底的に調査したほうがいいんでしょうけど、それだけの予算があるかどうかということもありますので、ちょっとその辺は検討してみてください。

◎委員（大野慎治君） 今の関連で、ほかの児童館も給水設備が劣化している状況があるかもしれませんので、点検の予算、こんな漏水したから対症療法じゃなくて、事前の点検、公共施設の再配置もありますけど、点検していかないと、水漏れしたから今からやりますというのじゃなくて、一度点検業務を発注してみたらどうでしょうか。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 今後検討していきたいと思います。お願いします。

◎委員（堀 巖君） 先ほどの保育園にちょっと戻ります。

もう一度確認したいんですけど、先ほどの駐輪場であるとか不特定の人が出入りする場所、公共的な場所ということではないわけで、今回。さっき部長が、施設の管理を含むという括弧書きの規則の、だからあの読み方自体が、やはり大前提として、不特定多数の者が出入りする場所の防犯目的というのが防犯カメラ。

監視カメラとか防犯カメラとか、そういう呼び方のことをとやかく言うわけではなくて、実質的に今回違うのは、特定された園児が映るということなんです。不特定多数じゃなくて、特定された園児が映るということについて、親御さんたちの了解を必ず得なければならぬと私は考えるわけです。その点についてまだとられていないし、もちろんさっき職員の合意と言いましたけど、今後、親御さんの合意をきちんととってやる考えはあるのかないのか。

それと、さっきの規則の読み方というのはちょっと拡大し過ぎだというふうに思いますが、2点お願いします。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 保護者については、全員に1人ずつ聞くところではないので、父母の会等については申し伝えている。既に園庭を映すカメラについては、先日請願があったと思うんですけど、その前の事前のところには、できればそういうこともしていきたいというお話はしてあります、一部ですけど。

規則の件については、先ほどおっしゃられたとおり、防犯カメラというの

は不特定の者が出入りする場所を撮影するための、施設等において記録する機能を有するもの、これを防犯カメラというふうに言っているものですから、要綱で位置づけるものは不特定ではないと、一定許可をされた者が通うもので、その場所も入るものには一定、管理者からの権限で制限がかかるというふうに考えておりますので、そこは管理者の設置する要綱で定めるという考えに至ったものでございます。

◎委員（堀 巖君） だから、親元がこの規則だというふうにならずうっと説明したけど、私は、今回のこの監視機能を有する特定の者を映すカメラというのは、この防犯カメラとはちょっと質を異にするというふうにさっきも言いましたけど、だから別物だというふうに考えるんですが、やはりその親の規則はこの規則なんですか。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開します。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 済みません、僕、規則に基づいてというふうには多分言っていないと思う……。ドライブレコーダーが単独でつくっているように、岩倉市保育園児童防止等のビデオカメラの管理及び運用に関する要綱というふうに定めておきまして、規則を引用してはいません。

◎委員（堀 巖君） だったら、なおさら要綱という、市民が映る、さっき市民のそういった制限とかそういうものではなくて、条例ではないという説明がありましたけど、要綱というのは、本当に市の内規的な、内部的なことを決めるものであって、市民が及んだり、そのセキュリティーの問題だとか、やっぱり親御さんだって心配だし、そういったことを要綱で決めるということについて、私はいかがなものかと思いますが、いかがですか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） これは繰り返しになりますけれども、一定、親にしても子どもにしても、そこで何をしてもいいという場所ではない、自由や権利も一定の制限がされる場所だと思い、これまでも岩倉市の場合は管理者の定める要綱で規定をしておりました。

意見としては十分賜って、今後、市全体として考えてまいりたいというふうに考えます。

◎委員（堀 巖君） そういうことをお願いします。

◎委員（木村冬樹君） 老人福祉費のほうでもお聞かせください。

地域介護・福祉空間整備等補助金ということで、100%国庫補助ということで、こういう入所型の施設の火災報知器と自動火災報知器設備の感知器の作動を連動させるということが義務づけられていくということでもあります。

それで、本会議でお聞きして、市内に10カ所こういう施設があつて、新設の3カ所についてはもう既にそういう連動がされているということですが、あと7カ所ということで、今回1カ所を行うということになります。

それで、非常に重要なことで、同じような問題ではスプリンクラーの設置なんかもあるわけですけど、高齢者が入所している、避難が非常に大変な人たちを入れている施設でありますので、そういった点でのそういう万全の体制が必要だということだというふうに思いますけど、この国庫補助というのは、きちんと保障されているのかどうかということをお聞きしたいんですね。例えば、あと6カ所を整備していくということであれば、随時やっていく、これは施設の判断も一定あるわけではありますが、義務化されているわけですので早急にやっていかなきゃいけないというふうに思うんですけど、こういった点での国庫補助の採用の状況というのはどんなような状況なんですか。

◎長寿介護課統括主査（浅田正弘君） こちらの国の国庫補助の要綱としましては、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金というものでありまして、500平米未満のものが補助対象というふうになっておりまして、今回の補正を上げさせていただきました18万7,000円については、もう内示をいただいているという状況であります。

◎委員（木村冬樹君） 済みません、ちょっと私が聞きたいのは、まだこの連動がされていない施設があるんじゃないかなあと思うんですけど、こういったところに対して、順次計画的に連動させるような形で国庫補助が出てくるのかどうかということをお聞きしたいんですが。

◎長寿介護課統括主査（浅田正弘君） 今申し上げました国の補助金は500平米未満のものを対象としておりまして、あと岩倉市で残っているのが、今回つけるものを除くとあと6カ所ついていないところが残っているんですけども、その6カ所とも500平米以上ということで、国庫補助の対象にはなっていないという状況であります。

◎委員（宮川 隆君） 少し戻っちゃっていいですか。

◎委員長（伊藤隆信君） どうぞ。

◎委員（宮川 隆君） 先ほどの保育園の監視カメラの件で、ちょっと確認のためにお聞きしたいんですけども、まず1点目が先ほどの保護者、当事者である保護者の方の合意がとれているのか。要は目的や、現在社会において、Nシステムがあつたり、ドライブレコーダーがあつたり、そのことによって犯罪の抑止効果があつたり、それから事前に検証することによる改善ということも含めて、いろいろ効果があるというのはもう立証されていると僕

は認識しているんです。ただ、やはり画像として残るということを考えたときに、まず当事者である父兄の方の合意がとれているのか。

そしてもう1点は、議会として果たして組合との労使交渉にかかわるべきかどうかというのは置いておいて、少なくとも過去においてこのような職員の待遇云々ということに関して、労使交渉が事前に進められてきて、それで賛成はしないけれども、提出するに当たって、そのこと自体には反対しないよというような答弁が過去にも趣旨の部分であったと思うんです。そういうような動きだとか、事前に前提となるべきものというのが抑えられているのかどうか。要は、管理者はあくまでも管理者だと思います。働いている人間というのは労働者、職員一人一人というか、それを一つの塊として考えたときに、何らかの代表者とのその辺の合意形成というのがつくられているのか。それが大前提で、我々はここに提出された議案一つ一つに関して、それが妥当性があるのかどうかというふうに見なければいけないと思うんですけれども、前提としてその2点、どのように進められているんでしょうか。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 父母の会等については、父母の会の会がありますので、その際にお話等をさせていただいております。その意見を聞きながら進めていきたいと考えております、今後も。

職員に関しては、全体でお話しする機会がないので、園長会を通じてこちらのほうも話していきませんが、交渉等が終わりましたところで一応事前にお話等をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

◎委員（宮川 隆君） 先ほどから、園長会を通じてという話は何度もお聞きしています。それで、要は市としてこういう事業をやりたいということに対して、管理者もしくは職場管理者に対して、それって指示・命令系統の部類じゃないですか。私が言っているのは、前提として、職場で働いてみえる方の合意というものを一定受けた中で進められているんですかということを知っているんです。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 職員等についての合意とかはまだ得られてはいません、実際のところ。今後進めていきたいと思えます。

◎委員（宮川 隆君） 投げかけてはあるということですね。合意はとれていないが、投げかけて。

◎子育て支援課長（富 邦也君） お話はさせていただいております。

◎委員（木村冬樹君） 父母の会のときに伝えている内容は、正確に言ってくださいよ。本当に子どもたちが一人一人映る可能性があるということを知前提に、そういうことでもいいんですかということを知伝えているんですか。

不審者対策の要望があるというのは知っているんですよ。だから、そのた

めの設置であれば、国庫補助なんかとらずに、そういう単独でつけばいいんじゃないかなあと僕は思うんですけど、そうではなしに、事故防止や事故後の検証ということで考えると、やっぱり確実に子どもたちが映るわけですよ。こういったことをきちんと父母の会に伝えて、それできちんと合意をとれているのかどうかというところが大きな問題だと思いますけど、その点はどうなんでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） ちょっとテープもとっていませんので、記憶で申し上げます。

防犯カメラの要望というのは各園の要望としても上がってきていまして、交渉をしたのが7月でしたか8月でしたので、なかなか議案にも出していないので、園庭を映すようなカメラをつけたいということは申し伝えたと思います。ただ、それができるように努力したいと。委員おっしゃるように、それに多分子どもさんが映りますよとか、そこまで具体的には言っていないのが正直です。

ただ、要望として、これも本会議で言ったかと思いますが、今、門のところにセンサーがありまして、誰かが来ると、誰が来てもピンポンと鳴るんですね。それではやっぱり弱いと。ダミーでもいいのでカメラをつけてくださいと、監視できるようなモニターをつけてくれということでした。私どもは少しそれも要望に沿うような形で、国庫補助は10万円が上限なんだけど、モニターをつけようと、そこまでのところで決定していったものです。市単独部分がふえますけれども、やはりそこは沿うような形にしていきたいということで、民間に補助金で出すものについてはモニターのないものでいいですよというふうにおっしゃられましたので、先ほど申しました15万円と約半額ぐらいになっていますけれども、そういった違いが出てきております。

交渉のときはこの間の請願よりももっと、30人ぐらいでしたかね、園の代表として来ていらっしゃったときに、歯に物が挟まったような言い方ですけど、そういうことだけはお話しした記憶であります。

◎委員（堀 巖君） 先ほどの職員側に投げかけてあるという答弁なんですけど、先日の職員組合の大会のときにその話が出まして、そのときに皆さん、えっという顔をされて、知らない保育士さんもたくさん見えたところです。また、保育園支部、それから親組である市職員組合の委員長、そこら辺、きょう委員長にも話を聞いたら、そんな話は知らないという話もありました。本当に投げかけてあるって、どういう意味ですか。もしそれがあれだったら、証人というか参考人として、保育園支部長とか委員長をちょっとここに呼んでいただけませんか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） その点については、先ほど、何度も申しわけないと言っていますけど、支部長については支部の交代があって、それからの私、部長交渉もありましたので、申しわけないですけど、その席で委員長だけに伝えたところです。

市の施策について、私ども、職員全部に知らしめるというところではないと思うんですけど、反省はしております。ただ、伝えたのは大会の後です。

◎委員長（伊藤隆信君） いいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） ここで民生費の質疑を終結します。

ここで職員の交代のため、暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

続いて、款4 衛生費、款5 農林水産業費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけ。

衛生費の保健費、予防接種事業のところの1点をお聞かせいただきたいと思いますが、少し大きな問題だもんですからあれですけど、今回のこの予防接種、1歳に至るまでの間にあるもののB型肝炎の予防接種ですが、これは交付税措置がされるということで、A類が9割、B類が3割というところで、これはA類だということではありますが、この予防接種の費用というのは非常に大きくて、私が議員になった当時から見てもすごい膨らみ方だというふうに思っています。

それで、国に対して、やはりきちんと交付税ではなしに特定財源として出してもらう、あるいは、この9割とか3割ではなしに、これはやっぱり国のかかわる大きな問題だと思しますので、もう少し国の負担をふやしてもらうということは必要ではないかなあというふうに常々思うんですが、そういった点については、担当課としてはどのように考えているんでしょうか。

◎健康課長（原 咲子君） 国のほうに要望をしたらどうかということなんですけれども、今までも機会があるときには市長会を通して要望を出させていただいております。

最近は要望という形では出しておりませんので、今後、また市長会を通して要望のほうは出していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） これをもちまして、款4 衛生費、款5 農林水産業費の質疑を終結します。

続いて、款6 商工費、款7 土木費についての質疑を許します。

◎委員（相原俊一君） ちょっと教えていただきたいんですけど、観光費の修繕料で、歩道等劣化による損傷が激しいためと書いてあるんですけど、これはどこを設定されていらっしゃるのかお教えてください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） こちらにつきましては、尾北自然歩道の曾野町地内におきまして、桜の根の隆起によりまして凹凸が激しく、通行に支障があるために、そちらをやらせていただくものであります。

◎委員（相原俊一君） この辺って、本当に桜の根が隆起していて、これって全部はがしてまた舗装し直すということですか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 現状の舗装に、根っこが上に乗っかっている状態なんですけれども、そちらに舗装をかぶせて根っこを覆うというような形で舗装をさせていただきたいというふうに思っております。

◎委員（相原俊一君） 要するに、舗装としてはフラットになるんでしょうか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 全体をはがしてやるということではありませぬので、完全なるフラットの状態になるということではありませぬけれども、通行に、実際に歩く上で支障はないものと考えております。

◎委員（櫻井伸賢君） 防災備蓄倉庫と同じことを聞きます。

祭り等資機材収納倉庫です。これも同じく北島藤島線の下に設置するとあります。具体的な場所がわかりましたら教えてください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 先ほどの危機管理課の倉庫の隣側、線路を挟んで左手になります。西側になります。

◎委員（鈴木麻住君） 同じく祭り等の資機材収納倉庫についてですけど、先ほどの防災備蓄倉庫と同じようなものを同じような場所に設置するということになると思うんですよね。これが、やっぱり一緒に発注をかければ合理的だし、経費もかからずにスムーズに行くんじゃないかなあと思うんですけど、別々に発注するというのは、多分これは行政の縦割りでもとが違うからということなんだろうけど、そういうことを一緒に一括発注というのはいけないんでしょうか。

◎都市整備課主幹（石黒光広君） よろしく申し上げます。

今回の9月補正の議決をもって予算化されれば、都市整備化のほうに依頼が来ます。今でいうと商工農政課や先ほどの危機管理ということで、私どものほうに来まして、私どもが一括で、今、委員がおっしゃられたように、コストの面で当然縮減が必要でございますので、そういったことも考慮しまして、私どもが一括で発注をする予定でございます。よろしくお願ひいたしま

す。

◎委員（櫻井伸賢君） 同じく祭りの資機材収納倉庫なんですけれども、今までどこかに置いていて、手狭になって、もう1カ所欲しいからという意味での今回の設置でしょうか。それとも、どこかが経年劣化して、どこかを閉鎖しなきゃいけないから新しく今回設置するのか、お聞かせください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 現状では、本来の用途とは違うんですけれども、大山寺の排水機場ですとか大市場の排水機場などを間借りさせていただきまして、桜まつりの案内看板や駐車場の案内看板ですとか、各祭り・イベント等の開催、観光振興に係る注意喚起の看板やごみ箱等の資機材を分割して保管させていただいております。

今後、排水機場の改修に向けた準備も始まっております、そういった資機材を一律に保管・整理整頓することで、イベント開催等に係る準備・片づけ等の効率化を図ることが可能になるというふうに考えておりますのでお願いいたします。

◎委員（鈴木麻住君） 岩倉駅の東西公衆便所の件ですけれども、これはここで聞いていいんですかね。土木に入っていますよね。

◎委員長（伊藤隆信君） 土木に入っているのでもいいですよ。

◎委員（鈴木麻住君） これ、駅西ですかのプランをこの間いただいたんですけれども、それを見ると、男子トイレも女子トイレも、それぞれ和便が今はついているんですよね、洋便1つ、和便1つ。今どきなぜ和便なのかなあというのがわからないんですけど、これは何かそういう要望があるのか何なのか。今は、小学校もトイレを改修して、全部洋便に変えていますよね。その時代で、なぜ今どき新しくつくるところで和便を設置しなきゃいけないのか、ちょっと。

それともう1つ、男子トイレの手洗いが、非常に小さい手洗いが2つついているんですけど、これはスペースの問題なのかどうかわからないんですけど、教えてください。

◎維持管理課統括主査（田中伸行君） 今の大便器が和便と洋式が2つずつという御質問なんですけれども、衛生的なところで、他人が座ったところには座りたくないという方にちょっと配慮をしたもので、やはり2つあるのであれば1種類ずつあったほうがいだろうという判断で、それぞれ設置させていただいております。

あと、男子用のトイレの手洗いが狭いというお話なんですけれども、おっしゃられるとおり、スペース的にちょっと限りがございます、あとついでの話で、女子用と男子用の便所で洋式便所の位置がちょっと異なっていると

思います。これも、通常ですと入り口に近いところに洋式便所を持ってくるんですけれども、洋式便所がちょっと図面で見ていただくとわかるとおり、ブースがちょっと広くつくってありまして、あと動線で、体の不自由な方が入り口から入って洋式のところに入られて、そこから手洗いまで行って、また出口に戻ってくるというちょっと動線も考えたところ、スペース的な問題と動線的なことを考えて、そのような配置にさせていただきました。

◎委員（鈴木麻住君） 2つある場合は和便と洋便というお話ですけど、男子トイレに限っていえば、大のほうは2つも要るのかなあというのが、まず疑問があります。

それにしても、駅東のトイレについては、もう和便は全然ないという形なので、今どき和便は要らないのかなあということと、男子用のトイレについて、小っちゃい手洗いを2つつけるのであれば、スペースがないのであれば、大き目の手洗いを1個でいいんじゃないかと、これは私の、今見た感じで思っただけなので、女子の場合は当然化粧とかいろいろなことがあるので、当然手洗いは2つあったりなんかのほうがいいだろうけど、男子の場合はそういうことは余りないので、小さい手洗いをぽこっとつけておくよりかは、大きな手洗いを1つにしたほうが、1つだったら多分スペース的に設置できるんじゃないかなあと思うんですけど、これは意見として言うておきます。

◎委員（大野慎治君） 土木費の道路新設改良費の舗装側溝に関して、各区からの要望に基づく工事だと思いますが、舗装380メートル、側溝760メートルの経費ですが、これは舗装は何カ所分、側溝は何カ所分の要望を満たすものでしょうか、お聞かせください。

◎都市整備課統括主査（井手上豊彦君） 補正では、生活道路の舗装として3路線、生活道路の側溝として6路線上げさせていただきました。そのうち、舗装工事につきましては、2路線が要望路線となっております。生活道路の側溝工事につきましては、6路線とも全て要望の路線でございますが、先ほどの生活道路の舗装の残りの1路線につきましても、要望ではございませんが、都市整備課のカウンターにお見えになって、どうしても直してほしいということの声を受けまして、実際に現地を確認させていただいて、やはり舗装の状況が余りよろしくないということで計上のほうをさせていただいております。

◎委員（大野慎治君） ちょっと土木費の総論なんですけど、ちょっと決算のほうで話そうかと思いましたが、補正で今の道路新設改良費5,000万見てございますが、この4年間で、アベノミクスの影響で人件費や資材が上がっていて、同じ枠をとっていても発注量が減ってくる。結局、各区の影響が聞け

なくなっている。前よりは約15%から20%弱ぐらいですかね、減ってくるこの状況下、同じ枠だけで発注していたら各区の要望が聞けないと思いますが、どのように受けとめられているのでしょうか、財政担当も含めてお答えください。

◎都市整備課長（西村忠寿君） おっしゃられますように、年々人件費は上がっております。また、人材というか建設業に携わる若い方々も減っておるという状況の中で、市民の方の要望も非常にやっぱりふえておりまして、とてもはっきり言いまして、5,000万では目に見えて改良したただとかよくなったという市民の方の満足度が上がるというような状況にはございません。

したがいまして、引き続きといいますか、財政的な問題もございしますので、そちらは財政のほうと調整をする中で、特に市としては社会資本整備総合交付金ですか、社資本と言われる、そちらの交付金も補助金として何とか確保しながら、いろんな手を使って財源の裏の部分を確認しながら、より多くの要望に応えていきたいとは考えているところです。以上です。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 今の舗装側溝の件ですけれども、例年、決算の剰余金ですね、こちらの繰越金の状況を見て、あとは予算査定の中で、例年こういった大枠で5,000万だとか1億円だとかということを決定しているということに現在なっております。よろしく申し上げます。

◎委員（大野慎治君） 私が言っているのは、同じ枠をとっても発注量が実際減ってくるという、要望が聞けないこの現状下にだんだんなってくると、2020年の東京オリンピックまではそういう傾向が強いでしょう。そういったところで、同じ枠を考えていたら要望がどんどんどんどんたまっていくこの現状をどう思っているのかというのは、ちょっと認識をもう一回聞かせていただきたい。建設部だけが今ちょっと頼まれていますので、対応をしなきゃいけないので、実際、その辺の認識はどのように思っているのか、もう一度。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 当初予算等の査定でも、そういった資材の高騰だとか人件費が上がってきているというのは、重々把握はしている次第でございます。

今回、補正の要求の中で、先ほど言いましたけれども、剰余金が幾ら出たかというところも踏まえて、あとは担当課のほうで、もちろん優先順位をつけて一定の要求をいただいておりますので、もし今後、それでこういった状況も踏まえて足りないということであれば、また来年度以降とか当初に、そういった声も生かして少し増額で要求とかということに対応していきたいというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけ済みません。

商工費のシティプロモーション事業委託料についてですが、今回、県費で450万ということで、補助金、チャレンジ枠に採択されたということで、事業を拡大するということでもあります。

それで、今年度についてはどこまで拡大実施するのかという点について、考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今年度、愛知県の補助制度であります元気な愛知の市町村づくり補助金のシティプロモーションを要望させていただいたところ、事業採択を受けました。そこで、当初予定していた当市に対するイメージ調査、またキャッチフレーズやブランドロゴデザイン、アクションプランに加えまして、それらを周知させていただくポスターですとか、市内外の住民に発信するためのブランドブック、またブランドサイトの開発などを予定しております。

また、補助率がこちらは2分の1でありますので、当初予算の500万に加えまして、今回補正額400万を加えた2分の1の450万円の歳入を見込んでいるような状況であります。

◎委員（塚本秋雄君） 土木費の道路維持費の道路オブジェの事故の問題なんですけれども、事故があったということは、事故が起こりそうな場所にオブジェがあったという言い方もできると思いますけれども、同じところにつくるのかどうか。

例えば、道路ができた後で新しい家ができてれば、そこがいいかどうか、そこら辺の環境についての認識はどう思っていますでしょうか。

◎維持管理課統括主査（竹安 誠君） 今回、事故のありました音のアートですが、こちらは確かに平成10年にも事故がありまして、今回2回目ということになります。

もともとシンボルロードは、平成8年度と9年度に新柳通り沿線に8基の音のアートを設置するアートプロジェクトということで設置されております。それぞれ8基は、該当位置に設置することによって、いわゆるシンボルロードが成立するというものでありまして、現時点では移設というものは考えてはおりません。

今回も同一箇所にも再設置することになるので、何らかの再発防止策は必要というふうに思われるんですが、単純にガードレールを設置するとか、そういった問題解決ではちょっと景観上も好ましくないということもありまして、効果的な対策はちょっと検討を要するところというふうには考えておりますが、当面は従前のおり設置をしていくという形になります。お願いします。

◎委員（塚本秋雄君） 市民の安全・安心、あるいは交通安全からいっても、オブジェの理念が優先するということで答えられたと思いますが、それによるのでしょうか。

◎維持管理課長（高橋 太君） 委員さんおっしゃったように、交通安全よりもオブジェの理念が優先するというわけではございません。やっぱり人命は最優先に考えたいと思っております。

ただ、今回のオブジェについては、基礎部分は従来のものを使用するような予定をしておりますので、現位置での復旧というふうに考えております。

◎委員（梶谷規子君） 私も今のオブジェの件について、市民の方からよくお聞きすることが、車椅子が対向するにも、本当に真っすぐ歩けず、大きなオブジェであるために、非常に歩道の幅をとっているという不満をよくお聞きします。やはり2度目の事故ということでの、また同じオブジェではなく、もっと道路の幅をとらず、もっと縮小した小さ目のものに変えていくとか、そういった検討はなかったのでしょうか。

◎維持管理課統括主査（竹安 誠君） 基本的に、音のアートというのは現在新柳通りの歩道上にあるもの、歩行者が通行するスペースを確保するために、車道側または民地側に寄せています。また、音のアートは、今回の天と地を継ぐ装置だけではなくて、もっと大きな風鈴の絵など、そういったものもシンボルロードには設置されております。

こうした状況の中で、接触事故が頻発したとかそういった報告はなく、現在は危険な状態ではないというふうに認識しております。

◎委員（梶谷規子君） もう1点。残念ですが仕方がないです。

尾北自然歩道の先ほどの修繕の箇所を他の委員が聞かれたんですが、私がよく聞いているのが、東町のほうの右岸側の平成橋から南側の自然歩道が、あそこはまだ透水性の道路での素材でつくられていたところだと思うんですが、かなり劣化してきて、非常にざらついて、時々穴ぼこもできてくるという状態のところなんですが、そこの修繕はこの補正には入っていないのでしょうか、この補正に。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今回やらせていただく場所は、先ほど申し上げた地域になりますので、今回、おっしゃられた場所は入っておりませんのでお願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） その部分は、今後はどんな方向でしょうか。

これって、やっぱり観光費の中に入れるのかしらね。前は維持管理、舗装の全体の中での道路として位置づけられているのかなあと思ったんですが、尾北自然歩道については、観光費の中で常に予算化される場所なんですよ

うか。

◎都市整備課統括主査（井手上豊彦君） 今、委員のほうから御指摘いただきました道路につきましては、市道認定されておる道路ですので、都市整備課と、あと維持管理課のほうで管理させていただきます。

今、指摘いただきました箇所につきましては、また現地調査をしっかりとさせていただいて、必要緊急度が高いというふうに判断させていただければ、早急に予算化して、また工事のほうをさせていただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

◎委員（堀 巖君） さっきのオブジェの話、本会議でもちょっと意見を言いましたけれども、やはり今の担当部署というか市全体として、音のアートを含めたシンボルロードについての考え方をいま一度、たしか過去の市長の答弁だと思うんですけど、やっぱり平成8年ぐらいにつくって、もう現在に至って、かなり風化していると、市民の間にもそういう意識が高まっていて、私は、市民の意識もそうだけど、市内のシンボルロードであるというこういう意識、当時、1基当たり百何十万する街路灯があつて……。

〔「250万」と呼ぶ者あり〕

◎委員（堀 巖君） 250万か。

たしか、そのときいろいろ議会の中でも紛糾して議論をしていたというふうに記憶しておりますけれども、そういった意味を含めて、いま一度、広報とか市民に向けてのシンボルロードとしてのPRというのを今後どのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

◎維持管理課長（高橋 太君） 先日の建設常任委員会のほうでも同じような御指摘だったと思います。少し繰り返しになりますけれども、20年経過したプロジェクトでございまして、堀委員さん指摘のそういった方向性だとか、そういったものを今具体的に検討しようという考えは、担当課としては今ないというのが実情でございまして。

ただ、そういうふうに一個一個見ましても、劣化が進んでいるオブジェもあろうかと思っておりますので、この先、例えばそういう機能不全だとか、そういうことで対策が必要になって、予算計上が必要だとか、そういった状況になりましたら、その段階で考えていきたいというふうに思っております。

◎委員（堀 巖君） やはりそこら辺の部分でも、アダプト・プログラムの、やはり地域・近隣住民の方たちの応援なくして、やっぱり市民の応援なくして、そういった何でもかんでも行政がやっていくというか、そういうことではなくて、そういった協働の概念というのをそういうところに持ち込むという考えは今のところないんでしょうか。

◎維持管理課長（高橋 太君） 今、まさにそれを考えておりましたという状況ではございませんが、御意見として承りたいというふうに思います。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、款6 商工費、款7 土木費の質疑を終結します。

ここで暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

続いて、款9 教育費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 小学校の耐震工事設計ですが、本会議でもちよつと言いましたが、要はI s 値0.7になるように最初は設計して、その後、暗くなるからという理由で柱を若干除いたということを経験したわけですが、そのI s 値0.7の設計はないというふうな御答弁だったというふうに思うんですけれども、そこら辺の説明をもう少しわかりやすくしていただきたいというふうに思います。

◎学校教育課長（石川文子君） まず曾野小の耐震の関係なんですけれども、平成10年に耐震診断をしたときは0.34という診断結果でした。そのときには、補強案が出ただけで設計はしておりません。補強案で、0.7にするにはこういった案があるというものが出されております。その案を考慮して、平成15年に大規模改修工事を行ったときに、0.7にするには、先ほど言われたように暗くなるというところから、0.6を目指した工事を行ったということでございます。

耐震補強に関しての設計のほうはしておらず、そのまま補強案を使って0.6を目指した工事を平成15年に大規模改修工事として行いました。大規模改修工事として行ったということで、評定は行っておりませんので、そのときのI s 値、結果、I s 値が幾つになったのかというのは、平成15年時点ではわからなかったということになります。

◎委員（堀 巖君） わかりました。

その上でもう1点質問したいと思います。

今の0.61から0.7を目指すわけですが、そのときに補強案というものの案に近づいていくのか、全く今回はまた別物の案になるのかという点についてはいかがでしょうか。

◎学校教育課長（石川文子君） 平成10年のときの補強案は耐震壁の壁で考えていた補強案でした。ですので、今回補強させていただくものとしましては、ほかの学校でも行っておりますブレースを入れるものという案で

行っていきたいと考えております。

◎委員（鈴木麻住君） 教育費の中の学校管理費でちょっとお聞きします。

今、岩倉北小の南館の給排水・衛生設備等改修工事というのが計上されていて、設計管理料ですね、この工事内容、どこまでどういう範囲で改修工事をするのか、それと工事期間をちょっと教えてください。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 北小学校南館の工事内容につきましては、まず屋上の防水工事、それから2階、3階のトイレですね、今、北館のほうで洋便器化しておりますが、同じ内容で考えております。それから、手洗い所、それから照明器具の必要な部分の取りかえです。手洗い箇所も8カ所ございます。それから、高架水槽、屋内外給排水設備、消火設備の改修工事を考えております。

工事期間につきましては、平成29年度の夏休み期間中を予定しております。

◎委員（鈴木麻住君） 夏休み期間というと40日ぐらいですか。その期間で工事をやられるということですかね。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 同じ内容で、今、北館の改修工事も行っておりますけれども、やはりどうしても先に子どもが9月に登校して来れば、トイレは必ず必要になるので、もう優先順位を決めて、今も足場とかはまだ組んでありますけれども、できるだけ支障のないという形で、ことしも7月の夏休みに入ってから早速工事は始めましたけれども、同じような内容で考えております。

◎委員（鈴木麻住君） 先ほど北館のお話が出たので、ちょっとその関連で言いますと、北館は9月いっぱいですかね、工期が。トイレも、この間防災訓練のときにちょっと見させていただきましたが、終わっていませんでした、トイレ。仮設トイレを設置してある状況で、当然学校が9月から始まれば、仮設を使って授業をするという形になっているんですけども、そういう工期の中で仮設トイレを見る必要があるんじゃないかなあと思うんですけど、その辺のところはどういうふうに考えてみえるでしょうか。

◎都市整備課主幹（石黒光広君） 今年度も、御承知のとおり、北館のほうで同種の工事を行っておりますが、どうしてもトイレブース等が多いということで、ことしにつきましては3階部分の男女のトイレの改修工事は夏休み期間で終えましたが、2階と1階につきましては夏休み期間で終えることができないということで、仮設のトイレをやむなく設置したところでございます。

それで、来年計上したらどうかということですが、1つ、期間内に無理だと言いつつも、職人さんをふやせば一つやれるかなあと考えておる

んですけど、人の手をふやすというか、ちょっと難しいところで、今おっしゃられたように、今の時点で仮設のトイレを来年の工事のために計上したらいいかどうかと言われてますと、ちょっと難しい面がございまして、施工業者の努力にもよりまして、人数をふやして可能になるかもわかりませんもんですから、ちょっと申しわけございませんが、ここで計上しますとはちょっと判断しかねるところでございます。

◎委員（大野慎治君） それだけの人夫を見ていないのに、そういうことを言っちゃだめなんじゃないかなあ。設計に入っていない人数を業者さんに強制で呼びなさいというのは、それは本末転倒ですよ。

もともとことしだって9月いっぱい、10月の上旬まで工期があるので、もともと仮設のトイレは必要だったんじゃないでしょうか。工期的に役所の工期が間違っていて、コンクリートの養生期間ってわかりますよね、当然必要なんだから。そのことを40日間で全て1億円の工事ができるなんて発想が、もともとがおかしいんです、発想が。できるわけがないですよ、終業式が終わってから工事にかかるんですから。

業者の努力と云って、設計に入っていないものを業者に押しつけるというのは、それはどうなんでしょうか。その辺のところはちゃんと設計に組み込むというのは、当たり前なんじゃないでしょうか。今、現実には仮設のトイレが設置されているじゃないですか。その辺のところは何を考えてそんなことをおっしゃるのか、ちょっと理解に苦しみますが。

◎都市整備課長（西村忠寿君） おっしゃるとおりです。現時点で、もう既に北館のほうの工事をやっていく中で、工程、それから人の配置、そういったものをもろもろ踏まえて、今、設計が上がってきているんですが、現実にはそういった仮設のトイレが必要という状況が生じているということであれば、そういった検証の結果、来年度どうしていくかということについては、この設計委託を組む中でちょっと決めて、適切に計上していくということで対応のほうをさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

◎委員（鈴木麻住君） 先ほどのちょっと答弁の中で、人数をふやせばというのは、やっぱりもう全然違うんですね。建築の工程というのは順番があるんですね。だから、その順番、工程をずうっと重ねていくと、どれだけの日数が要るかというのはもう必然的に出てくる話で、それを人数をふやしたからできるということではないということを経験した上で、やっぱりそれとこれは設計事務所が設計監理しているわけだから、その設計事務所の責任でもあると僕は思っているんですね。そういう工程管理ができないというのはそもそも問題があるということで、その辺をちょっとやっぱり注意して、ペナ

ルティを科すなり、注意はすべきだろうと思います。ちょっと申し添えておきます。

◎委員（木村冬樹君） 小学校施設改良費のことで、私もお聞かせいただきたいと思います。

これは、学校からの要望も含めてどのようになっているのかなあと少し疑問に思うものですからお聞きするわけですが、その当初、北小学校でいえば、北館の工事を行うということではずうっと来ていて、南館を今回設計委託ということで上がっているわけですが、やっぱり実施計画との関係で見ると、やはり前年度の決算の状況にもよると思いますけど、こういうものが組めるようになってくるという状況はあるのかなあとと思いますけど、何かそういう実施計画との関係だとか、学校からの要望をきちんと実施していくという、そういうようなことがどういうふうになっているのかなあとというところが少し気になるところでありますが、担当課としてはどのように考えているんでしょうか。

◎学校教育課統括主査（佐野垂矢君） まず学校施設全体のことから申しますと、御存じのとおり、市内の全小・中学校は建築から相当年数たっておりますので、大きな改修・修繕については計画的にこれまでも実施計画に上げさせていただいております。また、緊急性のある修繕とか児童・生徒の安全にかかわる内容につきましては、速やかな対応にこれまでも努めてまいりました。

今回、南館の工事が入っておりますけれども、まず市では、今、公共施設の再配置計画を策定中でございまして、計画的な整備を行うことが必要だと思っております。ただ、今、北小学校の工事につきましては、早急に対応すべき改修ということで、今回、工事を実施させていただいておりますが、この工事によりまして、やはり老朽化が進んでいます南館につきましては、給排水設備の影響が現実に出ております。中庭やプール脇の管から漏水も起きましたので、今回、南館については、早急に工事が必要と判断いたしまして計上をさせていただいた次第です。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

実施計画に上がってきているものと、そうでなくて、必要だけどまだ今のところやれないというようなことがやっぱりあって、そういった中で財政状況を見ながらというふうになってくるのかなあとというふうには思うんですけど、そういう緊急なものについては対応していくということで確認をさせていただきました。

それで1点だけ、ここで気になるのは、やっぱり五条川小学校の落下防止

手すりの取り付け工事なんですけど、これは学校からの要望はこれまでどうだったんでしょうか。落下防止ということを考えますと、非常にこれは危険な状態が放置されていたのかなあというふうに思っちゃうわけなんですけど、そういったのはどのように学校からは上がっていたんでしょうか。

◎**学校教育課統括主査（佐野亜矢君）** 学校からの要望につきましては、今年度に上がってまいりました。実際、窓枠を見てみますと危険性があるということで判断させていただいて、早急の安全対策ということで今回計上させていただいております。

◎**委員（堀 巖君）** 市指定文化財修復費補助金なんですけど、私個人としては、2分の1補助なんですけど、やっぱり市の大きな観光資源でもあるこの山車について、もう少し補助率を上げてもいいと思うんです。地域の方たちの意見とか、庁内の意見、これまでのいろいろ議論があると思いますが、そこら辺を踏まえて、今、どのようなお考えなのかをお尋ねいたします。

◎**生涯学習課主幹（中野高歳君）** 山車に関しましては、平成3年の市政20周年の際に復活をしまして、その後20年以上経過しております。大規模な修繕も必要な、そんな時期に来ておりますけれども、山車の修繕につきましては、岩倉市指定文化財山車修復・修理事業補助金交付要綱に基づいて、修繕費を2分の1、上限1,000万円としておるところです。山車以外の文化財もございまして、そちらも同様に2分の1補助という扱いにしておりますので、それらとの整合性も考慮して、補助率としては2分の1でいきたいと考えております。

要綱上、必ず2分の1ではないというところもございまして、今後、大規模な修繕が来た場合には、山車保存会との話し合いを含め、研究をしていければなあと思っております。以上です。

◎**委員（堀 巖君）** 地域の方たちの要望というのはどうなんでしょうか。

◎**生涯学習課主幹（中野高歳君）** 地域の方は、そういった補助金の率を上げてほしいといったそういった声は聞かれますけれども、今、近隣の市町の保存会であったりも研究しながら、やはり自分たちでそういった財源を集めていくというところで勉強しているところでありまして、そういったことを踏まえて、なかなか難しいということであれば検討もしていけるのかなあというふうに思っております。

◎**委員（木村冬樹君）** 総合体育文化センター費でもお聞かせいただきたいと思えます。

今回は経年劣化ということで幾つかの修繕が行われるわけではありますが、以前から要望しているところの検討がどうなのかなあというところなんです。

ットサルをやる人たちがふえている中で、壁の保護のやり方を変更すべきじゃないかという提案もこれまでさせていただきましたし、アリーナの裏にあります更衣室の奥にありますシャワー、これ、料金を支払う機械が50円玉しか受け付けないという、こういう問題についてもちょっと訴えさせていただいておりますけど、こういったところの改修の検討はどのようになっているんでしょうか。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） ただいまの質問についてですけども、まずコインロッカーの更衣室の費用が50円しか使えないという話ですけども、これについては年間で……。

〔「シャワー」と呼ぶ者あり〕

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） シャワーですね、ごめんなさい。

シャワーの利用の件ですけども、こちらにつきましては、年間で計算しますと1日当たり平均5件の利用がございます。5件の利用があるんですけども、今のところ利用者の皆様には受付等で両替をしていただいで対応させていただくということでお願いをしております。ただ、その50円しか使えないという機器につきましても、1日5件の利用ということで、費用対効果のことも含めまして、今後検討していきたいというふうに思っております。

あと、2点目のアリーナのネットの件でございますけれども、きのうも私、夜、仕事で、アリーナでフットサルをちょうどやっていたので見に行きましたが、やはり勢いのついたボールを蹴ると壁に当たることがあるというところもありますので、他市町の状況を見ながら、この間も私、犬山の新しくできたアリーナを見に行ってきたけれども、そういった施設も参考にしながら研究していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上をもちまして、款9教育費についての質疑を終結します。

これをもって、歳出についての質疑を終わります。

続いて、歳入の質疑に入ります。

歳入、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 歳入の質疑を終わります。

続いて、第2表の債務負担行為補正についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 質疑を終結します。

お諮りします。

ここで休憩したいと思いますけど、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君）　じゃあ、1時10分より再開いたします。よろしく
お願いします。

（休　　憩）

◎委員長（伊藤隆信君）　休憩を閉じ、再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、委員会を開きます。

◎委員（木村冬樹君）　本議案に対する修正の動議を提出したいと思います。
よろしくお願いします。

◎委員長（伊藤隆信君）　岩倉市議会会議規則第80条の規定に従い、木村
委員より修正動議が提出されています。

動議は成立いたします。

お諮りします。

修正の動議を配布する間、暫時休憩したいと思いますけど、ご異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君）　ご異議なしと認めます。よって、休憩します。

（休　　憩）

◎委員長（伊藤隆信君）　休憩を閉じ、再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、委員会を開きます。

それでは、提出者の説明を求めます。

◎委員（木村冬樹君）　議案第72号「平成28年度岩倉市一般会計補正予算
（第3号）」に対する修正動議について、説明をいたします。

この修正案を岩倉市議会会議規則第80条の規定により提出いたします。

提案者は私、木村冬樹、賛同者は堀　　巖委員であります。

修正の中身につきましては、1つ目として、第1条中、「3億7,919万
5,000円」を「3億7,804万2,000円」に、「159億6,571万3,000円」を「159
億6,456万円」に改めるものであります。

詳細については、別表のところで説明したいと思います。お聞きいただき
たいと思います。

まず2ページの歳出でありますけど、款3民生費のうち、項2児童福祉費の
補正額を115万3,000円減額するという内容になっております。これにより補
正額は562万6,000円ということで、合計額も変更されるということでありま
す。

歳入につきましては、款13国庫支出金につきましては、項2国庫補助金、これを59万円減額するという事で、18万7,000円で合計額も変わってくるという形であります。

さらに、款18繰越金を56万3,000円減額するという事で、3億339万5,000円という事で合計額が変わるという形になっております。

細かい具体的な中身につきましては、午前中の議論の中でもありましたように、保育園費のうち備品購入費、また認定こども園等運営費補助金、これについて削除するという提案であります。

議論にあったように、この議案を提案する前提条件とも言えます保護者に対する説明と了解、こういった手続が不十分であること、また現場の保育士等に対する意見聴取等も不十分であるということ。さらには、事故防止や事故後の検証という点で言えば、子どもたちを見る目をふやすことこそ重要ではないかということで、この点については人的管理が第一ということも答弁にありましたように、こういったことで事故防止に努めていくべきではないかというふうに考えまして、この修正動議を提案させていただきました。

皆さんの御議論をよろしくお願いいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議題に対する精読のため、10分間休憩したいと思いますけど、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 異議なしと認めます。

よって休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、委員会を開きます。

それでは、質疑に入らせていただきます。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 執行機関側のほうへ確認ですけど、こういったカメラをつけた場合というのは、そういう表記みたいなカメラ作動中とか、そういうものも一緒に取りつくものと考えていいものか、違うものか、そのあたり確認させてください。

◎子育て支援課長（富 邦也君） カメラの設置場所のそばに、カメラを設置していますよという看板をつけたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎委員（大野慎治君） 提案者に御質問させていただきます。

保護者に対する説明、同意及び保育士さんに対する説明、意見聴取、また設置要綱が設置されれば、いつまでというような期限がわかれば賛同してもよいという考えなのでしょうか。

例えば、保護者さんに対する説明、同意は予算議決後じゃないとなかなか説明ができない状況下にあつて、議決前に説明が始まってしまうというのは議会の承認や理解がないと説明ができない状況でございますので、その点に関してはどうにお考えでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 私はいわゆる監視カメラを設置するという前提として、やはり子どもをそこに映されるという園児、また保育士、こういった方々にきちんと説明をして、理解の上で上程されるというのが前提条件であるというふうに思っています。

ですから、そういった方々の意見によるものでありますので、その判断はその方たちの判断ということであると思っておりますので、その点は尊重したいというふうに思います。

しかしながら、園児が映るという点でいえばやはり慎重な対応が必要だというふうに思いますし、さらにいえばいわゆる保育園父母の会という団体に一定伝わっているということではありますが、こういった方々の要望という点でいえば、園児や保育士が映るようなものではなく、外部からの侵入者に対する防犯的なものが求められているというふうに思っておりますので、そういった点で提案があれば、それはそれできちんと議論する中身になってくると思います。

ただ先ほどの議論の中で、国庫補助の問題がありますので、その辺もクリアしなきゃいけないというふうに思っております。そんなところしか言えませんが。

◎委員（大野慎治君） 当局に御質問させていただきます。

今課題となっている保護者に対する説明、同意及び保育士さんに対する説明、意見聴取及び設置要綱はいつまでに行うつもりなのか、お聞かせください。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 要綱についてはもうできておりますというふうに認識しております。議決後、市長決裁を受けるまでの準備をしております。

説明については、園長会では伝えておりますので、園長会に伝わったものが今度職場でも伝達されるものというふうに考えております。

保護者会については、またこれだけで集まってくれという機会はないもの

ですから、入園の今度は案内に入れていくとか、そういったこともしなければならぬのかなあということを考えております。

◎委員（大野慎治君） 父母の方には、一定お知らせのような紙の案内だとかそういった形でも、こういった形で安全を守るといったお知らせする予定はないのでしょうか。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。
（休憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎子育て支援課指導保育士（八木純子君） 父母の会のほうは、父兄の方には設置というふうに決まってそういうことになれば、園だより等でお知らせということは可能ですので、それでやりたいというふうに思っています。

◎委員（大野慎治君） もう1点、保育士さんに対する説明と意見聴取、これは行うのはいつぐらいに行う予定があるのかないのか、お聞かせください。

◎子育て支援課指導保育士（八木純子君） 先ほど、園長会のほうでもお話ししているんですけども、それを職場のほうで職員会議の中で話をして、意見を述べてもらうというか、意見をこちらのほうへいただくことはできますので、職員会議等で話し合いをしていきたいというふうに思っております。

◎委員（堀 巖君） 委員間討議を求めます。

◎委員長（伊藤隆信君） 何の討議。

◎委員（堀 巖君） この修正案に対する。

◎委員長（伊藤隆信君） お諮りします。

今、堀委員のほうから委員間討議というお話でございましたけど、委員間討議に入らせてもらってよろしいでしょうか。

〔「休憩してください」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩します。

（休憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じます。

ほか、質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 今回の修正案に対する反対の立場で討論いたします。

今回の修正案は、保育園費におきまして保育園ですとか認定こども園にカメラを設置するための経費を削除しているものでありまして、補正予算が減

額されているものでありますが、こういったカメラ、保育園にはこのようなカメラが設置できるのであれば、それは実施したほうがよいと考えております。

その主な理由としまして、保育園父母の会との話し合いの中から出てきた要望でもありまして、現場の当事者の声に応えるものであること、そしてこのカメラというものは人の目とは違う正確な記録という見守りができること、そしてカメラ設置があることで、またその表記がされることで、防犯の効果も高まり保育園の価値も上がるのではないのかな、そんな考えでおります。

カメラの設置によって事故防止や、もしもの有事のときの検証、そして犯罪抑止の効果は必要と考えますので、この修正案には反対いたします。

◎委員（榎谷規子君） 議案第72号「平成28年度岩倉市一般会計補正予算（第3号）」の修正案に賛成の討論をいたします。

保育園における事故防止や事故後の検証の体制強化を図るため、監視カメラを設置するための経費の計上というものでありますが、そもそも保育園は働く父母が安心して子どもを託せるところです。そして、子どもたちの豊かな発達を保障していくところです。保育士の方たちがそれぞれの子どもの成長や、そのときの子どもの気持ちや状況をよく見ながら本当に大事に向き合っている日々だと思えます。経済至上主義の風潮が続いている中、保育園と子どもの成長を通じて人間社会の原点というような一人一人が人間として大事にされて成長し、同時に周りの一人一人と豊かなつながりをつくっていくところなのだと考えます。

こういうときに、人間としての大事な場に監視カメラという発想のものが取りつけられるということは非常に疑問であります。また、現場の保育士の意見をきちんと聞いていることが十分ではないということも議論の中で明らかになりました。カメラの中の分析では、保育を監視しているという非常に信頼関係をなくしていくような意味も含まれてくるのではないかと危惧します。

また、保護者の要望として防犯カメラの要望が出ているということで、不審者対策という副次的な意味を持つものだという事柄も協調されましたが、国の補助金申請の中身では防犯カメラという位置づけではなく、保育園における事故防止や事故後の検証のためのカメラという位置づけであります。

見守りの意味合いもあると言われますが、やはり見守りというのは子どもたちの側に立って、人がきちんと子どもが大切に育てられていることを見ていくものが見守りであって、カメラでは見守りにならないと考えます。

以上により、この保育園と認定こども園の監視カメラ、ビデオカメラを設

置するという金額を削除した修正案に対して賛成とします。

◎委員長（伊藤隆信君） ほかございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） それでは、討論を終結します。

それでは、採決に入ります。

修正案について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手少数であります。

採決の結果、賛成少数により修正案は否決するものと決しました。

続きまして、原案の討論に入ります。

議案第72号に対しまして、討論を許します。

◎委員（堀 巖君） 議案第72号を反対の立場で討論したいと思います。

この議案の中には、先ほどの議論のあった保育園における監視カメラの予算が入っております。このカメラに関しては、先ほどもありましたように職場の合意が大前提であるにもかかわらず、その合意がなされていないという点、これが一番大きな点であります。それからその父母、撮られる側ですね。やはり撮られる側の合意を得る必要があるというふうに考えております。

当然有線で、万全のセキュリティーがあるというふうに言われてはいますが、やはりそのことを説明した上で、親権者、親御さんの合意を一人一人とる必要があります。

そのことがなされていない以上、この時点ではこの予算について反対する立場から、全体としても反対せざるを得ないということになります。以上です。

◎委員（梅村 均君） 議案第72号「平成28年度岩倉市一般会計補正予算（第3号）」につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ3億7,919万5,000円を追加するもので、歳出は平成27年度の余剰金の一部の財政調整基金への積み立てを初め防災備蓄倉庫の設置、認知症高齢者グループホームにおける火災報知設備等の工事に係る補助金、先ほどの保育園の関係のものも含まれております。

そういったものであります。いずれも法令の改正等により必要となるものですとか、あるいは市民の要望等に基づき必要となる予算ばかりであると考えております。

そういったことがありまして、必要なものであると考えますので、この補正予算につきましては賛成いたします。

◎委員長（伊藤隆信君） ほか、いいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（伊藤隆信君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第72号「平成28年度岩倉市一般会計補正予算（第3号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第72号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、特別会計補正予算に入ります。

議案第73号「平成28年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 前期高齢者納付金及び前期高齢者交付金について、お聞かせいただきたいと思えます。

提案理由の説明、本会議でありました中に、療養給付費の現年度分だとかについての減額の理由に前期高齢者交付金の増額の影響があったというような説明があったと思えます。

それで、昨年決算のときも少し聞いたと思えますけど、前期高齢者納付金が40万円弱なのに対して前期高齢者交付金は12億6,200万という大きな額になります。

その納付金と交付金の関係といえますか、どういう基準で納め、どういう基準で交付されるのか、こういった点について少し、再度になると思えますけどわかりやすく説明をお願いいたします。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 前期高齢者納付金及び交付金制度につきまして、御説明させていただきます。

65歳から74歳までの前期高齢者を対象とした保険者間の医療の不均衡を調整する仕組みになります。被用者保険、健保組合などが前期高齢者の多い国保の財政支援をするといった制度になっております。

前期高齢者の加入者を全国平均として算定された額を各保険者が納付金として支払い、全国平均の加入率を上回る場合は交付金が交付されるといった仕組みになっております。

◎委員（木村冬樹君） 大体わかったんですけど、要はあれですね。国民健

康保険の保険者というのは、まず交付金のほうが多額に来て、納付金は少ないと。若い被保険者がいるところはその逆と、そういう理解でよろしいでしょうか。お願いします。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） ただいま木村委員さんの言われたとおりでございます。国民健康保険の前期高齢者の比率が高いものですから、交付金のほうが非常に高くたくさんもらえるといったような仕組みになっております。以上です。

◎委員長（伊藤隆信君） 他、ございませんか。
〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 質疑はないようですので、ここで質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第73号「平成28年度岩倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についての賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第73号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第74号「平成28年度岩倉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 今回、取りつけ管の設置の増加により不足すると見込まれる工事費の増額ですが、当初予算で何カ所で、この補正予算で何カ所分を見ているのか、お聞かせください。

◎上下水道課主幹（古田佳代子君） 当初予算では60件で1,620万円で、28年度の実績を今補正で見込んでいるのが70件で2,835万円です。

◎委員（大野慎治君） もう一度、当初が60件。

◎上下水道課主幹（古田佳代子君） 当初が60件で1,620万円の積算になっていました。今見込んでいる件数としては70件で、金額が2,835万円。

◎委員（大野慎治君） 増額が1,215万円しかないのに。

◎上下水道課主幹（古田佳代子君） 1,215万円の増額です。

◎委員（大野慎治君） 今、金額は合っていましたか。差額、わかりました。

◎委員長（伊藤隆信君） 他、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第74号「平成28年度岩倉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第74号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第75号「平成28年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 質疑はないようですので、直ちに質疑を終結します。

次に、議案に対する討論に入ります。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 討論はないようでございますので、直ちに採決に入ります。

議案第75号「平成28年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第75号は全員賛成により可決すべきものと決しました。

お諮りします。ここで休憩したいと思いますけど、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 異議なしと認めます。

10分間休憩して、45分より再開いたします。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

続いて、議案第76号「平成27年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

これより一般会計歳入歳出決算書及び附属資料並びに主要施策の成果報告書についての審査に入ります。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、歳出から入らせていただきます。

質疑の範囲は、原則として款ごととし、必要に応じて項、目で進めさせていただきます。

款1 議会費について、質疑を許します。

決算書は98ページから100ページ、成果報告書は11ページから13ページまでです。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけお聞かせください。

議会費のうちの事務管理費の中の節14使用料及び賃借料の中の通行料等についてです。

2月9日に公用車の使用ということで、豊田スタジアムにジャパンラグビートップリーグ観戦ということで、恐らく議長が行ったと思うんですけど、これはどういう取り扱いなのか。普通だと、ちょっと説明が必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

◎議会事務局長（尾関友康君） 次回のワールドカップのラグビー大会の開催地に豊田が決まりまして、その普及を兼ねて、県知事のほうから県内の首長及び正・副議長宛てに案内がございまして、それに応じてそちらのほうに行ったということでございます。

◎委員長（伊藤隆信君） よろしいですか。他、いいですね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、款1 議会費の質疑を終結いたします。

続いて、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費から目3秘書費までについての質疑を許します。

決算書は100ページから108ページ、成果報告書は14ページから18ページまでです。質疑を許します。

◎委員（堀 巖君） 105ページの賃金、パート職員賃金ですが、前年度の決算からすると400万近くふえています。

これは人数、時間単価がふえたのか、時間数がふえたのか、そこら辺の分析はどのようになっていますでしょうか、教えてください。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 26年度から27年度、パート職員の人件費がふえたということですが、パート職員の単価が10円上がったということと、あともう1点、平成27年度から小・中学校の教員の補助を行う臨時講師について、26年度までは報酬で支払っておりましたが、27年度からは賃金で支払うことによってパート職員数が41人に増加したことによるものです。

◎委員（木村冬樹君） 決算書の103ページ、一般管理費のうちの事務管理費で、節14使用料及び賃借料のデジタル複合機借上料についてお聞かせいただきたいと思います。

コピーの使用がちょっとどうなっているのかなというところでお聞きしたいわけでありまして、平成26年度も流用してという形で行われているところではありますが、紙ベースでのものというのが一定必要だというふうに思いますが、そういった点の管理はどのようになっているのか。全体的なことになりますから大まかな形でいいですので、お聞かせいただきたいと思います。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 複合機の使用料については、行政課で一括をして支払っているということですが。

確かに27年度、26年度と流用ということで、予定していた枚数よりは多かったということですが。ちょっと今、具体的な数量は持ち合わせておりませんが、私どもなるべく紙の使用料を減らすというような取り組みをしております。

例えば、毎月庁内の掲示板というか庁内LANのところでは各課の使用量、使用量というのは具体的にはカラーの使用量ですとか、あと製本印刷といって1枚に2面刷るみたいなことを各課ごとに集計して載せたりとか、そういったような形で減らすような形で取り組みをしているということですが、よろしくお願ひします。

◎委員（黒川 武君） 幾つかまとめてお聞かせいただきたいと思います。

主要施策の成果報告書のほうの14ページ、3点目に行政不服審査法の改正

への対応関係というのがあります。

岩倉市審理員指名手続に関する要綱において、審理員指名の基準というのはどのように定めているのか。また、現在指名している職員の職名は何かをお尋ねいたします。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 改正後の行政不服審査法に基づく審理員への指名の対応ということでございますが、行政不服審査法の第9条第2項に審理員の要件が定まっております、そちらについては審査請求に係る処分の決定に関与していない者であったりとか、審査請求人の親族でない者、そういった者から指名をするというような規定がされております。

本市におきましては、岩倉市審理員指名手続の関する要綱に基づいて、部長職により構成される岩倉市審理員候補者指名委員会を設けておまして、そこで協議を行うと。その協議によって審理員を定めるということにしております。

要綱に規定してあります審理員といたしましては、課長職または主幹職の職員から指名をするということになっております。

現在、審理員として指名されている者はということでございますが、固定資産税の関係で今審査請求のほうが出ておまして、それについては行政課長が指名されているということでございますので、よろしくお尋ねいたします。

◎委員（黒川 武君） 引き続き、成果報告書の15ページの労働安全衛生関係の(1)職員の健康診断について、幾つかお尋ねをさせていただきます。

職員、それから再任用職員で189人が受診をしております。検査項目によっては少人数の受診者となっているものもあります。大腸がん検査でいうと13人、胃部レントゲン間接検査が12人、子宮頸がん検査が11人、乳がん検査が21人と少ないように思われますけれど、こうした検査項目への受診というのは進めているのか、そこのお尋ねいたします。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 正規職員のうち35歳以上の職員については、愛知県市町村職員共済組合から人間ドックというのがありまして、そちらと、あとがん検診の助成制度も設けられていることから、市で実施しています職員健康診断については、おおむね35歳未満の職員が受診しているということになります。

がん検診の受診者、今人数を言っていたいただきましたが、こちらは内訳を見るとほぼ30歳以上の職員が受診しているということなんで、20代の若い職員につきましては、年齢からまだまだがん検診のほうは受診するという気持ちにはなっていないようです。

今、現代の医学で治せるがんの多くにつきましては、早期発見で治癒するものがほとんどでございますので、今後機会を捉えて庁内に向けて健康診断の通知などでがん検診の重要性について周知していきたいと考えております。お願いします。

◎委員（黒川 武君） 同じところでの、今度はパート職員での質問をさせていただきます。

パート職員283人が職員健康診断を受診しております。25年度は237人、26年度は229人と比べ増加しているのはなぜかということで、先ほどのパート賃金の関係でいうと中学校の臨時講師が賃金化したということで、その部分でふえているのかなあと思うんですが、その増加している理由をお聞かせいただくことと、また全体として受診率は何パーセントなのかということと、それから検査項目に大腸がん検査、子宮頸がん検査、乳がん検査が入っていないように見受けられますが、今後そのところの項目の拡大の考えはあるのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） パート職員の職員健康診断につきましては、基本的には保険者が実施する健康診断を受けることになっておりますが、市にとってパート職員を雇用しているということから事業主として実施する健康診断のほうを案内させていただいております。

先ほど、パート職員の受診者数が増加したということにつきましては、パート職員数自体が41人増加したということをお先ほど御説明させていただきましたが、それプラス受診率につきましては、26年度はパート職員の受診率は80.1%が27年度につきましては86.5%と6.4%の増加をしておりました。

検査項目につきまして、今、大腸がん検査や子宮頸がん検査と、あと乳がん検査につきまして、ないということですが、従来から胃部レントゲン検査のみ、希望者のみ受診をすることができるということですが、こちらのほうは近隣の市、犬山、江南、小牧、稲沢、4市に聞きましたところ、同様に大腸がん検査や子宮頸がん検査、乳がん検査を実施している自治体はありませんでしたので、今後、それらの検査の導入に関して継続して研究していきたいと考えております。よろしくお願いします。

◎委員（黒川 武君） 成果報告書の16ページです。

中ほどのところに職員提案で、特に優秀な提案・意見については実施に向けて取り組むこととし、事業化に向けて検討を進めていますと、そういった記述がしてありますけれど、これ実際は実施をされてみえるのかどうかということと、そうしたすぐれた提案の内容というのはどのようなものだったのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 優秀提案につきましては、2件あるということでございます。

1件目につきましては、大学生の政策提案コンテストということでございます。内容につきましては、岩倉市をもっと魅力的なまちにするために、大学生、大学院生、短大生から政策提案コンテストを開催してはどうかというような提案でございました。

担当課はこちらの秘書企画課の企画政策グループになりますが、今年度制定させていただきました市民参加条例ですね。そちらのほうで規定している政策提案制度との整合性を図る必要があるということで、実施検討時期については現時点では未定でございますが、今研究している内容につきまして、大学生を対象とした政策提案の企画を検討していきたいと考えております。

ただ大学につきましては、市内には大学がございませんので、その辺、今提携を進めている大学等とも視野に入れながら、研究のほうを重ねていきたいと考えておるところでございます。

2件目につきましては、岩倉市公式子育てアプリ、子育てい〜わくん作成というものでございます。

こちらは就学前の育児奮闘中のママとパパに育児の楽しさを感じてもらえるようなアプリを作成していただくということと、あと子育て情報の提供など子育てを支援し、市民サービスの向上を目指すということでございます。

こちらは担当課につきましては子育て支援課になると思いますが、今年度、協働推進課のほうで予定しているホームページのリニューアルにあわせて子育て支援に関する情報の取りまとめを図っていき、とりあえずは子育て支援のページの充実を図っていくということとしています。

先ほど、提案のアプリのほうでございますが、導入自治体の状況を確認しましたところ、かなり費用面でもかかるということでございますので、そういった問題もありますので、今後継続して検討していきたいと考えております。以上です。

◎委員（黒川 武君） ちょっと15ページに戻って申しわけないです。

1の(5)ですよね。これは今まで記載はなかつたろうと思うんですね。多分、昨年どなたか議員の方が質問されて、今回新たに新規で入れられたのかなあと思うんですが、平成27年度の公務災害等は9件発生ということがありました。

その内容はどのような内容であったのかということと、再発防止に向けての策は安全衛生委員会で協議し防止に努めたということですので、どのような再発防止策であったのかということでお聞かせをください。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 公務災害が9件発生したということ
でございます。

発生場所につきましては、6件が保育園と認定こども園、1件が市役所、
1件が都市公園、1件が道路、こちらは側溝になります。

内容につきましては、人と物が接触したということの起因によるものが4
件と、あと人が転倒したというのが4件で、その他1件がスズメバチに刺さ
れたということの1件でございます。

公務災害の発生後は、速やかに担当課で発生原因の分析や再発防止策につ
いて検証し、その他情報共有の徹底などを行っております。先ほどもありま
した安全衛生委員会で公務災害等の発生状況などを報告させていただいて、
再発防止策について検証し、各職場において公務災害等が発生しないよう全
庁的に共有を図っているところです。以上でございます。

◎委員（黒川 武君） 最後になります。

17ページです。研修の状況が載っております。

新規として、タイムマネジメント研修というのがございまして、少し私は
何のことかよくわからなかったんですが、それがどのようなものであるのか
ということと、従来行われていた公務員倫理、コンプライアンス研修という
のがどうもここに記載がないということはなくなったのかなあとということで、
ちょっと寂しい思いもしておるんですが、なぜなくしたのかと、その2点に
ついてお聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今、新たにということでタイムマネ
ジメント研修というのをやらせていただきました。

こちらは対象としましては主事級から統括主査を対象としまして、こちら
は限られた時間の中で業務効率を高め、最大限の成果を上げるための手法を
理解するというもので、時間の大切さ、タイムマネジメントでございますが、
それを認識してもらうことを目的に実施させていただきました。

公務員倫理、コンプライアンス研修につきましては、平成26年度、おとと
しでございますが、新しく実施させていただきましたが、内容につきましては
倫理やハラスメントが主な内容で、研修テキストが配られて、それに基づ
いてやっていったということでございますが、テキストをなぞるということ
で、そのテキストを見れば理解できるという講義内容でということ、事後
に行った受講生からのアンケートでも、少し内容がわかりにくいという意見
があり、とりあえず平成27年度につきましては取りやめとさせていただきます
した。

しかし、職員につきましては高度な行動規範が求められているということ

でございます。公務員倫理は非常に重要であると考えておりますので、今後は研修だけでなく、例えば公務員倫理についてのチェックシートなどを作成して、1年に1回は公務員倫理について考えてもらうような仕組みを今後研究していきたいと考えております。以上でございます。

◎委員（黒川 武君） 結構です。ありがとうございました。

◎委員（木村冬樹君） 成果報告書のほうの質問を忘れていました。成果報告書15ページの労働安全衛生関係で1点お聞かせください。

職員健診の結果で、要指導が113人、要医療が27人ということであります。それで医療機関への受診の勧奨とかをやっているほかに、産業医による健康相談ということで39の方が実施されていますが、この産業医による健康相談という振り分けというのはどういう形で実施されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 産業医による健康相談につきましては、月1回実施しております。

秘書企画課のほうで事前に対象となる所属のほうを割り振って、所属の中で健康診断や人間ドックの結果などから相談を希望する職員に対して実施させていただいているというところでございます。

それ以外につきましては、特定保健指導の対象者でまだ特定保健指導を受けておられない職員と、あと時間外勤務を継続して月30時間以上やっている職員を、特に健康相談を受けていただきたい職員とさせていただいております。

健康相談の対象職員につきましては、正規職員のほかに再任用職員、嘱託職員、パート職員なども対象としておりますので、職員から希望があれば、対象となる月以外の相談も実施可能とさせていただいております。以上でございます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。よろしく申し上げます。

次に、同じページの外国人サポート関係ですが、これも34カ国約2,100人の外国人が居住ということで、年々国の数がふえていっているのかなあと思っています。またそのうち53%がブラジル国籍ということですが、このパーセンテージは下がってきているということで、いわゆる多国籍化というか、多くの国籍の住民がいるということだと思えます。

それで、ポルトガル語とか英語の通訳という点では岩倉市はすぐれているというふうに思いますが、その他の言語、これは岩倉団地でも非常に苦労しているところですけど、昨年の決算のところでも少し聞きましたけど、多言語パンフというものがあってその活用をということなんですけど、ポルトガ

ル語、英語、日本語以外しかわからないという方に対しての対応というのはどのような形で行われているのでしょうか。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） 今年の決算のときにも少しお答えはさせていただいておりますけれども、まず英語、ポルトガル語以外の言語をしゃべられる方の窓口での対応につきましては、市民窓口課のほうで特に外国人サポートの方を通じまして各種行政相談であったり、医療関係のパンフレットを用意しております。

それが全ての言語には対応できていないんですけれども、主としたる多くの言語の方に対応できるような資料を準備して、そういった方が見えれば相談時にお渡ししているということでございます。

また、それ以外の対応としましては、こちらは国際交流協会の対応にもなるんですけれども、日本語広場という活動がございますので、外国籍の方に少しでも日本語、いわゆる日常会話が少しできるような教室を開いていただいておりますので、そういった御案内をしたりして取り組んでいるという状況でございます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

特に岩倉団地などでは外国籍の方が多くて、私たちもコミュニケーションをとるのが非常に難しい状況になってきていますので、そういった点での主な言語に対応できるというパンフレット、これについてはぜひ行政区のほうにも少し利用できるような形を考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

もう1点、18ページの平和記念事業ですが、懸垂幕の件が本会議で聞かれました。大事なことだというふうに思っています。

それで70周年で平和首長会議事務局から送られた被爆樹のアオギリですけど、このアオギリの今後の管理だとかその活用だとか、こういった点については何か考えを持って進めているのでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 広島の被爆樹木アオギリにつきましては、平成27年8月25日に平和首長会議事務局から贈呈されたということで、そのアオギリの苗木を八劔憩いの広場に植樹させていただきました。

今の樹木管理につきましては、八劔憩いの広場のトイレ清掃を委託させていただいておりますサンクリーンズに定期的にあオギリの苗木に水やりをお願いしているということと、定期的に私たち秘書企画課の職員が状況を確認させていただいているところでございます。

今後の活用方法につきましては、ホームページ等の媒体を使用するなどで、定期的に広報等でアオギリの苗木の生育状況をお伝えしていきたいなあ

と考えておるところでございます。

本市のアオギリという平和の象徴ということで、今後も大切に育てるということで、市民の平和意識の醸成を図っていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

◎委員（堀 巖君） 研修のところでは2点ほどお聞かせください。

コンシェルジュ研修があると思うんですけども、職員と話をする中でいろんな評価の声が聞こえてきます。コンシェルジュ研修のこれまでの総括、評価、今後の考え方などをまず教えてください。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） コンシェルジュ研修、毎年やらせていただいております。職員提案に基づいて研修をさせていただいているところがございます。

研修の目的につきまして、3つほどございます。1点目は、コンシェルジュ研修の受講者に対して各部署の業務を理解するというのが1点目、2点目につきましては、実際コンシェルジュに立っていただいて接客能力を向上させるというのが2点目、3点目につきましては、実際の来庁者の方の利便性の向上というのが3点目でございます。

研修内容につきましては、コンシェルジュを行う前に事前学習ということで受講者の方には接客研修を受けていただいて、中間期においてフォローアップの研修のほうをさせていただいております。

アンケートもとらせていただいております。こちら市民の反応につきましては、いい面としましては職員が積極的にお声をかけていただいてうれしかったという点と、コンシェルジュが担当課へ案内させていただいておりますが、それで感謝しているという意見がありました。

悪い意見ということで、どうしても総合案内とコンシェルジュと並んでいるといってもありますが、声が四六時中かかっているという状況でもないものですから、どうしてもサボってみえるというような意見もありました。あと、コンシェルジュのほうから積極的に声をかけさせていただいておりますが、当然、わかっている人に対して声をかけると、かなりうっとうしいというような意見もありましたので、そういう意見も踏まえつつ、今年度につきましても、まだ実施はしておりませんが、やらせていただきたいと考えておるところでございます。

効果としましては、コンシェルジュ研修の目的につきましては達成できたと考えておるところでございます。今後も若手職員を中心にコンシェルジュ研修の実施をしていきたいなあと考えておるところでございます。以上でございます。

◎委員（鈴木麻住君） 同じページで、独自研修の中にユニバーサルデザインの研修があるんですけども、ユニバーサルデザインは非常に範囲が広いんですね。

18名受講者が見えるんですけど、どういう内容の研修であって、18名はどのような部署の人たちがこのユニバーサルデザインの研修に参加されたのか、ちょっと教えていただければ。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） ユニバーサルデザインにつきましては、平成15年度にユニバーサルデザインの振興指針を立てさせていただきまして、対象としましては主事級の職員を対象とさせていただいております。

昨年につきましては11月19日にやらせていただきましたが、研修の内容につきましては講義と現地体験ということでございます。講義のほうは、ユニバーサルデザイン研究会という市民団体がございまして、振興指針をつくらせていただいて、岩倉市のユニバーサルデザインの振興のほうを積極的にやっていたいでいる団体でございますが、その顧問であります日本福祉大学の児玉教授に毎回来ていただきまして、ユニバーサルデザインの基本知識の講義をしていただいております。

その講義が終わりましたら、次に現地体験ということで、市内の例えば岩倉駅とか市役所とか公共施設のほうに行って、今度はユニバーサルデザインというものを現地で見て学ぶということで、こちらのほうはユニバーサルデザインの研究会の会員さんのほうにお願いをしているところでございます。実際に車椅子とか、あと例えば目隠しとかしていただいて、健常者と違った障害者の立場になって、実際公共施設がどういう状況にあるかというのを受講者の方に体験していただいて、例えばこの公共施設はこういうところがもうちょっと改善したほうがいいのかという意見を吸い上げて、市のユニバーサルデザインの今後の方向というか、そういうのに役立てているところでございます。

あと受講者の方もユニバーサルデザインというものを本質的に理解していただいて、今後につなげていっていただいているところでございます。以上でございます。

◎委員（鈴木麻住君） 私も一時期、ユニバーサルデザインのその会に所属していたことがあって、大体内容はわかっているんですけども、本来からするとユニバーサルはバリアフリーとはまたちょっと違うので、例えば、今回の駅西、駅東のトイレなんかをつくる時にユニバーサルデザインの意見を聞いて、これでいいのかどうか、使いやすいのかどうかというようなことも本来すべきだなあと思っているんですよね。

名古屋市なんかはそういうことを、ユニバーサルデザイン家の意見を聞いていろんな公共施設をつくっていくとか、そういうこともあるみたいなんですけど、先ほども私質疑させていただきましたが、何で和便があるのと。ユニバーサルからすれば、和便というのは日本特有のものなんで、本来は今どき和便なんかつくる必要はないなと僕は思っているんですけど、ユニバーサルの考え方をすると本来ちょっと逆行しているのかなあと思うんですけど、だからその辺のユニバーサルデザインと行政のかかわり方というのかな。要するに、いろんなものをつくっていくときに、ユニバーサルの意見を聞くということは余りされてないと思うんですけど、そこら辺はどうなんですかね。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 今鈴木委員がおっしゃられた話なんですけれども、ちょうど11月19日がユニバーサルデザインの研修の日でしたけれども、その日の研修後に維持管理課の職員と児玉先生も含めて、会議室で少し意見交換をさせていただきました。

なかなか限られたスペースの中でというところで、いただいた意見を反映させたというところは、そうではない部分が多いんですけども、一定そういった職員と研究会の人たちとの意見交換は実施したということでございます。ただ、先ほど言ったように少しスペース的な問題ですとかもありますので、全てが反映できるということではなかったということになります。

過去から、市内の公園ですとか多目的トイレに切りかえていく際に、定期的に意見交換を行ったり、エレベーターを設置する際にも現地等で話し合いを持つということは継続してやってきておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（鈴木麻住君） だから、今回みたいな施設を何か新しく改修するとかいったときに、ユニバーサルの観点から、後から見てここは直さなきゃいけないじゃないというんじゃないで、あらかじめこれでいいのというところを確認して設置するとか、改修するとかといったほうが、そういう考え方はないですかということをお聞きしているんですけど。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 今までも、先ほど申し上げたように実際に具体化していくタイミングで意見等を聞いてきております。

ただ、委員がおっしゃられるのは少しタイミングの問題ですとか、そういった反映可能なタイミングでというような御指摘だと思いますので、そういったことも踏まえてこれから少し検討させていただいて、なるべくそういった御意向は反映できるようなタイミングで意見をお聞きしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

◎委員（鈴木麻住君） 最後に、せっかくユニバーサルでずうっと前からい

ろんな研究会が発足されてからいろいろ活動されています。

だからユニバーサルの人たちの活動を尊重して、その意見を聞いて、それを反映していくというふうにしていただきたいと思いますので、できるだけユニバーサルの人たちに投げかけて、これでいいですかというその意見を反映するような体制をお願いしたいと思います。

◎委員（大野慎治君） 主要施策の成果報告書の15ページ、4の組織機構関係で、まちづくり政策推進会議を18回開催したとありますが、会議内容とその成果について教えてください。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 昨年度、組織機構の改革を実施しました。

そのタイミングにあわせて広報と企業誘致、シティプロモーション及び住宅施策について担当課を超えた枠組みの中で推進していくということで、兼務の事例を発令しまして会議を開催しております。

基本的には、この4つのジャンルについての内容を協議してまいりました。例えば広報では、広報紙は10月からリニューアルを実施させていただきました。また、ホームページにつきましても、現状の課題等も認識しながら、今年度のホームページのリニューアルに向けて課題等を検討した上で、予算化に向けて方向性を示したというところでございます。

また、企業誘致につきましては、かねてから企業誘致のプロジェクトもございましたけれども、企業立地の促進等に関する条例の制定に向けた詳細事項の検討ですとか、企業庁による開発に向けた協議等もこの会議で実施してまいりました。

また、住宅施策につきましては、空き家の調査を昨年度実施しておりますので、そういった問題点、課題点なんかを踏まえて総合的に検討していくというところで会議のほうは進めております。

もう1つ、シティプロモーションにつきましては、昨年度12月の補正予算でお願いをしました市外向けのPRパンフレットについての内容等もその会議の中で協議をして、掲載する内容等を決定したというところでございます。

最後、成果ということもございますけれども、やはりこの企業誘致等々もそうなんですけれども、なかなか担当課だけで推進していくというのも難しい状況の中で、部を超えてそれぞれの課が自分事のように受けとめながら課題の解決に向かって進めることができたということ。あと、実際のホームページですとかシティプロモーションについては、今年度の予算ですけれども予算化することができて、今現状そうした予算の執行段階でございますけれども、進めているというところでございますのでよろしくお願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 先ほどのユニバーサルの議論を聞いていて思ったこととか、意見なんですけど、ユニバーサルデザイン研究会に頼るのではなくて、こういった研修を通して一人一人の職員がユニバーサルの考え方を身につけるためにこの研修をやっていると思うんですよ。

だから、主事級と言ったけど、やっぱり実行力のある中堅や管理職の皆さんや、そこら辺のユニバーサルに対する考え方、それこそ全課あまねくちゃんとそういう職員を育てるという意味での研修体制になっていないと僕はいけないというふうに思っていて、さっきの和便の話なんていうのは、特に鈴木さんが設計の関係でやられていて、今どきあり得ないという話が本当にそうだなあと私自身も思うので、そういったところも浸透させるという考え方はどうなんでしょう。もう一度ちょっと考え方をお聞かせください。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） まずユニバーサルデザイン研修につきましては、私も長く携わらせていただいておりますけれども、19年とか20年ぐらいから職員を対象に実施してきております。

そうしますと、今既に管理職になっているような職員も主事級だとか主任級だとか、そのときには一度や二度、繰り返しになるかもしれませんが、研修を実施してきております。

今回は主事級という少し若い職員にはなりますけれども、段階的に受講者がふえているということで、今は若い職員が実施しているということでございます。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費から目3秘書費までの質疑を終結いたします。

続いて、款2総務費、項1総務管理費、目4企画費から目5広報広聴費までについての質疑を許します。

決算書は108ページから112ページ、成果報告書は19ページから24ページまででございます。

質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） 決算書の108ページ、109ページのところの企画費の事務管理費で、重要な委員会、審議会が行われたというふうに思っています。

総合計画の見直し、また総合戦略の策定ということで審議会があったわけなんですけど、委員の数が多いいということもあろうかと思いますが、少し欠席の方が多いいなあというふうに思いました。

この総合計画あるいは自治基本条例審議会、また総合戦略の検討委員会、こういったところでの重要な市の方針を決める会議でありますので、やはり多くの意見が反映させられるような形を望むわけなんですけど、そういった日程

調整なんかはどのような形で行われてきたのか、まずその点についてお聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 会議が私どもの企画費の中には3つほどあります。

それぞれ少し性質等も違うところではございますけれども、まずは総合計画に関してですけれども、こちらは委員の数が15名という中で、私ども市の内部のほうで見直しの案を練りまして答申させていただいて、限られた時間の中で会議を開催させていただいておるところでございますけれども、まずは有識者であります大学教授の先生の方、お忙しい方になりますので、その方の日程を調整させていただいた上で日にちを決定して、委員の皆さんに通知をさせていただくというようなことでございます。

また、総合計画については、その他の委員についてもそれぞれ市内の公共的団体の長の方が多うございますので、可能な範囲で出席をお願いしているところではございますけれども、一部欠席の方がいらっしゃったということでございます。

また、自治基本条例審議会の関係は、こちらと同じように基本は有識者の方のスケジュールを調整した上で開催させていただくという流れでございますけれども、自治基本条例審議会は市内の企業の代表というようなところで、石塚硝子さんとミヨシ油脂さんの方にも入っていただいております。やはり会議スケジュールとしても年度末のほうにも開催させていただいております。企業側の繁忙期といいますか、そういったところに重なるとなかなか調整が難しいといった現状もございます。

また、総合戦略の会議につきましては、比較的調整をつけて出席の方が多く会議が進められたんじゃないかなあと考えていますけれども、いずれにしても会議の日程につきましては、やはり会長さんといいますか、座長さんの日程を押さえて、なるべく早く通知をするという形では努力させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 努力されていることはわかっております。特に重要なこういう審議会等については、できるだけ参加できるように日程調整をお願いしたいと思います。

それから、広報広聴費で成果報告書24ページでありますけど、くどいようですが、広報のリニューアルのことで、私の周りだけなのかなあとはいいますが、結構読みにくくなったという意見が聞かれます。それは繰り返し言っていますように、縦書きであったものが急に横書きになったりという形になるところの、高齢者なもんですからそういうところがちょっときついかな

あとというふうに思いますけど、そういった点での今後の方向ですね。

横書きがいいという人たちがやっぱりふえてくるのかなというふうに思いますけど、そうであれば見開きの仕方を変えるだとか、あるいはこういうポイントをつくって、そういうところでの横書きにするだとか、いろいろ苦勞はされていると思いますけど、少しそういった点の声がまだ聞こえてきますので、その点についての当局の考えをお聞かせください。

◎協働推進課統括主査（宇佐見信仁君） 平成28年の1月に実施したアンケートでは、見やすくなったなどの肯定的な意見がたくさんいただいた一方で、自由意見には横書きに否定的な意見も一部ございました。

その1月に実施したアンケート以降、アンケート等を実施しておりませんので、具体的な数値としての横書き、縦書きの評価については把握はしておりませんが、特段業務をする中で横書きは見づらいというような反対意見も具体的には私どものほうには現状届いてはおりません。

情報コーナーですとか、表や数字の多い記事、箇条書きが多い記事等については横書きをメインにしておりまして、特集や読み物などについては縦書きをメインにすると、基本的にはそういう姿勢でやっております。

現状、批判的な御意見をたくさん私どもに受けるという状況ではないというふうに認知しておりますので、当面大きな変更を加える予定はないんですけれども、見やすさですとか読みやすさというものについては常に意識しながら編集をしていきたいというふうに考えております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） ことしの1月にアンケートをとったということだもんですから、またすぐとは言いませんけど、市民の意見を聞く場など、やはり市民参加条例の関係もありますので、ぜひ設けていただくように要望しておきます。

もう1点、まちづくりカレンダーなんですけど、配布数が年々減ってきているというところがどうしても気になるところでありますが、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

◎協働推進課統括主査（宇佐見信仁君） 平成28年のカレンダーについては7,000部ということで、少し減少傾向にございます。

考えられる要因としては、こちらは予測をしているものですが、携帯電話等で場所や時間を問わずに利用できる多機能なカレンダーアプリが普及しております。それに相對して、紙ベースでのカレンダーの利用者数というのはどうしても減少しているのかなというふうに分析しております。

一方で、減少したとはいえ引きかえ券で任意に受け取るもので7,000部利用があるということは、御好評をいただいているというふうにも考えており

ますので、デザインや構成を工夫しながら、できるだけ使ってもらえるカレンダーづくりに努めていきたいというふうに考えております。以上です。

◎委員（堀 巖君） 自治基本条例なんですけど、できた当時、こういったチラシとかつくって、その後市民の中になかなか浸透していないんじゃないかという声を市民の方からもよく聞きます。

そこら辺の、これまでの広報、周知、PRと今後の考え方みたいなところはどのようにお考えなんでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 自治基本条例の普及についてということでございますけれども、制定当初につくったパンフレット、全戸で配付させていただいた後、いわゆる市民向けに大々的にPRというのがなかなかできていない状況でございます。

内部には、市の最高規範ということですので、新規採用職員の研修ですとか、機会を捉えて内容についてお伝えしているところではありますけれども、昨年度、自治基本条例の規定に基づく市民参加条例もできてきました。その中でシンポジウムを開いて、一定、市民参加条例とあわせて自治基本条例についての理解も得られるような形になったかなあというふうには思っておりますけれども、まだまだやっぱり市民に浸透していないんじゃないかという声は確かにいただくこともございますので、引き続きホームページの活用であったり、さまざまな機会でも市民に向けて条例の理念とかを普及、周知していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 続きまして、昨年か、どこかで言ったんですけれども、大野市との交流の関係です。

5月に行われる大野市のマラソンでは、名簿を見ると、私、たしか岩倉市民を探したんですが1人というような状況だったというふうに思います。去年も言ったんですけれども、例えば市民募集して、バスを1台出すぐらいの勢いで、交流の何か新しい広がりとかできないのかなというふうに考えるわけなんですけれども、現時点での考え方をお聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 大野市との交流事業につきましては、昨年度については例年行っているバスの運行と、宿泊助成等々の事業にとどまっております。

大野市はいろいろな観光事業等を積極的に実施されておるということは認識しておりますので、引き続き新たな形での連携というのも研究をしていきたいなあというふうに思っております。ただ、現状なかなかそこに取り組みしていないところではありますので、引き続き研究をしていきたいというふうに思っております。お願いします。

◎委員（塚本秋雄君） 2つほどお願いします。

第4次岩倉市総合計画中間見直し検討委託料299万1,600円、予算との違いは400円ですけれども、これは自動的にここに委託するという形の事業だったのではないかと思いますけれども、入札状況とそこら辺のお考え、お願いいたします。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 総合計画の中間見直しにつきましては、平成26年度にもその事業のほうを着手させていただいております。

この中で、平成23年からの総合計画の策定業者である業者のほうに、専門性、計画の内容を熟知しているということできろいろと説明させていただいて、内部的にはそちらの業者でやっていくということを進めさせていただきました。

特に今回、2年目の事業ということでございましたので、そちらからの業者の見積もりをもとに契約させていただいておりますけれども、2年目に向けて何かということではなくて、最初の計画の段階から適正な見積もり、金額を聴取して契約をさせていただいたというふうに考えております。

◎委員（塚本秋雄君） 委託料を決めて、予算を決める段階で、当然、元をつくっているわけですから、その1者見積もりで積算し委託料を決めたと、そういうことでよろしいでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） はい、そのとおりです。

◎委員（塚本秋雄君） 2つ目の質問ですけれども、ふるさとといわくら応援寄附金事業、岩倉で特産を買ってもらうのはよいと思うんですけれども、逆に岩倉の人は外に対してどうだったかを含めて、これをどう比較していいのか、どういう判断をしていいのか。

要は、この事業は差し引き赤字だったというような表現が言えるのかどうかというお答え、あるいはある部分、国からの交付税措置がされているのかどうか、そこら辺お聞きいたします。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） ふるさとといわくら応援寄附金につきましては、昨年度、27年度の実績が2,100万円を少し超えた金額の決算となっております。

一方、岩倉市民が他の市町に寄附をした金額というのは、これは年度ではなくて1月、12月の年ベースにはなりますけれども、ちょうど2,000万円、2,100万円を切るような数字になっております。ほぼ近い数字で、赤字ではないということではございます。以上です。

◎委員（塚本秋雄君） 赤字ではないけれども、ほぼ差し引きゼロという言い方なのか、一般的に赤字なら赤字という表現でよろしいのでしょうか、も

し岩倉市のほうが外のほうであったら。マスコミでは赤字という言い方をしておるんです。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 私どもの岩倉市にいただいた寄附金と、市民の方が寄附をした金額では黒字です。

ですが、謝礼の品ですとか、当然職員もその管理等に人件費等もかかっておりますので、そういったところを全てトータルすると赤字ということになります。

◎委員（塚本秋雄君） 国の交付税措置とか、そういうのは何も一切ないですね、この事業については。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） はい、ありません。

◎委員（鈴木麻住君） 19ページの3番目ですけど、地方創生関係の中に空き家対策調査検討業務を行ったと。

一番最後に、今後、空き家対策の方向性を取りまとめましたということで、この間その空き家の調査報告書をいただきました。いただいたのは建設部のほうからいただいたんですけど、説明がまだしていただいてないですけど、その調査結果と今後のどういう形で特定空き家をどういうふうに、あれも多分外観で見て特定空き家というふうにやっているんですけど、立入調査もすればもっとふえるのかなあとかいうのもあると思うんですね。そういう今後の進め方みたいなのも全然わからないんですわ、あの報告書だけでは。

だから、ちょっと説明していただく機会だとかいうのも欲しいなと思うんですけど、その辺の状況を教えていただければ。

◎建設部長（西垣正則君） 空き家対策につきましては、今言われた特定空き家と、あと空き家の利用のところの市の内部の会議ですけれども、2つの部門に分けて今年度から今後どういう施策で進めていこうかというところを今検討中です。昨年調査の実績を受けて今進めている最中です。

この間も会議をやったんですが、六、七件はやっぱり特定空き家に該当するようなのがあるだろうと。それから今言われた、今後、立入調査だとか、とりあえずは所有者さんに文書なり、そういう形で今後どうしていく意向ですかというようなことからまずスタートして、順を追って対策を講じていくと。

空き家利用のほうにつきましては、まだちょっと私のほうに部会のほうから調査の報告や何かが上がってきてないので、その辺も進めていくところを予定しております。

節目節目に議会のほうにきちっと報告をしていきながら進めていきますので、よろしくお願ひします。

◎委員（鈴木麻住君） 今これ、秘書企画課で担当していたと思うんですけど、担当部署は変わったということでもいいんですかね、その辺は。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 担当については、昨年度、27年度につきましては空き家の調査と今後の対策についての検討の業務ということで、地方創生の関係の交付金もいただきながら実施をしたということで、調査については秘書企画課のほうで担当させていただきました。

まず先ほどの話で、その冊子の配布が8月になってしまったことは、私どもの注意が足らなかったなあとということで申しわけございません。調査までは秘書企画課でございます。

今後、秘書企画課がかかわらないということではなくて、空き家等対策委員会のほうは建設部のほうで、内部の組織ですけれども、立ち上げて、特に特定空き家に関する部分については中心的になってやっていただきますけれども、その利活用ですとかその他のことについては、こういった調査検討業務の成果も引き継ぎながら庁内全体で進めていくものかなあとというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎委員（鈴木麻住君） 今、西垣部長が言われたように、節目節目で全協とかそういうところで、今どういう状態だというような説明をしていただけるとありがたいなと思いますので、お願いしておきます。

◎委員（大野慎治君） 今の関連で、もともと建設部でこの委託業務を発注していれば特に問題ない。

空き家の対策だって、実は商工農政課のほうで主体になるのかなあと、建設部の。秘書企画課がこれにこれ以降かかわることが多分ない、ほとんど。建設部が主体となるといったものは、やっぱり建設部で委託をかけるべきではないでしょうか。

特定空き家のことが、秘書企画課がちょっと担当外のことなので、もともとが建設部で発注するべきではなかったかと思いますが、ちょっと建設部長しかいらっしやらないので、総務部長でもいいんですが、どちらかからお聞かせください。

◎総務部長（山田日出雄君） 去年は、たしかこちらの秘書企画課のほうで担当して、今のお話でことしからは実際に空き家の関係ということで、具体的な対応ということで建設部のほうで担当は移行しておるわけですが、去年の状況でいきますと、まず先ほど申しました補助金の関係ですね。交付金の関係があるということと、あと庁内横断組織とか内部的なプロジェクトチーム的なものをつくってやるということで、そういう意味で所管をする企画のほうで担当させていただいて、この調査結果の取りまとめまでは行わせ

ていただいたという形になっております。

若手の職員を集めて会議体をつくって、いろいろ横断的な、これだけではなくてほかのものも含めて行っておりましたので、そうしたところも含めてとりあえず取っかかりということで企画のほうで担当させていただきました。よろしくをお願いします。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、款2総務費、項1総務管理費、目4企画費から目5広報広聴費までの質疑を終結いたします。

続いて、款2総務費、項1総務管理費、目6財政管理費から目9交通安全防犯推進費までについて、質疑を許します。

決算書は112ページから120ページ、成果報告書は25ページから34ページまでです。

質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） 成果報告書の27ページの庁舎施設管理費についてお聞かせください。

ことしも暑い夏だったというふうに思いますが、庁舎の温度設定、温度管理というところで、非常にむらがあるなあというふうに庁内を歩いていると感じるわけです。階によってもそうですし、同じ階でも北側、南側、これはやむを得ないのかなあというふうには思いますが、こういった点での何か職員の労働環境を守るという点で工夫がされているのかどうか、そういった点についてお聞かせください。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 庁舎の空調につきましては、夏の場合は7月から9月まで28度設定ということで空調運転を行っておりまして、冬の場合は原則として12月から3月までの期間、19度設定による空調管理を行っているということでございまして、この温度設定については第2次地球温暖化対策実行計画に基づくものということでございます。

ただ、職員や市民の皆様から暑いと行政課に連絡があった場合は、温度設定を下げるなど健康に最大限配慮するというところで柔軟な対応を行っているということでございます。

部屋ごとに、または場所ごとに体感温度が違うということもありまして、1階ですと例えば市民窓口課、あと長寿介護課、福祉課、情報観光ステーション、相談室といった部分で空調設定ができて、あと2階については部屋ごと、または2階の今の福祉課の部分と税務課の部分ということで空調の設定ができるということ。3階から6階については、北半分と南半分というような形で設定の切り分けもできるものですから、これまでも行っておりますが、先ほど申し上げたように市民の皆様、あと職員のほうから要望があった場合

は温度設定を対応させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（木村冬樹君） はい、わかりました。

やはり真夏の時期、本当に庁内で温度が違うところがすごくあって、その辺少し気になりますので、声が上がってきているのかどうかもちょっとよくわからないんですけど、そういった点について配慮をお願ひしたいと思ひます。

次に、28ページの公用車管理事業についてですが、公用車による交通事故防止対策ということで、これも初めての記述じゃないかなあというふうに思ひます。25年度末から27年度ということで、交通事故が多くてということで対策がとられたというふうに思ひておひます。

そういった中で、岩倉市職員交通事故防止アクションプランというものですが、これが策定されたということでありましたが、少し内容についてどのようなものなのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 交通事故防止アクションプランということで、平成26年3月に起きてしまいました交通パト車の事故に対して、今後はそういうことが起きてはいけないということで交通事故防止の取り組みをしている中で策定しているものでござひます。

具体的な内容を申し上げますと、まず職員の交通事故の状況であるとか、交通事故を起こしたときの責任とエコドライブの勧め、自転車の交通安全、交通事故ゼロを目指した取り組み、万が一事故を起こしたときはというような内容で構成しておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（堀 巖君） 28ページの公用車の関係、3番の事故です。

公用車の貸し出しの件です。これは全国市有物件の保険に入っているんですけども、これらの活動では保険はおひるんでしょうか。

あと自損した場合とは事故を起こした場合、一般の市民の方だったと思ひんですけども、その方に求償することになるんでしょうか。2点お願ひします。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 1点目の事故が起きたときに保険がおひるかということでござひますが、おひます。おひることを市有物件のほうにも確認しております。

2点目については、市民活動に伴って運転をしているということで、通常であれば悪質な運転をするようなことはないということでござひまして、求償するということまでは想定をしていないということでござひます。よろしくお願ひします。

◎委員（堀 巖君） 地域の盆踊り準備等というふうに、等になっていまして、あと2件というのはどんなものなのでしょう。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 資源回収に使うということが1件と、あと市民団体のほうが資材の運搬に使ったという実績でございます。

◎委員（堀 巖君） 32ページの犯罪の発生状況、これは本会議でもお聞きしました。

答弁だと、自転車盗がふえたということだったと記憶しております。これは放置自転車とかの関係の台数がふえたというところもそうなんですけれども、いわゆる先ほどもありました防犯カメラ、駐輪場についています。その効果と、この自転車盗の増の関係をどのように考えてみえるのかをお聞きしたいと思います。

◎危機管理課統括主査（早川高志君） 防犯カメラにつきましては、現在、市内の駐輪場、石仏、それから岩倉駅周辺の数カ所の駐輪場についておりますが、岩倉駅のほうについてはまだちょっと統計的な数字がとれていないんですけれども、過去に23年、24年に石仏駅に設置をしたときの自転車盗の犯罪発生件数では、おおむね半分ぐらいに犯罪が減少をしておりました。

昨年度は自転車盗が19件増加をしておって、123件の認知となっておりますけれども、発生箇所は市内駐輪場だけではなくて、駅周辺のマンションあるいは戸建ての住宅等からもかなり発生がしておりますので、そういったところの犯罪抑止も含めて周知あるいは啓発等に努めてまいりたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） 決算書の121ページの関係でお聞かせください。

放置自転車対策事業の中の修繕料です。施設修繕ということで、少し大きな額になっております。

それで中身を見ますと、大山寺駅のトイレの修繕だと思いますが、途中まで市内業者が修繕を行っていたところ、地面の陥没があってということで大きな建設会社に修繕をお願いするという状況になったというふうに思います。少しこの状況についてお聞かせいただきたいと思います。

◎危機管理課統括主査（早川高志君） 修繕場所としましては、大山寺駅西側になりますが、放置自転車対策事業として設置をしております大山寺駅公衆便所地内となっております。

時期自体は平成27年12月7日に、公衆便所地内の地面が、アスファルト等の舗装はされていない土の部分だったんですが、陥没をしたということになっております。

その後、12月9日に名鉄職員と現場立ち会い及び仮補修、翌々日に、陥没

地域が名鉄の線路沿線で線路及び名鉄の大山寺駅のホームのスロープの部分にかなり近い箇所でもあったこともありまして、名鉄との協議の上、建設業者に補修修繕等の依頼をしたというものになっております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

この証書類を見ますと、ドアの修繕だとかがあって、それは市内業者でしたかね。そういうのと、その後矢作建設ということで大きな建設会社をお願いしておるものだから、ちょっと状況がわかりにくかったものですからお聞かせいただいたんですけど、全くその地面陥没は別に起こったということなんですね。ちょっと確認です。

◎危機管理課統括主査（早川高志君） たまたま箇所が同じ大山寺駅の公衆便所ということで一緒だったんですが、大山寺のバルブの修繕、それからまた別のときに多目的トイレの扉の修繕ということで、通常の修繕ということで市内業者をお願いをしたものと、先ほど御説明をさせていただいた大規模な陥没による修繕ということになっております。

◎委員（堀 巖君） 放置自転車対策事業についてですが、本会議でもふえているということで聞いたわけです。

自転車等駐車対策協議会委員報酬というのがゼロ円です。去年もゼロ円でした。こういう状況なのに、どうしてそういった協議会を開かずにずうっと過ごしているんでしょうか、お聞かせください。

◎危機管理課統括主査（早川高志君） 放置禁止区域につきましては、御承知のとおり、現在岩倉駅周辺が放置禁止区域の対策と放置禁止区域として指定をさせていただいております。

放置自転車等対策協議会については、主に放置自転車禁止区域の拡張とか、そういった放置自転車対策に対する重要事項を審議する場となっております。現在のところは、岩倉駅周辺の駐輪場はどこも飽和状態にはあるんですが、撤去あるいは市民の方への札づけ周知等によって適正な駐輪及び駐輪場利用に基づいて進めているところなので、現時点では、委員会開催に値する事案がないということで開催はしなかったということになっております。

◎委員（堀 巖君） ということは、この対策協議会というのはそういった禁止区域の拡大とか、すごい限定的なもので、こういった現状の今ふえているような状況を、そんな小さなことを協議する場ではないと、そういうことなんでしょうか。

◎危機管理課統括主査（早川高志君） 協議会自体は、放置自転車の区域の拡大等を審議する場だと考えております。

◎委員（堀 巖君） さっき防犯カメラの分析のところ、データはかな

り古いときで、つけたばかりのときは市民の方の認知度も高いし、なれてきて現状、その防犯カメラによって自転車盗の台数がどうなのかという地区別なデータというのはとってないのでしょうか。

◎危機管理課統括主査（早川高志君） 江南警察のほうにはなるべく詳細な犯罪の発生状況のエリア照会等を行っておるんですが、やはり捜査情報ということもあってなかなか開示をしていただけないというようなところもございいますので、細かな駐輪場ごとの統計というのはなかなか入手がしづらい状況となっております。

◎委員（堀 巖君） 最後に、自転車盗で現実的に実際犯人の検挙につながったとか、解析して警察からデータが欲しいとか、そういった事例というのはあったのでしょうか。

◎危機管理課統括主査（早川高志君） 今年度については、捜査照会という形で2件の防犯カメラの画像の照会がございました。

その後、検挙につながったかどうかというところまでは情報が得られておりませんが、そういった捜査には役だっておると認識しております。駐輪場で起きた犯罪に対する照会ということなので、必ずしも自転車盗に限ったわけではありませんが。

◎委員（塚本秋雄君） 放置自転車の今の質問の関連なんですけれども、条例に基づく指定区域の放置自転車の撤去の割合と、そうでないところの割合なんていう、いわゆる駐輪場が設けてあるところから持っていった放置自転車との割合、調査一覧表は出ていますでしょうか。

◎危機管理課統括主査（早川高志君） 撤去台数については記載のとおり27年度は657台となっておりますが、そのうち放置禁止区域外は286台となっております。

◎委員（塚本秋雄君） 前のページで、窃盗犯はほとんど自転車だという説明も聞いております。

そういう意味合いで、一般的に有償というのはごめんなさいということで金を払って持っていくわけなんですけれども、免除ということはほとんど窃盗犯が盗んで行って、自分はそこに置いてなかったよということで、そこに自転車があるという解釈がこの214という解釈でよろしいのでしょうか。こちらの有償と免除の違いを説明してください。

◎危機管理課統括主査（早川高志君） 免除につきましては、盗難等による免除のものと、未成年による免除もございいますので、その両方の合計が215件ということになっております。

◎委員（塚本秋雄君） あと1つ、最後ですけど、指定区域の放置自転車は

条例があるから撤去ができると思うんですけども、駐輪場は指定区域にはなっていないけれども、その範囲内にあるからそこに置いてある駐輪場の自転車も放置自転車扱いとして持っていてもいいという条例になっているのかどうかの確認だけさせてください。

◎危機管理課統括主査（早川高志君） 区域内にございます市の自転車駐車場については、指定区域から除かれる形になりますので区域外と同様に3日後に札づけ等をさせていただいて、3日後に撤去をするというようなこととなります。

◎委員（塚本秋雄君） ぜひ市役所から踏切を渡るところの警告板、案内板、字が読めませんので至急直しておいてください。以上です。

◎委員（大野慎治君） 1点お聞かせください。

成果報告書の25ページ、財政調整基金積立金についてお聞きします。

補正予算でも同じ質問がありましたので、ちょっと繰り返しになりますが、小牧岩倉衛生組合の償還が始まることによってどのぐらい取り崩さなければいけないか、大体的見込みはあるでしょうか、お聞かせください。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 財政調整基金積立金ということで、補正のときにも少しお話しさせていただきました。

小牧岩倉対応ということで、平成19年度から毎年度5,000万円積み立てしております、30年度からの11年間でごみ焼却炉の建設工事の際に借り入れた起債の償還額が膨らむということになっております。

30年度以降は、できたら19年度から積み立てた合計額が5億5,000万になりますので、今のところ毎年度5,000万ずつを繰り入れしていくというような予定でございますので、よろしくお願ひします。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、款2総務費、項1総務管理費、目6財政管理費から目9交通安全防犯推進費までの質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

質疑の途中でありますけど、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって散会いたします。

次回は9月13日、10時から再開をいたします。お疲れさまでした。

財務常任委員会（平成28年9月13日）

◎委員長（伊藤隆信君） 皆さん、おはようございます。

きょうは、財務常任委員会2日目でございますけど、当局の皆さん、そしてまた委員の皆様方の全員の出席をいただきまして、ただいまより財務常任委員会を開催させていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

きのうに引き続きまして、議案第76号の一般会計の決算認定から入らせていただきます。

きのうに引き続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目10交通災害共済費から目19諸費までについての質疑に入らせていただきます。決算書は120ページから130ページ、成果報告書は35ページから47ページでございます。

質疑を許します。お願いします。

◎委員（黒川 武君） おはようございます。

1点だけお聞かせいただきたいと思います。

成果報告書41ページの防災訓練のところでございます。

先月8月28日、市の防災訓練が行われましたが、従来よりも簡略化された内容で実施されたのではないかなと思いました。片や、地域合同防災訓練のほうも充実しているというところではありますが、この2つの訓練をすみ分けて、どのような役割分担をしているのかというところのお考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） まず今年度の防災訓練についてお話しさせていただきます。

今年度、北小学校で行いました総合防災訓練につきましては、基本的に中止となりました平成27年度をベースにして、熊本地震で問題となりましたエコノミークラス症候群に関する講習を取り入れたり、市役所のほうでは、初動態勢の見直しをしまして、秘書企画班がそういう連絡業務に当たるということになっておりますので、現地班と秘書企画班が通信の訓練をしたりだとか、保健センターのほうでは、健康班が発災してからの初動期の動きを確認を行うというようなことで、訓練の表には出てこない訓練なんかも取り入れて実施をさせていただきました。

防災訓練の役割につきましては、今、岩倉市のほうで3つの訓練があるんですけど、うち市が主催する総合防災訓練、それから地域合同防災訓練と、あと自主防災会単位で行う防災訓練というので3つがあるんですけど、それぞれこの役割分担につきましては、市の総合防災訓練につきましては、発災から、行政がどうやって動くかということの訓練をしたり、それを住民の方

に知っていただくということで、これは公助に関する訓練ということで位置づけております。それから、地域合同防災訓練につきましては、避難所となる小学校において、避難所を立ち上げるのに、地域で協力をして立ち上げる訓練をするということで、これは共助に関する訓練、それから自主防災会単位で行っていただく防災訓練というのは、そこで消火器の使い方なんかを訓練したりしておりますので、自助に関する訓練ということで、こういった位置づけで行っております。この3つの訓練をバランスよく実施することによりまして、岩倉市の防災力というのを上げていきたいというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） 35ページの交通災害共済ですけれども、昨年度、市長からもやめるべきだという答弁があったところです。その進捗状況、動きなんかがあれば教えてください。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） これまでの間、本市から尾張市町交通災害共済組合の事務局に対しまして、今後についての協議の場を設けるよう要望していたところ、平成27年度に、組合の現状などについて構成市町に説明する担当課長会議があったところです。この会議では、見舞金が会費を上回っている現状、基金の状況などを踏まえ、今後の開催に向けて協議を行っていききたいとの考えが示されたところです。今後、これらの状況を踏まえまして、組合の議会において協議が行われていくものと考えております。

◎委員（堀 巖君） 続いて、成果報告書36ページなんですけれども、職員の年次休暇の取得状況が公平委員会で話されているということで、年々取得率も低下しているというふうに思うわけですけれども、これに対する人事当局についての考え方、民間だと、人事マネジメントにおいて、やはり管理職の評価についても、とれない状況をつくとマイナスがつくといった取り組みは見習うべきだというふうに思いますが、そこら辺の考え方をお伺いいたします。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） 年次休暇の取得につきましては、今、堀委員が年々減少傾向だというふうにおっしゃられましたけれども、現在、年間8日を超える取得状況になっておりまして、微増ではありますけれども、年々増加傾向にあるという状況でございます。

もう1点の管理職のマネジメントという話につきましては、現在、人事評価制度の構築をしておりますけれども、そういった職員の管理能力と申しますか、こういったところをその1つをとって評価ということはありませんけれども、マネジメント能力という項目がありますので、そういったところに、行動基準として反映されていくものだというふうに思っております。

◎委員（堀 巖君） 今、微増傾向だというふうに言われましたけれども、一時期、平均で10日を超える。本庁部門、それから保育士部門とそれぞれ分けると、なかなか本庁部門では減ってきているというふうに思いますが、もう一度、過去、最高10日以上あったというふうに思われます。最近では、そういった8とか、0.幾つの単位で微増しているかもしれませんが、もう少し中・長期的な視野で見ると、減ってきているのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

◎秘書企画課長（佐野 剛君） 手元にある資料ですと、平成23年度からの資料でございます。平成23年が7.53日でございます。昨年が8.3日ということで、この5年間ほどを見れば、10日を超える数字は手元ないという状況でございます。あとは、多少部署によって、本庁と例えば外部機関だとか、少しばらつきがあるというのも現状でございます。

◎委員（堀 巖君） わかりました。

続きまして、相談業務に関連して、決算書でいうと123ページのいろんな相談がされているという表が36ページに載っていますが、サラリーマン金融及び悪質商法相談料補助金という事業についてはゼロ円ということで、昨年もゼロ円だったんですが、この補助事業について、実効性がないというふうに見受けられますが、そこら辺の実態はどうなっていますでしょうか。

◎協働推進課統括主査（宇佐見信仁君） サラリーマン金融及び悪質商法の被害に関する相談料補助金については、平成19年からだったと思いますが、県の弁護士会のほうで初回の相談料が無料という制度ができて、その制度ができて以降は、そちらのほうをまずお勧めして利用していただいておりますので、市で持っている補助金の利用というのはほとんどないという状況です。今後につきましては、実績が実際にほとんどないという状況ですけれども、昨年、ことと比較しますと、少し多重債務に関する相談も微増ではありますが出てきておりますので、一度そのあたりの様子を見ながら判断していきたいというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） わかりました。

成果報告書37ページの国際交流ですが、やはり小学校や低学年、児童を対象にという事業が多いんですね。やっぱり大人の国際交流というイベント、例えば盆踊りにサンバをやるとか、そういった大人のものの取り組みというのは、今現状どんなものがあるって、今後どういうふう考えていくかというのを伺いたします。

◎協働推進課統括主査（小崎尚美君） 今、御質問いただきました国際交流協会での事業についてですけれども、今は世界のお総菜という企画をしてい

ただいたりとか、年3回ぐらいですけれども、あと日本語教室を毎月開催していただいたり、またホームステイやホームビジット事業などをやっていたという状況であります。イベントについては、おっしゃられるように、大人向けのものは少ないかもしれませんが、英語を話せる方だけで集まる英語をしゃべろう会というのも昨年度企画していただいて、順調に毎月開催しておりますし、今後も、国際交流協会と話し合いながら、何かイベントについて研究してきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（鬼頭博和君） 成果報告書の41ページの防災対策費なんですけれども、福祉避難所の開設ということで、一期一会福祉会に、開設の際に必要な毛布、寝具等と、発電機、投光器等の備品を配備しましたというのがあるんですけれども、一期一会での福祉避難所の受け入れ人数というのは、大体どれぐらいなんですか。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） 30人というふうになっております。

◎委員（鬼頭博和君） ということは、毛布とか寝具等の備品も、この人数分ということでよろしいのでしょうか。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） はい、そのとおりでございます。

◎委員（櫻井伸賢君） 同じく、福祉避難所についてお聞かせいただきたいと思えます。

補正であった防災備蓄倉庫にこれは入るものと考えてよろしいでしょうか、お聞かせください。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） 昨年度、27年度に買ったものは、一期一会福祉会のほうに配備するもので、今回補正で上げさせていただいた北島藤島の防災備蓄倉庫につきましては、羊蹄会に入るものを今年度買いまして、それを入れさせていただく予定です。

◎委員（梅村 均君） 成果報告書47ページの行政区運営費ですけれども、各区で行う親睦事業について、1事業5,000円を加算し交付するという内容のものでありますが、こういったものが活用されていけばいいなという思いであります。実際に使われたのが18事業あるということですが、盆踊りがほとんどであったように見受けられましたが、盆踊り以外のことには使われた実績はあるのでしょうか、状況をお聞かせください。

◎協働推進課統括主査（小崎尚美君） ただいま御質問いただきました区育成補助金の内容についてですが、平成27年度から、1世帯当たり150円の補助に加えて、団体が行う盆踊りやスポーツイベントのような親睦を図るための事業について、事業費割りということで、1事業につき5,000円以内を補

助することとさせていただいております。

昨年度の実績ですが、盆踊りが確かに委員さんがおっしゃるとおりメインだったんですが、フラワーアレンジメントの発表会や五条川小学校区の親子スポーツデー、地区のコミュニティーの盆踊り、親子クリーン作戦だったり、桜まつり、芋煮会等にも1事業5,000円を支出させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（梅村 均君） わかりました。

参考までに、今年度につきましても、少し金額なんかはアップされて取り組まれていると思いますが、平成28年度のこれまでの状況はどういったものでしょうか、盛り上がっていますでしょうか。

◎協働推進課統括主査（小崎尚美君） 今年度の事業ですけれども、昨年度は18件だったんですけれども、29件に大幅にふえました。内容ですが、先ほど申し上げましたものに加えまして、グラウンドゴルフだったり、クリーンチェックだったり、敬老会だったりに支出させていただく予定であります。1事業当たり、今年度は1万円になっておりまして、昨年度はコミュニティー全体に対して5,000円だったんですけれども、かかわっている八剣町だったり、井上町だったり、神野町だったり、全ての行政区に対して1万円を支出することにしております。よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 成果報告書の39ページの電子自治体推進事業についてお聞かせください。

いつも、このシステムの利用状況ということで表が出されますが、件数が大幅に減っているところがあるというふうに思いますが、その状況がどうなのか。26年に特別なことがあったのかということでもあるというふうに思いますけど、そういった点についてまずお聞かせください。

◎協働推進課統括主査（宇佐見信仁君） 愛知電子自治体推進協議会の申請システムを使った利用実績については、こちらの表のとおりなんですけど、市民向けアンケートの項で、去年が2,031件だったものが284と大幅に減っているという状態ですけれども、これの内容については、市民からの御意見等をいただくフォームがございまして、こちらのほうを利用して、ある特定の個人とおぼしき方が毎日毎日たくさん送ってみえたという方がお見えになったんですけれども、その方が26年度の終わりのほうから、このフォームを利用されなくなりましたので、ある個人の方の分が純粋に減っているという状況ですね。

◎委員（堀 巖君） この前のふれあいトークで、ちょっと市民の方から出たんですが、市民活動助成金のあり方について、ステップアップコースと

か、いろんなコースがあって、もともとは市民活動団体の自立を求めていくということで始めたんですけど、実態としてやってみて、なかなか言葉ではきれいごとでそういうふうを求めるわけですけれども、難しいと。やっぱり本来行政がやるべきことを市民活動団体がかわりにやっているということで、資金面でなかなか難しい面があるという市民の方の意見がありました。この市民活動助成金の状況、今後のあり方について、お考えをお聞かせください。

◎協働推進課統括主査（小崎尚美君） 市民活動助成金ですが、27年度については、12件の事業について助成させていただいております。26年度の14件と比べましてもほぼ同等ということになります。1年目、2年目が7件程度であったということに比べれば、かなり伸びてきているところではありますが、今委員さんがおっしゃったように、いろいろ今後、資金面とかが難しかったりするとか、3年で終わってしまうとか、そういうお話は団体さんからもお聞きしております、そういったことも助成金の審査会等に今後投げかけさせていただいて、今後の助成のあり方も検討させていただきたいなと考えております。よろしくお願いします。

◎委員（堀 巖君） 41ページの防災関係で、Jアラートの話の記載があります。先日の北朝鮮のミサイルが落ちたときに、Jアラートは機能したんでしょうか。そこら辺をちょっと教えてください。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） 例えば実際に発射された先日なんかの場合、Jアラートは地域のほうを限定することができるものですから、こちらに直接関係ない場合は鳴らないというような設定に今なっております。

◎委員（堀 巖君） ヒューマンリンクシステム、125ページの決算で、保守委託料が前年度は58万あって、27年度はゼロという記載と、成果報告書の記載が何かずれているような気がするんですね。これは、大野議員からも一般質問で出て、当局は廃止に向けてと言っているわけで、この成果報告書、本会議でも言いましたけど、きちんと事実関係をつかんで、今度どうしていくんだというところもあわせて、評価として記載すべきだなというふうに思います。保守をやめたということは、もうやめるということと同等だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎協働推進課統括主査（宇佐見信仁君） ヒューマンリンクシステムの保守については、完全にやめたというわけではなくて、27年度からスポット保守という形で、故障、ふぐあいが出たときに保守をするという体制を整えておりました。結果、サーバー等にふぐあい等が27年度は発生しませんでしたので、予算の執行としてはなかったということになっております。ただ、利用者については、表にもありますように、ほぼ横ばいというか変化なしという

ことですので、また今後、事業のあり方について、縮小していく、やめるといふことも含みつつ考えていきたいというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） 私も41ページの防災対策費のところ、少し何点かお願いします。

1つは、5に書かれてあります同報系防災行政無線であります、災害以外の利用ということで、ここに選挙だとか、防災訓練の中止だとか、Jアラートの訓練だとかということを出ておりますが、この活用方法というか、平常時でもいろいろ活用ができるというふうに思っているところなんですけど、そういった点で、さまざまな運用をしてもいいのかどうかということも含めて、担当課で検討している状況がありましたらお聞かせください。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） 昨年度は災害がなかったということで、使い方としては、成果報告書に書いてあるとおりということになっておりますけど、このほかにも、例えば徘徊老人の方の情報だとか、あと行方不明者の情報だとか、公共性や緊急性が高いものについては、流すということで想定はしておりますが、それも昨年度については、そういった事案もなかったということで、実際にはこれだけという形になっております。

今、子局の位置が住宅があるところに実際に設置されているということもありまして、1回鳴らすと、やはり苦情というのもありまして、先日の総合防災訓練で鳴らしたときも、実際に苦情が入ったというような状況ですので、ちょっと慎重になっているところがありますが、これから有効な使い方というのは検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

なかなか住民の理解を得るといふのは難しいのかなあというふうに思いますが、やはり重要なものだというふうに思いますので、堂々とかいふのを考えてやっていっていただきたいなというふうに思います。

この関連で、27年度から、愛知県防災行政無線運営協議会の負担金が発生しているというふうに思います。150万円ということで、ちょっと大きいなというふうに思うんですけど、これはどのような形で使われているのか、またこの協議会というものは、どういう形で運営されているのか、お聞かせください。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） 防災行政無線運営協議会の負担金は、今、災害時に、県とか国だとかで災害の情報なんかを情報交換といいますか、情報の伝達なんかをする高度情報ネットワークというのがあるんですけど、そちらの運用に関して、県と県内の各市町村が分担金という形で負担金を出し

て、高度情報ネットワークの保守点検だとか、そういったことに使われている負担金になりますので、防災行政無線とはちょっと関連性はない負担金ということになります。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

これは負担金を出しているだけで、例えば協議会というのがある、市の誰かが行くだとか、そういうことにはなっているのでしょうか。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） 協議会はあります。そこで予算の話だとか、負担金を実際に集めていますので、そこで保守点検に費用が幾らだとか、そんなような報告があります。その委員には、危機管理課長になっておられて、出席をしております。

◎委員（木村冬樹君） では、次の防災対策費のところ、これも6ですけど、業務継続計画ということでBCPがつくられて、全体的な計画がつくられていますけど、あとはもう各部や課のところ、またはグループといったところでのマニュアルを整備していくという段階だというふうに思いますが、マニュアルの整備の状況というのが現状でどこまで到達しているのか、そういった点についてお聞かせください。

◎危機管理課主幹（秋田伸裕君） 業務継続計画につきましては、こちらにも書いてあるとおり、現在、平成27年度から新たな組織になったということで、もう一度業務のほうを新しい担当のほうに割り振りをして、そこで新たな優先業務の順位づけ、いつこの業務をやらなきゃいけないのかというのを、出してもらっております。実際に27年度につきましては、そういった作業を行ってございましたので、各課でのマニュアルというのはこれからという形になってくるというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。また、状況をお知らせいただきたいというふうに思います。

次に、市民プラザ施設管理費の関連で少しお聞かせいただきたいと思えます。

この施設の燃料費として、重油が使われています。先日、厚生・文教常任委員会の協議会のほうでお知らせしたものだというふうに思いますが、温室効果ガスの排出量のことです。重油は、主には給食センターのボイラーの燃料ということですが、重油が燃料として使われている施設というのは、市民プラザ以外にはあるのでしょうか。わかる範囲で教えてください。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

◎行政課長（中村定秋君） 重油を使用しているところは、現在は市民プラザだけということでございます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

熱効率なんかどうなのかなと思ったりするものですから、燃料として。なかなか施設の大幅な改修時以外は変更できないというふうに思いますが、公共施設の再配置などの中で、やっぱり考えていく問題なのかなというふうに思っています。

次ですけど、成果報告書46ページのデマンド交通事業についてもお聞かせください。

いろいろお聞きしてきているところで、なかなかこれ以上何ができるのかなというところで、いつも悩ましいところでもあります。公共交通会議の役割といいますか、そこに対して、市が物を言っていく、市民のニーズはこういうところにあるんだということで伝えていくということが非常に重要じゃないかなというふうに思っています。なかなか抜本的なところで、運行日だとか、運行時間だとか、利用料金だとか、運行区域だとか、こういうところを変えていくことは非常に困難があるのかなというふうに思いますが、そんな中で、乗り合い率を高めていくだとか、午後の利用をふやしていく方法を考えるだとか、こういったところが課題なのかなというふうに思いますが、公共交通会議に対しての市の姿勢といいますか、こういったところはどのようにお考えになっているのか、その点についてお聞かせください。

◎協働推進課統括主査（小崎尚美君） デマンド交通の利用者の増加に向けて、今でも積極的にチラシを配ったり、赤ちゃん訪問時に案内をさせていただいたりしておりますし、委員さんがおっしゃるように、午後の利用をふやすために、さくらの家で予約なしで運行させていただいたりとかということをやらせていただいております。実際に、8月1日から運用は始まっておりまして、3件の御利用をいただいて、4人の方に御乗者いただいているような状況です。また、8月の中旬にですけれども、アンケートを実施させていただいておりますし、登録者の方全員に、約1,700件ですけれども、出させていただいて、現在のところ、800件ほどの御回答をいただいているような状況なんです。その回答を今から集計、分析させていただいて、今後の利用促進の取り組みの参考にしていきたいと思っておりますし、その結果を、公共交通会議が今度11月にございますけれども、そちらのほうで出ささせていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（大野慎治君） 私もデマンド交通のことで、総務産業建設委員会の

協議会のほうで、一度しっかりと月でピックアップしてデータを分析してくださいということを求めましたが、ヒューマントリップ等々、その報告がいまま過ぎ去っておりますが、いつになったらこの報告が出てくるのか。一度検討させていただきたいということで終わっておりますが、やはり分析、検証がなくて、これを幾ら対策を打っても何もわかりませんので、その回答はいつ来るんでしょうか。

◎協働推進課統括主査（小崎尚美君） 先日の協議会のほうで検討させていただきますということで御回答させていただきましたが、データ上は、毎月お出ししている利用登録だったり、乗車状況だったり、乗り合い値といったものしか出てこないものですから、今回アンケートもさせていただいておりますので、アンケートの結果等も含めて、また御報告させていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

◎委員（塚本秋雄君） 主要施策の43の協働のまちづくり推進事業の中の1番目、市民参加条例が去年策定されて、ことしから施行されています。そのところで、なお、住民投票条例は市民参加条例とは別に検討することとなりましたということで、もともと市民参加条例と住民投票条例を一緒にやろうとしたところに無理があったのかどうかと、そこら辺のお考え方を聞きたいと思えますし、自治基本条例では第12条で別に条例で定めるものと言いつつ切っているわけですがけれども、ここの段階では、市民参加条例とは別に検討すると、定めるじゃなくて検討する。現在、白紙の状態のような感じがします。市民参加条例の検討委員会というのは、多分解散されていると思えますから、そこら辺の状況をお伺いいたします。

というのは、これから公共施設等の再配置計画が策定されて、その実施に向けてというときには、貴重な住民投票条例とは言わないけど、住民投票というのは、ふだんでも手続とか手法が合っていれば、議会も含めて現状できるものだと私は解釈しておりますけれども、もちろん努力は要りますけれども、そういうような形の中で、今の当局の住民投票条例についての考え方を、できなかった、今後を含めてのお考えをお聞きいたします。

◎協働推進課長（小松 浩君） まず住民投票につきましては、皆様もよく御承知かと思えますが、最終的に市民参加条例の中に、協働と市民参加と住民投票、2つを盛り込んで当初上程を考えておりました。これに対して、無理があったかどうかという御質問に対しては、無理があったというふうには当局としては考えておりません。最終的に取りまとめまして、議会の特別委員会の中でいろいろと御議論いただきまして、意見をいただいたその結果、最終的に、住民投票についてはまだ議論する余地があるという判断のもと、

住民投票の部分だけ少しなくして、上程をさせていただいたという経緯でございます。ですので、住民投票につきましては、今後もまたいろいろとそういった御議論、意見等を調整させていただきながら、進めていきたいというふうに考えております。以上です。

◎委員（塚本秋雄君） 自治基本条例で10条と12条に分けたという部分も僕は重かったかなと思っております。一緒だったら一緒でつくる項目で、僕はよかったと思うんですけども、もともと違う部分を多く含んでいたという部分を私は思っています。そういう形の中で、議会が入っていたわけじゃないんですけど、参加条例の中の審議の中で、傍聴しながら聞いてきた中で、時間的な、あるいは期間的な部分の中ではなかなか住民投票条例まで行くような細かい、いろんなことは出ておりましたけれども、ちょっと難しかったかなという私の感想としておきます。ということで、今は白紙の状態ということでよろしいでしょうか。何か努力はされておるのか、考え方を持っているのかどうか。

◎協働推進課長（小松 浩君） 今の段階では、おっしゃるとおり白紙という形で、前回の状況から進んでいないということでございますので、よろしく願いいたします。

◎委員（塚本秋雄君） 市民参加のメンバーでつくられた中身についての努力と議論された項目は大事だと思いますから、それを土台に、今後の形の中で、住民投票というのは、今後ないということとは言えないし、あるだろうと私は思っておりますので、そういう意味合いでは、検討する機会があると思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

◎委員（堀 巖君） 今の関連で、ちょっと突っ込んだ質問なんですけど、いつまでに上程する予定かということさえも決まっていないのでしょうか。

◎協働推進課長（小松 浩君） 今の段階では決まっておりません。

◎委員（黒川 武君） 市民参加条例が4月1日から施行されたということで、現在、市民の皆さんに周知方の努力をされているだろうと思うんですが、市民の方から、これでもう半年ということになりますので、何か具体的な動き、動向等がこの間あったのかどうなのか、もしあればお聞きしたいと思います。これはあくまでも関連です。

◎協働推進課長（小松 浩君） この4月から市民参加条例が施行されて、この条例に基づいて規定がされております政策提案制度に関しまして、現在1件提案がされたという状況でございます。よろしく願いいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、款2総務費、項1総務管理費、目10交通災害共済費から目19諸費までの質疑を終結いたします。

続いて、款2総務費、項2徴税費から項7災害救助費までについての質疑を許します。決算書は130ページから146ページ、成果報告書は48ページから51ページまでです。

質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） まず成果報告書48ページの徴税費のうち、徴収費について少しお聞かせください。

1つは、納税相談なんですけど、今、2階の税務課のカウンターのところに椅子があって、そこでいろいろ話し合いが持たれているのかなというふうに思います。場合によっては、別の部屋でやったりしているのかなというふうに思っているんですけど、やはりプライバシーが守られる空間でこういう納税相談はやられるべきではないかなあというふうに思うんです。聞くとろによりますと、大口町では、もう納税相談をする部屋みたいなのがきちんと整備されていて、そこでプライバシーが守られて相談ができるという状況になっているようなんですけど、岩倉市では実態はどうか、またそういうことについての考えはどうなっているのか、お聞かせください。

◎税務課長（岡本康弘君） 岩倉市でも、納税相談、当然いろいろなものをお受けしております。内容によって、簡単に済むようなものについては、キャパシティの問題もあるもんですから、窓口のほうで対応させていただいておりますけれども、込み入った内容になってきますと、やっぱり個室でということ考えておまして、市民相談室のあいている部屋をお借りしたりですとか、福祉課のほうの相談室があいている場合にはそちらをお借りしたりという形で対応しております。できる限り、プライバシーを守るような形で対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。

◎委員（木村冬樹君） ぜひよろしく願います。

次に、ちょっといつも聞いているもんだから、到達がどうなっているのかなということでお聞かせいただきたいと思います。

納税の仕方を多様な形でやれるようにということで、いろいろ努力がされてきているというふうに思います。コンビニエンスストアでの収納などが、税金だけではなくに、やられて、その割合もふえてきているというふうに思っています。そういった中で、モバイルレジということでもいつもお聞きするんですけど、携帯電話から手軽にお金を振り込めるというシステムですけど、担当課では進めたいなという思いがあるのかなというふうに思っていますけど、なかなかお金がかかったりしてということが進まないのかなというふうにも思っているところですけど、今の進捗状況というのはどうなっているん

でしょうか。

◎**税務課統括主査（小野 誠君）** モバイルレジに関しては、平成27年度に導入費用、また他市の事例を参考にしまして検討させていただいたんですけど、なかなか利用実態が少ないということで、ちょっと見送らせていただいております。その後、近隣自治体で導入が始まりましたら、また検討していきたいなというふうに思っておりますけど、携帯にアプリをダウンロードしなくてはいけなくて、その手間があるということでなかなか進まないというふうに他市のほうからは聞いております。

◎**委員（木村冬樹君）** わかりました。

私たちがいろんなところへ視察に行きますと、給食費なんかをモバイルレジで払えるようになっていたんだよみたいなことも、そういう自治体もあるもんですから、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

もう1点、ちょっとこれはわからないもんで教えていただきたいんですけど、インターネット購買手数料が約10万円ということで支出されております。歳入のほうを見ますと、雑入で滞納処分費ということで12万円ほどが入っているというところでありまして、このインターネット購買があったのかどうかということだとか、あるいは手数料と滞納処分費の関係が何かあるのかどうか、こういった点についてちょっとわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

◎**税務課統括主査（小野 誠君）** こちらは、昨年度、岩倉市で始めたインターネット購買を2回実施しまして、そのシステム手数料がインターネット購買手数料で、こちらはヤフーが運営する官公庁オークションに出品させていただきまして、落札額の3%プラス消費税を支払うということで、このインターネット手数料の支出があります。その他、翌ページの自動車運搬手数料1万円と自動車の査定料を合わせて滞納処分費ということで、購買にかかるまでの手数料を雑入で受けているというふうになっております。

◎**委員（木村冬樹君）** 大体わかったんですけど、だから手数料がこんだけかかっているけど、こんだけしか入らないとか、そういう意味ではないということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎**税務課統括主査（小野 誠君）** インターネット購買にかかるまでの費用が歳出で支出させていただいて、その支出した部分を落札額、本人さんの税金に充てるところから差し引いて、雑入で受けているということになります。

◎**委員（木村冬樹君）** わかりました。

次の項目です。

次の49ページでマイナンバーの関係ですが、本会議で通知カードがまだ本

人の手元に届いていない件数として、353件という数字が出たと思います。また、個人番号カードの交付状況も御説明があって、900件ぐらいがまだ申請に対して受け取りができていないのかなあというふうに思っているんですけど、これに対する対応というのは、どういうふうにしていくのか。番号通知カードが届いていない部分についてはどういうふうにするのか、また個人番号カードというのが、このままきちんと申請すれば、すぐ受け取れるような状況にまで持っていくというのは、そういう見通しがあるのかどうか、そういった点について少しお聞かせください。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） 通知カードが郵便局から返戻された世帯に対しましては、受け取り勧奨通知を送付しております。また、住基システムに未受領世帯であることを表示して、住民票の取得時など、窓口に見えたときに御案内するなど、直接窓口で受け取りをしていただくようにしております。

個人番号カードにつきましては、受け取り通知を送った後、長期間受け取りのない方については、この9月からなんですけれども、受け取りをお願いしますということで、こちらについても受け取り勧奨のはがきを送らせていただいております。あと、個人番号カードにつきましては、現状、申請から受け取りの通知の発送までについては、約1カ月程度で発送できるような状況となっております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） この番号通知カードについては、多分、一定のところまで来たら、もうなかなか難しくなってくるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そういった状況というのはどうなんでしょうか。国は何と言っているかということも含めて、少し教えていただきたいなあとと思います。今、番号通知カードについては、1カ月ぐらいでという状況になってきているということで、それでも申請があったけど、なかなか予約がとれないという状況ではなくて、本人が申請はしたけど、要らないよみたいなケースがあるんですか。ちょっとその辺についても少しお聞かせください。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） 個人番号カードにつきましては、現状のところ、申請されて市役所に届いてから、その後、要らないよという問い合わせについては、特にない状況です。ただ、受け取りが長期間されていないという状況の方はお見えになります。

通知カードにつきましては、しばらくの間、市役所で保管をしておりますので、窓口等にお見えになる機会を捉えて、交付をできるだけするように働きかけていきたいなと思っております。

◎委員（木村冬樹君） しつこいようですけど、番号通知カードは、多分一

定のところへ来たら、最後、居住実態がないだとか、そういう人たちが残されてくるのかなというふうに思っていて、そういう処理というのはどうなっていくのかなというふうに思ったりするんですよね。番号がわからないまま制度がスタートしていますけど、一定の人がそういう状況にあるというふうに思いますけど、そういったことに対してどうなっていくのかなという思いがあるものですから、国が何か指針を示すだとか、そういうのは特にないんですか。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） 国は、できるだけ交付するよという事で言われております。居住実態がないという世帯に対しましては、市民窓口課のほうで定期的に居住実態のほうを調べておりまして、そういう世帯につきましては、職権消除で住民票を消すというような形になってくるものですから、職権消除が決まった世帯については、通知カードについては破棄をするというようなこととなります。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。また、いろいろ情報があつたら教えていただきたいと思います。

最後ですけど、国勢調査のことも少し聞きたいんですけど、成果報告書の51ページで、国勢調査が27年度に行われています。この際、少し担当されている方にもお話ししたんですけど、1点は、国勢調査の調査用紙が、岩倉団地なんか空き家が250戸ぐらいあるものですから、そういう空き家のところのポストにも入れられていたという状況があつたんですけど、これは調査員の単なるミスということなんでしょうか。そういうケースというのがほかにもあつたのかどうか。やっぱり調査用紙がそのままずっと長い間ポストに入れられているまま放置されているというのは好ましい状況じゃないんじゃないかなあと思いますので、そういった点についてどうだったのかをお聞かせください。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 国勢調査の調査用紙については、当初、調査に出る際には、空き家かどうかというのはわからない状態ですので、一旦住戸のほうに調査票ですとか、今回はオンラインが始まりましたので、オンラインのID等を投函させていただいて、状況を見るという形になります。その後、近隣住民等への聞き取り等で、明らかに空き家だということが判明した時点で、空き家という形で処理をして、配付したものについては回収をするということでやっております。

今、委員言われるところは、最終的な段階においても、まだまだ調査票が投げ込まれていた状態で放置されていたというようなことですかね。それについては、基本的に調査員、指導員には、そういった内容について説明をし

ておりますので、最終的に投げてしまっていたものがずうっと投げっ放しになっているということはない形で、最後調査を終了しておりますので、タイミング的に、少し気になるタイミングもあったかと思えますけれども、その点については、5年に1度の調査にはなりますけれども、そういった事例も説明の中でさせていただきながら、なるべく空き家だということが判明した時点で、早目に回収するように指導してまいりたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

空き家ということがわかっているところは投函されないのかなというふうに思っていたもんですから、そうではなしにということで、状況は理解できましたので。

もう1つ、国勢調査の関係で、今回、オンライン調査が導入されてということで、私もオンラインでやらせていただきまして、非常に簡単にできたということでもあります。このことも、担当者のほうには少し聞いたことがあるんですけど、インターネットで調査をされて、それが送られるという形になるわけで、そういった場合のセキュリティーが本当に大丈夫なのかなというところが少し疑問があるんです。特に、情報は個人情報で、非常に重要な情報ですので、これが漏れれば、いろいろ利用価値があるという情報だというふうに思いますので、そういった点でのセキュリティーというののどのようになっていたのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（小出健二君） 今回、初めて、全国民を対象にした国勢調査でインターネット調査を始めるということで、国のほうの話にはなりますけれども、セキュリティーの対策については、多額の費用も入れながら、万全の体制をとということで、各市町村への説明についても、やはりそういった形での説明をされております。実際には、情報は強固なセキュリティーを保たれているデータセンターのほうに管理されておりますので、まずサーバー側での驚異というのはしっかりと管理をされていると。問題は、やはりID等の情報による修正等も可能になるもんですから、そういったところの管理というところにはなるのかなあというふうに思えますけれども、そういったところについては、かねてから番号の配付の間違いだとか、そういったものがないようにということで、調査員、指導員等に説明をしてきております。岩倉市においては、IDの配付の仕方についても工夫をして、万全の体制でできたというふうに思っておりますので、そこはシステム的な部分と、あとは実際に調査に携わる人間の人的なミスがなければ、しっかりとした調査ができ、かつ安全に情報が守られるものだというふうに理解しております。

よろしく申し上げます。

◎委員（堀 巖君） 1点だけ聞かせてください。

選挙の関係で50ページ、1.30ポイントの減となりましたというふうに書いてあります。投票率に関しては、そのときの話題性であるとか、立候補者によって変わってくるというふうに思いますが、全体的には減少傾向であると思います。片や、決算書の139ページの明るい選挙推進協議会委員謝礼、これはゼロ円です。一度もこの協議会が開かれていないということをお聞きしていると思いますが、明るい選挙推進協議会の委員が投票率向上の役割をしているかどうかわかりませんが、少なくともこの投票率の減少傾向を、ちょっと一般質問とかぶるので余りあれなんです、食いとめるために、いろいろな手だてを講じる必要があるというふうに思います。この明るい選挙推進協議会のあり方、それから例えば投票率向上委員会とか、やっぱり実態として体をなしていないような事業や委員会や協議会や、そういったものはやっぱり時代とマッチしていないというようなことも考えられると思いますので、今後のあり方について、今の現状をお聞かせください。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 明るい選挙推進協議会につきましては、今回予算の執行がなかったということで、近年、委員等の選任もしていないということでございます。ただ、以前、大分前でございますが、平成17年ごろまでは開催しておりまして、その際は、選挙管理委員の補充員ですとか、あと郵便局さん、当時はユニーさんとか、あと区長会さんで集まっていたいただいて、店舗等の入り口とかで啓発物品を配っていたというような実態でございました。ただ、それがなかなか投票率と結びつかないということで、先ほどの10年ほど前に一旦休止というか、委員も選任をしていなくて、活動もしていないということでございます。これらのあり方も含めて、今後ちょっと検討していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

◎委員（大野慎治君） 1点だけ質問させていただきます。

成果報告書の48ページ、賦課費についてです。

下段のほうに、地番図・家屋位置図デジタルシステム導入によって把握した現況と課税台帳の表に伴う更正作業1,391件実施しました。ここで、航空写真とも照合されているというのをお聞きしたんですが、ちょっと関連が過ぎちゃって申しわけないんですが、航空写真は5年に1度撮影すると思うんですが、今、東尾張、日進市さん、長久手市さん、東郷町さん、みよし市さん、ちょっと豊明市さんはよくわかりませんが、航空写真を合同で撮影するというのをことしから始めたということで、3年ぐらい前から税務課さんが主導でたしか進めていらっしゃったということなんです、この合同撮影

というのは、岩倉市近隣と今検討されているのかどうか、お聞かせください。

◎**税務課統括主査（大橋 透君）** 今、航空写真を近隣の自治体と合同で撮影をしているというような事例を紹介いただきましたけれども、航空写真の撮影をする事業というのは、都市整備課のほうが主体してやっています。税務課としては、そのデータを活用して、地番図とか家屋の現況を落としたものという形でシステムをつくっているわけですがけれども、近隣と合同で撮影するということは、コスト面を見れば効果的だというふうでは考えているんですけれども、現段階では、すぐに近隣とあわせて撮影するというようなところについては考えていないという状況です。お願いします。

◎**委員（櫻井伸賢君）** 成果報告書50ページ一番下、先ほどの岩倉市議会議員選挙一般経費です。

中ほどから、また引き続き、あいち電子自治体推進協議会、電子申請・届出システムという記述がありますけれども、事務の効率化、迅速化、経費削減になったよと書いてあるんですけど、通常の電話連絡でやる場合とどう違って、どのような削減効果があったのかをお聞かせください。

◎**行政課主幹（佐藤信次君）** こちらのあいち電子自治体推進協議会による電子申請・届出システムについて御説明をさせていただきますと、そのシステムを活用することによって、特定のURLが生成されまして、そのURLを各投票所における庶務係の携帯電話、スマートフォンにあらかじめメールを送っておくんですね。そうしましたら、そのURLをクリックすることによって、時間ごとに投票者数を入力するという作業をして、投票所ごとに、その時間ごとの投票者数が送信されるということになります。ですので、まず電話をかけて受けるという作業がなくなるということです。

あと、本部に詰めております速報系のほうが今の受けた投票者数を自動的に表計算をして、集計をしてくれるということになりますので、速報を受け付けるほうも迅速に処理ができて、正確な数字を公表できるというような仕組みになっておりますので、よろしくをお願いします。

◎**委員（櫻井伸賢君）** 引き続きと冒頭にありましたように、去年の衆議院選挙と愛知県知事選挙も同様の記述がありました。3回続けて載っていますので、何か目新しいような取り組みというふうには思えないんですけど、記載した理由があればお知らせください。

◎**行政課主幹（佐藤信次君）** こちらについては、既存のあいち電子自治体協議会のシステムを使っているということで、経費をかけずに、かつ事務の効率が図られているということから、引き続きという形で掲載させていただいたものでございます。

◎委員（塚本秋雄君） 1つだけお聞きいたします。

徴収費の135ページの市税過誤納金還付金3,300万ほどありますけれども、基本的には、市のほうが間違っただけで徴収をして返したほうが多いのか、あるいは市民の方が間違っただけで納めたやつを返したほうが多いのか、その内訳をお聞きいたします。

◎税務課統括主査（小野 誠君） こちらは、基本的には還付金という形になっておりまして、現年度で入ってきたものは歳入のほうから戻するという形をとっておりまして、こちらの3,300万円ほどは過年度分の返還金ということになっておりまして、その内訳は、御本人さんが重複納付されたものもありますし、修正申告によって変更になったものもありますし、企業の決算によるものも含まれておりますので、よろしくお聞きいたします。

◎委員（梶谷規子君） 成果報告書の49ページの人口増減の内訳についてお伺いします。

いつも、広報にも、この人口増減の内訳、住民異動状況の内訳が、出生、死亡、転入、転出で分けて記載され、岩倉は出生が死亡より上回っているとか、転入、転出が多いんだなというふうに状況をいつも見るんですが、内訳をきちんと載せていただいていると思うんですが、ここの記述のその他でマイナス5人という、このその他というのは、毎月の記述では見たことがないんですが、どういう5人なのでしょう。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開します。

◎委員（梶谷規子君） 50ページの選挙費のところでお伺いします。

この一般市議会議員選挙でも、期日前投票率がどんどん上がってきているという近年の選挙状況だと思うんですが、期日前投票が選挙結果の報告に何人で何%というのが出るんですが、投票所別の投票数、投票率というのも選挙結果の一覧に出る中で、やはりお地元の人たちは、自分の選挙投票所の投票率は上がっているかと非常に気にされている方も多くて、期日前投票をした人の自分が住んでいるところの投票別のカウントは入っていないんですね。そこは、期日前投票の方で、お住まいの投票所別だったらここという把握というのは難しいでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 投票当日にそれを把握するというのは難しいと思います。どうしても、期日前投票の結果を一旦吸い上げてというところで、投票日前の土曜日の段階でそれを集計して分析するというのはちょっと難しいと思います。ただ、投票後であれば、それは可能でございますので、

例えば今度ホームページもリニューアルされますので、選挙のページにそういったデータも加えるということは可能だと思いますので、研究したいと考えております。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、款2総務費、項2徴税費から項7災害救助費までの質疑を終結します。

お諮りします。

ここで暫時休憩したいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 20分から再開します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

審査する前に、当局から申し出がございましたので、許します。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 先ほどの榊谷委員さんの質問の中で、ちょっと一部答弁のほうが誤っておりますので、訂正させていただきます。

期日前投票の投票当日までの集計というところがございますが、私ちょっと集計が難しいという御説明をしたと思いますけれど、それはシステムによって可能でございますので、例えば投票当日に、自分の投票所でどれだけ期日前投票が済まされたのかなということをお知りになりたいということも、要望としてあるかもしれませんが、投票前日の土曜日の夜、各投票所における期日前投票者数というのを打ち出して、投票事務従事者に配付するというのも可能ですので、検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔発言する者あり〕

◎行政課主幹（佐藤信次君） 済みません、何回も。

今、広報に投票率というふうに記載されているのが、期日前投票者数も含めた形で、各投票所における投票率が記載されているということでございますので、よろしく願いいたします。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） 先ほどの人口増減の内訳のその他ですけれども、こちらにつきましては、職権消除をされた人数であったり、あと外国人が中・長期在留者になった場合になると、住民として登録がされるものですから、そこら辺のプラス・マイナスというところで記載をさせていただいているところになりますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） 続いて、款3民生費に入らせていただきます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉費総務費から目7障がい者医療費までについての質疑を許します。決算書は146ページから164ページ、成

果報告書は52ページから69ページまででございます。

質疑を許します。

◎委員（相原俊一君） 質問させていただきます。

成果報告書の60ページの緊急通報システムの件なのですが、成果報告書の去年のやつだと、設置人数が205人で、27年のやつが182人、こういうものというのは微増するものかと思っていました。減少の原因というのは、死亡はわかるんですけども、あとほかにどのようなことが考えられるのか、お教えてください。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 死亡のほかに、施設入所でしたり、転居でしたり、御家族と同居等、いろいろな理由で人数の変動がございます。緊急システムの平成27年度の年間実利用人数は182人でした。救急要請件数は年間18件、うち救急搬送したのは18件となっております。

◎委員（相原俊一君） この緊急通報システムは、意外と誤作動もあるとか、解約もあるとか、そういうことも聞いているんですけども、その辺の件数なんかは把握はされているんでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 毎月、業務報告が上がってまいりまして、誤報については、累計で27年度は100件となっております。相談が50件、試し押し通報による会話件数は1,027件、電源関連通報で、コンセントが抜けたりとか、地域の停電等で誤報等になりますと90件、実際の電話による会話や相談件数は2,006件となっております。また、利用者からの緊急時の通報対応のみではなく、通報がなくても、コールセンターからの伺い電話を月1回以上行っておりまして、平成27年度は年間2,954件の伺い電話を実施しております。以上です。

◎委員（黒川 武君） 1点だけお聞かせいただきたいと思います。

成果報告書55ページの国民年金費の事務管理費の中で、最後の行のところで、市独自の制度である老人福祉年金支給の請求はありませんでしたということがあります。これは、26年度も請求はなかったとおぼろげですが、これは対象者はいるのでしょうか。いるとすると、相当高齢の方なのかなというふうな気もいたします。まずその点が1点と、もう1点は、国の老齢福祉年金とは、制度としてどう異なるのか、そこのところもお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） まず、国の老齢福祉年金について説明させていただきます。

国の老齢福祉年金とは、国民年金制度が発足した昭和36年に、既に高齢であったことを理由に、国民年金を受け取ることができない人を救済するため

に設けられた制度になっております。主に、明治44年以前生まれの人が対象となりまして、平成28年現在、満105歳以上になる人です。

岩倉市の老人福祉年金につきましては、岩倉市老人福祉年金支給条例に基づくもので、年額2万4,000円となっております。条例における受給権者につきましては、国民年金法に規定する老齢福祉年金受給権者で、配偶者や扶養親族の所得が国民年金法の基準を超えて支給されない方が対象となります。なお、現在、岩倉市においては、該当者はいない状況となっております。

◎委員（黒川 武君） 現時点では、該当者はいないということなのですが、今後の見通しとして、市の独自の制度ですから、今後どうするのかというのは、市の意思決定のところでもあるのかなと思うんですが、制度としての必要性がなければ、やっぱり見直しをしていくということも必要ではないだろうかと思えますし、その辺のお考え方はどうなんでしょうか。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） こちらにつきましては、転入者で対象の方があったときに支給するという形になりますので、そこら辺のところでは制度として残すような形になっておりますので、よろしくをお願いします。

◎委員（堀 巖君） 今の関連といえば関連なんですけれども、決算書の153ページ、在宅福祉事業で、委託料の中にいろいろメニューがあります。この中で、ゼロ円というのがホームヘルパー、デイサービス、ショートステイで、昨年もゼロなんです。先ほど言いましたように、こういった実効性を伴わないような事業というのは、制度としては存続していかなければならないものなのか、ちょっとは改良して、使いやすいようなメニューに変えていくとか、そういったところの考え方みたいなところをちょっとお聞かせください。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 今、委員がおっしゃられましたホームヘルパー派遣委託料、デイサービス委託料、ショートステイ委託料ですけれども、まずホームヘルパー派遣事業につきましては、岩倉市老人ホームヘルパー派遣事業運営要綱に基づきまして、介護保険法の要介護、要支援に該当しない市内に居住する65歳以上の高齢者で、虐待等、やむを得ない事由がある者に適用されるものですが、利用はございませんでした。事業は、社会福祉協議会に委託しております。

デイサービスにつきましても、岩倉市デイサービス事業実施要綱に基づき、虐待等、やむを得ない事由がある場合に実施するものですが、利用はございませんでした。こちらは、市内の一期一会福祉会と羊蹄会に委託をして、実際に行うものになっております。

ショートステイにつきましては、岩倉市老人ショートステイ事業実施要綱

に基づきまして、虚弱老人の介護者にかわって、一時的に養護する必要がある場合等に、特別養護老人ホームへ入所させるものですが、平成27年度の実績はありませんでした。なお、平成25年度にお2人、平成28年度8月現在で1人の御利用があります。

こういった要項につきましては、見直しも順次されておりますが、長年にわたり利用がない状況でございます。今後、介護保険制度の改正に伴いますサービスや近隣市町の事業等を参考に見直しを図るように検討していきます。ショートステイの利用料につきましては、虐待等で緊急に利用がある場合もございますので、過去に利用実績があったという状況です。お願いいたします。

◎委員（鈴木麻住君） 決算書の同じ153ページですけど、特別養護老人ホーム建設費補助金という項目で、1,540万の補助が出ています。この補助金というのが、市の補助金と国と県とそれぞれあると思うんですけども、それぞれの比率を教えてくださいというのと、市の補助金の補助率というのは、市で単独で決められるのか、あるいはもうルールとして決まっているのか。それと、その補助金の金額、要するに建設費だけなのか、備品とか、いろんなものも含まれた金額に対するパーセンテージなのか、ちょっとその辺を何点か教えてください。

◎長寿介護課統括主査（浅田正弘君） こちらの特別養護老人ホーム建設費補助金ですけども、まず補助としましては、2カ年の補助となりまして、26年度と27年度の2カ年で補助しております。総額で市のほうが2,200万円ということで、26年度が660万円で、27年度が1,540万円ということになっております。その根拠としましては、愛知県のほうが補助金を出してございまして、愛知県のほうは、愛知県老人福祉施設等設置費補助金要綱ということで、1床当たり275万円という要綱で、その80床ですので、2億2,000万円が愛知県のほうが2カ年で補助しております。市の2,200万円の補助の根拠としましては、市の決裁のほうで、愛知県の補助金の10分の1ということで2,200万円というふうに決めさせていただきました。あと、補助の対象ということにつきましては、建設費補助金となりますので、建設費に対する補助ということになります。よろしく申し上げます。

◎委員（鈴木麻住君） 国の補助というのはいないんですか。

◎長寿介護課統括主査（浅田正弘君） 国の補助はございません。愛知県と市で2億2,000万と2,200万円というようになっております。

◎委員（鈴木麻住君） もう1点、総工費に対する何%というような補助の掛け方はしないということですかね。要するに、県の補助率の10分の1とい

って、それは県は1床に対する275万という算定だと。ということは、金額に対して幾らということではないということですね。

◎長寿介護課統括主査（浅田正弘君） 総工費に対する補助率ではなくて、愛知県の1床当たり275万円という補助に対し、市の補助金はその10分の1というふうで決めさせていただいております。

◎委員（堀 巖君） 今の関連で、10分の1のレベルというか、他市とか、そこら辺で10分の1というのは適正だということなんでしょうか。

◎長寿介護課長（山北由美子君） この特別養護老人ホーム建設費補助金は、市のほうで基準を定めておりますが、この10分の1というふうに定めたときの当時の参考といたしまして、一宮では、県補助金の6分の1、春日井市では3分の1以内、江南市では2分の1以内、小牧市は1床120万円の定員数ということでございまして、それらを勘案いたしまして、岩倉市では10分の1としたというふうに聞いております。

◎委員（木村冬樹君） 最初に、先ほどの堀委員の質疑の中であったホームヘルパー派遣委託料、デイサービス委託料、ショートステイ委託料であります。実績は少ないものの、経年的にいろいろ見ていくとやっぱり何件かあるわけで、これはセーフティーネットとしてきちんと残しておかなきゃいけないというふうに思っています。ですから、縮小する方向ではなしに、虐待だとか、ショートステイでいえば虚弱な高齢者だとか、家族の疲労の状況によって使えるわけなものですから、広げていくような方向でぜひ検討をしていただきたいというふうに、これはちょっと意見として言っておきます。

私が聞きたいのは、1つは、成果報告書でいうと53ページの地域福祉計画推進事業です。

地域福祉計画がつくられて、ずっと市民会議が4つの分野で行われているということです。さまざまな取り組みがされているということで、地域福祉というと非常に多方面にはなるというふうに思いますけど、ここに書かれているような活動が行われているということでもあります。ただ、いわくらあんしんねっとという岩倉市民がどんな状況になっても安心して市で暮らしていけるという状況をつくり出すためのいろいろな施策を考えたり、それを市民協働でやっていくということで進めているわけですけど、余りにも活動が多方面になり過ぎている状況があるんじゃないかなあということ、ちょっと方向性をきちんと定めなきゃいけない時期に来ているのかなあというふうに思っているところなんです。

市民の発案によっていろいろ活動をやっていくということは、非常に市民参加という点で重要だと思いますけど、地域福祉というところに視点を戻し

て検討をしなければいけない時期なのじゃないかなあというふうに思っているわけなんですけど、そういった点について、担当課ではどのように考えているのか、お聞かせください。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 市民計画の推進では、社会福祉協議会に委託し、市民が中心となり、4つの分野、26の項目を掲げ、地域の福祉課題の解決に向けた取り組みを進めてきました。計画の推進も3年が経過し、分野が多岐にわたっており、推進の方向性が見えづらいことや全市的に取り組むものと、より小さな地域単位で取り組んだほうが効果的なものと混在していることなどの課題が見えてきていることから、第2期計画では、そのような点を考慮しながら策定を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） はい、わかりました。じゃあまた、この第2期計画に期待したいというふうに思います。

次に、58ページの高齢者地域見守り事業についても、少しお聞かせいただきたいと思います。

1つは、きょうも先ほど、ほっと情報メールが入っているわけですが、徘徊の高齢者が岩倉市だけじゃなくて近隣の市町、遠いところの情報も入りますけど、こういった方が今行方不明になっているということで、見られた方は御連絡くださいというようなのが流れてきます。ほっと情報メールに対して、市民なり市や警察、こういったところがどういう動きをしているのかなというところが少しわかりにくいもんですから、また大体のケースが、後で発見されているというケースで、ありがとうございましたというのが流れてくるわけなんですけど、そういった各機関の状況というのはどのようになっているんでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 岩倉市民の人で徘徊がありますと、まず市へ連絡がありました場合、家族から、まず警察署に捜索願いを出してもらいまして、市からは、地域包括支援センターを通じまして、協力機関や事業所等に一斉に本人の情報のファクスを送信していただきます。捜索願い届け出をされる場合は、公開捜査にさせていただくと、市からの情報提供の範囲が広くできるような状況です。市民向けのほっと情報メール、市役所内の庁内メールにも送信をしまして、広域で協力を呼びかけております。担当部署の職員は、情報収集に努めまして、市内の巡回にもパトロールに出かけております。

近隣市町警察のパトロール中に発見されることもあります。最近では、江南警察や一宮、小牧警察に発見されるケースもございます。中には、自宅付

近で見つかったりする場合もありました。また、市外の人が徘徊し、行方不明高齢者の広域発見協力の依頼が他市町からあります場合は、徘徊SOSネットワークや岩倉市のほっと情報メールを通じまして情報を提供し、市民に協力を呼びかけております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 各機関の動きがわかりました。私のすぐそばの人も1回これでメールが来たもんだから、びっくりして1時間ぐらい探したんですけど、市役所におったということで、非常にほっとしたんですけど、こういう情報を流すということは非常に重要だというふうに思っていますので、ぜひ今後も有効に活用されるようお願いしたいと思います。

次に、同じ高齢者地域見守り事業の中で、平成26年度には、支え合いマップというのが整備されてきているというふうに思います。住宅地図で見える化をして、困難な状況にある高齢者の情報を打ち込んでということで、そういうものだというふうに理解しているわけですけど、この活用というのは、どのような形で何かあるのかどうか、27年度どうだったのか、こういった点について少し教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 26年度に、支え合いマップのつくり方を学ぶ研修を開催しまして、4地区、石仏、新柳、大地、大山寺で支え合いマップの作成を行っております。平成27年度は、平成26年度に4地域で作成しましたマップの更新を行いました。日常的に地域の住民が主体となりまして、声かけや見守り活動を行うことで、住民間のきずなが深まり、地域全体で高齢者を支えるまちづくりにつながる効果がありました。

今年度、平成28年度は、昨年作成したマップに、この1年間の異動状況を反映させるとともに、地区内の対象地区50世帯程度を拡大できるかどうかを検討し、実施する予定をしております。また、民生委員児童委員さんの御協力をいただいております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） ちょっとわかりにくいなあというふうに思うんですけど、4つの行政区のところがモデル的に今やっているんですね。それに対象者をふやしていくということが今の課題だということで、私が聞きたいのは、全市的にこれから広がっていく、例えばどんな地域でも支え合いマップがあって、これを区長さんやら、民生委員の方やらが活用して、こういう人たちがここに住んでいるという情報を共有し合うというのは非常に重要だというふうに思うんですけど、そういう段階まで持っていかなきゃいけないのかなというふうに思うんですけど、そういった点での展望というか、どのようにお考えなのかお聞かせください。

◎長寿介護課長（山北由美子君） 今の高齢者の見守りということで、この

ような支え合いマップの作業を通しながら、民生委員さんだとか地域の住民の方が情報交換したり、そこで気づきがあって、あそこは誰も見守っていないから、私が1回のぞいていこうとか、そういったような意見交換もされているというふうに聞いております。今、4地区でやっているのをもう少し広げていきたいというふうには考えておりますが、一度には少し大変かなあということで、民生委員さんですとか地域の協力者の方の支援も必要になってまいりますので、協力がいただけるようなところから、順次こういった作業を通した高齢者の見守りということについて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 同じところで、認知症サポーター養成講座の件数が19件から15件に減らしています。これは、内部の事務とか、そういう業務的な繁忙のためなのか、受講者が飽和状態にあってなかなかふえないのか、どういった理由でこう減らしたんでしょうか。

◎長寿介護課長（山北由美子君） 認知症サポーター養成講座は、認知症ケアアドバイザーの方がいろいろと関係機関からの依頼を受けて、計画的に依頼があった都度、打ち合わせをしながらやっております。平成26年の実績が19回で受講者が612、平成27年が15回で572ということで、若干減ってはおりますが、小学校ですとか高校ですとか、あと職場ですとか、最近では金融機関ですとか、いろいろなところから要請を受けてやっておりますので、実施については、前向きに積極的に取り組んでいただいている状況ですので、よろしくお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） では次ですけど、成果報告書の59ページの高齢者権利擁護事業についてもお聞かせください。

23年度からの表が載っていて、通報件数、そして虐待と判断した件数ということで、平成27年度は4件の通報が全て虐待と判断したということであり、今、少し問題になっているのが、家族の虐待がこの件数の中では多いと思いますけど、例えば施設職員によるものなどがあるのかどうか、こういったものについて少しお聞かせいただきたいのと、平成27年度の4件については、問題の解決に向けてどのような対応が行われたのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 高齢者の虐待の通報といたしまして、平成27年度は4件の通報がありましたけれども、そのうち全てを虐待と判断しまして、地域包括支援センター職員やケアマネジャー等と、支援方法や解決に向けて対応しております。通報のあった4件の通報者の内訳は、ケアマネジャーが3件、地域包括支援センターが1件、4件とも家族内での虐待と

ということです。現在のところ、施設の職員による虐待通報はありません。ネグレクトや身体的虐待が主な内容ですが、関連機関で早急に対応しております。また、相談窓口等での相談等を通じて対応にも連携をとっております。また、本人や家族の身近な相談者であり、サービスの調整役であるケアマネジャーさんなどの介護関係者が虐待行為に対する訴えを聞いたり、察知して、通報されることが多いといった状況になっております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

家族内のものが4件全てということであります。私も、ケアマネジャーの知り合いが何人かいますので、いろいろ話を聞きますと、非常に対応に苦慮しながらやっている、自分自身が罵声を浴びせられるとか、そういうようなこともお聞きします。そういう中で頑張っているケアマネジャーの姿があるのかなあというふうに思います。ぜひ、今後も解決に向けて対応をお願いしたいと思います。

次ですけど、60ページのふれあい広場施設管理費のところ、単純なことです。この間、何回かお聞きしていますように、第一ふれあい広場について、老人クラブ連合会のところで使っている中で、ふれあい広場が駐車場として占有されるということに対して、地域住民などが少し苦情を言ったりということがこの間あったというふうに思いますが、その後のこの問題については、どのような経過となっているのか、その点について少しお聞かせください。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 昨年同様、南部老人憩の家での行事などで利用者が多いときは、ふれあい広場にネットと案内を張りまして、一時的に駐車場として利用をしております。南部老人憩の家での利用について、午前中の利用が多いので、今のところ問題はないと思われましても、駐車できる台数が限られておりますので、占有の苦情もありますので、徒歩や自転車での来館を呼びかけております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。近隣の住民とは特に大きな問題になっていないということで確認をしておきます。

次に、65ページの自立支援費についてもお聞かせいただきたいと思っております。

お聞きしたいのは、66ページには障害者手帳の交付状況が書いてあるわけですね。順次ふえてきているという状況がこれでわかるわけですが、そういう中で、左側の表にある自立支援給付、障害児通所給付の状況ということで、これもふえてきているのかなというふうに思っているわけですが、区分が延べ利用者ということで書かれているものですから、例えば1人の方で、いろんなものを使っていてということで、実数がちょっとわかりにくいんですけど、実数がどうなのかということと、こういう手帳を受けている人

がかなり多いものですから、必要な方が必要なサービスを受けられているのかというところが少し知りたいわけなんです。というところで、例えば困難な状況にある人たちを掘り起こすような作業というか、サービスにつなげるような作業というのは何かなされているのかどうか、そういった点についてお聞かせください。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 実数につきましては、延べ利用者を12で割っていただく形になります。

◎福祉課長（丹羽 至君） 自立支援給付のサービスのそれぞれの利用者数については、延べ人数ということで書かれているわけなんですけれども、単純に、おおむねになるんですけれども、例えば490を12で割ると、おおむね40人が毎月の利用者ということで、これが実数ということになります。

掘り起こしにつきましては、基本、障害者の相談員が2名おります。そこは、窓口の中で、その人が困った状況の中でどういった支援が必要かといったことで、その人に合ったサービスを、御相談の中で受けて提供していけるようにしております。さらに、これは26年度からなんですけれども、広報等で、こういった障がいのサービスがあるだとか、利用の方法についてもちょっと周知をさせていただいているような状況になっております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。要は、例えば居宅介護だと490人が延べ利用者で、これを12で割れば、1カ月の利用者ということが大体の実人数なんだという見方だというふうに思います。わかりますけど、やっぱり年途中だとか、利用がない月だとか、入所したりだとか、こういうこともあるというふうに思いますので、ちょっと実数というのがわかりにくいなあというふうに思います。そういった中で、実数に対して、必要なサービスを必要な人が受けているのかどうかということがわかるような何らかの表の工夫が必要かなあというふうに思いますので、ちょっとまたそれは御研究いただきたいというふうに思います。

あと少し聞きたいんですけど、68ページの地域自殺対策事業についてもお聞かせください。

本会議でもいろいろあったところだもんですから、私が聞きたいのは、全国的に自殺者が6年連続で減少ということで、3万人が2万人台にということになってきている中で、私の手元にあるのは、平成25年までの自殺者数はわかるんですけど、26年、27年、市内ではどのような状況なのか。それから、本会議で御答弁のあった関連する、例えば健康課、学校教育課、こういったところと共同して、いろいろ協議をしているというところがあったと思いますが、その辺で何かこの問題について、方針といいますか、そういったも

のが見い出せてきているのかどうか、その辺についても少しお聞かせいただきたいと思います。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 内閣府の自殺の統計資料から、岩倉市の自殺者は、平成26年7人、内訳は男6人、女1人です。そして、平成27年度の岩倉市の自殺者は3人、内訳は男3人、女ゼロ人です。年代としては、30代、50代、80代が各1人といった状況です。

各関係課が集まり、担当レベルでの会議をとということですが、実績としましては、平成27年3月と平成28年9月に2回行いました。社会問題化となっている学校でのいじめによる自殺対策として、福祉課、健康課、学校教育課の担当者会議で打ち合わせを行い、SOSの出し方やストレスへの対処法を教えることなど、心の健康の保持に関する教育啓発に取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

最近のニュースでは、自殺者は減っているけど、自殺未遂者は物すごいふえているというようなことも逆に報道があるわけで、自殺を考えたことがあるというようなネットのアンケート調査でも、非常に多くの、五十何万人が考えるというようなことで数字が出ていたというふうに思いますので、まだまだこの対策というのは非常に重要ではないかというふうに思います。そういった方々をどうやって医療機関の受診につなげるかというところが、これを解決する鍵だと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

最後の1点ですけど、69ページの障がい者医療費についても少しお聞かせいただきたいと思います。

毎回、この受給者の状況と医療費の支給状況という表が出されています。これは、平成26年度と比較しただけですので、経年的に見るとどうなのかわかりませんが、医療費の支給状況の中で、現金給付が非常にふえているというふうに思います。何かこれは原因があったのかどうか。現金給付というのは、多分県外で医療機関を受けたりだとか、そのときに受給者証がなくてということで、後で現金をいただくという形だと思いますけど、こういった状況には何か理由があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） こちらの現金給付の増額につきましては、市単独事業であります精神障害者と診断された方の入院について、件数が26件から、27年度は99件に大幅に増加したことが主な要因となっております。金額的には、診断書入院だけで350万円ほど増額になっておりますので、ここの部分が要因と考えております。よろしくお願いたします。

◎委員長（伊藤隆信君） 質疑の途中でございますけど、ここで休憩したい

と思いますけど、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 異議なしと認めます。

1時10分より再開をいたします。よろしく願いをいたします。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費から目7障害者医療費ですが、他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 続いて、款3民生費、項1社会福祉費、目8子ども発達支援施設費から目11多世代交流センター費でございます。決算書は164ページから170ページ、成果報告書におきましては70ページから75ページでございます。

質疑を許します。

◎委員（鈴木麻住君） 成果報告書71ページ、ふれあいセンター施設改良費で、ふれあいセンターの外壁が、老朽化により、タイルの浮き、亀裂及びシーリングの劣化等が発生していたため、外壁改修工事を実施したとなっておりますが、外壁を改修するのに設計委託する段階で、亀裂やタイルの浮き等を調査する必要があるわけですが、調査するには足場がないと打診確認等ができないのではないかと。どのように設計が行われていたのか。

◎福祉課長（丹羽至君） 外壁改修工事における事前調査については、平成26年度に外壁の劣化の調査を委託し、改修が必要な箇所を確認しています。

◎委員（鈴木麻住君） 調査はどこに発注をかけて、どのような調査が行われたのか。

◎福祉課長（丹羽至君） 打診調査については、株式会社トクオに委託しています。打診調査の方法については、後ほど都市整備からお答えさせていただきます。

◎委員（木村冬樹君） 成果報告書の70ページでお聞きします。毎年あゆみの家の施設がいっぱいですが、

この数字を見ると、入園状況や相談実施状況は、減っている。現状での施設の状況は。プレあゆみ教室となかよしあゆみ教室の現状を含めて現状を教えてください。

◎子育て支援課長（富邦也君） これまでの在籍児童数からは、年度当初は比較的少なく、年度末には定員の20人となる傾向でありましたが、27年度については4月の在籍児童数が13名という状況で28年3月では18名でありました。

必ずしも皆さんが毎日通所されるわけではありませんので、需要に対しては概ね応えられていると考えています。

あゆみ教室については、保育園・幼稚園在園児に対する体験的な利用ということで卒園児を対象外として、園児は作業療法士を別として実施しました。平成24年度から1月から実施しておりまして、平成27年度の延べとしましては、30人を利用させていただいているという状況になっております。以上になります。

◎委員（木村冬樹君） 状況は大体わかったんですけど、要するに施設として、今、毎年言われていた、かなり拡充が必要だというような状況には27年度はなかったということだと思んですけど、引き続き今年度も含めて状況は見ていきたいなあと思っています。

それでもう1点、多世代交流センターの関係だから74ページ、75ページの関係ですが、昨年の決算のときにも少し議論になりました行政区別の利用者の統計を出せないのかなというところで、南部老人憩の家と同じような形での少し表も掲載できないのかなというふうに思っているんですが、今年度は、平成27年度の成果報告書には出なかったということではありますが、その辺の検討はどうなっているのかという点についてお聞かせください。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 平成27年度の利用者数についても地区別の利用者数把握の集計を始めたところですがけれども、一部集計がされない教室等があったため、来年度から掲載できますように努力させていただきます。

なお、参考までに、平成27年度の一般来館の集計で利用者が多い地区は、八剣町、東新町、中本町、下本町の順になっております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

あともう1点、ちょっと細かいところで申しわけありませんけど、ここは予算のところ聞くべきだったかなと思っているんですけど、多世代交流センターの施設管理費の中の備品購入で案内板というのがあったと思うんですけど、これはどういう内容のものかということを具体的に教えてください。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 教室等を表示したりするための施設の中に設置する案内板となっております。

◎委員（塚本秋雄君） 74ページの多世代交流センター施設管理費、成果報告書なんですけれども、さくらの家に設置している太陽光発電での売電による収入は24万4,872円でしたと書いてありますけれども、この太陽光の発電の全体の能力と、それから全体で発電は幾らあったのか、自家発電として使った先は、電気料金ということで161万3,000円決算書で上がっていますけど、

そこら辺の内容を教えてください。

◎長寿介護課長（山北由美子君） 容量につきましては、43.47キロワットの設備ということで、よろしく願いいたします。

さくらの家の館内の空調につきましては、この太陽光発電の電力を使っておりまして、その残りを売電しているという状況でございますので、よろしく願いいたします。

◎委員（塚本秋雄君） 能力は43.47、本体の能力やけど、全体でどんだけあったかという量は出ているんでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 申しわけありません。また調べて御回答させていただきます。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、款3民生費、項1社会福祉費、目8子ども発達支援施設費から目11多世代交流センター費までの質疑を終結いたします。

続いて、款3民生費、項2児童福祉費について質疑を許します。

決算書は170ページから198ページ、成果報告書は76ページから104ページまでです。

質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） まず、成果報告書77ページの病児保育事業についてお聞かせください。

保育園父母の会から請願が先日、厚生・文教常任委員会で審議がされたと、趣旨採択がされたというふうな状況であります。この要望の一つとして、この病児保育の充実ということがあるというふうに思いますが、実際に市内の医療機関に対する働きかけだとか、そういった点についてどのような動きが担当課でされているのかお聞かせいただきたいと思えます。

私たち議会としては、趣旨採択をしているものですから、その立場からこれを推進しなきゃいけないということを思いますので、そういった点での具体的な動きを求めていくということが重要な議会に課せられている任務だと思う中で、実際に小児科を標榜しているお医者さんたちとの話し合いなどは持たれているんでしょうか、お聞かせください。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 以前は愛知県の医師会等には多少声をかけさせていただいたんですが、今現在は、医師会の関係は、まだ声をかけている状況ではありません。

医療機関のところでも、実際市のほうの考えとしては、なかよしこどもクリニックのように医療機関でやるのが望ましいと思いますが、なかなか医師会のほうの医師の医院のほうの事情もありますので、そういった形で意向をこちらから今後聞いていきたいと思いますが、実際、なかよしさんのほうでお話とかを立ち寄って、詳しくは聞いていませんけど、事情が難しい状況ということも、医院に施設の整備等必要になってきますので、保育士、看護師等の確保、あと研修等を受けて設備していかなければいけませんので、なかなか難しい状況であるとは聞いております。

◎委員（木村冬樹君） 何ていうか、今の答弁でいくと、医師会とは具体的には話をしていないと。ただこういう状況があるんじゃないかということ推測して、みずから壁をつくっているような気がするんですけど、話し合いをしていかないと進まないと思うんですけど、新しい小児科を標榜する医院が開設されるだとかそういうことがあれば、またそれはあると思いますけど、今でもお医者さんのところに働きかけるだとか、あるいは何か別の方法を考えるだとかいうことは、これだけ強い要望になってきている以上、対応していただきたいと思うんですけど、もう少しきちんと医師会と話し合い、医師会だけではなしに小児科を標榜しているお医者さんと具体的な話をしていくみたいなことは考えてないんでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） さきの厚生・文教の請願は趣旨採択ということで、私どもも思いは同じであるというふうに思っております。

小児科を標榜する方をどう見つけるのかちょっとわかりませんが、先ほど駅前にビルができるときに、医師会でどこか進出してもらえないかなというようなことも少し相談したということをお申し述べたところでございます。

今、幸いにも1医院さん、施設で整備していただいで実施していただいでいますので、実際やっていただいでいるところとも相談しながら進めたいと思います。

もう一方、施設型ではなくて訪問型のアンケートもやりましたけれども、実際、なかよしさんにも話をし、アンケートもしますよと、それはいいですよという話もして取り組んでおります。

請願の趣旨のところでは、いろんな方策も探してほしいというところでありました。他市の補助等についても研究をしていくということをおっしゃるので、医師会とも、じゃあ小児科を紹介してくださいということではなくて、そういう別の施設も望んでいますけどというような話も、機会を捉えて話もしてみたいと思います。

◎委員（木村冬樹君） ぜひよろしく申し上げます。

次に、決算書の173ページから175ページにかけての、いわゆる子ども条例啓発事業だとか、次世代育成支援対策事業だとか、子ども・子育て会議運営事業、こういったところでの委員の報酬、謝礼であります。予算と比較してというところで、子ども条例の啓発事業などは、何か特別な事例がない限りは救済委員というのは1回のみでいいのかなというふうに思ったりもするんですけど、何かこの辺の予算との関係でちょっとずれがあるところが、どうなのかなと思うんですね。

例えば子どもの権利救済委員でいえば、2人の方が委員だというふうに思いますが、識見者と委員という形で分けていないのかどうか。支払いの仕方が2人とも2万円になっているということだとか、あと子ども・子育て会議の委員の報酬でも、予算との関係で見ると少し支払い方が流動的なものがあるのかなと思ってしまったりするんですけど、そういったところの考え方というのはどうなんでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） まず、子どもの権利救済委員につきましては、弁護士の方お2人と児童相談センターの長で構成しております。弁護士の方2人に報酬をお支払いして、児童相談センターの方は県の職員でありますので報酬はお支払いをしております。

これについては、予算的には3回ほど見込んでおりましたが、1回の開催にしております。これは、おかげさまでといいますか、重篤な権利を救済するような事例がなかったということでございます。ただ、その1回の開催のときには、家庭児童相談室の相談状況ですとか市民相談、子どもの人権といった議題を議論していただいております。状況を説明しながら議論をいただいております。

それから、子ども・子育て会議のほうは11人の方を委員でお願いしております。大学教授であった方、社会教育委員、それから主任児童委員さん、それから幼稚園や小・中のPTAの代表の方、それから保育園、児童館の父母の会の方、母親クラブ、子ども会、それから児童相談センターといった方を委員としてお願いしております。こちらについては、22年度から26年度までの次世代育成支援後期行動計画の計画期間の最後にあります。106項目ほどの検証作業を実施していただいております。

開催回数は、これは昨年度、後ほど出てきます80ページのほうに出てきます放課後子ども総合プラン検討事業というものを開催しております……。

失礼しました。79ページの子ども・子育て会議のほうにつきましては1回の開催、予算は4回でございましたけれども、こちら先ほど言いかけまし

た放課後子ども総合プランの別冊というものを検討しておりまして、その承認、それから平成28年度に開所する小規模保育事業所の利用定員について承認をいただいたんですけれども、放課後子ども総合プランの基本方針を受けてからの開催になりましたので、27年度については1回という開催になりました。

今年度からは、先ほど言いました次世代育成支援対策事業の会議体ではなくて、こちらの子ども・子育て会議のほうで計画の検証を図っていきますので、今年度については、もう既に1回は開催しましたけれども、2回の開催を予定しております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。非常に執行率が低いものですから、少し気になったということでもありますので、制度の変更時期というか過渡期だものですから、いろいろ議論することはあるのではないかなあと思うわけで、そういった点での開催テーマの設定というのも、いろいろ考えていただく必要があるのではないかなあと思っております。

次ですが、成果報告書83ページの保育事業費についてもお聞かせください。

いろいろ、先日の保育園父母の会から出されました請願についての委員会の審議を傍聴しておりました。兄弟児でなかなか一緒に保育園に入れないというようなことだとか、自分の近くにある保育園に行けないとか、こういったこともあるということで、その解消について努力をしているというような対応があるかと思うところではありますが、この保育実施児童数というところの私立のところの認定こども園の状況というのが、きちんと議会と情報が共有されているのかなあというところが少し気になるものですから質問させていただきますが、平成26年度の成果報告書は多分皆さんも見たと思いますけど、認定こども園岩倉北幼稚園と認定こども園ゆうか幼稚園というところの数が、例えば1歳でいえば12人、2歳で18人の定数でスタートだよという説明だったと思うんですけど、そうではなしに全体として認可定員がこういうふうな形で出されると、3歳未満児だけじゃなくて3歳以上の児童も含めてそういう数で出されてきているということで、そういう情報提供というのは、きちんと議会のほうにされてきているのかどうかということですね。

例えば今言った定数でいうと、1歳児の定数は12だものですから、14ということで、1割流動というのはあるというふうには聞いておりますけど、その辺の約束事はどうなっているのかなあと思ってしまうわけですね。

例えば兄弟児と一緒に保育園に入れないというケースだと、ゼロ歳児をやっているところが限られているものだからというようなことで言われるわけですけど、1歳児になれば保育園で一緒に通えるというような状況がつくら

れていかなきゃいけないのではないかなあと思うんだけど、その辺が少し私たちにはわからない部分があるなと思うんですけども、その辺については担当課としてはどのように捉えているのか、お聞かせください。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） まず、平成26年度の報告と26年度の定員の部分が違うのではないかとということですが、保育事業費の保育実施児童数の認定こども園の定員についてですが、平成26年度の分のものは、子どもの庭保育園の定員はゼロ歳・1歳・2歳児の定員部分を保育部分として50人というふうで表記しております。

平成27年度からは新制度になったために、認定こども園の2号認定、3歳以上の保育の認定の部分の設定が必要となったため、認定こども園3園とも保育部分として3号認定3歳未満と2号認定3歳以上を合わせた定員の記載にしております。

平成27年度の定員は、認定こども園3園とも3歳児以上の定員部分があるので、その分も合わせて記載をしております。認定こども園曾野第二幼稚園・子どもの庭保育園でいいますと、3歳未満が50人で、3歳以上が21人で、合計71人というふうに定員の表記をしております。

兄弟児が全て同一園に入園できるのは望ましいということもありますが、保育の規模もありますので現状としては難しい状態であることと、ゼロ歳児保育はやっていない保育園がありますので、そういった可能性が出てきます。あと、その他の学年についても、できるだけ兄弟児の指数を加算するなど改善し、同一園になれるように努力はしていくようにいたします。

◎委員（木村冬樹君） 制度が変わっていく中で、岩倉市がどういう立場をとるかというところは非常に難しい部分もあります。こういう私立の保育施設の整備には直接的に補助金が出たりというようなことで、そういう中でのものもあるというふうには思うんですが、例えば兄弟児で上の子が公立保育園に入っていて、下の子はやむなくほかのところへ行っていてというところでも、1歳児になったときに同じ保育園にというようなことが、クラスをふやせばできるんじゃないかなというふうに思ったりするわけですね。

特に施設的には余裕もあるのではないかなと思いますし、そういった中で公立を減らさないということが最初に言われていたわけですけど、実質的には公立の3歳未満の子どもの数が減ってきているのではないかなと思うものですから、そういったところで認定こども園や私立保育園のほうに優先的に入れて、残ったところを保育園で見るといいたいな、そんなような考えになってはいないかなという懸念があるものですから、そういったことで質問させていただいたんですけど、その辺の姿勢的などころも少し聞かせていただきました。

いと思います。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） 保育園の入園の利用調整については、公立も私立も合わせて全ての施設で行っています。公立保育園の入園児童数については、全体の4月の入園申し込み時に合わせて編成しています。1歳児の要望が多ければ、1歳児のクラスをふやしてみたりだとか、その年の要望に合わせて、できるだけ皆さんを受け入れできるように努力しております。

民間施設での3歳未満児の定員を増員しましたので、結果的に公立保育園の入園児童数が減少しているというふうに言われますが、3歳未満児の市全体の入園児童は増加しています。平成26年度4月1日現在の3歳未満児の入園児童は197人でした。平成27年度4月1日は3歳未満児入園児童は222人で、25人増員しております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。努力しているということで確認をさせていただきます。

あと88ページなんですけど、これも認定こども園の施設型給付費の事業で、ちょっと教えていただきたいんですが、この事業に関する歳入の部分でいうと、国や県の支出金があって、それで一般財源からも支給されているということなんですけど、認定こども園と運営費補助金という計の1つ左にある項目についてが、これがいわゆるこの中の文章でいう延長保育促進のための経費、1歳児担当保育士を加配する経費、保育経験を有する保育士を配置する経費の補助として市が出している、ということ、理解はよろしいんでしょうか。少しこの財源的なところをお聞かせいただきたいと思います。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） 施設型給付費は、子ども・子育て支援法により、市町村が特定教育・保育施設と確認した施設に支給するとしています。認定こども園等運営費補助金は、保育内容の充実を図るために、延長保育促進の経費や1歳児担当保育士を加配する経費、保育経験を有する保育士を配置する経費として補助しているものです。

◎委員（木村冬樹君） ですから、例えば歳入でいうと、子どものための教育・保育給付費の負担金というのが国と県で1億6,000万ぐらい出ているんですけど、これはいわゆる施設型給付費として使われて、認定こども園等の運営費の補助金として出ている分というのは一般財源で賄われているという、大まかに見るとそういう見方でいいんでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） 認定こども園等運営費補助金の部分での国と県の補助金の歳入のほうはございます。

延長保育促進のための経費分については、国と県の補助金の歳入がありま

す。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

あと、じゃあ89ページの送迎保育ステーション開設準備事業費補助事業の関係で、送迎保育ステーションがこの4月から始まっているわけですが、この利用状況というのを改めて現状では今どうなっているのか、この点についてお聞かせください。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） 保育園送迎ステーションが始まってからの現状はということですが、平成28年4月の利用は11人でスタートいたしました。8月に利用者が1人、9月に1人利用者がふえ、現在は13人で実施をしております。

当初、保育士と保護者の関係が薄くなってしまっているのではないかと心配される意見がありましたが、朝のみの利用の方がほとんどで、帰りのお迎えのときには保育園との連携は十分図られております。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。また状況を見ながら議論していきたいと思えます。

次に、91ページの児童館運営事業費の関係でもお聞かせください。

にこにこシティいわくらが27年度も第6回目で開催されたということで、非常にこの事業は、実際見ているわけじゃないですけど、文章なんかで見ると非常に重要な、いわゆる子どもが社会性を身につけるという意味で非常に大事な事業じゃないかなあと思ってるんですけど、この辺の市民に対するPRというか、この事業が取り組まれているというのは本当に重要なことだと思うんですけど、その辺がちょっと弱いような気がしているわけです。そういった点について、児童館ではどのように考えているんでしょうか。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 児童館事業のにこにこシティいわくらの取り組みなんですけど、これは子ども条例の関連事業として、平成22年から手探りで開始いたしまして6年が経過いたしました。平成27年度には212名の子どもたちが参加しました。この6年間は、子どもたちが自分の意見をきちっと出すということとか、あとそれぞれの年齢で最大限の力を発揮できるような、そのものを丁寧にサポートする時期であります。それで、リーダー的な子どもたちの育ちを大切にしてきた時期でありまして、確かに212人という参加に関しましては多いか少ないかというところだと議論がありますが、そういった意味で子どもたちの育ちを大切にしてきた時期でもあります。

ただ、これからは実施日数だとか、あと時間、あと規模、それから実施場所などいろいろ問題がありまして、それを大きく展開していくには、子ども

たちをサポートしてくれる中・高生だとか、あと大学生、大人の理解だとかサポートが今後必要になってくると思います。

もともとにこのミニシティいわくらは、ドイツで行われているミュンヘンのミニ・ミュンヘンの岩倉版という形で始めました。このミニ・ミュンヘンは、ドイツのミュンヘン市が8月の夏休み3週間、7歳から15歳の子どもたちが夏休みの間、小さな都市を形成していくという形で運営されております。それに関しましては、大人もバックアップしていくという形で運営されておりますが、岩倉のこのミニシティも、今後に関しましては、議員がおっしゃられたように、皆さんへの啓発とか、協力体制を呼びかけるとか、そういうところが大事になってくると思います。

あと、いろんなある程度の積み重ねがあってでき上がってくるもので、成長していくものだと考えておりますので、意見表明の場だとか夢の実現の場として、子どもたちの活躍できる場としてステージアップできるような体制づくりを今後進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎委員（木村冬樹君） 大変重要な取り組みですので、ぜひ支援体制が広がるように啓発をお願いしたいと思えます。

もう1点、児童館の関係で、後にあります南小学校と東小学校の放課後児童クラブが学校のほうに今年度から移っていますので、そういった関係での問題で、児童館の利用が、例えば第四・第五の児童館、どういう状況になっているのかということが少し気になるところです。第五児童館は、私、近いもんですから時々行きますけど、子どもたちに自由に今もずっと来ていいんですよみたいな、そんな感じの表示があって、そんな状況なのかなというふうに思ったりもしたわけですけど、そういった点だとか、あるいは職員が学校と児童館を行ったり来たりする移動の問題なんかが、負担がどうなのかなというところが少し気になるところでありますけど、そういった状況も少し教えていただきたいと思えます。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 岩倉南小学校と東小学校の放課後児童クラブが学校のほうに移って、第四児童館及び第五児童館の今の現在の状況をとということなんですが、まず第五児童館に関しましては、子どもたちの利用は平均50人ぐらいいは毎日来ていただいていると思えます。確かに最初は、学童児がいなくて、何となくいいのかなというような感覚があったようには思われますが、逆に自分たちが、一般来館時がゆっくり落ちついて利用できるという場になってきているのではないかなと思えます。

第四児童館に関しましては、同じように学校のほうに放課後が移りましたが、もともと曾野小校区の児童館であります。南小の学童保育を受けていた

状況で、お友達の関係が割と南小の関係のお子さんの利用が多かったんじゃないかなと思いますが、現在は稲荷の地域の方とか曾野小のお子さんが来ていただいています。

また、中高生事業の部分で、なかなか中学生、高校生というのはお忙しい時間を過ごしているんですが、部活のない日だとか、そういった日は児童館のほうに足を運んで、勉強をする場所だとか、卓球を思い切りして遊ぶ時間だとかという形で利用していただいている状況です。

もう1つ、職員が行ったり来たりしているという状況のことなんですが、確かに1カ所で放課後児童クラブと児童館のほうをやっていたときよりは移動が必要になってきますが、ただ逆に両方のほうを把握して、両方の子どもたちのほうを見ていくという部分では、児童館の職員が行ったり来たりして両方を指導していくというのは大切なことではないかな、地域のお子さんを理解していくという意味では大切なことではないかなというふうに理解しております。その部分に関しては、ローテーションのほうでカバーしていつている状態です。以上です。

◎委員（堀 巖君） 173ページの幼児2人乗り補助事業ですけど、昨年度も追跡みたいなことをやっているかという質問をしました。その後、岩倉市の住民の名をかりて他市の方がこの事業を利用してというようなことであるとか、買ってすぐ転出してしまおうとか、そういった事例は本当にあるのかなのかという調査をすることは、適正な補助、額は少ないですけども、必要だというふうに考えます。その点について、どのようにお考えでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） 購入の補助券を発行するときに利用になる旨を確認して発行しておりますので、そういった事例はないと思っております。

◎委員（堀 巖君） それは、ないと思っているという推測だけであって、実際にそういったことは本当になかったかという調査は、もうするつもりはないということですか。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） 自転車を購入して、岩倉市内で乗っていただいた後に転出する場合は出てくるかもしれないですけども、そういった過去に発見をして補助を利用された方をいつまで追跡するとか、そういったことはしていないんですけども。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開します。

◎教育子ども未来部長（長谷川 忍君） 申請の際には、住民票を当たるなりして確認しております。買った際にも、必ず岩倉市で乗っていただくというものは確認しております。ただ、それ以降については、転勤ですとか、そういった事情もあるでしょうし、転売されたとか、そこまで今のところ確認するという考えはないです。

◎委員（堀 巖君） くどいようですけれども、これは多分、要綱があると思うんですよね。要綱の中に、転勤とかやむを得ない事情は別にして、1年とか、永久に追跡することはできないので、例えば半年とか、1年とか区切って、不正な使用があった場合は返還してもらおうと。

これって補助は本人に対して出しているんですか。どこに対して出しているんですか。本人だと思っただけです。本人が返還するようなこともあり得るというような、そういうのがないと、他市の人が利用したりということが起きてはどうしようもないことになってしまいますので、それは公正・公平な立場からいうと返還すべきだと思いますし、そこら辺、改良することについて努力をしていただきたいというふうにして、この質問は終わります。

先ほどの送迎保育ステーションです。

本会議の中で、デマンド交通のときに、1人当たり決算額が無意味だというふうに僕は言って、山田総務部長から意味はあるということで、全く私も無意味だと思いませんが、もっと重要なのは、デマンド交通でも特別委員会を開いた中で、実利用者人数を1人運ぶのに幾らかかるんだということが多分すごい議論されたと思います。これを見ると、さきの13人として、この額だけでいうと1人20万弱かかっているわけですね。デマンド交通についても、最低どのぐらいかかっているかというところを見据えて目標値40人と。

2つとも福祉施策なので、高ければやめればいいという話ではないんですけれども、ある一定の市民に対して説明する上で、例えば国民健康保険税は国民健康保険に関係ない繰出金を1人当たり2万円程度出しているわけですよね、市民1人当たり。そういったことも含めて、どの程度が許容範囲なのか、ほかの市民の方との公平・公正を考えると、どのぐらいでいけるのかというところのガイドライン、基準みたいなものをちゃんと持って目標値を見つけてという、定員はありますけど、そこら辺の考え方を、全体の福祉、この送迎保育ステーションの全体的な考え方をお聞きしたいんですけれども。

◎教育子ども未来部長（長谷川 忍君） 主要施策については、1人当たりという決算額を数年前から入れました。そのときには、受益者負担額といいますが利用者負担額を入れようという考え方もありましたけれども、例えば先ほどもおっしゃられたように、障害のデイサービスを使っている方1人幾

らだというふうに表示するのはちょっと感情的にもということ、今はやめております。

おっしゃられるように、受益者負担と受益者じゃない方も負担も市としては考えていけないといけない。受益者でない人というのは税金ですけれども、そういったことのバランスもとりながら市の施策は実施していくものだと考えております。

複式の考え方でいけば、人件費ですとか、そういったものが市の施策では余りこれまで考えてこられませんでした、そういった目に見えない経費も含めて推しはかるものだというふうには考えております。ですので、ラインを決めるとかというのは難しいですけれども、そこは受益者と、そうじゃない人のバランスを考えた上で、事業を選択する、改良していくのは常に行っていくものと考えております。

◎委員（堀 巖君） 賛成、賛同できる考え方だと思いますけれども、この送迎保育ステーションは定員があるわけで、その定員いっぱいいっぱいならば、それが理想形だというふうには考えるのか、それとも例えばそれを超えた需要があれば、もう少し車とかもふやして拡大していくべき事業なのかという点についてはどうなんでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 利用があれば、それは幾らも伸ばせばいいということではないと思います。ただ、利用されたいという方がふえるということは、サービスが望まれているということのあらわれであると思いますので、そこは費用対効果も含めて考えていくべきかと思います。

1年目で今13人というところなんですけれども、これからの伸びを見て変動していくものだと思います。副次的な効果もあると思いますし、そこで岩倉市が子育てに力を入れているということでの効果も、はかられない部分ではあるのかなと思いますので、それがどんどんふえてくるんだったら、もっと逆に施設をふやせばいいのじゃないかとか、もっと近くに置けばいいんじゃないかとか、個々にタクシー的なものをもっと使う、そういう施策に展開、本当にふえていけば、そういう可能性もあるのかなと思います。

◎委員（宮川 隆君） 27年度決算には直接関係ない質問になってしまうと思うんですけれども、先ほどの第四児童館の関係、館長の答弁を受けて少しお聞きしたいんですけれども、第四児童館であった放課後児童クラブを南小に移したという結果、第四児童館の利用者が曾野小学区にあるということで、曾野小学校のお子さんたちが中心に利用されている傾向が強いというふうには受けとめたんですけれども、そうしますと唯一、南小学校区においては、形上かもしれないんですけれども、児童館がない状況にあると。南小学校のお

子さんたちの行き場であったり、それから受け皿というのは、どのような形で進んでいるのでしょうか。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 子どもたちの来館の傾向ということで、今まで割と南小の子どもたちのつながりで、南小の子が来てくださっていたりということもありました。もちろん、曾野小の子が利用してなかったわけではなかったです。今回、ゆったりと利用していただけるような空間、放課後の学童さんたちが常時何十人もいる状態の中で来て職員とゆっくり話すということもなかなかできなかった状態の中で、逆に来ていただける状態ができましたので、曾野の子もよくいらっしゃってくださっているんですが、南小の子が利用していないわけではないですし、また児童館だより等で南小のほうにもチラシを同じように配っていますので、両方で利用していただいていると思います。

また、みどりの家のほうも、児童館ではありませんが、地域交流センターとして児童館的役割もありますので、そちらのほうを利用されるお子さんもいらっしゃると思います。以上です。

◎委員（宮川 隆君） 済みません、確認の意味でお聞きします。

要は、放課後児童クラブが南小に移ったことによって、余裕というか許容がふえたというような受けとめでいいわけですね。

もう1点、みどりの家のお話が出ましたけれども、みどりの家というのは児童館並みに、あそこはたしか委託されていたですね、ですから大人の目であれば、あえて正規職員が同じ割合で入るところまでは求めないんですけれども、一定管理上、大人の目というのは行き届いているのでしょうか。

◎子育て支援課児童館長（柴垣裕子君） 地域交流センターとして大人の方も多く来館される中で、子どもたちも地域のお子さんはよくいらっしゃってくださっていますし、また大人も含めて子ども向けの事業等も、工作教室等、手芸クラブだとか展開されておりますので、その点はまたちょっと違った形の子どもたちの居場所になっていると思っております。

◎委員（黒川 武君） 成果報告書95ページの母子福祉費のところでは1点だけお聞かせいただきたいと思っております。

内容を読みますと、ひとり親家庭等の自立促進を図ると、そういった事業の取り組みのことが記載してあります。もしそうであれば、母子福祉費という事業名がそぐわないような気がするわけなんです。

ちなみに、厚生労働省はどうなんだろうなあと思ったら、ちょっと長ったらしい名前なんですけど、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付

金事業と大変長ったらしい事業名称になっているし、自治体によっては、ひとり親家庭等福祉費と、そういった事業名にしているところもあるんですが、内容から見ると、必ずしも母子福祉だけではないということであれば、事業名の見直しをしてもいいのではないだろうかと思いますが、いかがでしょうか。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 議員の言われておる他市の状況を見ましても、ひとり暮らし家庭等福祉費という名称を使っているところもあると聞いておりますので、他市を参考にしながら今後研究して、変えられるものであれば、わかりやすいような表示にしていきたいと思っております。

◎委員（黒川 武君） 結構です。お願いします。

◎委員（鈴木麻住君） 成果報告書の82ページにあります中部保育園・東部保育園の空調機取りかえ工事ですけれども、以前に西部保育園の空調機が取りかえされました。そのときが、たしかリースで契約されまして、10年契約という形だと思うんですけれども、今回、2園の空調機の取りかえと。それぞれが2,000万近くの工事で、合計4,000万ぐらいの工事費がかかっているんですけれども、要するにこれから公共施設の再配置計画とか、いろんな取り組みで、保育園なんかも非常に古い施設が多いんで、どういうふうにしていくかということが多分これから議論されると思うんですけれども、西部保育園がリース契約、これは10年契約しているから、10年間はそのまま契約を継続する形になると思うんですね。今回、リースじゃなくて、工事費で単独工事ですべてやると。この違いですね、考え方。それと、今後取り組まなきゃいけない公共施設の再配置計画を見据えて、どういうふうに対応していくのか。

ほかの園も多分、今後こういうことがどんどん、空調設備のやりかえというのが出てくるのではないかなと思うんですけど、その辺も踏まえて全体的な考え方を教えてください。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 27年度の中部・東部の空調機取りかえについては、工事という形でやらせていただきました。28年度になりますが、そちらは西部保育園のほうでリースという形で契約を今年度はさせていただいております。

あと残り1園、北部保育園というところが空調機の整備がありますので、そちらのほうは契約としては、一番古い建物でありますので、リース契約として10年間、本当にいいかどうかというのが考えられますので、来年度に向けて長期契約ではなくて工事という形で進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎委員（鈴木麻住君） 西部保育園も大分古いと思うんですけど、それはリースで、今回何で中部と東部が工事でやられたのか、その辺の要するに整合性がとれてないんじゃないかということと、再配置計画との取り組み、考え方はどうなのかなというのを教えてください。

◎行政課長（中村定秋君） 調達ということでございますので、あと予算のときの議論もございますので、少し行政課のほうで答えさせていただきます。

28年度の西部保育園と、ふれあいセンターですね、これがリースにしました。実は調達方法が、これまでは空調機ですと工事しかなかったわけですが、他の自治体でリースでやっているところがあるということです。それから、少しニュースになりましたけれども、一宮は学校の空調機をPFIでやったというような、そういう話がございまして、いろんな多様な調達方法を検討するというので、一度リースでやってみようということで、予算の段階でそのような形になりました。

ただ、今回リースですが、保守も含んだ形で入札をかけたわけですが、実際にそういったものが、今後本当にちゃんと保守なんかが担保されるのであるとか、そういったことを検証する必要があるなということで、どちらかというとも28年度のは試行的というような格好で実施させていただきましたので、今後必ず全てリースでやるということではございませんが、先ほどの公共施設の再配置とか総合管理計画とかとの絡みもございまして、調達についてさまざまな方法を検討するという方向でやっていく必要があるのかなあというものの一環でやったということでございます。

◎委員（鈴木麻住君） 試行的にやられるというのは、ふれあいセンターはわかるんですけども、そこに何で西部保育園が試行的にやられたのかなというのはちょっと理解できないのと、だから要するに再配置で例えば西部保育園が廃園になったときには、そのリース契約はどういうふうになるんでしょうか。解約できるのかどうか、その辺は教えてください。

◎行政課長（中村定秋君） もちろん違約金等が発生はしますけれども、リースの解約というのは可能ということになっています。

◎委員（木村冬樹君） かなり範囲が広いもんですからあれですけど、私も95ページの母子福祉費のところでは状況を少しお聞きしたいなあと思います。

今回初めて、ほかのところにあつたのかな、母子・父子自立支援員の相談実績が載せられて、生活一般では就労の相談が圧倒的に多いという状況であります。

それで、ただそういう相談が多いわけですが、実際に自立支援給付金だとか、あるいは自立支援プログラムの策定というものについてはなっ

ないということであります。その状況について少し、どういう状況なのかなというふうに思うもんですから、昨年もちよっとお聞きしたと思いますけど、お聞かせいただきたいと思います。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） ひとり親家庭の就労支援については、働く条件があつたりなど難しいこともあります。子育て支援課の母子・父子自立支援員により条件の合った就労先を見つける支援をしています。

成果報告のところで、プログラム作成には至りませんとありますが、策定前の相談で希望の就労先が見つかったケースが多かったためであります。

あと、28年度の受講に向けて母子・父子家庭の自立支援給付金については、2件の相談があつたうち28年度に1件受講をされている、実績に結びついていらっしゃる方がいらっしゃいます。

◎委員（木村冬樹君） 状況がわかりましたので、ありがとうございます。

次に、98ページの子ども医療費についてもお聞かせください。

今、愛知県でいえば、入・通院とも中学校卒業までというのがほぼスタンダードになってきているんじゃないかなと思います。そういった中で、岩倉市を超えて、さらに18歳未満までというような拡大がされている市町村もあるというふうにお聞きするわけですが、そういう岩倉市の水準を超えた自治体がどのぐらいあるのか、その辺の実態を少し聞かせていただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 子ども医療費制度の18歳年度末までの拡大状況としましては、県下54市町村中、入院については8市町村、通院については7市町村という状況です。そのうち、入・通院の自己負担分を全額助成しているのが4町村、一部負担金があるのは2市町、保護者の所得要件があるのが1市であります。

具体的に上げますと、全額助成しているのが東郷町と飛島村、設楽町、豊根村、一部負担金があるのが犬山市と南知多町、保護者の所得要件があるのが津島市であります。以上になります。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

全額という点でいうと町村ということで、人口確保ということも含めて対策でやっているという状況があるのかなと思います。引き続き私たちも研究していきたいと思います。

もう1点、102ページの青少年宿泊研修施設管理費についてもお聞かせください。

今回初めて、指定管理者NPO法人わくわく体験隊について評価が載っています。知識・経験が豊富であることから、青少年健全育成のための自主事

業として体験教室など多く開催することができましたということで、高い評価になっているというふうに思います。

しかし、数字的などところを見ると、少しどうなのかなと思ってしまうものですから、回数だけではなしに中身の充実というのもあると思いますが、例えば自主事業が8回開催されているということでありますが、これを年度で追っていくとどんどん減ってきていると思います。平成24年15回、平成25年12回、平成26年9回ということですので、そういったところはちょっとどうなのかなというところ。

それから、あと利用状況なんかを見ますと、ほぼ横ばいだなというふうに思う反面、天体観測などは減ってきている状況があります。平成25年14件、平成26年7件で、平成27年度は3件ということで、これはお泊まり保育のときにやっているのかなと思うわけですが、こういった状況に対して高評価になっているというところは、どういうふうに捉えてそういう評価をしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 希望の家とかを指定管理で行っておりますが、実際、今状況を見ますと、子どもの少子化とかいう関係もありまして、子ども会とかの減少とか、子どもの自治体活動の全体の活動として減少している状況でありますので、単位子ども会とか単位子ども会の子どもたちの減少もありますし、子どもがキャンプではなくて身近なレクリエーションのほうに移行しているものではないのかなあとという形で、こちらのほうは市としては考えております。

全体的に子どもが利用する形での伸びとしましては、少子化によるものが原因であるのではないかなあと考えております。

◎委員（木村冬樹君） 子どもの減少はあるというふうに思いますので、そうであれば、この成果報告書の書き方を考えなきゃいけないんじゃないかなあとと思います。それが読み取れないような成果報告書の表記というのはよくないわけで、自主事業などは減ってきていますが、それは子どもの減少によるものだということを書いた上でですね。

なぜこのわくわく体験隊の高評価が、そういう実態の中で生まれているのかというところを聞きたいんですけど、事業の中身がすぐれているのか、そういったところについてお聞かせいただきたいと思います。

◎子育て支援課長（富 邦也君） わくわく体験隊のほうで事業をやっているのは、実際、体験型という形のもの、キャンプとかそういったものが多く開催されていまして、こちらのほうも評価しているところと考えております。

また、実際には、表記のほうなんですけど、前回、委員、委員会のほうで、こういった表記もしたほうがいいのではないかとということがありましたので、こちらのほうの表記、主要施策のほうに載せさせていただいたという形をとらせていただいております。以上になります。

◎委員（梶谷規子君） 同じく希望の家、青少年宿泊施設ですが、ここは水曜日が休館日だと思うんですが、休館日以外の日には利用がないときは閉めている状態なんですか。いつもこれまで市が直営のときには、利用がないときでもきちんと休館日以外はあけていたと思うんですが、現状はどうでしょうか。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 希望の家の利用時間帯としては、9時から5時まで水曜日以外あいておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（梶谷規子君） 保育園父母の会の何かお泊まり保育で利用を予定していた団体の方が、この前、きちんと予約をしていたにもかかわらず鍵があいていないという状況があつて、土曜日だと、わくわく体験隊のほうの直接の電話連絡というのは、何かそこの希望の家には書かれていないらしくて、鍵をあけてもらえなくて、いっぱい子どもたち、親子が待っているのにどうしようとして役員さんたちが大変苦労したというお話を聞いたんですが、きちんと指定管理者として、わくわく体験隊に今責任を持ってやってもらっている以上、そういうことがないようにきちんと注意してもらいたいのと同時に、そういう鍵があいていない、予約しているのにどうしようとして困っているときにはどこに連絡するのか。市役所に連絡しても、土曜日の午前中なので、守衛さん、嘱託の庁舎管理の人しかなくて、その方ではわからなかったということなんです。

だから、土曜日・日曜日の庁内外のそういった施設にそういうことがあつた場合には、必ず庁舎管理のほうに、市役所に連絡があつて嘱託の方がとつても、どこに連絡すればすぐ連絡が行くかという体制をとっておくなども、きちんとしていく必要があるんじゃないかなあと思うんですが、そこら辺、指定管理団体とのお話はどうなっているのか、お聞かせください。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 今年度そういうことがありまして、出勤の方が忘れていたということで、大変申しわけありません。それについては、指定管理者のほうに強く申し入れをいたしました。

当日、市役所の宿直のほうに入りまして、宿直もどこの管理かわからないというような実態もあつたようでございます。今、携帯電話がある時代ですので、当直には課長なり僕なりに連絡をくださいというふうにお願ひしました。

施設のほうに個人の携帯を表示するのはちょっと抵抗がありますので、申込書など案内には、緊急の連絡先等も示せるようなことも考えたいと思います。

まずは、そういうことがまずあってはならないんですけれども、大変申しわけありません。

◎委員（梶谷規子君） NPO法人のわくわく体験隊に指定管理者として管理運営を任せてある以上、あいていないという場合、わくわく体験隊のほうの連絡を、個人の携帯はもちろん今言われたように大変だと思いますけれど、そういう連絡体制をきちんと表示しておくというは無理なんじゃないかな。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 施設の玄関に張り出しておくとかいうのはちょっと抵抗があります。施設の組織の建物があるところならいいんですけど、今度そこにしても、また連絡がつかないということになると、携帯が一番だと思うんですけど、そこを表示していくのはまずいのかなと思いますので、許可証ですとか、そういった別のもので渡せるようなことも考えたいというふうに思います。

◎委員（大野慎治君） 成果報告書の89ページ、保育園送迎ステーション開設準備事業費補助事業についてお聞かせください。

一番最後に、建物賃借料に係る費用及び改修整備に係る費用の一部を補助したとありますが、あそこはこどものまち保育園と併設しておりまして、どこの部分を建物補助したのか、そしてどこの部分を改修整備費として補助したのか、お聞かせください。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） こどものまち保育園の中に保育園送迎ステーションの部分がありますので、敷地面積40坪のうち6坪を保育園送迎ステーションの開設準備事業費補助事業として補助金を補助いたしました。

◎委員（大野慎治君） 6坪というのはどこを指しているんでしょうか。6坪の建物の賃借料と6坪の改修整備費、どこを指しておっしゃっているんでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） こどものまち保育園の入り口に入っていた、ちょっとした玄関の待合スペースになっているところが6坪です。

◎委員（大野慎治君） じゃあ次の質問です。

成果報告書の100ページ、児童民生費の児童福祉費の北島児童遊園の整備についてお聞かせください。

27年度で設計が終わってしまして、農地転用等々の時間があつたとしても、いまだに工事が発注されていないというのはどうなのかと。1点、北島町の児童の皆さんが今、伝法寺の大塚史跡公園のほうに行かれていますと僕は保護者の方から聞きましたが、そういったちょっと離れたところまで行かれていますという現状を考えれば、一日でも早く供用開始、議会の承認は先に理解は得てもらって、供用開始というか児童遊園の開設をするべきだと思いますが、いまだに発注されていない事情はどういう理由なのでしょう、お聞かせください。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 北島児童遊園については、29年の4月を利用開始として設定しておりますので、今現在設計段階でありますので、設計を発注している段階でありますので、工事は11月ごろから始めたいと思つて準備を進めております。

◎委員（大野慎治君） 成果報告書では設計が終わっていることになっているんですが、なぜ設計中と言えるのでしょうか。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。
（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。
大野委員の質問の答弁より入ります。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 先ほど設計が11月と言いましたのは、まことに申しわけありません。訂正させていただきます。

工期を11月から進めていく形になっております。理由としましては、新たに新設する北島児童遊園ですが、その隣に田んぼが隣接しますので、その田んぼを行っていただけるように工期を11月ごろから設定させていただいております。

◎委員（堀 巖君） 私も青少年宿泊研修施設について質問いたします。

ここに書いてあるさっきの評価みたいな話につながるんですけども、希望の家に係る利用者の意見交換会というのがあります。さっき木村委員が高評価だというふうに言われました。それぞれの自主事業であるとか、アンケートをとっているとか、この利用者の意見交換会であるとか、どんな形で行政というか担当課として、実際の事業の状況であるとか、アンケートの声だとか、そういうのをどういうふうに把握しているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 青少年の希望の家の利用者会議において、年1回昨年度は開催させていただきました。その際に施設の利用があるクラブ等、参加者等、実際、子ども会とかそういった形の団体の方が集まってい

ただいて、利用状況とかそういったもの、利用の仕方とか、こういった事業をやっていますよとかいうことについて、相談をする機会を設けております。その中で、どのようにしたら効果があるのかとか、希望の家の事業としてどうなのかとか、今、利用していてどうなのかという意見を聞きながら今後の体制を整えて、希望を聞きながら来年度に向けて計画を立てるという形で、利用者会議のほうを1年に1回させていただいております。

その他アンケートについては、今のところ利用者会議を利用して利用されている方の意見を聞き取っております。

◎委員（堀 巖君） そもそも子育て支援課に聞くこと自体が何か変な感じもするんです。要は、ここは指定管理者制度なので、実施主体はわくわく体験隊ですよ。今、利用者会議をやらせてもらっていますというふうに課長が言うんだけど、それをやっているのはわくわく体験隊なわけで、そこに行政がどういうふうに関与するのかというところも非常に微妙なラインなんですけど、少なくとも行政として、主体的にはわくわく体験隊が、そういう利用者会議を設定して意見を拾うのは体験隊です。それをそばでというか客観的に行政としてそこに加わって、例えば事業にもたまには行ってどんな様子かを見て、多少次の更新のときであるとか年度がわりのときとか助言をするとか、そういう何かカリキュラムとかシステムみたいなものと基本的な考え方が何か中途半端だなあというふうに今答弁を聞いて思ったんですけども、年に1回というのも何か少ないと思いますし、利用者の声をさっき……。

ちょっと整理します。例えば事業でアンケートというのはとられている実態というのはあるんでしょうか。

◎子育て支援課長（富 邦也君） アンケートをとっている状況はありません。

◎委員（堀 巖君） となると、利用者の声というのは年に1回の利用者会議で聞くだけということなんでしょうか。

◎子育て支援課長（富 邦也君） 現在は年1回以上の利用者会議を開催するということになりますので、昨年度は年1回開催しましたので、その際に意見を聞かせていただきました。

◎委員（堀 巖君） その意見で、こういった高評価だということなんですけれども、じゃあもう1点だけ。

市の職員が実際にいろんな自主事業に参加したことはあるんでしょうか。具体的にお願いします。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開します。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 参加者として申し込んだりという参加はしておりませんが、私もこの職に着任しましてから、緑の自主事業とか、希望の家のキャンプをのぞきに行ったりはしています。自主事業にできるだけ参加するようにしています。職員にも、保育園の職員も含めて、市の行事には参加して見聞は広げてくださいよという話もしています。

また、希望の家については、指導しているボランティアサークルさん等にも事業のどうだったというような話は聞いて、内部、それから指定管理者の方とも話はしております。

◎委員（堀 巖君） 市民参加条例ができて、幾ら指定管理者といえども、市民の声を吸い上げるというところのノウハウは多分余り得意ではないかもしれせん。だから、そこら辺のことはしっかり行政が後ろで支えてやってあげないと、こういった統計的なデータとか、そういったところの蓄積みたいなところがなかなか難しいのかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

◎委員（塚本秋雄君） 77ページの病児保育事業についてなんですけれども、去年167で、ことし217、去年もことしも執行率100%。この種の事業は、国から来る地方交付税、どれがどれかというのは私たちではわかりませんが、国庫支出金と県支出金というのは数字も金額もどの事業かわかって来ているわけです。この病児保育事業というのは、国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1という解釈、この間、補助金があると言っていましたから、そういうことを予算書からちょっと見ましたけれども、そうすると最終的に去年もことしも執行率100%、事業が終わってから100になるのか、当初予算から人数の変更があっても100になるのか、ここら辺の考え方を教えていただきたいと思っております。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 予算については委託費用でございますので、事業を委託している法人、なかよしこどもクリニックさんにお支払いしている額ですので、これについては予算どおりということでございます。

利用された方の費用というのが分担金・負担金というところでございます。217人ですか、27年度利用した方の分担金をいただいて、それを差し引いて国・県支出金、一般財源というところで、国・県については実績に応じて補助か交付金かをいただいている。

◎委員（塚本秋雄君） 支出金ね。ということは、終わった後の段階でなる

から、100%になるということですか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 委託内容として、水曜日、土曜日以外は実施してくださいということのそごがなければ、その額で精算していくということになりますので、予算どおり特に問題なく委託が完了したということで100%の執行になっています。

◎委員（塚本秋雄君） そうすると、人数は関係ないということね。

そうすると、今1つ保育園父母の会から言われているのが、他市での補助金を市がやった場合、国・県の支出金はもらえず、市の単独の補助金しか考えられないという解釈でよろしいでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐藤さとみ君） 他市町村への病児保育事業を実施したときの補助事業の国と県の補助メニューはございません。

◎委員（梶谷規子君） 成果報告書83ページの保育実施事業数のところなんですけど、ゼロ歳児が4園で全部3人ずつ、1歳児が7園全部やってもらっていますけれど、4人というところが4園もあります。実際、20年も前には、仙奈保育園ではゼロ歳はもう1クラスあって6人、1歳児も8人いた時期がずっとありました。下寺保育園もそうです。

入りたい人がふえているのに、公立保育園の7園での保育をする、実際、保育実施児童数が減っているという状況は、正規保育士を減らしてきた状況かなと思うんですが、正規保育士がこの10年間でどれくらい減っているかということをお尋ねしたんですが、ちょうど保育園、児童館、ほかの出先の、今は児童家庭課じゃないな、子育て支援課の担当のところだと思うんですが、このところ正規が本当に減っている状況だと思います。

反対にパート職員が大いにふえていて、正規職員よりもパート職員は今や倍近くの数になっている状況だと思うんですが、こういう実態を今後どうされていくのか。もっと受け入れのスペース、園としてはあるのにもかかわらず、正規保育士がいないということで、退職分をしっかりと補充してないということでどんどん減ってきた中でのこの実態を今後はどのようにされていくのか、お伺いいたします。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） クラスについては、実際に3歳未満児は減っているんですけど、年度によっては、昨年度でいけば3歳児クラスを1クラスふやしておりますし、今年度も4歳児クラスをふやすという対応をしています。

先ほども申し上げたとおり、4月に合わせて岩倉市全体でクラス配置をしている状況にあります。ゼロ歳児は、御承知のとおりかと思いますが、3人に対して1人、1歳児になると4人に対して1人、2歳児は6人に対して

1人という保育士の配置をしております、今後も保育園への入園を希望する方に合わせて公立・私立合わせての定員配置を考えていきたいと思っております。

子どもの数は、出生数はふえている状況にありますし、あと年齢が低く預けたいという希望、それから働き方も変わってきておりますので、保育ニーズを捉えながらクラス編成もしてまいりたいと思っております。

ただ、正規保育士を今何人採用できるということはお話しできませんけど、来年度も退職者分は補充をしたいということを考えておりますし、場合によってクラスをふやさなければいけない、公立でということであれば、必要な保育士については確保もしてまいりたいと思っております。

施設の問題でいけば、今後は再配置の問題もあろうかと思っております。あいているという園舎のことも考えますと、7園を維持していくのかといったところも検討していかなくてはいけない状況にもあるというふうには考えております。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 先ほどの塚本議員さんからのさくらの家の太陽光の御質問についてですけれども、平成27年度の受給電力量の合計は1万203キロワットで、売電の金額が24万4,872円になります。よろしくお願いたします。

◎委員（堀 巖君） 今の保育園のパート職員ですけど、一部職員さんのほうから、今現にいるパート職員の数ですら一部足りてないようなところがあって困っているというような声も聞いているんですけれども、そこら辺の現状を教えてください。

◎子育て支援課指導保育士（八木純子君） 今のパート職員の現状ですけれども、先ほど言われたみたいに、不補充というか、探してはいるんですけれども、なかなか難しいという部分もありますし、今年度8月の時点でちょっと体調を崩されて退職された方とか、それから今年度は若い保育士さんもお見えになるので、出産というか、妊娠に伴い、つわりがひどくてということで体調不良でやめられる方も見えたりして、不補充プラス、その途中で退職ということも重なっております、ちょっと今、不補充になっているというのは事実であります。

◎委員（堀 巖君） 具体的に何人ぐらい足りない状況なんでしょう。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） ほかにございませんか、質問は。

◎福祉課長（丹羽 至君） 先ほど鈴木委員のほうから、ふれあいセンター運営費の中で打診調査のお話がありました。26年度の委託先につきましては、

株式会社トクオということでございます。打診調査の方法につきましては、都市整備課のほうから少しお答えをさせていただきたいと思います。

◎都市整備課長（西村忠寿君） 時間がかかってしまって申しわけありません。

26年度に調査をしておりますが、打診調査については、ゴンドラを使用しまして、屋上から作業員さんをゴンドラでつり下げて、打診用のテストハンマー、ロングタイプのもので全面をたたいて調査をしていくと。あわせて、当然浮きと、それからタイルの亀裂、あとシーリングの関係ですか、その劣化を調査しているという状況になっています。よろしく申し上げます。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、款3民生費、項2児童福祉費の質疑を終了します。

続いて、款3民生費、項3生活保護費についての質疑を許します。

決算書は198ページから202ページです。成果報告書は105ページから106ページです。

質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） 生活保護費の関係の扶助費については本会議でもお聞きしたわけですが、ずっとふえてくる状況があった中で前年度より保護率も減ってということで、扶助費全体としても減少しているという状況があります。

それで、全国的な状況と比較してどうなのかなというふうに思うわけですが、いつも全国の平均の保護率だとか県の保護率というのを教えていただけていると思いますけど、わかりましたらお聞かせいただきたいと思います。

◎福祉課主幹（田島勝己君） 今、木村委員から御質問をいただきました生活保護の保護率について答弁をさせていただきたいと思います。

厚生労働省が発表いたしました平成27年3月中及び平成28年3月中の速報値をもとに報告させていただきます。

国の保護率でございますが、パーセントで申し上げますと、ともに1.71です。それから、愛知県でございますが、名古屋市を含めまして、ともに1.07%。名古屋市につきましても、ともに両年とも2.17%、岩倉市につきましては、27年3月中につきましても、パーセントで申し上げますと0.877、28年3月末につきましても0.827でございます。

保護率が国と県と名古屋市につきましても同じ数字ではございますが、調べましたところ、それぞれ世帯数と対象者数は異なっておりますので、その旨も申し添えます。

以上です。よろしくお願いたします。

◎委員（木村冬樹君） 岩倉が下がったということに対して、3月は8月で調べて、全国や県はそう下がっていない、横ばいという、そういう報告だったんですかね。ちょっとごめんなさい。

◎福祉課主幹（田島勝己君） ことしの3月の動向でございますが、全国でいいますと、被保護人員につきましては216万4,154人ということで、前年を比べますと、26年度末の人数を比べますと、26年度末につきましては216万5,895人ということで、これは確報値でございますが、減少はしております。

それから、世帯数につきましては、ことしの3月末につきましては163万5,393世帯ですが、26度の確報値と比較してみますと161万2,340世帯ということで、3,000世帯近くふえているという状況でございます。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（森山 稔君） 確かに保護率は少し下がった状況ですけど、愛知県内の市の状況でいきますと、名古屋市、春日井市に次いで岩倉市の保護率は高い状況でございますので、近隣、小牧、江南、一宮、北名古屋と比較しまして、一宮はうちよりはまだ保護率は高いんですけど、ほかと比べますと1パーミル以上岩倉市は高いという状況でございます。下がったといっても1パーミルも下がっていない状況ですので、ほぼ横ばいかなという、県下の状況では高い状況です。

◎委員（木村冬樹君） 全国も下がってきて、県も下がってきて、岩倉市も下がってきているということであれば何か状況がわかるんだけど、それで岩倉市だけが下がっているということであれば何かというふうに思ったもんですから、ちょっと質問をさせていただきました。

それで、相談件数なんかは本会議で聞いて、一定あるというふうに思っています。特に扶助費の中で見ますと、本会議で聞いた住宅扶助の問題についても一度お聞きしたいんですけど、住宅扶助が減額をされて、2人世帯のところが減額されるということで、数字がいろいろ本会議のところに出ました。最終的に未転居と言われている9世帯、この分については柔軟な対応ということでこの間も答弁があったと思っていますけど、最終的にどういう対応をとるのかというところが非常に大事な点だと思うんですけど、その点についての考え方を少しお聞かせいただきたいと思います。

◎福祉課主幹（田島勝己君） 先ほど木村議員から先般の議案質疑でも質疑をいただいた件でございますが、生活保護を受給されている方の対象となる9世帯でございますが、9世帯のうち世帯状況といたしましては、高齢者世帯が1世帯、障害者世帯が4世帯、傷病者世帯が3世帯、その他の世帯が2世帯の合計で9世帯でございます。住宅扶助費との差額でございますが、800円から4,000円の間で、800円、1,000円、2,000円、3,000円、4,000円と

いう差が出ております。実際、差額分につきましては、被保護者が負担していただくこととなりますので、こちらとしては転居をしていただくのが、指導は行うものではありませんけど、被保護者の方の状況とか、中には転居を希望されて、なかなか転居先が御自身で探されても見つからない方もおられたり、いろんな状況がございますので、よく相手のほうの意見を聞きながら、やみくもにではなくて、十分聞いた上で、どこか着地点というわけじゃないですけど、先般の部長の答弁にもございましたが、柔軟に対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

今、数字が出ましたので、その他世帯というのはごくわずかだもんだから、引っ越しするのが大変な世帯が多いと思います。ですから、今、グループ長が話したように、そういう柔軟な対応が必要だと思いますので、差がある部分については生活扶助費の中で補うなど、そういうふうに指導していくという対応が、引っ越しの負担を考えるよりも、そちらのほうが被保護世帯にとっては有効なのかなあとと思いますので、そういう対応をぜひお願いしたいと思います。

もう1点だけ、住宅支援給付なんですけど、これが前年度と比較すると極めて下がっていると思うわけなんですけど、これはどういう状況なのかなというふうに思ったりするんですけど。件数が全然違ったんだったかな。ちょっとその辺の状況を教えていただきたいと思います。

◎福祉課主幹（田島勝己君） 今、木村委員から御質問いただきました住宅支援給付事業が下がったという御質問でございますが、この事業、住宅支援給付につきましては平成26年度で事業は終わりました、27年度の給付につきましては、26年度から継続している方ということでございます。そのかわり27年度の4月から住居確保給付金の事業が始まっておりますので、26年度の継続分ということでございますので、よろしく願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） 27年4月から生活困窮者自立支援法が施行されて、岩倉でも2階にワーカーズコープの委託で始められているんですが、今、食品ロスの問題と同じように、並行してというのか、そういう捨てられた食品を減らしていくということと、こういう生活困窮者自立支援制度が始まったので、自治体が支援窓口を設けて、そういう食品を困窮している人たちに提供する取り組みが、フードバンクという形で自治体と提携して、今、広がっている事業だということが報道されているところなんですけど、岩倉ではこの取り組みはどう受けとめて展開するような様子とかあるのかどうか、お聞かせください。

◎福祉課主幹（田島勝己君） 今、梶谷委員から御質問いただきましたフードバンク事業について答弁をさせていただきます。

現在の愛知県下の実施状況について、ことしの4月1日現在でございますが、名古屋市を含めて38市と愛知県が管轄いたします16町村区域の中で、自治体と協定を結んでいるところにつきましては4市でございます。それから、社会福祉協議会と締結をしているところにつきましては11市、それから市と社会福祉協議会及びフードバンクと3者との間で協定を結んでいるのは1市でございます、合計の16市でございます。

あと、フードバンクを利用しておりますが、協定等は結んでいないというところにつきましては、13市と県下で管轄する町村のうち5町で実施をしていることを把握しております。

また、利用していない市につきましては、当市も含めまして9市という状況でございます。

あと、御質問いただきました今後の考え方につきましては、先ほども申し上げましたが、29市と5つの町で現在フードバンク事業を利用しているということでございますので、今後、生活困窮者の支援事業の中で必要性については十分認識をしております。活用に当たっては、協定の締結等いろんな課題等もございますので、今後に向けてどうしていくべきか研究をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、款3民生費、項3生活保護費の質疑を終結します。

◎子育て支援課指導保育士（八木純子君） 先ほどのパート職員の欠員なんですけれども、長い時間、7.5時間の先生とか、それから2時間、4時間の先生とか、いろんな先生、勤務体系があるんですけれども、全部合わせて13名になっております。

◎委員長（伊藤隆信君） じゃあ、ここで暫時休憩して入れかわりでございます。

（休憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開いたします。

続いて、款4衛生費、項1保健衛生費、目1健康総務費から目4保健センター運営費までについて質疑を許します。

決算書は202ページから214ページ、成果報告書は107ページから121ページまでです。

質疑を許します。

◎委員（黒川 武君） 1点だけお聞かせいただきたいと思っております。成果報

告書の114ページの母子保健対策事業であります。

先月28日付の、これは朝日新聞の報道から、赤ちゃん、特にゼロ歳児の赤ちゃんの睡眠時の事故として、うつ伏せ寝とか、添い寝とか、あるいはやわらかな寝具などが危険因子との報道がありました。出産後の保健指導として、こうした赤ちゃんの睡眠時の事故を防止するためにどのような指導をされているのか、その状況をお聞かせいただきたいと思えます。

◎健康課主幹（長瀬信子君） 乳幼児の不慮の事故につきましては、平成16年度から乳幼児健診の間診票に項目を設けて事故の状況を把握し、事故予防に努めているところです。

事故予防の保健指導は、新生児の訪問の機会や4カ月健康診査では集団指導を実施するとともに、待ち時間に事故予防のVTRを流し、リーフレットも配布して啓発をしています。

赤ちゃんの睡眠時の事故を予防するための保健指導としましては、うつ伏せ寝は窒息の危険性が非常に高いので行わないように指導をしております。うつ伏せ寝の姿勢を好む赤ちゃんには、様子を見て、あおむけにするようにお話ししております。

添い寝をする場合は、窒息の危険性を伝えて、親が眠ってしまわないように注意喚起をしています。

また、やわらかな寝具につきましては、新生児訪問のときに実際に使用している寝具を確認しながら、手でさわって指が沈むものは避けるようにすることや布団の周りにタオルや縫いぐるみなどを置かないこと、また寝ているときはよだれかけを外す等の指導を行っております。

◎委員（堀 巖君） 決算書205ページの健康教育・健康相談等講師謝礼についてお伺いします。

決算書書類審査で調書を見たところ、ある方ではこの報酬、同じ方が何カ月間にわたっていろいろな事業に携わっていただいているわけで、ある人、Mさんと仮にして、Mさんは1万2,000円から高い日で4万8,000円という謝礼の支給を受けています。この違いというのはどういう違いなんでしょうか、時間なのか何なのか。

◎健康課主幹（長瀬信子君） 恐らくその方につきましては、助産師として雇用している方だと思えます。助産師の場合、母親教室や母乳相談、それから乳幼児健康診査等の保健事業に相談や講師として、指導者として依頼した場合は講師謝礼として1回につき6,000円の報償費をお支払いしております。

そのほかに、妊娠届時の間診票や、妊婦や乳児健康診査の結果など、個人

情報の入力作業で特に専門的な知識が必要な場合は、一般の事務の方をお願いすることが難しいものですから、専門職としてのパート職員として必要な時間を分を雇用しているので、そのような違いが出てきております。

◎委員（堀 巖君） さっき1万2,000円から4万8,000円というふうに言いましたけど、10月30日の食生活改善推進員養成講座というところでは6万円という数字が出ています。例えばこの6万円という数字は、さっきの専門職としての講師謝礼として、こういった根拠でこの6万円が支払われているのでしょうか。

じゃあもう一度、10月30日の食生活改善推進員養成講座、この助産師さんと思われる方の報酬額は6万円という数字で拾っております。確認をお願いします。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎健康課長（原 咲子君） 今、食生活改善推進員の養成講座というお話がありました。この食生活改善推進員の養成講座の講師の方は、管理栄養士の方に来ていただいております。その管理栄養士の方が、講義のみですと1回6,000円、調理実習を含めると1万円ということでお支払いをさせていただいております。その内容だと思います。

後でよろしいでしょうか、済みません。

◎委員長（伊藤隆信君） その件につきましては、後でお願いいたします。

◎委員（堀 巖君） もう1点、同じように保健推進員活動講師謝礼ということで、会社宛てにこの謝礼がまとめて出されておりました。例えば名古屋フィジカル・フィットネス・センターであるとかいうところで、ポールウォーキングもそうなんですけど、1万円掛ける5とか、1万円掛ける3回とか、そういった講師謝礼を会社にやって、会社からどういうふうに支払われているかわかりませんが、多分契約か何かを結ばれているというふうに解釈するわけですが、この講師謝礼の1万円の根拠みたいなところがいま一つわかりません。ほかの講師謝礼であるとかというと、市全体の講師の大学の先生であるとか基準がありますよね。それと照らし合わせて、この1万円というのが妥当なのかどうなのかという点について、教えてください。

◎健康課主幹（長瀬信子君） 今、御質問がありましたフィジカル・フィットネス・センターの講師については、健康運動指導士ということで、以前までは講師謝礼にばらつきもあったもんですから、健康運動指導士としては1万円ということで、市の中で統一して講師謝礼を決定しているところです。

◎委員（堀 巖君） その1万円の中身が重要だと思うんですね。全部1万円でもいいかどうかというところは私では判断できないところなんですけれども、内部で十分検討されてならいいんですけど、ポールウォーキングも全て事業の内容が違うのに1万円毎回払っているというところがちょっと疑問に残るわけです。

消費税の記載もありませんでしたが、会社として消費税を支払う義務がない小さい年間事業の会社なのかという点も含めて、もう一度お尋ねいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開させます。

ほかございませんか。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと何点か済みません。

1つは、107ページの関係の2次救急医療のことなんですけど、後で消防のほうでもちょっと確認したいなあと思っているんですけど、2次救急の3病院であります。そこに補助金を出している中で2次救急体制がとられているということなんですけど、私も前は病院で働いていましたので、私の理解でいいますと、2次救急を標榜している医療機関というのは当番制で交代していくということで、この日はどこどこ、この日の脳外の担当はどこどこというふうに決まっていると思うんですよね。そういうやり方は今もとられているということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

◎健康課長（原 咲子君） 2次救急の当番のほうですけども、指定日がありまして、病院の担当の医療機関名が一覧表のほうに掲載されております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

次ですが、成果報告書の109ページの結核対策事業です。特定健康診査と日程を合わせてレントゲン検査がやれるということが平成26年度から実施されてということで、飛躍的に件数がふえてということなんですけど、昨年もここをお聞きしたんですけど、大変待ち時間が長くなってという市民からの声がたくさん出ていたと思います。27年度は一定その辺については落ちついた状況があるのかどうか。日数は変わってないものですから、同じような状況なのかなというふうに思いますけど、その辺についてはいかがでしょうか。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 27年度ですけれども、前半のほうは特定健診終了後に肺がん検診を行っておったんですけれども、後半からは特定健康診査の待ち時間に肺がん検診を受診できるようにしましたので、混乱状況を多少改善できました。今後もスムーズに健診が受けられるように医師会と調整を図っていきたいと思いますので、お願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 工夫していただいて、ありがとうございます。ぜひ待ち時間ができるだけ少なく負担のないように受けられるように、御努力をお願いします。

次ですが、113ページの骨粗しょう症検診事業についてもお聞かせください。

これも毎年と言っていいぐらい聞いていると思いますが、要は若い人の受診をどうやって勧奨していくのかというところですね。18歳以上ということで岩倉市は実施していただいているわけなんですけど、これを若い人から受けるということが一つ大きな目標ではないかなと思うんですが、そういった若い方への受診勧奨の状況というのは何か27年度は変わったことはあったんでしょうか。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 骨粗しょう症検診の受診率の向上に向けて、26年度と同様に、乳児訪問や産後ママ教室など保健センターを利用する育児中の母親や地区活動で受診を呼びかけました。

また、骨粗しょう症検診と同時に実施できるように、乳がん検診、大腸がん検診、歯科検診を設定しましたが、結果といたしましては26年度より受診者数が低下してしまいました。ですので今年度、若い世代の骨粗しょう症検診の受診率向上に向け、同世代の若手職員を中心にチームを結成し、検討を進めていきたいと思っていますので、お願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。ぜひ今年度の同世代の方のチームでの検討がいい方向に進みますように、期待しております。

あと1点だけ、済みません。116ページの歯科保健事業について、受診者の受診率というのが載ってしまっていて、その中で気になってしまうのが65歳の節目歯科健診と40歳の節目歯科健診であります。非常に重要事業として新たに始められたということもありますので、ぜひ受診勧奨を進めていただいて、この時期に受けるのが重要なんだということを市民に周知していく、させていく、啓発していくということが大事だと思いますけど、その辺についての現時点での取り組み状況、また今後のお考えをお聞かせください。

◎健康課主幹（長瀬信子君） 65歳の節目歯科健康診査につきましては、これから介護予防ということで非常に大事な時期になってくるんですけれども、

予想に反して、65歳の方に通知は差し上げるんですが、仕事をまだされているとかという方が意外に多いことに気がつきました。当初は春のころに設定をしておりましたが、まだ仕事を継続されている方が多いということで、年度の後半のほうに実施するように。余り変わらないかもしれないですけども、それでも後半に実施したことで少し参加者数がふえたという状況はありますので、今後もどのような形がいいのかということも考えながら実施は続けていきたいと思います。

40歳の節目健康歯科健診につきましては、これもどの市町村の状況を見てもおおむね1割程度の受診にとどまっているような状況で、今、岩倉市もそのような結果になっているんですけども、こちらもほっと情報メールや広報にも毎月のように、少し小さな記事ですけども、啓発の記事を載せているところでもありますので、また今後もっといい啓発の方法を受診率アップに向けて検討していきたいと思います。

◎委員（堀 巖君） 決算書207ページです。これも謝礼の話で、書類審査でちょっと気になった点です。

健康診査事業で健康教育・健康相談等講師謝礼が上がっています。これを見ると5万6,580円で、これの根拠は2万8,290円掛ける2ということで、実際支払われているのが2万8,290円で源泉が2,888円、差し引きで2万5,402円です。片や、母子保健対策事業の健康診査医師謝礼というのは単価3万90円です。上のやつも多分、医師の健康診査事業ですのでお医者さんだと思うんですけど、この違いというのは何でしょうか。

◎健康課主幹（長瀬信子君） 今おっしゃられたとおり、健康教育・健康相談等の講師謝礼については医師にお願いした分になります。1時間当たり2万8,290円、それから健康診査については1回当たり3万990円、これは一応、健康診査に来た人数によって延長するということもあるんですけども、医師会との単価の契約の中で、このような金額を設定させていただいています。

◎委員（堀 巖君） ちょっと腑には落ちませんが、いいです。

それから、去年も聞きましたけれども、医師嘱託料というのが、ページ数は205ページに戻ります。健康増進事業、医師嘱託料というのが97万3,710円。今年度予算から医師会嘱託料ということで名称を改めということでなっております。多分内容は余り変わってないというふうに思いますが、嘱託という意味は頼むということですけど、何を医師会に頼んで、この予算が計上されているのかという点について、説明をお願いいたします。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 嘱託料につきましては、年間を通して予防接種や保健指導に医師に協力していただいているということで、拘束す

る意味合いもありまして支払っているものであります。

医師会に対する嘱託料も含め補助金とか助成金については、毎年、医師会や歯科医師会と見直しについて協議をしてきておりまして、単価は多少ずつは下がってきておるところでありますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（堀 巖君） 別に下げる必要はないと思うんですね。適正な根拠があつて適正に支払われていればいいわけで、単価を下げるという意味がちよつと意味がよくわからなくて、時間を拘束するという意味でいえば、医師の方には担当するそれぞれの、さっきの予防接種だったら予防接種のお医者さんを拘束するということが謝礼が支払われているわけです。医師会に対して何を拘束するという事なんですか。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（森山 稔君） 医師会に対してというのは、時間を拘束するという事ではなくて、医師会で事業をやっていた中で、先生の割り振りですとか、調整ですとか、そういうことで総合調整をしていただくということで医師会に嘱託料をお支払いして、実際の事業は出られた先生にお支払いをするということですので、よろしくお願ひをいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、款4衛生費、項1保健衛生費、目1健康総務費から目4保健センター運営費までの質疑を終結します。

続いて、款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費から目7公害対策費までについての質疑を許します。

決算書は214ページから218ページ、成果報告書は122ページから128ページまでです。

質疑を許します。

◎委員（大野慎治君） 1点お聞かせください。

成果報告書の122ページ、環境衛生費の中の中段に、たばこのポイ捨て防止や路上喫煙のマナーアップを目的として岩倉駅周辺での啓発活動を行いましたと。のぼりやチラシを配られたと思います。私が一般質問で禁煙の路上シールを提案させていただきましたが、そのときの答弁が前向きに調査・研究でしたが、今はどのような状態でしょうか、お聞かせください。

◎環境保全課統括主査（浅野弘靖君） 大野委員さんが昨年12月議会での一般質問で、路上シールについてお聞きになったことだと思います。

今年度はちょっとまだできてない状況ですけれども、来年度の実施に向けて今検討しているという状況であります。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 成果報告書の122ページで、本会議でも堀議員が聞いた部分の地域猫の問題なんですけど、増加傾向にないかなあというふうに私も最近すごく感じています。というのは私、朝、新聞を配ったりする作業

をしているんですけど、ですから夜中の3時とかそんな時間に車に乗ったりすることがありますけど、当初は多分、大地町のあたりに地域猫は多いということで、私の知っている住民の方からもそういう苦情が来たりしていたんですけど、最近ちょっと東のほうに分布が変わってきているんじゃないかなあと思っています。

というのは、五条川の堤防道路のところに行くと、必ず猫が毎晩いるんですね。ちょっとどうなのかなと思って、その時間にしかも餌を与えているような人も見受けるわけです。すごく気になるわけですけど、そういう状況をつかんでらっしゃるのかどうか、ふえている可能性はあるというような答弁があったと思いますけど、そういった状況についてどう捉えているのか、お聞かせください。

◎環境保全課統括主査（浅野弘靖君） 岩倉市は、市民団体の岩倉の猫の会と共同で、岩倉市地域猫支援活動事業を行っております。事業の一環として避妊・去勢手術にかかる費用の一部を補助しており、平成27年度は避妊・去勢それぞれ25匹ずつの計50匹の手術に対して補助を行いました。26年度の75件と比べると減少しましたが、これは飼い主のいない猫の減少と捕獲対象の猫がなかなか捕まらないこと、あとは捕まえる対象が子猫である場合、子猫だとまだ手術ができないということもありますので、そういったことが要因であるかと考えております。

今、木村委員さんがおっしゃられた五条川で猫がふえていると感じるといようなことなんですけれども、ことしは東町のほうでは苦情がありましたけど、下本町のあたりでそういった苦情があるということは市のほうでは入っておりません。

また、猫の会ですが、下本町の真光寺橋とか彦太橋、城跡橋付近で面倒を見ているというのはございますが、そちらも特段ふえたといったことは聞いておりません。

また、猫の会の会員さんが手術をして、その地域でその猫が寿命を全うするまで養っておるのはあるんですけども、近所の方の迷惑も考えまして、割と早朝4時とかにやっているとときがあるので、そういったときに出てきたのをごらんになっているかということは考えられるかと思えます。

また、猫の会に市内の猫の状況を確認したところ、ことしになってから、断定はできませんが、外で飼っている飼い猫が外で繁殖させた猫や捨て猫を見かけるということなので、ある地域では猫がふえている可能性はあります。

一旦減った猫が飼い猫の放し飼いによる繁殖や捨て猫によりふえてしまうことはあり得ますので、市としましては引き続き広報紙やホームページなど

で室内飼いや避妊・去勢手術の推奨、あとペットの遺棄は犯罪であることの啓発などをして市民周知に努めていきたいと考えております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。私が見ている猫が、そういうきちんと対応している猫であれば、それは問題ないのかなというふうに思いますが、引き続き私たちは情報提供しながら、この問題も進めていきたいと思っております。

次に、124ページの五条川親水費の中で、平成26年度から外来種の調査を始めています。亀の外来種が、ミシシippアカミミガメが多いということで、そういうことで26年度の表記もそうでしたし、27年度もこういう形で書かれているんですが、この取り組みというのは継続的にずっと進めていくという考えでやられているのかどうか、28年度の状況も含めてどのような状況なのか、お聞かせいただきたいと思っております。

◎環境保全課統括主査（浅野弘靖君） 外来種調査、亀の外来種調査ですが、こちらは水辺を守る会と共同で平成26年から始めております。昨年も引き続き行いまして、今年度も引き続き行っていく予定です。また、時期も同じような時期の11月頭ぐらいを予定して、経過とかを調査したいと考えております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

一定の期間やってみるという考えということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎環境保全課統括主査（浅野弘靖君） しばらくは継続して取り組んでいきたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） じゃあ、次に126ページの地球温暖化対策推進事業についてお聞かせください。

節電でリサイクル運動ということで、新たな新規事業として始めていただきました。これは一つのモデル事業というかリーディング事業ということで、重要ではないかなあと私も思っています。ただ、なかなか参加が思うようにないのではないかなというような思いがあります。

それで、商品がごみ収集袋でありますけど、そういった商品などの検討も必要ではないかなと思っておりますし、これは前にもお話ししましたが、私たちが視察に行った東京都のところでは、そこで地域通貨みたいなものを使える商品券みたいなものが商品で配られたりということで、すごく参加者も多くてというようなことでありました。節電をするということを推奨する事業で大事な事業だと思っておりますけど、今後の事業の進め方について、何か考えがあれば教えてください。

◎環境保全課統括主査（浅野弘靖君） 節電でリサイクル運動は、節電への意識が東日本大震災後、一時的に高まりを見せたものの現在は一定の落ちつきを見せているため、節電し、さらにリサイクルに関する指定収集袋を贈呈することにより、地球温暖化の防止及び資源循環型社会の構築、双方の観点から市民に対し、環境への意識づけを図ることを目的としまして、昨年平成27年度から実施しております。こちらは環境基本計画のリーディング事業の一つでもあります。

昨年度の実績としましては、7月分として76人の申し込みがあり、削減された電力は2,599キロワットアワーで、贈呈したプラ袋は1,212枚でした。8月分では45人の申し込みがあり、節電された電力は1,627キロワットアワーで、贈呈したプラ袋は715枚でした。2カ月の合計は、延べ121人の申請があり、4,247キロワットアワーの電力が削減され、1,947枚のプラ袋を贈呈しました。

プレゼントしているプラ袋ですが、こちらでリサイクルを進めていただくようにという意味合いもありますので、今のところ他のものに変える予定というものはありません。

また、今年度も実施している節電でリサイクル運動ですが、市民に対し節電など環境への意識づけを目的としておりますので、恒久的な事業ではなく、短期集中という形で限定した事業と考えております。

なかなか申請者が少ないというような御意見なんですけど、参考までに、今年度なんですけど、7月分だけで150人を超える申請がありまして、枚数も2,900枚余りお配りしているような状況にはなっております。

また、委員が紹介されました東京の多分、中野区のほうのエコポイント事業なんですけど、こちらは節電を初めとした取り組みを行い、ポイントをため、商品券などにかえるというもので、事業としましては節電でリサイクル運動よりももっと大きなものという認識でありますので、節電でリサイクル運動に絡めるというよりも、他の事業として参考にさせていただきたいと考えております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。今年度、数もふえているということですので、様子を見たいというふうに思います。

次の公害対策費、127ページですが、昨年、公害苦情発生状況という表について、その他が非常に多いものですから、その中で雑草の苦情が多いんじゃないかということでお願いして表を分けていただいたということで、その他がこのぐらいの数になったというところでもあります。

この雑草の苦情というのは、どういうことなのかというところなんです。

例えば市有地、市道だとか、あるいは県道だとか、こういうところにも雑草が生えますし、河川のところにも生えます。こういったところに対する苦情が多いのか、それとも民有地のところの雑草の問題が多いのか。もしくは、民有地であればどういう対応をとっているのかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

◎環境保全課統括主査（浅野弘靖君） 雑草などの苦情ですが、環境保全課のほうには圧倒的に民有地の苦情が多いです。

苦情を受けた場合ですが、まず現場を確認させていただきまして、程度がひどいようでしたら、その地主さんに刈っていただくようにということで通知文を出して、適正に刈るようということをお願いをしている状況です。以上です。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

それできちんと解決していっているという確認でよろしいでしょうか。済みません。

◎環境保全課統括主査（浅野弘靖君） 通知を出せば刈っていただけるというのがおおむねの状況ではありますが、中にはどうしても残ってしまうところもありますので、ある例ですけど、実際に地主さんのお宅まで伺ってお話しするということも、そういうときはあり得ます。以上です。

◎委員（堀 巖君） 自然生態園施設管理費でお伺いします。

昨年度、20周年記念講演事業とかやられておりますけれども、当時から20年、二昔過ぎたわけです。当時はビオトープということで、いろんなところの小学校のグラウンドだとか、そういうところにもビオトープということでつくったり、いろんな広がりを見せてきたわけですけれども、いま一つ最近では余りビオトープに対して市と市全体から見ると余り注目されていないのかなというふうに感じるところなんです。

今後の岩倉の強みである名古屋に近いという交通至便という傍ら、身近な自然が豊富だということで、ナチュラルリストクラブさんが中心としてつくった岩倉の身近な自然という本当に立派な冊子がまだあると思います。ああいったものをいま一度見直して冊子にするとか、今に合ったもので今後の岩倉の自然環境をどうしていくかということについて、どのように今現状考えているのか、展望を含めてお伺いしたいと思います。

◎環境保全課統括主査（浅野弘靖君） 自然生態園ですが、20周年を迎えて、現在もザリガニ釣りなど多くの市民の人たちが自然と触れ合える場としてうまく提供できているのかなとは考えております。

ビオトープなどの水辺のネットワークということに関しましても、五条川

の整備計画とかにもうたわれておるのですが、こちらはなかなかすすすとは難しく、検討課題かなという形では考えております。

あと、冊子とかですが、またそちらは検討課題ということで、つくるかどうかも含めて研究させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費から目7公害対策費までの質疑を終結します。

続いて、款4衛生費、項2清掃費についての質疑を許します。

決算書は218ページから224ページ、成果報告書は129ページから133ページまででございます。

質疑を許します。

◎委員（櫻井伸賢君） 成果報告書131ページです。分別収集回収状況の一覧の中でお伺いをいたします。

スーパーへ行きましても、自販機の横のごみ箱を見ましても、缶、瓶と比べまして、ペットボトルが非常にかさばる関係上、収集量が大変多いです。この分別収集回収状況を見ますと、ペットボトル、例えば27年でいけば5万9,750キロですけれども、瓶類を見ますと21万8,000キロということで、キロベースで見ると瓶のほうが多く回収できているという状況になるんですけれども、これは皆さん御納得いただけると思いますけれども、ペットボトル、少ないんですけれども、量にしますと瓶よりもはるかに多い状況というものが見てとれます。このギャップをどうお考えなのか。ペットボトルのほうが多いよということを強調するための表現する方法について、何かあればお聞かせください。

◎環境保全課主幹（佐野 隆君） 同じ飲料の容器のうち、委員の言われたように瓶と比べてしまうと、1本当たりの比重が大きく異なりますので、総重量でいえば、これだけの差が出てくるわけですけれども、アルミ缶やスチール缶と比較した場合、重量ベースの比較でもペットボトルの廃棄量が十分多いことが読み取れると思います。

委員の御意見のとおり、ペットボトルはかさばりますので、分別収集の現場の方々には御不便、御苦勞をおかけしているところでございます。

そこで、重量以外での把握ということですが、市ではペットボトルの収集を委託している業者からは、重量と、あと袋数、ネットでの報告を受けております。また、同じように分別収集のアルミ缶につきましても、重量のほかに袋数でも報告を受けておりますので、この2種類の資源につきましては袋数ベースでの収集量のデータを提供することは可能でございます。以

上です。

◎委員（堀 巖君） 今の質問の関連なんですけれども、分別収集で、きょうもたまたまというか地域の分別収集のお手伝いをしていて、途中で環境保全課のほうからだと思うんですけれども、情報が入って、業者みたいな人が2トントラックで回って持っていっちゃうということで、今そういう目撃情報があったので気をつけてほしいというような情報が入ったんですね。よくよく聞くと、地域の分別収集は8時半で終わりなんですけど、それ以降に乗りつけて、そこに集まったものを持っていってしまうという、そういう人たちがいるらしいという情報なんです。

今、途中途中で担当者の方が、環境保全課の職員の方が見回りを兼ねて指導で回ってもらっていますよね。あれの時間帯と、8時半過ぎてから、みんながいなくなってから、そういう悪質な業者が回って持っていってしまうということを考えると、ちょっと工夫が必要なのかなという気がするんですが、その点、いかがなんでしょうか。

◎環境保全課主幹（佐野 隆君） 市のほうで、分別収集終了後に業者が回収に来るまでの間、職員が巡回するように一応しております。通常、分別収集の当番については6時半から1周目ということでやって、その日の担当の職員と、あとパトロールの担当の者が2周目ということでやっております。あともう一押しということで、3周目ということで、8時半以降も一応やっております。ですので、そういった者がいれば注意するようにもしておりますし、できるだけそういった持ち去りがないような工夫はしているつもりでございます。

◎委員（堀 巖君） 地域の方が、その車のナンバー等も控えているということもあると思うんです。警察への通報とか、そんなような状況というのはあるんでしょうか。

◎環境保全課主幹（佐野 隆君） ナンバーとかを控えていただいた場合は、一応こちらのほうで一覧表として控えてはおります。毎回通報して交換するというのではないんですけれども、余り同じナンバーが重なるようであれば、そのようなことも視野に入れて対応していくことになると思います。

◎委員（木村冬樹君） 成果報告書の129ページのごみ減量化推進事業のうちの3のクリーンチェックいわくらについてです。

多分昨年も少しお聞きして、全地域からごみや資源が集められる量が飛躍的に27年度はふえているもんですから、その辺はどうなのかなあとということで、参加者にごみ減量化について考えてもらう事業だもんですから、そういう位置づけだもんですからあれですけど、この27年度の量がふえたというの

は何か原因があったのかどうか、わかりましたらお聞かせいただきたいと思います。

◎環境保全課主幹（佐野 隆君） 前年度と比較したら、確かに約3,000キログラムふえておるんですけれども、このうち1,000キログラムは一斉実施日以外に回収された分となっています。一斉実施日については、その日のスケジュールの関係で収集の時間に10時までという制限があるんですけれども、一斉実施日以外の実施では時間制限がないものですから、その分たくさんのごみを収集してもらうことができたのではないかと推測されます。その一斉実施日以外が多かったというのがまず一つあるかと思えます。

それから、それ以外の一斉実施日分の内訳としては、燃えるごみが約1,000キロ、それから金属等の資源が約700キロ、その他の破砕ごみが若干ふえているという状況です。

この一斉実施日分については、特別な理由ということで正確な把握ができていないんですけれども、大まかな要因としては、燃えるごみに関しては、川から上げた木片などが比較的多く出ていたこと、それから破砕ごみについては、金属類などは郊外の地域で不法投棄をされていたもの、これは家電製品ですとか、あと自転車とか、こういったものが多かったということが考えられます。以上です。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

これもキログラムの表記だもんだから、そういう重いものが集められたということであるのかなというふうに思います。この重さなんかも注目しながら、何か原因があるのかということも見ながら、担当課のほうでは推進していただきたいなあと思います。

もう1点ですが、1つ細かい点で申しわけありませんけど、決算書のほうの221ページの清掃事務所施設管理費の中の修繕料についても1点お聞かせいただきたいと思います。

清掃事務所の雨漏り修理があったと思うんですが、古い建物ということもあろうかと思いますが、雨漏りの状況というのはどうだったのか、また修繕後はきちんと大丈夫になっているのかどうか、そういった点についてお聞かせください。

◎環境保全課主幹（佐野 隆君） 雨漏りを修繕した箇所なんですけれども、建物の北側、それから北側の1階の車庫の壁面、そちらのほうは、雨漏りというか雨水がにじむという感じだったんですから、その原因を、なかなか雨漏りの原因というのは特定するのは難しいんですけれども、業者の人とここではないかというところがあったんですから、そこを目張りして修繕

したところ、継ぎ目をゴムで埋めたところですね、今は雨漏りはしていない状況です。ただ、何分古い建物ですので、またいつ別の場所で雨漏りがするかわかりませんので、そういったところは常に目くばせして対応していきたいと思います。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

もう1点だけ、塵芥処理費の関係になろうかと思えます。いわゆるペットボトルの中間処理業務だとかペットボトルの収集運搬業務を委託している会社からの寄附の問題なんですね。教育のほうで子どもたちに対する下敷きの問題なんですけど、これは多分、循環型社会ということでの、そのことを書いた下敷きなのかなあと思って、それ自体は非常に好意としてうれしいわけなんですけど、委託している業者から、別の形でありますけど、そういう寄附があるということについては少し慎重にならざるを得ないなあと思うんですが、担当課としてはどのように見ておるんでしょうか。

◎環境保全課主幹（佐野 隆君） 御意見の件につきましては、その業者が市内の小学校4年生を対象にペットボトルをリサイクルしてつくった下敷きをプレゼントしておりまして、4年生は社会の授業でリサイクルについて学んでおりまして、平成20年度から毎年実施されているということです。

この小学生に下敷きを贈ることについては、近隣市町の小学校へも同様に実施されておりまして、新聞などでも報道されております。

環境保全課の立場ということですが、環境保全課としては環境教育を推進していくという立場である中で、企業の社会貢献活動の一環として捉えております。

学校教育課を通して小学生に配布することと、あと環境保全課がこの会社に業務委託している部分との関連性はないというふうに考えておりまして、このような活動は企業活動の範疇に入るものかと考えております。以上です。

◎委員（塚本秋雄君） 131ページのごみの収集業務、昨年到现在6コース中4コースを収集業務委託しているということですが、コースについて6コースあるんですけれども、この委託している業者はずっと同じコースを1年間やっているのか、委託された4コースを順繰りでできるような体制になっておるのか、あるいは市が直営でやっている2コースも含めて順繰りでやっているか、その辺の状況はどうなっているでしょうか。

◎環境保全課主幹（佐野 隆君） 委託しているコース、それから直営でのコース、こちらのコースについては固定ということで行っております。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、款4衛生費、項2清掃費の質疑を終結い

たします。

お諮りいたします。

質疑の途中でありますけど、本日はこれをもって散会したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 御異議なしと認めます。本日はこれをもって散会いたします。

次回は9月14日10時から再開をいたします。御苦労さまでした。

財務常任委員会（平成28年9月14日）

◎委員長（伊藤隆信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより財務常任委員会でございます。3日目でございますけど、どうかよろしくお願いいたします。

質疑に入る前に、当局のほうから発言の申し出がございますので許します。それでは、よろしく申し上げます。

◎健康課主幹（長瀬信子君） 昨日の堀委員の質問に回答させていただきませう。

健康運動士の講師謝礼の金額の件ですが、平成26年度までは運動指導員として1回6,000円の講師謝礼をお願いをしておりましたが、健康運動指導士は、安全で効果的な運動を実践するための運動プログラムの作成や実践指導計画の調整等の役割を担うことができる専門職で、教室の事前準備や個別の指導も担っていただくため、近隣市町の状況も調査しまして専門知識を有しその職に従事する者として、平成27年度から講師謝礼の金額を1万円に設定をしております。

また、ポールウォーキングの講師につきましても、健康運動指導士の資格のほかにポールウォーキングの指導者としての資格を持っております。

次に、健康運動士の講師謝礼の支払い先についてですが、講師謝礼はフィジカル・フィットネス・センターの名称がついた本人名義の口座に振り込んでおります。フィジカル・フィットネス・センターは、健康運動士である講師が個人で経営しているものです。

最後に、10月30日の食生活改善推進員養成講座等講師謝礼で1人に6万円が支払われている件ですが、6万円の内訳は、平成27年10月中に教室の講師として1回6,000円で10回分依頼したものとなります。10回の内訳としましては、健康相談が2回、運動指導教室が2回、介護予防教室が6回となっております。よろしく申し上げます。

◎委員長（伊藤隆信君） それでは、議案第76号の、きのうに引き続きまして款5農林水産業費についての質疑を許します。

決算書は224ページから232ページ、成果報告書は134ページから143ページまででございます。

質疑を許します。

じゃあ私いいですかね、質問しても。

それじゃあ交代させていただきます。

◎副委員長（関戸郁文君） 委員長交代いたしました。

◎委員長（伊藤隆信君） 成果報告書の138ページでございます。

特定外来種の駆除の件について質問させていただきます。

これは、昨年ですけどヌートリアが16匹ということでございますけど、南部のほうでは非常にヌートリアがことし大繁殖というんですか、非常にたくさん捕獲されたということをお聞きしております。ここ最近の捕獲数についてお聞きします。

◎商工農政課統括主査（水野功一君） 最近の捕獲数でございますが、平成26年度は2匹捕獲しております。平成27年度は16匹ということで成果報告書のほうに上げさせていただいております。平成28年度の今現在でございますが31匹捕獲しております。

◎委員長（伊藤隆信君） ここ最近でございますけど、27年度は16匹、25年度というのわかりますか。

◎商工農政課統括主査（水野功一君） 25年度ですが22匹の捕獲をしております。

◎委員長（伊藤隆信君） 本当に南のほうではヌートリアの対策について、何とかしてほしいといつも農業従事者の方からそういう意見がございますけど、当局として何か対策は考えてみえるのか、お聞かせをください。

◎商工農政課統括主査（水野功一君） ヌートリアの数を減らす有効的な解決策というのは、現状よい解決策がない状況ではございますが、しかし農家の方と協力して、少しでも、1匹ずつでも捕獲して駆除に向けて努力していきたいと考えております。

◎副委員長（関戸郁文君） ここで委員長を交代いたします。

◎委員長（伊藤隆信君） 御無礼いたしました。

それでは、質疑を許します。

◎委員（宮川 隆君） 成果報告書の135ページの4の名古屋コーチン振興事業についてお聞きしたいと思います。

30周年を迎えるに当たって加盟店舗において記念事業を開催するとともに、新たにパンフレットを作成したという記載がありますが、大きな取り組みとしてはこの2点が上げられていると思うんですけれども、振興事業の推進に当たっては、今まででもいろいろな事業を行ってきたしいろいろなPRを行ってきたと思います。その中で、ふるさと納税の返礼品としても使って市外に対してPRも行ってきたというふうには認識しているんですけれども、そのことによって、例えば出荷量がふえたとか、新たに店舗がふえたとかというような、そういう効果というのはどのようになっているんでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 名古屋コーチンの振興に係る効果ということ

ころなんですけれども、去年は30周年記念ということで、先ほど委員さんからお話しありましたように、各お店で名古屋コーチンの卵の無料配付をしたり、パンフレットをリニューアルしたイベントを行っております。

また、ふるさと納税の関係では、平成26年度は2,000羽ぐらいということで大変多かったんですけれども、去年が半羽の部分なんですけれども713羽、今年度が8月末現在で93羽という、ふるさと納税のほうもほかの商品がふえている分やっぱり名古屋コーチンで頼まれる方も少なくなってきたおるんですけれども、振興組合としては引き続きPRしながらコーチンの振興に努めていきたいと思っています。

◎委員（堀 巖君） 今の関連なんですけど、ちょっと宮川さんがお聞きになりたかったことはちょっと違うような気がして、確かに2,000羽、始めたころはね。関戸さんのところは多分すごい、言い方汚いけど、もうかったわけですよ。段々そこは減ってきたけど、それが全国に岩倉のコーチンをPRすることによって副次的に例えばほかのにわさんとか、振興組合の加盟店の売り上げにどのぐらいの影響があったかということではないのでしょうか。そういうことを私も聞きたかったです。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 具体的に松月さんとか、にわさんが一番多く名古屋コーチン使った料理を使っていたらいるんですけれども、ふるさと納税がもとで売り上げが上がったという話は聞いていないんですけれども、例えばにわさんのところであれば、同じふるさと納税の返礼品の関係で名古屋コーチンの親子丼のセットをつくったり、それぞれお店の売り上げにはなっていないかもしれないんですけれども、それぞれ自分たちのお店でもPRしていけるようなことはやっているんで、そういったところは応援していきたいなというふうに思っています。

◎委員（木村冬樹君） 私も成果報告書の135ページの1の市民農園事業についてなんですけど、毎年ちょっと聞いておって申しわけないなんですけど、市としては市民農園をこれ以上拡大していくという考えがなくて、農家が直接的に管理する市民農園というのを指導していくというような話だったと思いますが、この現在の状況というのがどうなっているのか、お聞かせください。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 市民農園を借りている方も現在のところは待ちの人が出ていたんですけれども、今はそういった待ちの人も見えません。

あと、もう1つの農家さんの使った市民農園についても、やはりいろいろ難しい面があります。ただ、やっぱり農に親しむ方をふやしていくということでは、とりあえず市民農園の利用者を少しでもふやして、市民農園をもっとふやしてほしいというふうにはしていきたいとは考えています。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

市民農園の待ちもなくなったということで、農業に触れたいという市民の状況がどうなのかなというふうに少し思うんですけど、今こういう農家が管理する市民農園というよりも、直接的に市民と農家の間で契約が交わされてというか、貸し出しているようなところが多分幾つかあるというふうに思っています、そういうところというのは市としては把握されているのかどうか。把握する必要がないのかもしれないかもしれませんが、そういった点についてはどのような状況なんでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） そういった農家さんが個人の方にお貸しして、そういった畑ですとか田んぼをやっているというのは、市のほうでは把握しておりません。

◎委員（堀 巖君） ごめんなさい。今ので関連なんですけど、市民農園という形態に係る、さっき木村委員が言われたようにいろんな形態であって潜在的なニーズはあると思うんです。市民のほうの待ちがないというのだけど、農家さん側からすれば遊んでいる遊休耕作地を貸したい、少しでも利益にして土地を保全したいという意向もあります。名古屋近郊なわけで、本当に都会からそういった土に触れたいというニーズは本当にまだ埋もれているし、岩倉市民だけ、市民サービスという観点から言えば市民農園で市民限定ということなんでしょうけど、農家さん側からのそういうニーズに応えるのであれば、市外からのそういったニーズに応えてもいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 基本的には、やっぱりとりあえずは市民の方にまずは貸し出しをしていきたいと思っています。もう1つ、その農に親しむ方をふやすということでは、市民農園ではないんですけども、川井町に農業体験塾という体験塾を毎週日曜日にやっています、そこもやっぱり参加者がふえていない状況というところ、今回その農業振興事業の助成金を使いまして、その前に農業体験塾の塾生募集ということで新しく看板をつくりまして、そういった少しでもふやしていこうということはやっていますので、そういったところからも農業体験塾から市民農園に移っていくような方が1人でもふえていったらいいかなということは考えています。

◎委員（堀 巖君） いやちょっと違って、市民農園を市外の人に利用し

てもらおうということではなくて、市民農園は市の税金を使って整備しているわけですから、それはちょっと貸し出すのはちょっとまずいと思うんです。じゃなくて、さっき把握していないと言ったけど、やっぱり把握すべきだと思うんです。それは、農家のニーズとして保全したい、草ぼうぼうにしておくよりは、貸し出して耕するというニーズは絶対あるんですよ。だから、そこ名古屋のそういう都会の人たちとのマッチングを市がどうコーディネートするかとか、それはもちろんJAとかも協力する必要はあるけど、そこら辺の考えというのは全くないんですか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 耕作放棄地みたいな解消にはなると思うんですけれども、農家さんが本当にそういった市民の方に貸し出して農業をやっているかというところがまだ確認できていないので、その辺がもしできるようであれば、JAさんと相談しながらそういったこともちょっと研究していきたいなと思います。

◎委員（堀 巖君） ですから、農地法とかいろいろな法律があって、それがいいのか悪いのかということについても、今疑義があるという、だったらやっぱりなおさら市としてそういった実態を掌握して、いいように適正な方向に指導すべき立場でもあるし、それを把握すべきだというふうに思いますので、申し添えておきます。

◎委員（黒川 武君） 大変いい議論になっているし、私も関連でお聞かせいただきたいんですが、8月16日に市民活動団体とふれあいトークを市民プラザで行いました。このときは、大変多くの方々に、いろいろなさまざまな分野で活動してみえる方がお見えになりまして、3つの分散会に分けて行ったということで、私が入っている分散会で、市民活動団体として「のらり」という団体の代表の方がお見えになりました。ここは、何をやっているかとなると、農業体験塾を北島でやってみえるんですね。親子の方に来ていただく、やっていただくとか、場合によってはやっぱり引きこもりと言われる方々にも来ていただきながら一緒に農業体験をしていこうということで、大変意欲的にやられてみえる方がいるわけなんです。

それで、私はそのときに、市のほうは野寄町周辺で農地をかつて取得したけど、大変活用できないまま今日に至っていると。そういうところで活用する方策もやっぱりあるのではないだろうかという、問題提起にとどめておきました。

私がここで申し上げたいのは、そういった市民活動団体としてやってみるところとも連携をとりながら、今後の市民農園、あるいは市民の方が農業に関心を持っていただく、そういった方向も市民参加、あるいは市民協働と

いう観点からやっぱり考えていってはいいいのではないだろうかなあと思うんですが、ちょっとその辺のお考えがありましたらお聞かせください。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 済みません、そういった「のらり」というところはうわさには聞いていたんですけど、実際お話ししたこととかはありませんので、もしそういうことであれば……ミズノさんの自然のほうの関係、わかりました。それは承知しておりますので、一度どういったことができるのか、ちょっと話をしてみたいと思います。

◎委員（黒川 武君） お願いします。

◎委員（榎谷規子君） 関連で、私も黒川委員と同じ班だったんですが、「のらり」は、自然農法で草を生やしてもいい、自然にという、農薬を使わない農法を推奨して、かなり会員もふえているらしいんですよ。片や別の方は、その草を生やすとほかの畑に非常に迷惑、やっぱりいろんな考えがあって、やはり草を生やしての農法がどうなのかみたいな意見を持っている方も一方で見えたんです、そのとき。

もう1つ私が思うのが、ぼかし農園という鈴井町にある、管轄が商工農政じゃなくて環境課が管轄していると思うんですが、ぼかし農園ってありますよね。あそこも生ごみを自分のそれぞれの自宅や畑に持ってきてぼかしを入れて農業、あそこもお借りしてやっているんだと思うんですけど、土地を。そういうぼかし農園などもある。だから、ぼかし農園の人たちは、市民農園の人たちにももっとぼかしを使って、自然農法というか、生ごみの堆肥化をしながらやってほしいという思いあるけど、なかなか草も生えるし、それだけぼかしを使ってまで、生ごみをしっかり堆肥化までしてやれないと言われるんだという人たちもいて、さまざまな農業の体験が市内で行われていると思うんですけど、そういったものも掌握してというのは難しいのかもしれないけど、そういう交流の場というか、そしてもっと交流の場の中でもっと体験をしたいという人や、引きこもりの青年たちが農業を体験することによってとても生き生きしてきたという例なんかもありますので、そういう人たちにももっと農業にかかわってもらおうということにつながっていくようなことを考えられたらいいなあと思うんですが、そこら辺はどうお考えでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） そういった農に触れるということで、そういった方も元気になっていくということはあると思います。

ぼかし農園と自然農法をどうマッチングしていくのかというのはわからないんですけども、そういったつなぐという意味では、これからやっぱり商工農政というよりやっぱりJAさんの協力が必要になってくると思いますので、JAさんと相談しながらその辺のことについても検討していきたいと思

います。

◎委員（大野慎治君） 成果報告書の137ページ、食育シンポジウム事業についてお聞かせください。

この事業は、一般財団法人自治総合センターの130万円の助成を受けて行われたものなのですが、この自治総合センターの助成を受けられるような事業というのはどういったものがあるのでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） 毎年たしか紹介があって、こうしたシンポジウム等がほかの、ちょっと細かいところは掌握はまだしておりませんが、こうしたシンポジウムとほかのメニューとかもありますけれども、そうしたところで県を通じて助成をいただくという形になっております。ちょっとここの詳細については、まだ把握していませんので申しわけありませんが、よろしくをお願いします。

◎委員（大野慎治君） せっかく県から紹介があって、多分初めてこの助成金を使ったのかどうかはちょっと把握しておりませんが、せっかくいいシンポジウムだったんで今後こういった助成を受けて講演会なりシンポジウムは開いていくのか、開いていくべきだと思いますが、総務部長、いかがでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） たしかこれ要件も結構ハードルがあったような気がするんです。ですので、そういうものに合致すれば積極的に手を挙げて採択していただけるような形には努力していきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

◎委員（堀 巖君） 関連ではありません。

135ページの野菜の広場なんです。

この事業を始めて、いきさつはいろいろ行政側から農家さんのほうに当たって産直だとか地産地消というところを先駆的にやった事業なんですけど、大分たっています。水曜日・土曜日ということで、ほかの業者さんというか、ほかの商業者さんから既得権的に見られている面があります。ほかで曜日、あそこでみのりの里さんも付随してやってみえるし、それはもともとからそうなんですけれども、ほかの曜日で利用したいという声も聞いていませんか。私の耳には入っているので、そういったときに市としてあの地下道の利用をどういうふうに考えているのかという今現状をお聞きしたいというふうに思います。

◎維持管理課長（高橋 太君） 堀委員さんの答えになるかどうかちょっとわからないんですけど、地下連絡道をそういった野菜の広場等に提供していてこれからも提供していくに当たっては、個人的な営利目的だとかそういう

ったものではなく、公共性があればその辺を審査した上で許可を出していただけるものだというふうに考えております。

◎委員（大野慎治君） 成果報告書の138ページ、伊藤委員長が質問されたヌートリアの件なのですが、ヌートリアがふえると土手に穴をあけて被害があるというようなニュースでも話題になっておりましたが、ふえていると土手に穴があいていることをちゃんと確認はされているのでしょうか、いないのでしょうか。僕も市民の方に土手に穴があいているというお話を聞いておりますが、そちらの確認はしておるのでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 現在、先ほど伊藤委員さんから質問していただいたヌートリア31匹というのが、五条川じゃなくて田んぼで、その近くにちょっと草が生えたような草むらがあって、そこに住んでいて田んぼの稲を食べるというところで、全てその31匹、大山寺の田んぼですので、五条川で捕まえたことがないものですから、五条川に穴をあけているかというのはちょっと確認しておりません。

◎委員（塚本秋雄君） 139ページの米の生産調整（転作）事業においてのところで、景観作物レンゲ、コスモスの作付という促進を図ったという文がありますから、その文でお聞きしたいと思います。

まず、この事業はレンゲ、コスモス以外に、景観作物としてほかにもたくさんあるのかないのか、まず1つ目、聞きたいと思います。

◎商工農政課統括主査（水野功一君） 景観作物としては、現在レンゲの種子だけでやっております。

◎委員（塚本秋雄君） レンゲだけはわかるんです。ほかにあるのかないのかという質問です。

◎商工農政課統括主査（水野功一君） コスモス。

◎委員（塚本秋雄君） 2つだけ。

◎商工農政課統括主査（水野功一君） コスモスとレンゲの2つだけ。

◎委員（塚本秋雄君） 2つ目の質問、国・県支出金49万1,400円と書いてあるんだけど、多分これ国からは出ていないんじゃないかと、県だけの補助金をもらって10分の6.5を補助を行ったと。県だけしか出ていないということでもいいのかどうかということと、10分の6.5の決め方の根拠、お尋ねいたします。

◎商工農政課長（伊藤新治君） この補助金は国の補助金となりまして、6.5というのは補助金検討委員会の中で決められた割合となっています。

◎委員（塚本秋雄君） 国の補助金、だけど県から出ているから県の支出金という、国から出ているんですか。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 済みません、先ほどの国と言ったのを訂正させていただきます。県費で、水田農業経営所得安定対策推進費補助金という県の補助金になっています。申しわけありませんでした。

◎委員（塚本秋雄君） 最後になりますけど、そうすると景観作物レンゲ、レンゲの咲くころは一般的に普通お米をつくる前に田んぼに咲いていて、耕して水田をつくれればいいという部分。転作だから、3月、4月ぐらいだと思います、レンゲ。その後、じゃあずうっとそのままどうなっているかということと、コスモスは秋だと思いますから、レンゲで景観作物をやっておいて、後でコスモスも同じように申請しても補助は出る。出るよりも、そのほうの政策も考えたほうがいいんじゃないかなということをお願いなんですけれども、コスモスがゼロだから、レンゲをやっておる部分のコスモスがやったださいぐらいの取り組みはされていますのでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 基本的には、現在のところはレンゲかコスモスのどちらかの作付をしていただくことになっています。両方作付したとしても、補助金としてはどちらか一方の補助金ということになります。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

◎商工農政課長（伊藤新治君） ごめんなさい、ちょっと質問がよくとれなかったので申しわけないんですけれども、レンゲやってコスモスじゃなくて、お米をつくるかわりにレンゲかコスモスをつくりますので、両方ではなくて、転作というのはお米をつくるかわりに作付するものですので、よろしく願いします。

◎委員（塚本秋雄君） だから、レンゲの咲く時期というのは決まっているじゃん。12カ月ある中でね。レンゲをつくれれば、コスモスは違う季節で種をまいて咲くわけだから、1年間景観作物ということであれば両方やってもおかしくないような感じがするんだけど、レンゲのときにコスモスは咲かないと僕思うんですけど。

◎商工農政課長（伊藤新治君） もちろんレンゲの種を買っていただいて春やって、コスモスの種を買って秋にコスモスつくっていただいても構わないんですけれども、その補助金的にはどちらか一方分しか出ないということで、両方やっていただくのは全然構いません。

◎委員（塚本秋雄君） 県が始めた事業なのか、市が始めた事業によっても違ってきますけれども、県の金額が多いわけだから、市のほうで、コスモスとレンゲがあるなら県支出金のほうが大きいわけですから、市独自で秋のコスモスも政策的に考えてもいいのではないかだけ提案しておきます。

◎委員（宮川 隆君） 項目的にはここしかないのかなと思って聞くんですけども、市内で昨年酒米をつくって、青果物として江南の酒造メーカーで岩倉の一つのブランド、今後のブランドとなるべきものが一定でき上がってきたと思うんですけども、その点の記載がないようなんですが、この辺はどのような取り扱いになるのでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 今、宮川委員さんがおっしゃられた岩倉市の田んぼで酒米をつくって、江南の酒造所で作った「夢吟香」というお酒なんですけれども、事業の実施自体が全てJA愛知北さんが行っている事業ですので、ここには載せてありません。

◎委員（宮川 隆君） 岩倉市にとっては新たなブランドとして全国に誇れるようなというか、アピールできる一つのものだというふうに私としては認識しているんです。確かにJAさん主体でやられたというのは知っていますけれども、市としてもやっぱり一定の後押しというのは必要ではないのかなと思うんですけども、今後の取り組みに関して、市はやっぱりJAさんにお任せするというスタンスは変わらないというところなのでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 実際米をつくったり、お酒をつくったりするというのに対して補助金や助成金を出すという予定はしておりませんが、今回初めてできた「夢吟香」につきましても、その販売については桜まつりの会場、祭り広場で売っていただいたり、あと軽トラ市で売っていただいたり、そういった販売のほうでは協力させていただいていますので、今年度もまたつくる予定をしていると聞いておりますので、市の広報でもPRしておりますので、そういったところで販売に関して協力していきたいと考えています。

◎委員（木村冬樹君） 成果報告書の143ページの萩原多気線の関係なんですけど、27年度では全ての水路用地の買収が完了したという表現になっています。それで、この次の段階としてどういう形を進めていくのか。最終的にはスケジュール的にはどうなっていくのかというところを少し説明していただきたいと思います。

◎都市整備課統括主査（井手上豊彦君） 道路全体の現在の用地買収率は9割を超えております。特に現道の北側に関しましては、1名南側に土地をお持ちの方がお見えになりますので、その方を除いて北側の用地は全て買収済

みというふうになっております。残る南側の買収も住宅があと2棟と、あと貸し駐車場が1つと、あと貸し倉庫が4棟というような状況になっておまして、そのうち住宅のお一人の方と貸し駐車場の方に関しましては、来月の上旬に契約する見込みとなっております。もう1人の住宅の方についても、おおむね契約には了承はいただいておりますけれども、移転先がまだちょっと見つかっていないということですので、移転先が見つかり次第契約をさせていただく予定にしております。残る貸し倉庫の4件の方に関しましても、今交渉を進めておまして、土地、建物をお持ちの方、中に借家人として営業をされている方ということの意向を今お伺いしながら、その方たちの意向に沿った形で補償ができるかどうかというのを愛知県のほうで検討しておりますので、県のほうでもできればことし、来年、数年の間に用地買収を終えまして、その後工事に入りたいというふうに計画はしておるんですけれども、いかんせん延長が1.3キロと非常に長いということと、事業費が非常にかかるということで、現時点ではいついつまでちょっと完成するという期限については明言できないというふうに聞いております。

ただし、過年度に買った岩倉市の水路用地につきましては、昨年一部水路のつけかえ工事を行っておるんですが、ことしも引き続き、全部ではないんですけど、一部工事をやっていただけるというふうに聞いておりますので、岩倉市といたしましても県と協力して、一日でも早い工事着手、完了、供用に向けて努めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、款5農林水産業費の質疑を終結いたします。

続いて、款6商工費についての質疑を許します。

決算書は232ページから240ページ、成果報告書は144ページから154ページまでです。

質疑を許します。

◎委員（黒川 武君） 商工費は比較的質問しやすいので多分多くの方が質問されるかなと思いますので、少し私のほうから幾つかということで最初に質問をさせていただきます。

144ページの成果報告書です。岩倉市企業立地の促進等に関する条例の制定に関連してお聞きをいたします。

企業立地促進の第1号として、申請認定の手続があったとお聞きはしております。その事業所においては、市内居住者の雇用につながっているのかどうかの状況の説明をお願いいたします。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今お話しいただきました企業立地促進第1号ですけれども、昨年2月、北島町において1件、奨励措置の認定をさせていただいたところであります。

実際に会社のほうに問い合わせをさせていただきましたが、現時点では創業して間もないということもありまして、新規雇用については未定であるとのお話でありましたので、お願いいたします。

◎委員（黒川 武君） ありがとうございました。

引き続き市のほうからも働きかけのほうをよろしくお願いしたいと思いません。

続いて、146ページの町なか空き店舗のことについてお聞きします。

これ事業成果の中でも、引き続き周知方法とか制度の見直しを実施するというところでございます。

それで、この町なか空き店舗の補助金については23年度からスタートして、23年度は2件、24年度は3件、25年度は1件の利用がありましたが、26年度、27年度につきましては申請がなかったと、そういうことであります。

なぜ申請がないのかなというふうには思うんですが、一つの要因としては、現在の要項を見ると、その定義の中で、町なかの定義は都市計画区域の商業地域内をいうということで、地域が限定されてしまっているということ。それから2つ目は、空き店舗の定義でも、過去に営業していた実績、12カ月以上未入店の状態が継続、そして店舗面積も100平方メートル以下の店舗ということで、要件があると。これもやっぱり使いづらさにつながってはいないだろうかなと思うんですが、こうしたところの見直しはお考えでしょうか、お聞きいたします。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今御指摘いただきましたように、実際に実績が上がっていないといったところは現状でありますけれども、例えば生田通りですとか、岩倉駅西のロータリーの場所については、廃業した後に1年以内で新しい店舗が入れかわって出店しておりますので、補助対象にはなかなかなくなっておりませんが、この事業の目的は一定達成されているというふうに考えております。

今お話しいただきました固定型家賃との差額の補助ですとかそういった部分なんですけれども、売り上げをどう見るかなど制度設計上難しいと考えておりますが、実際、先日商工会の職員と一緒に市内の空き店舗の状況を見てまいりました。下本町ですとかすすらん通り、本町などで一定見受けられておりますので、物件自体は古くありますけれども、今後対象地域を広げるなど、他市町の状況も参考にさせていただきながら利用しやすい要綱の見直し

を検討していきたいというふうに考えておりますので、お願いいたします。

◎委員（黒川 武君） ぜひやめるとかそういう後ろ向きなことじゃなくて、これからも進めていくんだと、そういった考えのもとでぜひ進めていただきたい。

これに関連して幾つかまた質問をさせていただきます。

若い人たちが起業する。つまり、実際にやってみると。その動機づけとして、やっぱりこの市の補助制度というのは大変有効だというふうに思うんですよね。

ただ、市のほうの考え方をもう少し柔軟性を持ってはどうかなあと思うんです。現在は、そこを借りて事業を営む人に対しての家賃補助という形で、月額上限5万円をしているわけですよね。これをその空き店舗の所有者、不動産オーナーのやる気を引き出すようなものにもできないだろうかなあということなんです。今ある制度の中に、不動産オーナーのやる気を引き出す方策をあわせ持ってやってみようかなあということなんです。

何を言おうとしているかとなると、これ以前も随分前に質問もさせてもらったんだけど、例えば現在どこのオーナーさんもやっぱり固定家賃なんですよ、固定家賃と。実際考え方としては、商業地の中の中心のところでのオーナーさんの考えというのは、かつていい思いをしたという経験もあるものだから、家賃の相場はそんなに下げたくないという気持ちはやっぱりあるんですよ。それで借りてもらわなきゃそれでええわなんていうことを言っている人がいるかどうかはわからないですよ。もしそういうお考えであると、なかなかそこで店を出すとかといっても、家賃が高ければなかなかやっぱり難しいと。

通常家賃というのは、これ一般的にですよ。売り上げの1割だと言われてるんですよね。つまり売り上げが50万円あれば、5万円までの家賃なら払えるだろうと。一般的にはそう言われておるんです。もちろん業種によって違うというところもあるんです。だからそういう意味合いでは、例えば家賃を売り上げに連動した歩合家賃にして、それで固定型家賃との差額を上限月5万円で、不動産オーナーに直接補助をしてしまうという制度もあってもいいのではないかなと。それを何とか現行の制度の中で併用という形です。つまり、そこを借りて事業をやろうとしている人たちに対しての補助もできるけど、片や不動産オーナーの方に対してもそういった売り上げ連動の歩合家賃という形にした場合は、その差額、上限はあるもののそれについても補助ができると、そういった柔軟性がやっぱりあってもいいのではないかなあと思うんですが、いかがでしょうか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今黒川委員のほうから御提案いただいた制度ですけれども、なかなか実際に固定型家賃との差額ということはどういうふうにやっていくか、制度をどういうふうにしていくかといったところが難しいかなというふうには考えております。

まずは、実際に今ある商業地域ということで、狭いエリアなものですからそのあたりを少し拡大していくなど、そのあたりをまずは取り組んでいけるかどうかも含めて検討をして進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（黒川 武君） 一気にというわけにはなかなかいきませんね。これは、そういった商業者の方にしても、不動産オーナーの方にしてもきちっと理解、納得をいただく、そういう過程の中できちっと進めていかないと、やってみただけだめだったでは、それではやっぱりいけないだろうから、もし制度設計するんだったら、きちっとそういうことも関係者の意見を聞きながら進めていくことが必要だろうということで、もう少しこれに関連してお聞かせいただきたいと思います。

本年3月に作成した空き家調査報告書というのがございまして、これは8月にお見せをいただいたんです。その中で、ああ、これはいいなあという施策案が幾つかあるんです。たくさんあるんです。もちろんこの空き家というのは住宅を前提にしたものもあるし、やっぱり商業を前提にしたものもあるもんだから、だからよく施策案としてまとめられたなあと思うんです。

その案の中で、ちょっと私が感心したのは、借り主負担のD I Y型の契約という提案があった。これは何かというと、借り主が自分の費用でその借りるところ、部屋を自由にリフォーム、いわゆる修繕をすると。通常は、退去時に原状回復をするというのが義務なんです。そうすると、リフォームをしたのはいいけど、退去するときにはまた原状に変えなきゃいけないということ、二重負担にもなるわけです。その原状回復部分を免除したらどうだろうと、それがこの借り主負担のD I Y型契約と言われるものだそうなんです。このほかにもリフォーム費用の補助など、すぐにでもできるような提案もあったのかなあと思いますので、そういったものを見直しの際の活用にもしていただきたいなあと思うんですが、そこのところをプロとしてどうお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

◎都市整備課統括主査（岡 茂雄君） ちょっと空き家という大きなくくりということなので、私のほうから話のほうをさせていただきたいというふうに思います。

今黒川委員おっしゃいましたとおりまち・ひと・しごと総合戦略の中でそ

ういった施策のほうも提案をされておりました、今その空き家検討委員会の中にこの利活用の部会も発足しておりました、その部会の中でもこのDIY型賃貸というようなことで、こちらについては不動産業者だとかそういったところと今後意見交換しながら、そういったことが可能かというようなところで、確かに一つの有力といいますか、魅力のある施策の一つだと思いますので、空き店舗も含めてそういったことで、この中でその空き店舗のほうも活用できればしていただくような形にしていきなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（黒川 武君） ありがとうございます。

つくった、またいずれという形ではなくて、やっぱりこれは地方創生総合戦略というところにきちっと位置づけられていると。しかも、空き家の問題はやっぱり全国的なものでもあるものだから、岩倉から他の自治体にも倣っていただくような、先進的なものになるようにぜひ活用のほうをお願いしたいということ。

もう1点で終わります。

7番目の地域産業活性化支援事業についてお聞かせいただきたいと思います。

f-BizとかOKa-Bizとかというところの協力をいただいて、昨年度は個別相談がなされたということです。その中で、具体的な提案などの動きはあったのか。そして、そうしたものについて成果は出ているのかと。そして、相談者の側からの反応とか、意見はどうであったのかということと、今後ともそういった経営相談は継続して行われていくものなのかどうなのか、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 平成27年度ですけれども、個別経営相談は全7日間で31枠の相談を募集させていただきました。その中で30枠の相談が実際にあったところです。

コーディネーターの方からは、事業者それぞれのケースに合わせたアドバイスや具体的な提案をいただいております。例えば洋菓子店の相談では、合格祈願を絡めた新商品との開発と、新聞ですとかマスコミ各社へのプレスリリースの提案がありまして、実際に新商品のクッキーを開発したところ、新聞各社に記事が掲載されまして用意していた数量の完売につながっております。また、呉服店のケースでは、新しくお店を出すようになったというようなお話もあります。実際、売り上げが一気に倍になるほどまでの成果は出ておりませんが、原則費用がかからない提案を受けておりますし、相談者からは、チャレンジしやすくやる気になるというようなお声をいただいて

おります。引き続き今年度も月に1回個別経営相談会を開催しておりますので、継続して御利用いただければというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（黒川 武君） ありがとうございます。

そうしたものがすぐ成功事例として発信できるかどうかは別にして、こういった成果が出たんだとか、そういうものをやっぱり皆さんに発信していくことが、自分もやってやろうかといったところの動機づけにもなりますので、ぜひそういったものもあわせ持ってやっていただきたいと思います。これで終わります。

◎委員（大野慎治君） 成果報告書の146ページ、ロゴ広告の助成金なんですけど、これ市外向けの不動産販売に係る指定ロゴ入り新聞折り込み広告の折り込み料に対して1枚0.5円と。市外向けというと、ちょっとあえて例えさせていただきますが「t o p p i e」とか、尾張全体に配っていただくような雑誌や新聞のようなものじゃないと、市外に対してPRするようなものが、わざわざ岩倉市内で広告出したほうがよっぽど岩倉の不動産が売れるという状況なので、ちょっと考え方を変えないと、これが使われるようなものではなくなるんじゃないでしょうか。飲食店向けですが「くれよん」だったり「t o p p i e」だったり、そういった向けの助成にしないと、尾張全体に対してちょっと宣伝効果がないのではないのでしょうか。ちょっと一度検討していただきたいのですが、今突然言いましたので提案させていただいたんですが、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 「t o p p i e」とかそういったものと、今ですと「t o p p i e」さんのほうから例えば岩倉市のイベントについて紹介があって、そういったものは無料で掲載をしていただいています。その中にやっぱり岩倉市のPRの原稿になるとやっぱり費用というのものがかかってくると思いますので、その費用対効果はどうなのかというところで、一度検討させていただきたいと思います。

◎委員（大野慎治君） 岩倉市のPRも兼ねて不動産会社さんもそういうところに載せていただいている会社さんもありますが、ほかの会社さんはよくわかっていない状況なんで、そういった検討もしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

あともう1点、147ページの岩倉市プレミアムつき商品券の発行事業について、岩倉市内で1億8,000万円分の商品券が売り切れるというのは、ちょっと僕も予想外に反響が大きかったと思いますが、これに対する検証、分析、そして商工会さんとの意見交換でどのような意見が出ているのか、お聞かせ

ください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 昨年度実施させていただきましたプレミアム商品券ですけれども、もともと国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用させていただきながら実施していたところですが、実際に完売といったところで、やはりそれなりの市内に効果はあったというふうに考えております。

ただ、実際にはそれだけのものをしていく財源というものは当然必要になってきますので、現状では同じような形で商品券の事業をやっていくというところは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 今の答弁なんですけど、検証、分析をどのようにしたかという問いに対して、いろんな声があったのかないのかもさっぱりわかりませんし、これは全国的に見てやっぱり経済効果はあるんですよね。それはいろんなところで多分立証もされていると思います。あるんだったら、別に交付金じゃなくて市の一般財源を使ってやればいいんじゃないかという自治体もあるはずですが。そういった先例を、先進地等を見ながら、今現状で岩倉市はどう考えているかということをお答えいただきたいと思います。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 今堀委員言われたみたいに、やっぱり今回特に20%のプレミアムがついたということで、やっぱり全国的にこの効果はあったということは商店の方、事業所の方のアンケートを見ても、使われた方のアンケートを見ても、やっぱりよかったという声は多く聞いています。

ただ、やっぱりこの事業をやるには費用がかかるということで、近隣でも扶桑町さんですとか小牧市さんというのは、今年度も10%のプレミアムということで市が商工会議所さんに委託しながらやっているというのを聞いていますけれども、とりあえず今年度、来年度に関しては、岩倉市としてはこのプレミアム商品券事業を行う予定はしておりません。

◎委員（堀 巖君） それはどうしてですか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） やっぱりその費用対効果、あとやるとすれば商工会に委託してやっていくんですけども、商工会の事務負担というのもあります。今、商工会は今発達支援計画という計画をつくって、計画に沿った伴走型の事業所支援をしていこうということと、あと今年度市から委託しているんですけども、今年度中に今個別相談会やっているOK a - B i z や f - B i z のようなビジネスサポートセンターを今年度中に商工会内に立ち上げるという事業をやっていただいていますので、そういった事務負担も含めて、今年度、来年度は考えていないということです。

◎委員（堀 巖君） はい、わかりました。

次の質問に移ります。

先ほどの黒川委員の町なか空き店舗の事業なんですけれども、全面的に私も賛同いたします。これ本当に有効な事業だと思っていて、その答弁の中でちょっと気になる、ひっかかったことがあったので、もう一回議論蒸し返すようですが申しわけございませんが質問します。

さっき生田通りとか新しい店舗が入っているので、一定事業の効果が上がっているような発言があったと思うんですけど、私からすれば26年、27年全く申請がないというような事業で、効果が上がっているなんてことは全くおかしいと。この要綱、この政策に対して申請がないんだったら、やっぱりそれは何らかの原因があってどうなんだということを分析して、緩和すべきだ、もっと広げる気持ちがあるんだったら見直さなければいけないというふうに考えなければいけないはずなんですよ。それはさっきのロゴ広告についてもそうですよ。ここで、ありませんでしたというふうに終わっちゃっている、何が足りないのかという答弁を、今後はこうしたいという前向きな答弁を望んでいるはずなんです、ほとんどの議員が。そこら辺の答弁をもう一度お願いしたいと思います。

◎商工農政課長（伊藤新治君） 町なか空き店舗については、申請がないのに実績があったというのは少しおかしかったと思います。

それで先ほど言いましたけれども、町なか空き店舗については、生田通りと駅西ロータリーのお店については、先ほど黒川委員がおっしゃられた1年間閉まっていないとかんよという要件にひっかかって補助できなかったわけなんですけれども、それを例えば3カ月に縮めようという考えはありません。

ただ、使っていただくように、先ほどグループ長からも話ししましたけれども、少しエリアを、今商業区域じゃなくてほかにすずらん通りですとか、ほかの発展商店街は市内にもあります。そこはやっぱりシャッターがおりているところが多いですので、そういったところでも活用できるようにしていきたいなということで見直しを考えています。

◎委員（堀 巖君） ということは、普通の岩倉駅に近いメーンの、近いところの生田通りとかそういうところの空き店舗を最終的に目標値としてゼロ、本当に若者が気軽に起業できるような環境を整えるというそういう目的のものではもともとないということなんでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） そういう目的もあるんですけども、実際に今現状で駅東と駅西でそういった空き店舗がもうほとんどない状況になっつつあります。あいているところもあるんですけど、中が本当に耐震が悪くてぼろぼろで、改修すればいいんですけども、そこまで話を聞くと、耐震

もないのに中だけ改修してもというのものもあるという声は聞いています。

◎委員（木村冬樹君） 147ページの私もプレミアムつき商品券のことで1点だけお聞きします。

今回のやつは非常に大きな効果があったというふうに思いますし、そういった中で、やはり大きなお店は大きな影響があるのかなあというふうに思いますけど、小さい小売店だとかというところの影響がどうなのかというところが少し気になるところです。県のうちの半分はということで、両方使えるというような形になるのかな。そういうようなやり方をやったわけですけど、例えばその小さなお店だと換金するまでの間に一定の時間があって、売り上げはあったものの換金、お金になるまでの時間が少しかかるものですから、そういった点の負担はどうだったのかなというところなんかは、そういう声は聞いていないでしょうか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 先ほどの商品券の換金についてですけども、今回銀行振り込みで対応させていただいたこともありまして、参加店舗からの負担があったという話は聞いておりません。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

そういう大きな店舗はやっぱり自立していますので、小さい店舗が本当に潤うような政策ということで、ぜひ考えていただきたいと思います。

それで、新しい法律といいますか小規模企業振興基本法というのが平成26年度に制定されてということで、そういう小規模企業、岩倉市も多いと思いますけど、こういったところの振興をどうしていくのかということがやっぱり岩倉市のまちづくりに大きな比重があるのではないかなあというふうに思うところです。

全国的に私たちずっと中小企業振興基本条例をつくれというようなことも各議員が言ってきたと思うんですけど、愛知県ではなかなか、愛知県はありますけど、西三河、名古屋市というところでの条例化だけで、尾張地方にはそういう条例をつくっているところはないというような状況が続いています。

それで、この小規模企業振興基本法ができて、それ以降27年度に条例を制定したところは、全国的に見ても中小企業という言葉よりも小規模企業を振興するんだという条例が幾つかのところで作られているというふうに思います。そういったところの状況を少し研究する必要があるのではないかなというふうに思うんです。

ちょっと私もよく実際に行っていないものですからわかりませんが、新潟県の聖籠町というところ、ここは発電所があるものですから、かなりそう

いう企業からの税収があって不交付団体ということでもありますので、ちょっと岩倉市とどうかなというところもありますけど、ここでは聖籠町小規模企業振興基本条例というのがつくられています。ですから、27年度から条例制定したところはそういう名称に大きく変わってきているなというふうに思うんですけど、そういった動きに対して岩倉市はどう動いていくのかということについては、ちょっと基本的なところの考え方を教えていただきたいなあというふうに思うんです。

特に、円卓会議なんかをやっている中で、やっぱり本当に小規模の事業者の人たちの声が反映されているのかなあというところだとか、あるいは全国的にはその住宅リフォームにかかわって、今度は商店をリニューアルしていくことに対して助成を出すというような、そういうようなところも出てきているわけですけど、そういった点での今の岩倉市の考え方を教えてください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 本市の産業振興につきましては、緊急雇用事業を活用し、平成26年度から地域産業支援事業として市内の事業所へのアンケートですとか、ヒアリング調査などを行いながら若手事業者による円卓会議を開催するとともに実施してきております。

平成27年度につきましては、平成26年度に引き続き商工会と連携しまして若手事業者による円卓会議を開催しながら、年間を通しまして f - B i z の小出センター長、また O k a - B i z の秋元センター長によるセミナーですとか、個別相談会を実施してきております。

また、平成28年度は、まち・ひと・しごと創生関連事業の地方創生先行型交付金を活用させていただきまして地方版の総合戦略に位置づけ、引き続き経営実践塾ですとか、個別経営相談を行いながら商工会内にビジネスサポートセンターの開設を目指しております。

中小企業の振興基本条例の制定につきましては、円卓会議で議論してきました課題ですとか問題点について、市内の金融機関などを中心に設立しました地域産業活性化推進協議会の中で整理し、岩倉市中小企業・小規模事業者活性化行動計画を今年度策定してまいりますので、まずはその行動計画を推進していきたいというふうに考えておりますので、お願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

今年度策定するものについて、本当に小規模な事業者の声が反映されるのか、そこがきちんと支援されていくという、そういう中身になることを期待して、また様子を見ていきたいというふうに思います。

最後の点ですけど、成果報告書の154ページの消費者行政費についても1点お聞かせください。

今回の決算でも市民相談費の中で少し議論があったところですが、多重債務の一定落ちついてきたなというふうな状況があったわけですが、例えばその闇金の張り紙が少し減ってきているような状況だとか、私たちにも相談があるわけですが、そういう相談も少し落ちついてきているというような状況があったわけですが、ここに来て非常に新たな問題といたしますか、要するに多重債務になった債権を債権回収機構だとかそういう名称の団体にその債権が安く売られて、それを回収するために、その団体が弁護士を立てて、債務者に対して請求をするという動きがすごい多くなってきているというふうに思うんです。ちょっとこれはあらわれていませんけど、相談が23件ということで、26年度も22件ですからそうふえていないわけですが、ちょっとその辺がすごく気になるところで、新しい動きとしてそういうところを把握されているのかどうか、また今年度入ってからの相談件数なんかはどうなっているのかなと少し思うんですけど、今の状況を少しお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 多重債務の相談につきましては、現状毎月第3木曜日の午後に、NPO法人クレサラあしたの会の司法書士の方に来ていただきまして、実際に相談に乗らせていただいております。

また、毎月第1から第4金曜日の午前中に開設しております消費生活相談窓口の中でもそういった相談に乗らせていただいているところですが、実際にはなかなか実績としては少ないといったような現状がありますので、もしそういった相談がありましたら、ぜひクレサラあしたの会ですとか、消費生活相談窓口の御紹介をいただきたいというふうに思っております。

先ほどお尋ねいただいた今年度の実際の件数については、ごめんなさい、ちょっと今現状把握しておりませんので、お願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 最後に、企業立地の条例なんですけど、先ほど話が出ましたが、これ副市長が最後出てみえて雇用の部分の条例改正を約束されて幕を閉じたというふうに記憶をしておりますが、その後どうなったんでしょうか。

◎商工農政課長（伊藤新治君） その辺の話を一般質問の中で大野議員さんからあったというふうに、よろしく申し上げます。

◎委員（堀 巖君） 済みませんでした。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、款6商工費の質疑を終結いたします。お諮りします。

ここで暫時休憩したいと思っておりますけど、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 20分より再開いたします。

(休 憩)

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

256ページ、成果報告書は155ページから172ページまでです。

質疑を許します。

◎委員（鈴木麻住君） 成果報告書の155ページで、もう一度改めて駅西のトイレの件をお聞きします。

これ予算書するときもユニバーサルの件でも聞いたんですけど、どうしてもちょっと後々何か問題になるんじゃないかなと思うんで再度聞きますけれども、要するにユニバーサルデザインの考え方というのは、やっぱり誰もが使えるという、誰もが障害なく使えるという意味合いで、今和便というのとはなくなっているわけですよ。なぜ、新しい建物をつくるときに和便を使うのか。北小学校のトイレも、全て改修しているときは全部洋便にしているわけです。和便はもう一個も今回ない。また、今度南小学校を改修するときも、多分同じように和便なくして洋便にするんだろうという流れの中で、どうして和便を今どき採用するのかなあというのがわからなくて、ユニバーサルの人たちの一生懸命勉強されているわけだし、岩倉市ってユニバーサルを推奨するという何かありましたよね。だから、ユニバーサルの人たちの意見を聞いてこれでいいのかどうか。ほかに細かいところがあると思うんですよ。例えばベビーシートとか、いろいろ手すりの位置とか、オストメイトとか、そういう位置だとか、そういうものも本来は検証して不備のないようにすべきじゃないかあと思うんですけど、その辺もう一度お聞かせください。

◎維持管理課統括主査（田中伸行君） 26年度の業務にはなるんですけども、まず駅の公衆便所の建てかえについては、まず西だけでスタートしました。

26年度の業務の中で、ユニバーサルデザインの研究会の方にも御相談はかけております。その中で、委員さんの意見からやはり他人の座ったところに座りたくないという御意見をいただきました。そのようなお声もありました経緯がまず一つあるということと、あとやはり建物ではないものですから、駅というところで非常にどういう方が使われるかわからないという施設でありますので、本当に日常的な維持管理をしていましても汚されることは本当に多いです。ですので、やはり清潔に使いたい、そういう方に配慮もして、和便も必要という判断をしまして1つは和便をつくっております。ユニバーサルの視点のことも十分検討してつくった結果であるということは御理解をいただきたいんですけども、そういう方のためにも多目的トイレもオストメイトもしっかりした整備をしておりますし、触図というものもユニバ

ーサルデザインの方の提案で、こういうのをつけたほうがいいよということで、そちらのほうもつけさせていただくように、できる限りの設備のほうとか御案内をさせていただくような設備とさせていただいておりますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

◎委員（鈴木麻住君） ちょっとユニバーサルの人とちょっと話したいなあと思って聞いていましたけれども、人が座った便座に座りたくないというのは誰も思うことで、だから今クリーナーだとかいろんなものがあるわけですね。それで皆さんクリアしているし、汚される汚されないというのは和便洋便多分共通、多分洋便のほうが掃除しやすいし、ドライでいけるはずなのです。小学校も今ウエットからドライにかえていると、洋便にして。そういう経緯があるんで、どうも何か話を聞いているとちょっと方向性が違うかなと思うんですけど、確かにそれはユニバーサルの方からそういう和便も必要だというお話だったということですね。わかりました。後で聞きます、それは。

質疑変えます。

156ページの耐震対策費についてですけれども、木造の耐震診断が27年度で21件行われています。これも22年度からどんどん、こう件数が減っています。実際、耐震に改修の補助をしたのが昨年度は4件と。25年度10件、26年度8件と段々下がってきているわけですね。予算がこれ2,270万ぐらいの予算をとってあって1割しか使われていない。要するに、耐震に対する考え方が余り浸透していないのかどうかということなんですけれども、この間の熊本地震とかいろんなことを考えると、皆さんやっぱりそれなりに関心はあるんじゃないかなと。しかし、実際こういう数字ということとは、原因が何かあるはずで、多分もう古い木造家屋の人たちというのは高齢者で、それを耐震するというと非常に、今までは150万から200万ぐらいの費用でできたところが、多分もうそんな金額じゃ追っつかなくて300とかそういう金額になる家が多く残っているのかなというふうに思うわけなんですけれども、その辺の分析をちょっとどういうふうに考えられているのか教えてください。

◎都市整備課統括主査（岡 茂雄君） 耐震の関係でございますが、確かに耐震診断、改修ともに減ってきているということについては、私たちも承知をしております、何とか耐震診断、基本的に無料でございますので、ぜひ受けていただきたいということで、27年度については新柳町を一つ例にとりまして、そこを回りまして面談をさせていただいたんですけど、なかなか実際に診断まで至ったのは1件というところでございますが、こちらについてはなかなかすぐ耐震の診断を受けていただくように、飛躍的に上がるような

そういった方策というのはなかなか難しいと思いますので、そちらについては地道に該当する家屋の所有者の方については、こちらのほうからもまたいろんな場面を通じて周知をしていきたいというふうに考えております。

また、改修については鈴木委員が言われたように、やはり昔の建物ですので、改修すると改修費用で本当に300万とか超えるようなことに、最低で300万でもちょっと行くと500万だとかというような形にもなってしまいますので、なかなかやっぱり手が出ていないというところはあって、こちらのほうでも何かその補助金の額を上げるとかということも検討しなくちゃいけないなあと思うんですけれども、あとは国とか県の補助金の要綱等もありますので、そちらについてはまた今後検討していきながら、何か少しでもよくなるように努力はしていきたいというふうに考えております。

◎委員（鈴木麻住君） 今補助金の話が出ましたが、岩倉市は90万ですね。安いのかなと思ったら、近隣の市町と比べてみると犬山が90万で、あと江南とか60万とか、比較的高い補助金を出しているなあという感想なんですけど、そこでもう1つ、耐震の補助金の中でシェルターというのが30万出るわけですね。そのシェルターが多分ゼロなんでしょうね、この申請というのかな。耐震補強となるとやっぱり大ごとになるんで、今言った300万とか400万、500万というオーダーになってくるんで、そこまでかけてもう今さら改修したくないというオーナーは結構いるのかなと。だから、シェルターだったらその家の中に簡単につくれると。しかもコストが比較的安い。その中で30万の補助が出るということで、シェルターをもっとPRしていく必要があるんじゃないかなあと。

岩倉市の鈴井町ですかね、宮田鉄工さんが38万円でシェルターを出しているんですね。それは東京都が多分認定しているものなんで、その辺の取り扱いとか考え方、岩倉市もそういうものをPRして、同じ地場産業なのでもっとそういうものをPRして、シェルターを使ったらどうですかというようなPRをすべきだと思うんですけど、その辺どうですかね。

◎都市整備課統括主査（岡 茂雄君） シェルターの話で確かに宮田鉄工さんがつくってみえますが、こちらについては宮田鉄工さんもそうですけれども、今愛知県のほうでもこういったシェルターの認定をしております、28年4月現在では10個のこういったシェルターの認定がされておまして、この宮田鉄工さんのものもそこに入っているというような形になっております。

シェルターについては、確かに改修に比べれば安価で済むというところもございまして、ただ要件としまして高齢者または障害者というようなことで、住まわれる方へのちょっと制限といいますか、ちょっと条件を交付要綱

の中で設けておりますので、これは県のほうでそういった要綱で、障害者または高齢者というような形で限定をしている部分というのがございますので、こちらについてはさっき補助の拡大ではないですけど、そういったその要件も今後どうしていくかということについては、検討をしていかなくちやいけないというふうに考えております。

あと、ただ宮田鉄工さんだけを、一企業をPRするということはなかなか難しいので、ほかの10個も含めてそのシェルターについての少し改修よりは安くできますよということについては、今度、今年度もふれ愛まつりの中で耐震のブースを設けて、その中でそういったことでちょっとPRできたらいいなというふうには考えております。

◎委員（堀 巖君） 私もトイレのことに関しては鈴木委員と同意見でありまして、もう一回聞きたいと思います。

さっきユニバーサルデザインの会の人が出たというふうに言われましたけど、やっぱりそれは私は個人的な感性の問題であって、ユニバーサル的な考えではないというふうに思います。

さっきの議論でいうと、もしそうだとすれば、どうして学校で多数の人が使う、女子生徒だって他人のところに座りたくないという人がいるかもしれないじゃないですか。じゃあ何で学校では全部洋なんですか。あと、デパートや市役所や、そういった不特定多数の人が使うかもしれないところについて、本当に複数あったら1個は和を設置するという考え方が今でもあるんでしょうか。そこら辺、市役所の中には和式ってありましたっけ。だから、それはその当時。

〔「これ計画したときは20年より前」と呼ぶ者あり〕

◎委員（堀 巖君） 計画したときは20年、ごめんなさい。だから、その考え方が現在ユニバーサル的だというふうに言うのであれば、学校もそういう考え方になるし、今後いろんな一般企業でつくられるような不特定多数のところについてもそういうふうになるというふうに思うんですけど、私は違うと思うんですけど、いかがですか。

◎維持管理課統括主査（田中伸行君） ちょっと全庁的な岩倉市としての方針という意味では、人にやさしいまちづくり指針という、たしか20年だったと思うんですけども、そういう冊子がありまして、そこにはそこまで細かくは書いていないんですね。ただ、多目的トイレをつくりましょうとか、そういう体に不自由な方が支障ないようなトイレをつくりましょうというような指針はあるんですけども、例えば2つあったときに2つとも洋便にしましょうというのはないんですね。

あとは、僕もちょっとユニバーサルの指針を岩倉市のほうを読んだんですけども、その中で1つは洋便器があると、もう1つあるんですね。本当は3つだったんですけども、もともとあったトイレというのは3つブースがございまして、予算の関係と、東にもトイレをつくるという関係で1つはちょっと減らしたというところがございまして。そのときの計画でも、2つは洋便器、1つは和便器という形で計画をつくらせていただきましていたんですね。それで、予算の関係もありまして1つブースを減らさせていただいたということもあるんですが、やはり1つは洋式がありまして、そこは本当にどなたでも不自由なく使っていただく施設が男子のトイレも洋便器がありますし、女性のところにも洋便器があります。やはりその中で全て洋便にしてみると、やはりこれはちょっと本当に感覚の問題かもしれないんですけども、そういう方もお見えになります、使いたくないという方が。実際、職員のほうにも聞いたりしたんですね。女の子とかにも実際聞いたりしまして、こういうのを使うかなあという話も聞きました。そんなようなところから、今回の便所に関しては和便は1つ絶対つくろうということも考えました。

また、あとコンサルさん、当然設計入っているんですけども、名鉄さんの物件をよくやられているコンサルさんで、本当にそのコンサルさんも1つは和便を設置するというようなことも言っていましたので、市としては1つは和便をつけようという判断でやっております。

◎委員（堀 巖君） 学校はどうなんでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） これは時代の変化といえますか、学校は今回やったところはみんな洋便にしました。

大口町の中学校を見ますと、男子便所にも小便器ないです。個室です、全部。そこへ入っちゃうと、ああ、女子便所入っちゃったかなという感じになります。だから、トイレもやっぱりプライバシーというか、そういう形で変わってきているのかなというふうに思いますし、家庭見ていただいても、昔は男子の小便器と和式便器あったお家結構あったんですけど、今もう洋便器1個しかないもんですから、既にもう和式へのアプローチの仕方がわからない子がいる。どうやってするのかわからないという子が保育園でもやっぱりいる。保育園にも、学校に和式があるもんだからトレーニング的に和式を残しているというところがあります。

学校については、衛生的なところは特定の人ということもあって洋でもいだろうという考え方に立っているかと思います。

市役所の中でも、女性職員に聞くと、やっぱり嫌だという。紙を幾ら引いたって、シートやったって、私使わないという人はやっぱりいます。うちの

職員でもそういうことを言います。ええ、嫌なのと言って、僕たちの感覚では市役所でも嫌なのというふうなことを言われますし、公園のトイレ洋便器なんかですと、やっぱり座りたくなくて和式の上に乗っかかってする人もいます。汚い話、便が付着しているのはやっぱりそういう仕方をしたんだらうなという方もいらっしゃるものですから、公衆的なところは一つ残すのかなという考えです。

学校については、学校の先生とも相談しながら洋式に統一してもいいのだろうということで洋式、ウエットというところと、男子便所はまだまだ残したというところ、男子の小便器は残したというスペースの問題もありますけど、そういうところだと思います。

今後、小学校も改修していくときには、いわゆる多目的トイレも必要になってくるでしょうし、今後もしかしたら男子便所も考えていくときがくるのかなというふうに考えます。

◎委員（堀 巖君） 今の回答で全く納得できません。だって生徒だって嫌な人、市の職員と同様に嫌な子だっているはずなんですよ。それがもしそれを、その要望をかなえるんだったら和を絶対1個はつけないとだめじゃないですか。何でそのときにそういうふうな考え方に立っていないんですか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 学校については、おっしゃられたとおりなんですけど、学校とも相談して全て洋でいいだろうと。今度南館をやるときには、職員のところはやらないということで、そこはまだ残していく考えにもあります。

言われるとおり限られた場所、公共の場所と、やっぱり駅、公園といった誰でもが使える場所とはちょっと区別したのかなということかと思うんです。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと別の質問ですが、決算書の242、243ページの関係で、駅前広場地下連絡道等管理費の中で、これずうっと補正なども組まれるときにもいろいろ議論してきたところではありますが、修繕料の中のいわゆる地下連絡道の天井の雨漏りの問題であります。

それで、吹きつけ修繕などが行われて、現状ではどうなっているのかというところで、今の雨漏りの状態というのはもうこれで抑えられているという状態になっているのかどうか、その点についてお聞かせいただきたいと思えます。

◎維持管理課統括主査（田中伸行君） 現在の状態は雨漏りはしていない状態でありまして、あのときたしか去年だったと思うんですけど、補正いただくときも、原因がコンクリートの収縮によるもので、どうしても水が出てくるというのは避けられない事象であるということは御説明させていただいた

ところであります。

そのの受けるといの中の中のゴムの中にコンクリートのノロとかが詰まってしまったためあふれてしまったということで、雨漏りという状態になっていたもので、去年はそれを取りかえましてスムーズに流れているところでありますので、また何年かしたらそちらの取りかえとかをすることになると思います。適正に管理をしていきたいと思ひます。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

次ですが、成果報告書の159ページの五条川右岸堤防道路整備事業のところについてもちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

今なかなか思ったようにスケジュールが進んでいないなというのが多分市の職員も市民も同じように思っているということで、あそこが開通すれば五条川沿いを歩いている人たちにとっても非常にいいし、竹林公園を見てもらうということも、そういった中で広がっていくのかなあというふうに思ひわけです。

それで、市民団体の方々もこの間いろいろ見て回ったりということで、意見がされているというふうに思ひますが、改めて今の用地買収の状況はどうなっているのかということと、それとあわせて今の竹林公園は自転車の乗り入れを禁止というふうになっているんですかね。看板があつて乗り入れは禁止していないかもしれないですけど、自転車で通行はというような形でとめられると思ひんですけど、そういったことの今後この道が開通した際での自転車の乗り入れについてどのように考えるのか、こういった点について少し委員会のほうでも教えていただきたいと思ひます。

◎都市整備課統括主査（井手上豊彦君） 現在の用地買収率につきましては、ごらんのとおり全ての建物の移転が終わりまして約5割、ちょうど竹林公園からちょうど真ん中ぐらいまでの用地買収は既に終わつております。ですので、昨年、愛知県のほうでは工事に入る前の工事詳細設計を実施していただいて、本来であれば今年度から竹林公園から北側の用地買収の終わったところまでの工事を実施する予定にしておりました。

岩倉市でも、そちらの河川改修とあわせて民地との境界に、将来的には堤防道路を整備する予定ですので、民地との境界に側溝を入れる工事のほうを予定しておりましたが、当該地区は埋蔵文化財の包蔵地に指定されておひまして、年度当初に愛知県が県の教育委員会のほうに事前照会をかけて埋蔵文化財の有無の確認を行いました。現時点では県の教育委員会から調査の検証とか判断の結果がまだ来ていないと、もう少し時間がかかるといったような状況ですので、本当に今年度中に工事がちょっと着手できるかどうかとい

うのがわからない状況と今なっておりますので、また正式な結果が出次第、場を設けさせていただいて報告のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

また、残る北側の農地につきましても、ことし既に1件お墓の部分の買収のほうはさせていただいております、残るは農地だけとなっておりますけれども、そちらにつきましてもは納税猶予がかかっておったり、一体で生産緑地というふうになっておりますので、また時期を見て、できれば一度に買収していききたいというふうに県のほうは言っておりますので、我々としても県のほうになるべく早くというか、時期が来たら速やかに買っていただけるのとあわせて、工事のほうも買えたところは早く入っていただけるように働きかけをしていきたいなというふうに思っております。

竹林公園のことはちょっと維持管理のほうから。

◎維持管理課統括主査（田中伸行君） 先ほど木村さんおっしゃられたとおり、道路が開通すると公園と一体みたいな感じになりまして通り抜けができるような状態になります。その辺は、公園を管理している我々がどのような運用にするかというのは、今後検討していききたいと思います。当然、一体的に道としてもなるようなところがございますので、その辺は柔軟に対応していききたいと思います。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。よろしくお願ひします。

次ですが、成果報告書164ページの4にあります違反屋外広告物の除却についてです。

市民ボランティア団体の活動が、やっぱり張り紙が減っているということもあるのかというふうに思いますが、なかなかいつときのような勢いが無いという状況だと思います。実は私もこの団体登録していて、私が代表ということでやっているんですけど、もう本当に私以外が高齢化で80代、70代後半ということで、もう1人は亡くなってしまってもうちょっとやれないような状況になっています。そういうボランティア団体の実態というのは、今現状どのように把握されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎都市整備課長（西村忠寿君） 現在、簡易除却団体ということで広報のほうで募集をかけまして、団体として登録していただいているのが5団体26名ということになります。木村委員さんも入っていただいていることになります。任期は27年6月1日から2年間ということで、29年5月31日までということになっていまして、おっしゃられるようにやはり高齢化というか、もう今回更新のときに1団体ちょっとやめられたということがございまして、なかなかやっていただけの方が減っているというのは事実だと思います。

私どもとしても、市の職員も定期的というか回っておるんですが、せっかくやはり広域でやっていただいている団体の方がやめられるというのは非常に痛手にも当然なりますし、そういった市民の目があるよということをややはりそういった張り紙を張る業者についてはきちっと示していきたいと思うので、今後募集の仕方といいますか、もう少し広く何らかの形で軽く参加いただけるように少し制度も含めて考えていって、もう少し団体をふやしていければと思っております。よろしくお願ひします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

そうですね、非常に当初も多分老人会の関係の団体なんかがあったということで記憶しておるものですから、非常に厳しくなっていると思いますので、ぜひ若い方も含めてやれるような募集の仕方をよろしくお願ひします。

もう1点ですけど、171ページのござんじ公園の関係でもお聞かせいただきたいと思ひます。

いろいろこれをつくるときには議論もあって、市民の声をどういうふうに聞いていくのかということが課題であったというふうに思ひます。そういった状況の中で愛称もできてということで、利用状況というのは現在どのように把握されているのか、その点についてお聞かせください。

◎維持管理課統括主査（田中伸行君） 具体的に1日大体平均何人ぐらいというまではちょっとつかんではないんですけども、私ちょっと一応近所なものですから、娘とよく行きます。

当初の線路側はアスファルト舗装で、こちら側は土舗装ということで、当初予想していた利用をされていることが多いです。やはりローラースケートをやっていたりとか、スケボーをやっていたりというお子様をよく見ます。私なんかは、隣の土のほうで娘とバトミントンをやったりとかしてしまして、利用のほうはされております。

ただ、まだもう1点、苦情の件ですけども、苦情も当然入っております。内容は、ただそうひどいものではなくて、ちょっと若い子がたむろっているよというのを2件ほど聞いたことがあります。私も担当も夜何度か見に行つて、もしいたらちょっと注意しようかなあみたいな感じではいたんですが、私が9時ぐらいとかぐらいの時間に行つたりしていたんですけども、そのときはいなくて、それ以後特に苦情というのは今は入っていない状態です。以上です。

◎委員（梶谷規子君） 関連で、ござんじ公園が8枚もの絵が岩倉にちなんだ名古屋コーチンだとか、桜まつりだとか、山車曳きだとか、とっても夕日に輝くととってもきれいな絵ですごくすてきだなと思つて見ているんですけ

ど、やっぱりこの絵がある美術関係の先生がいらっしゃるということで頼まれたということをお聞きしたんですが、頼む側は、もう美術の先生だから割と簡単に頼まれるような感じがされるということもお聞きして、8枚もの絵を、美術の先生というともうセミプロですので、子どもたちの絵を用いながらと言われても本当に簡単ではなく、本当に苦労されていらっしゃったということなんですよね。頼まれるなら、背景が柱のどの部分にとか、どういった背景のところにつくられるのかとか、そういった計画段階からきちんと相談があつての依頼というのがやっぱりそうなかったということもお聞きするので、今後そういうふうに依頼されるときには、一緒にそういうどういった場所で、どんな背景の絵で、あの場だったらもっと枠があつたほうがよかつたんじゃないかって後で見られたそうなんですけど、私たちは見て、ああ、夕日に当たってすてきだなというふうにしか見ていないんですが、つくられた人によると、やはりそういうふうな提示があればもっと枠があつたほうが絵がくっきりしたというか、に思われたらしいんですよ。だから頼まれるときには、そういった計画段階から一緒に持っていくようなことを今後していくべきじゃないかなあと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

◎都市整備課統括主査（井手上豊彦君） 計画段階から一応こちらの柱にこれぐらいの大きさのパネルを掲示させていただきたいというのは、実際に整備する前に写真を撮って、このあたりにこういうようなものがつきますというのも一応図示はさせて依頼はさせていただいたんですけど、なかなか例えばというか、小学校6年生の方に笑顔というテーマでイラストをつくっていただいて、それを岩倉の名産、名所に当てはめるとするのは非常に大変な作業だったというふうに聞いておりますし、また最終的に、今言われたように枠があつたほうがよかつたというようなお話も聞いておりますので、これにつきましては、今後の反省材料ということで捉えさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

◎委員（堀 巖君） 先ほどの屋外広告物の除却なんですけれども、私はちょっと議論を聞いていて、例えば私はやったことがないんですけれども、これ勝手に例えば電柱に張つてあるサラ金のやつとかね、はがしていいんですか。これ団体というとなかなか団体をつくって回るとするのは難しいと思うんですけれども、やっぱりアダプトプログラムの正しい情報を正しく伝えて、市民の方が身の回りのできる範囲でやれるようにすべきだというふうに考えるんですけど、そういうことはできないんでしょうか。

◎都市整備課長（西村忠寿君） 屋外広告物につきましては、やはりこれ県の条例である程度決められているということ、それから簡易除却の団体とい

うものを市としてきちっと講習会もさせていただいてお願いしているということもございます。取っていただくのも、張り紙ですとかちょっとした立て看板とか、針金でフェンスに結ばれているやつ、ああいったものに限定を実はされていまして、それ以外のもはだめということになっていまして、本当に身近に取れるものだけのお願いとしてしています。したがって、今おっしゃられましたアダプトということになりますと、それこそそのべつ幕なしというか形になりかねませんので、そういうのはやっぱり避けるためにきちっと除却団体に登録していただいて、講習受けてお願いするという姿で、私どももきつと団体の方に、時々苦情もあります。勝手にとられたとか、そういうことがないようにやはり管理する状態をつくって進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（堀 巖君） 県の条例でそういうふうに決められているわけなんですけれども、除却することについて、法的に団体じゃないと除却できないとか、登録団体じゃないと、そういう仕組みになっているわけではないですよ。

◎都市整備課長（西村忠寿君） そういう仕組みになっています。そういうものを講習をきちっと受けていただいてとるということは、市のほうにそれは権限として移ってきていますので、市としてそれでそういった団体の方を講習を受けさせてちゃんと限定したものを取るということは、認められております。

◎委員（堀 巖君） だから、団地じゃなくて一般市民でも個人でも、その講習を受ければ取ってもいいということなんでしょうか。

◎都市整備課長（西村忠寿君） 申しわけございません。2人以上という決まりがございます。

◎委員（梶谷規子君） 確認したいんですけど、先ほど鈴木委員さんが質問された耐震のシェルターの件なんですけど、県の要件では高齢者、障害者に限るといふことといたうことですが、岩倉市としても同じような要件に限られているんでしょうか。

◎都市整備課統括主査（岡 茂雄君） 岩倉市の要綱でも障害者または高齢者という形で限定もしております。

◎委員（梶谷規子君） 今後は、その枠を限らずにという、広くという方向も検討されているということによろしいでしょうか。

◎都市整備課統括主査（岡 茂雄君） そうですね、なかなかシェルターの活用がないということもございますので、そういったことも視野に入れて少しでもふえていくにはということと、そういった今限定しているところを限

定しなくするという方法も一つあるのかなというふうには考えております。そういったことも含めて検討していきたいというふうに考えております。

◎委員（大野慎治君） 1問だけ、成果報告書の157ページ、公共施設等総合管理計画の策定事業について質問します。

今回、策定した後、専門的な部署をつくるという最後のまとめがありました。もともと私4年半前に神奈川県のアノ市、当時最先端地に行ってきましたが、シムラ課長に、当然専門的な部署をつくるべきであると。今のように建設部に押しつけるような策定ではなく、全庁的に総務部管理下の専門的な部署をつくらなければいけないと思いますが、建設部長じゃなく総務部長、いつ、来年度からつくるんでしょうか、つukらないんでしょうか。いつまでも建設部でつくっていてもしょうがない。いかがでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） こうした公共施設の総合管理計画、例えば再配置といったところを今年度、来年度で策定をしていくこととなります。アノ市の例を出されましたけれども、アノ市はなかなか組織の規模といった部分もあると思うんです、やっぱり実際には。そういった意味でいくと、現在のところ専門の特定の部署を設けるということではなくて、当然関連する総務の部署、また建設部門の部署といったところで緊密な連携をしながら調整をしながら対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（大野慎治君） 総合管理計画の最後のまとめが、専門的な部署をつくるというような提言でしたよ、我々見たときに。建設部じゃなくて、やっぱり全庁的にまたがる、だって今教育こども未来部の学校を含む施設の中に7割含んでいるんですよ、全体の。そんな状況下で、ほかの方々が他人事のように思わんじゃなくて、やっぱり全庁的に取り組んでいくという方針がないと、いつまでたっても建設部、そんな自分たち持っていませんから、押しつけるような形じゃなくて、やっぱり総務部長の管理下、全庁的にやるんだというような取り組みじゃないとやっぱりこれは進んでいかないんじゃないでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） 確かに教育こども未来部にいろいろな施設が集中しておる、数があるということは私も十分承知しております。昨年までやっておりましたので、もう承知しております。

ただ、かといって今回の管理計画、あるいは再配置計画というのは、個別の具体的な施策のところまで、どこまで踏み込めるかというのはなかなか難しい部分もあるのかなあといったところも考えております。そうした部分で考えると、個々の所管する施設等はやっぱりその担当課とあと関連する部

署、あるいは関連してくるだろうと、複合化をしてくればそうした部署もあると思います。そうしたところでは、我々総務部がいろいろ調整をして進めていくことになるというふうに考えておりますので、お願いします。

◎委員（塚本秋雄君） 157ページの道路維持費の関係で、一般的に街路樹の剪定委託料は、大体毎年どこが葉っぱが出て伸びるからという金額、昨年もことしも一緒ですけれども、市道の除草と委託料の草、多分歩道か路肩のところだと思いうですけれども、そういう形で同じ金額で同じところをやっていると思いうですけれども、車道と路肩の角のところに結構草が生えている部分の除草、作業というのは、この委託料の中に入っているのでしょうか、どうでしょうか。

◎維持管理課統括主査（田中伸行君） 市道の除草に関しましてはシルバーに委託しているものと、あと業者に発注して委託しているものと、あと我々公共施設維持管理というパート職員で対応しているものがあるんですけれども、シルバーに委託しているものも基本的には植樹帯があるところになります。これはちょっとそこまでの具体的なお願いはしていませんけれども、車道と歩道のところにある、よく草と言われるところなんですけれども、基本的にはそこもやっていただいているという認識なんですけれども、あと業者さんをお願いしている草刈りのときでも、そういうところも取っていただくというお願いはしています。あとは、そこまでシルバーや業者に発注していない路線である場合は、私どものパート作業員が作業をしております。なので、基本的にはこの委託費でどの委託料が草を抜いているかという具体的なお答えにはならないんですけれども、それぞれの割り当てた区間のところの作業の中でお願いはしているところです。

◎委員（塚本秋雄君） 具体的な例を挙げますけど、団地で交通安全で立っているんですけど、ナフコの前の交差点の近くの草が、こちらが車道のところのやつを刈ればいいのか、ああいうところというのは実際どういう管理をされているのか。

◎維持管理課統括主査（田中伸行君） 基本的には、そうやって市民の方にやっていただけることは非常に市としてはありがたいんですが、ただ場所が危ないだとかいうところもございますので、本当に歩道の中とかですと比較的安全ですので、むしろ本当にお願いしますというようなこともあるんですけれども、車道と本当に歩道、車道の間のところは危険ですので、そういうところがありましたら維持管理課のほうに連絡いただければ我々のほうで対応いたしますので、もしそういうところがありましたら御連絡をお願いいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、款7 土木費の質疑を終結します。
お諮りします。

ここで休憩したいと思いますけど、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 1時10分より再開いたします。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

続いて、款8 消防費についてに入ります。

決算書は256ページから268ページです。成果報告書は173ページから180ページまでです。

質疑を許します。

◎委員（鈴木麻住君） 成果報告書の173ページの予防業務の内容ということで、防火対象物の立入検査というのがあります。実施状況として、61施設に立入調査をしたということなんですけれども、この中の公共施設は何件ぐらい立入調査をされたのか。それと、公共施設はどういう施設を立入調査されて、その結果どうだったか教えてください。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 61施設、消防の立入検査を実施しまして、そのうち公共施設は11件実施しました。違反を認めました件数として、5件ございます。

◎委員（鈴木麻住君） どういう施設をというのとは。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 防火対象物が設置されている施設から、その危険性等を勘案した中から実施してまいりました。

◎委員（鈴木麻住君） 施設の内容は。例えば学校とか、いろいろあると思うんですけど。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 保育園、学校になります。

◎委員（鈴木麻住君） わかりました。この件はちょっとまた一般質問でやりますので、後にします。

それから、そのページで、建物焼損面積というのがあるんですけど、火災発生件数の中で。表面積というのがあるって、平米数で書いてあるんですけど、これは24年が2平米、25年が1平米、26年がゼロで、27年5平米と。これはどういう数字ですかね。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） この上段にあります床面積というのが、比較的大きな火災で損傷した面積になるんですけども、床とかを焦がさない、少しだけ壁が焦げてしまったとかという程度のものをあらわすときに、その表面積と。

◎委員（鈴木麻住君） 表面積で1平米とか、2平米とかと、もうほんのこんなレベルの話。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 床であらわせないほど小さかったものです。

◎委員（鈴木麻住君） わかりました。

◎委員（木村冬樹君） 私も173ページの関係で、2点ほどお聞きします。

1点目は、これは毎年確認させていただいていますが、住宅用火災警報器の設置状況であります。

これまでは、25年度までと26年度以降で設置率の考え方が変わって、こういう数値になってきているというふうに思います。それで、なかなかこの26年度から27年度にかけては変化がないわけではありますが、全国とか県の平均では変化があるんでしょうか。数値がわかりましたら教えていただきたいとします。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 平成27年6月の数字では、全国は66.4%、愛知県が46.4%になっています。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

ということは、昨年もこれを聞いているものですから、全国も県もほとんど変わらないというような状況で、やっぱり設置率を上げていくということが少し行き詰まっているのかなという状況があると思うんですけど、対策はもうPRや啓発しかないというふうには思いますが、何か消防署として工夫されている点がありましたら、教えていただきたいとします。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 今、御紹介いただきましたようなPR活動、消防のイベントですとか市のイベントとかでPRをさせていただいています。

民生委員に依頼をしまして、ひとり暮らしの老人宅へ、27年度なんですけれども、527件を対象につけていただいた警報器の維持と設置の呼びかけを行っていただいています。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

この取り組みは大事だと思いますので、民生委員による呼びかけというのは、今年度以降ずっと成果が上がってくることを期待したいというふうに思います。

それから、私も防火対象物への立入検査の関係で、これも毎年お聞きしていますが、いわゆる医療や介護の施設のスプリンクラーの設置状況ですね。これも恐らく1施設がまだというようなことで経過しているというふうに思いますが、現状はどうなっているんでしょうか。

◎消防本部総務課長（伊藤真澄君） 当該社会福祉施設につきましては、現在も未設置でございます。平成27年4月1日付で消防法施行令の別表第1が改正となりまして、社会福祉施設、今言われるのが6項のロと6項のハに該当しますが、基準が細分化されました。それによって、入居者の障害程度によって設置基準が変わることになり、現時点ではその施設は設置義務がありません。しかし、設置につきましては勧奨していきたいと思っております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

入所者の状況によって設置義務が変わってくるということではありますが、いずれにしても岩倉市の姿勢としては設置するよという指導していくということを確認させていただきます。

次の点ですが、177ページにあります真ん中の救急救命士養成事業についてもお聞かせください。

本会議でもお聞きしましたように、救急救命士の養成ということで、そういった中で、それも含めて消防職員の増員がこれから必要になるだろうということで消防長から御答弁いただきました。

それで、救急救命士の養成についての目標というのが、少し変わってきているというふうに思いますので、そういったことも含めて、今後どのように養成の目標に対して取り組んでいくのか、そういった点についてお聞かせください。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 今言われましたとおり、従前は救急救命士、運用救命士を9名養成することを目標にしていました。しかしながら、救急件数の増加と処置拡大も考慮しまして、12名の運用救命士の養成を現在目標にさせていただいて、養成に取り組んでいるところでございます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。また、計画的にやられていくと思いますので、その状況を注視していきたいと思います。

もう1点、その下にあります非常備消防費のところの消防団員の確保についてということで、いろいろな角度から一般質問もされたりということがありますが、いわゆる岩倉市を支えていく若い消防団員の確保というところがやっぱり大きな課題ではないかなあというふうに思っているところです。

そういった中で、若い方への取り組みという点について、27年度、何か特徴的なことがあったのか、また今後考えていることがありましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 今、お話がありましたとおり、消防団員につきましては、岩倉市消防団条例の規定によりまして、区長さんからの推薦でここ岩倉市におきましては定数を継続的に維持しているところであ

りますけれども、本当に区長さんに御過労をかけておるといふふうに私どもは認識しております。

今、言われましたように、今後につきましても継続的な定数確保に向けましては、御意見いただきましたとおり、若い人に加わっていただくことがその目的を達成するためにも必要なことであると私どもも認識しております。

ですので、消防としましてもイベントで意向調査等をさせていただいて、区長さんの推薦によらない方法で募集できないかというようなことも研究しながら、検討していきたいと思っています。

◎委員（木村冬樹君） なかなか難しい課題だといふふうに思いますが、私たちも知恵を絞りながら、提案もできるようにしていきたいと思っています。

あと、ちょっと細かい点で済みません。少し戻ってまいりますけど、決算書の260ページ、261ページの関係で、常備消防事業の中の備品購入のことで少しお聞かせいただきたいと思います。

予算のときも少しお聞きしたと思いますが、今回比較的、100万円を超える高額な備品購入が3件あったということで、それぞれ使い方についてはいろいろお聞きしているところであります。

それで、その中の画像探索機というもの、これは大規模災害のときなんかには活用できるのかなと思いますけど、非常に高額ですね。300万円を超える大きな金額で購入されたわけでありますので、これの活用方法だとか、あるいは活用がなければそれにこしたことはないというもので、そういった期間の管理の方法といいますか、そういった点についてどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎消防本部消防署長（真野淳弘君） 今、委員のほうからお尋ねがありました簡易画像探索装置は災害時、地震等なんですけれども、やっぱり倒壊建物とか瓦れきの中に対しての人命救助に大いに力を発揮するものであります。

胃や腸の検査をするときに使う内視鏡のようなもので、レンズを使ったものでありまして、カビが生えたりするようなこともありますので、高温多湿を避けまして、そういう倉庫の取り出しやすいところに置きまして、いざというときにはそこから持ち出して使用するということを今現在行っております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

使用頻度が少ないということだもんだから、管理を十分にとということで、先ほど言ったようなレンズなどがありますので、精密部品もあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私のほうからは最後ですけど、成果報告書の179ページに資機材運搬車購

入事業があります。それで、この資機材搬送車につきましては、いろいろ使い道があるんじゃないかなあというふうに思っているところで、実際、災害時にはいろんな資機材を運んだりというようなことがあると思いますが、通常でもいろいろ活用できるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そういった点での消防のほうでの考えはどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎消防本部消防署長（真野淳弘君） 今、委員のお尋ねになりました資機材搬送車は、訓練や災害時に大型の資機材を搬送するときに大いに力を発揮しまして、水難事故であればボートとか船外機、高所救助であれば安全マット等も素早く搬送することができます。また、大雨のときは、今までは土のうを1個ずつ積んでおったんですけども、今はトンバッグといって、土のうを40ぐらい、常時詰めておりまして、そのものを小型移動式クレーンによって資機材搬送車に積みまして、時間をかけずに現場に運ぶことが可能となりました。

あと、緊急援助隊にいざというときに出動要請がかかりましたときに、後方支援としまして、やはり野営等の資機材を集結場所というものがありまして、そこまで資機材搬送車を使って搬送する予定でございます。以上です。

◎委員長（伊藤隆信君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で款8消防費の質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

続いて、款9教育費、項1教育総務費から項3中学校費までについての質疑を許します。

決算書は268ページから290ページ、成果報告書は181ページから205ページまでです。

質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） 決算書の270ページ、271ページの事務局費の関係で、事務管理費の中で、教育委員会評価委員会委員報酬についてお聞かせください。

先日の厚生文教常任委員会の協議会で報告された報告書は少しばらばら見させていただきました。それで、通常この委員会というのは3回ぐらい行われてきていたというふうに思いますけど、今回は2回ということで、それでよかったのかどうかというところについて、どのように考えていらっしゃる

のか、お聞かせいただきたいと思います。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 27年度の評価委員会につきましては2回開催しておりますけれども、まず内容としまして、こちらの事務局側のほうから重点施策の取り組み状況について報告をさせていただきます。自己評価を行ったものを評価委員会に提出して点検評価を受けるんですが、1日目に報告事項をさせていただき、評価を受け、それから2日目に点検評価ということで、全ての項目が2日できちんと終了したということで、3回計上させていただいておりますが、2回の実施ということになっております。

◎委員（木村冬樹君） これまで、多分3回やっていたんじゃないかなと思うんですけど、そんなことはなかったですかね。2日で済むんだったら、そういうふうに考え方を改めていけばいいというふうに思うんですけど、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

◎学校教育課長（石川文子君） この制度が始まって、当初は3回やっていたかと思います。それ以降、ここずっと2回でやり切れておりますので、お願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） じゃあ、次ですけど、これも戻る形になってしまって済みません。

教育委員会のほうの成果報告書の181ページのほうで、また少しお聞かせいただきたいと思います。

教育委員会のところでは、いつも否決という案件がどうだったのかということでお聞きしていますので、そのことについて、今回はどういう内容だったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 平成27年度、否決となった案件は1件でございます。

内容は、岩倉市教育委員会後援名義の使用許可についてでございます。

主催者が、まず民間企業であり、企業のPR活動となり、商業的な宣伝を意図するものであったため、否決とさせていただきました。テニスの体験教室という内容でございました。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

あと、ここでいつも課題となるのが、傍聴がどうなのかというところだとか、開催の通知がなかなかわかりにくいという問題があったと思いますが、昨年の決算のときも同じような議論があったと思いますが、27年度は何か改善があったのか、こういった点についてお聞かせください。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 昨年の決算のときに指摘をいただいたということで、それまで告示は会議開催の1週間前に告示をしております

たが、今年度からはホームページのほうに開催日を1年、定例教育委員会分を掲載させていただいております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

では、次ですけど、成果報告書の195ページです。子どもと親の相談員設置事業で、この相談件数等の状況というのがいつもこれまで決算では課題になってきていたと思います。そして、今回の表示からは実件数というのが表示されて、よりわかりやすくなったのかなというふうに思います。

それで、ただ項目別に見ていきますと、やはり年度でかなりふえたり減ったりという状況があるというふうに思うんですけど、このカウントの仕方というのは、ほぼ学校間では統一されてきているという見方でいいのか。ですから、件数がふえれば、やっぱりその年度ではそういう問題が多かったという見方をきちんとできるようにしているのかどうかということですね。そういった点について整備が進んでいるのかどうか、お聞かせいただきたいとします。

◎学校教育課管理指導主事（有尾幸市君） 子どもと親の相談員につきましては、年に3回ないしは4回、打合会を開催しております。その中で、基準なども調整をしていますし、相互の連絡もなされておりますので、ある程度一定の基準でということと考えております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。また、今後の推移を見ていきたいと思いますが、次に197ページの奨学金給付事業についてもお聞かせください。

この事業が寄附金の関係で対象として実施されてきていると思います。今後の維持だとか、この対象生徒数の拡大だとか、こういった点について、何か考えていないでしょうか。子どもたちの状況にもよりますし、家庭の状況にもよるといふふうに思いますが、そういったところでの今後の考え方といいますか、少し何かあれば教えていただきたいとします。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） この奨学金につきましては寄附者の意向によって行っているものでございますので、寄附をしていただける限りは、続けていきたいとします。

本市におきましては、私立高等学校の授業料補助の上限も平成24年度から増額しております。低所得世帯の授業料の負担については実質ゼロ円となっております。県が実施しています奨学金制度につきましても、利用促進について周知を図っておりますので、今のところ岩倉市独自の奨学金制度は考えておりません。

◎委員（木村冬樹君） 私立高等学校等はそういうことであるというふうに思います。ちょうど毎年のように請願が出されて、それでも全額という形に

はやっぱりなっていない部分があるというものが明らかになっているわけですが、私は中学校から高校に進む生徒に対しての岩倉市の奨学金給付事業というのは非常に重要な制度だというふうに思っています。寄附者の意向ということではありますが、やっぱり制度化していく必要があるんじゃないかなあと。このことに対しての寄附というのは、やはり続いていくというふうに思うんですね。そういったことも含めて、財源をそこに求めるとしても、一定制度化していく、あるいは生徒の状況によっては、この11人という枠をもう少し拡大するだとか、そういうことも柔軟に対応していただきたいなあとというふうに思うんですけど、そういった点について、考えはいかがでしょうか。

◎学校教育課長（石川文子君） 現在のところ、今の制度のままでというふうには考えておりますけれども、国のほうで高校ですとか大学ですとかの給付型の奨学金のことについても検討されているところがございますので、そういったところも注視していきたいというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

次に、小学校費、中学校費というのをあわせて少しお聞きしたいなあとというふうに思っています。

いわゆる施設管理費の関係の修繕料なんですけど、必要性によって修繕料というのは変動があるというふうに思いますが、この間、経年的に見ていくと、この施設修繕という額がどんどん下がってきているというふうに思います。それは、必要なところが直されていってという状況はあるのかなあとというふうに思うんですけど、一方でいろいろ見ますと、学校からの要望に対してどういうふうなのかなというところも少し気になるところであります。予算の部分が非常に厳しいのかなあとというふうに思っているんですけど、この修繕料の減額状況というのはどのように捉えたらいいのでしょうか。

◎学校教育課長（石川文子君） 特に修繕費を減額というふうなことを考えて行っているわけではございません。大きな工事のほうはふえてきているのではというふうに思っております。

学校施設に関しましては、やはり子どもたちの安全にかかわる部分ですので、状況等を小まめに聞きまして把握をして、緊急性があれば今までと同様に補正等をお願いをしていっていると思っております。

◎委員（鈴木麻住君） 1点、お聞かせください。

決算書の281ページ、小学校施設改良費の中で、13番委託料がありまして、この中に件数が十数件、いろいろ多岐にわたってあるんですけども、その中で、例えば一番上にある南小学校屋上防水の設計監理委託料14万5,800円

とか、真ん中辺にある北小の給食用リフトの改修ですか、17万2,800円とか、下のほうに曾野小の便所改修委託料で17万2,000円とか、結局1件の設計料が14万とか17万とかというのは、委託するほうも大変だし、受けて設計をまとめてやるほうも大変な作業で、多分これはやっても赤字、受けるほうも赤字かなあと。

こういうものは、本来同じ小学校じゃなくても、市内にある小学校のそういう設計を委託するときに、一緒にまとめて設計を委託すれば、もうちょっと手間も省けるし、出すほうも省けるし、合理的じゃないかなと。工事のほうは、それはそれぞれ分けて工事をするというのがあると思うんですけども、この10万とか20万とかという設計委託料の出し方。私は、今までの経験ではこういうのはなかったです、私がやってきた経験では。要するに、いろんなものを全部まとめて、50万以上、100万ぐらいまでの設計委託料にして発注するというようなケースが多いと思うんですけど、そういうことはできないのでしょうか。

◎都市整備課長（西村忠寿君） 御指摘のとおりだと思います。やはり事業費的に大きい、小さいという問題もありますが、例えば学校単位でまとめて設計監理できるようなものですか、そういったものについては、例えば学校教育課のほうと発注する私どもとで調整をとりながら、なるべく発注の機会ですか、時期ですね、そういったものを調整しながら、できればまとめて発注するという事で経費を抑えていくということを経費を抑えていかなきゃいけないと思います。

一方で、これまでこういう形で細かく各施設ごとに来ていたんですが、やはりそういった業者さんへの発注の機会をふやそうということも一方にありまして、そういう部分で、割と細かく来ていた経緯があると思います。

しかし、経費を考えると、おっしゃられるように当然かなり割高になってしまいますので、まとめることによってそのあたりを今後調整することで、円滑な発注に努めていきたいというふうに考えています。

◎委員（堀 巖君） 決算書の273ページ、クラブ活動講師謝礼についてお伺いします。

このクラブ活動で外から外部講師を呼ぶクラブというのはどんなものがあるのでしょうか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 今、外部講師でお願いしていますのは、岩倉中学校と南部中学校の茶華道の先生のみになります。

◎委員（堀 巖君） そうすると南中と岩中の茶華道部2つということになりますが、例えば、前もちょっとほかのところで質問したと思うんですけど

れども、学校の部活が先生方の負担に結構なっているということもあって、ほかのクラブでも外部講師で来てもらって、先生の負担を少しでも軽減するという考えも成り立つと思うんですが、そういったお考えは現時点ではないでしょうか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 外部講師につきましては、教育委員会の中でも検討課題となっております。

今後、外部講師を導入する場合には、人選方法も問題にもなりますし、どの部活動に入ってもらうか、どの時期にどのぐらいの期間必要なのか、あと活動内容のチェックの方法とか、学校の希望も取り入れながら、そういった導入のためのルールづくりも重要だと考えております。

◎委員（木村冬樹君） もう一回、小学校費、中学校費をあわせてのところで、就学援助のことでお聞きしたいと思います。

まず生活保護の生活扶助費が減額される中で、この就学援助の対象が減らされるのではないかとということで、この間ずうっと質問してきて、数は減らずにむしろふえているというような状況で、それぞれの子どもの状況、家庭の状況を見ながら、岩倉市は対応してきていただいているなあというふうに思っております。

そういった中で、今新たな問題として、この就学援助費が支給される時期というのが本当に必要とする時期に支給されているのかというところが少し新聞報道などでもされているというふうに見ています。

それで、岩倉市の場合はそういう支給時期というのはどういうタイミングで支給しているのかというところを少し教えていただきたいと思います。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） 保護者の方が支払いをした翌月に振り込みという形になっています。

◎委員（鈴木麻住君） ちょっと1点、聞き忘れたので確認します。

成果報告書の199ページ、北小学校の北館の改修工事の設計委託料。これは今年度で補正予算で南館の工事が出ています。これは要するに、北館が去年やられて、今年度に工事をやられているんですけど、そのときのお話で、工期がたしか9月いっぱいまででしたっけ、今年度ですね。このときの、要するに仮設便所が見ていなかったということがあるんですけども、工期が2カ月とってあって、仮設トイレが見ていなかったという経緯は、どういう経緯で必要なかったと思われたのか。ちょっとその辺を教えてください。

◎都市整備課主幹（石黒光広君） 工期が不足していたから見ていなかったとかいうのではなくて、私どもは当然、設計をもちろん委託しておりますけど、その中で工期も含めて標準工期を設定いたしまして、特記仕様書の中に

おきまして、学校運営に支障のないようにという条件のもとでやっておりますので、仮設トイレが計上していないというのは、業者の標準的な工期としてはちゃんと確保されておりますので、業者の人材不足というか、確保の不足ということだと思っておりますけど。

当然、工事を発注するに当たりまして、その期間内にできるかどうかというのももちろん検討しますので、その中で特に今回、トイレの部分でございしますが、そこは標準工期の中でおさまって、できるということのもとで私どもは発注しておりますので。

◎委員（大野慎治君）　ちなみに、今の北小学校の改修の工期はいつまでなんですか。

◎都市整備課主幹（石黒光広君）　9月末だと……。

◎委員長（伊藤隆信君）　暫時休憩します。

（休　　憩）

◎委員長（伊藤隆信君）　休憩を閉じ、再開いたします。

◎都市整備課主幹（石黒光広君）　工期でございますが、10月14日ということになっております。

◎委員（大野慎治君）　そうしたら、工事的には9月いっぱいまでかかると、ほぼ標準の工期で。あと余裕を見て、2週間ぐらい見てあると。いっぱいまでかかったっていいんですよ、契約工期だから。そうしたら、仮設トイレはもともと必要だったということを今認めているじゃないですか。学校に支障がないからという話じゃなくて、工期的にそうやって見てあるんだったら、仮設トイレはやっぱり1カ月は絶対に必要であるだろうということを見込んであるんじゃないですか。

◎都市整備課主幹（石黒光広君）　工種の内容でございますが、便所の改修工事と屋上防水工事もありますし、受水槽の設置工事等もありまして、その工種がございまして、その中で学校運営に支障がないようにということの特記仕様がございまして、学校運営に支障がないというのは、そういったトイレの使用等でございますので、それを含めて標準工期を設定いたしまして、夏休み期間にはトイレ改修の工事は済ませるということで、私どもは発注しておりますので。

◎委員（鈴木麻住君）　要するに、外の工事と中の工事は別々にできるんですよ。受水槽は受水槽、高架水槽も別だから。だけど、トイレというのはトイレ1つで工程が幾つもあるんです。何種類もの工程があって、順番にやらないと工事ってできないんですよ。だから、その辺を理解されているかどうかということだと思っておりますけど、1つのトイレを湿式から乾式に

するのに、コンクリートのはつりからコンクリートの打設から、全ていろんなプロセスがあるんです。その辺を理解されているかどうかということをやっと疑いますけれども、どうなんですかね。

◎都市整備課長（西村忠寿君） まず仮設トイレの話ですけれども、当初どうだったかということで、まず今、北館の改修をやっている中で、南館のほうにも当然トイレがあるわけなので、そちらを使っていたらこうということで発注している状況です。

ところが、学校のほうと話す中で、わざわざ南館まで行ってトイレを借りるというようなことが児童の負担となるということで、仮設トイレを設置するという流れになったという経緯だということで、今回仮設トイレも見ているということになっています。

したがいまして、そういう部分からいけば、学校のほうと調整不足であったということが否めないのかなという部分はあるんですけれども、ちょっとグループ長が申しましたような業者さんの責任だということではないということで、あくまで我々の発注する段階での調整がちょっとまずかったということになるのかなあというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（鈴木麻住君） ということは、今度発注される南館の場合はどうされるんですか。仮設トイレを設けるのか、それとも北館を利用するという話なのか、その辺はどうでしょうか。

◎都市整備課長（西村忠寿君） 今回の経緯を踏まえれば、多分必要だろうという発想にはなると思うんですけれども、最終的には学校のほうと相談というか、調整の上、必要に応じてそういった仮設トイレの費用を計上するようにしたいと考えております。

◎委員（鬼頭博和君） 1点だけ、お聞かせください。

成果報告書の191ページなんですけど、特別支援教員の支援員のところなんですけど、特別支援教員は年度当初に14人を必要な学校に配置しましたというふうに載っているんですけど、学校のほうの内訳というのはわかるんでしょうか、どこに何人とか。

◎学校教育課統括主査（佐野垂矢君） 特別支援員さんの学校の内訳を申しますと、まず岩倉北小学校に3名、岩倉南小学校に2名、岩倉東小学校に2名、五条川小学校に2名、曾野小学校に3名、それから岩倉中学校、南部中学校1名ずつという配置になっております。

◎委員（鬼頭博和君） わかりました。

途中で1名追加したということで、人数的にやっぱり不足しているのかど

うか、そこら辺をまた聞きたいんですけれども。

◎**学校教育課管理指導主事（有尾幸市君）** 学校から、いろいろ報告をその都度受けておりました、子どもの状況は時々刻々と変わってまいりますので、その状況に応じて検討をしていくということです。昨年度もそういうことで1名増員をしております。

◎**委員（鬼頭博和君）** わかりました。ありがとうございました。

◎**委員（大野慎治君）** 成果報告書の181ページの教育委員会費で1点お聞かせください。

今年度、日程のほうはホームページ、一発ではちょっと探せませんが、日程のほうは1年間出されておりますが、ちょっときょう岩倉市のホームページを見ましたら、環境審議会はきょう、日程等々のトピックスでお知らせが載っております。教育委員会や農業委員会もそうですが、こういったものもトピックスで会議開催のお知らせをするべきじゃないかと、傍聴ができるものに関してはと思います、いかがでしょうか。

◎**学校教育課長（石川文子君）** 今、委員の言われるように、教育委員会のほうも公開をしていく、公開が原則でありますので、そういった周知のほうにも努めていきたいと考えます。

◎**委員（塚本秋雄君）** 中学生海外派遣事業についてお尋ねいたします。

この事業が何年から始まって、どこの国に何年ぐらいずつ行って、モンゴルは何年目になるか。別にモンゴルがいけないということじゃないんですけれども、過去の経過と、今後もモンゴルのほうへ行くのか、またいろんな角度から考えられるのか、お尋ねいたします。

◎**学校教育課統括主査（佐野亜矢君）** まず、この事業の最初の年が平成9年になります。平成9年、10年の2年間は中国、北京のほうに派遣されております。その次、平成11年から15年はオーストラリアのケアンズ、16年、17年はオーストラリアのジンバブエ、それから次の年、平成18年から23年はマレーシアに6年間行っておりました、平成24年からモンゴルということになっております。

モンゴルとは、今非常に友好に相互交流できておりますので、今後も継続して派遣先としてモンゴルを今のところは考えております。

◎**委員（塚本秋雄君）** 国際交流の中の一環として、いろんな生活習慣、文化、価値観などもあるかと思っておりますけれども、やはり英語、語学の英語という部分も結構重きがあったような気がいたします。

そういう意味合いで、当然中国へ行けば英語も通じるとは思いますが、

あとはモンゴルはモンゴル語だと思いますけど、英語である程度会話ができるようなところでしょうか。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） まずモンゴル派遣の中学生は、選考会のときに軽い英語の面接をして、英語がどのぐらい話せるかということも選考基準になっておりますし、こちらがモンゴルへ行く前にモンゴルから訪問団も受け入れてはいますが、そのときもほぼ英語で会話をしています。派遣団がモンゴルに行ったときにも英語で挨拶をしたり、モンゴル語のもちろん勉強も研修の中には組み込まれておりますので、特に問題はないかと思えます。

◎委員（塚本秋雄君） 特に問題はないというのが、ちょっと回答としては要らないのかなと思えますけれども。

次の質問へ入ります。

中学校費の中の学校事故賠償金に関係してくるだろうと思えますけど、岩中は自転車通学をこれは認めているという解釈でよろしいのでしょうか。その実態をお聞きしたいと思います。

◎学校教育課管理指導主事（有尾幸市君） 御質問にありましたように、岩倉中学校では自転車通学を地域を限定して認めております。

具体的に言えば、北島、野寄、川井になるかと思えます。五条川小学校区もです。

◎委員（塚本秋雄君） 私はスポーツ少年団をやっているけど、スポーツ少年団の安全保険は家から出てグラウンド、グラウンドから帰るときまで安全保険の対象になっております。

そうすると、学校の関係の保険とか賠償だと、たしか校門を入ってから学校の中、学校の中へは警察は関知できないけど、外へ出たときに普通の扱いになると。そういう場合、自転車通学をしておるならば、今ある市町村では自転車保険を掛けるのが条例でつくられたり、必須になってきておりますけれども、自転車通学したときの安全を考えた場合、自転車保険を義務づけるようなお考えはありますでしょうか。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎学校教育課管理指導主事（有尾幸市君） 学校管理下において起こった事故については、スポーツ振興センターの保険が適用されますので、登下校の通学路上の事故であれば、その保険の適用の範囲内だというふうに考えております。

それから、加害者になる可能性がある場合の保険、自転車保険につきましては、現在任意で、特にPTA関係であっせんをしている保険があります。そういうものを紹介してもおりますが、義務化については今のところ考えておりません。以上です。

◎委員（梅村 均君） 1点だけ確認の質問ですけれども、決算書のほうの287ページで、中学校管理運営費の中の14番の使用料及び賃借料の中にある自動車借上料についてです。

それで、西尾張大会なんかへの名鉄バスの貸し切りですね。1回当たり9万7,200円ということでありましたけど、こういう貸し切りバスが使えるような基準というのは何か設けられているのでしょうか。少し教えてください。

◎学校教育課長（石川文子君） 少しきちんと明記したものは特に定めておりません。従来から、全中といったような大会について認めております。以上です。

◎委員（梅村 均君） 比較的大きな大会で、この部にしか認めていないとか、そういうわけじゃなくて、そういう大会に進出を決めたところは使用ができるというような捉え方でよろしかったですか。

◎学校教育課長（石川文子君） 大会出場でも、基本的には公共交通機関を使ってということになるかと思えます。団体戦で、遠くてなかなかバスを乗り継いでも試合時間に間に合わないですとか、いろんなそういった状況等をお聞きして判断して、借り上げのほうはしております。

◎委員（堀 巖君） 195ページ、子どもと親の相談員設置事業なんですけれども、この表を見ていると、まず延べ件数と実件数で、例えば岩中なんかは319件の延べ件数だけど、実件数としては43件だと。要はダブリ、重複があってということだというふうに思うんですけど、それが顕著な学校とそうでない、近くはないですけれども3分の2とか、そういうふうになっているところもあります。それについてはどんな状況なんでしょうか。

◎学校教育課管理指導主事（有尾幸市君） 延べ件数の計上方法としては、例えば1人の児童・生徒に10日間にわたって相談にかかわった場合は10件と計上しておりますので、何度も1人の子が継続的にというか、ある一定の日数、もしくは複数回相談に訪れた場合には延べ件数がどんどんカウントされていくという形です。

したがって、学校の状況によってはばらつきが出てくるということはおのずと考えられるということだと思います。

◎委員（堀 巖君） そういうばらつきが出るということもありますけれども、もう1つ、例えばいじめ、それから異性の悩み、そういうところがゼ

ロ件というのが多いですね。

僕は、やっぱりゼロ件というあらわれもちょっと心配なんです。例えば異性の悩みなんていうのは本当に中学生になれば誰もがというか、あるわけで、それを気軽に相談できるような体制が本当にできているかできていないかという点で、ゼロ件というのが気になるし、学習支援のところにもゼロ件というところがあるわけです。このゼロとか、低い数字のところについて、教育委員会や教育委員会の評価委員、学校教育というのには本当に二重、三重ぐらいのそういう評価の体制が整っていて、非常に手厚いなというふうに思うんですけど、そういったところの議論というのは、この表とか、こういう相談のことに関してどんな意見が出ていたんでしょうか。

◎学校教育課管理指導主事（有尾幸市君） ゼロ件の問題については、今のところ聞いた記憶がありませんが、この子どもと親の相談員のゼロ件という問題につきましても、学校にはスクールカウンセラーも中学校には1校ずつそれぞれに、それから小学校は5校の中で2校、配置されておりますので、例えばそういうスクールカウンセラーに相談に行ったり、それからもちろん担任や養護教諭なども相談の窓口としては考えられます。たくさんの窓口がありますので、そういう幅で考えていただけたらというふうに思いますし、私たちがそういうふうに捉えております。

◎委員（榊谷規子君） ちょっと気になったので、先ほど塚本委員が中学生の海外派遣事業について英語力、やっぱり英語ができる、英語をというところを強調されての質問だったのが非常にひっかかって、答弁の中でも語学の答弁だったんですけれども、この事業というのは英語力を高める、語学ができること以上に他の国の異文化体験を通じて、ほかの国の価値観や文化、生活習慣、本当に違う異文化の体験ができて、それを今後のどんな国の人たちをも受け入れる、本当に平和につながる大事な事業だと思うんですけど、平和派遣事業とともに岩倉市がずっと継続している事業で。だから、そこら辺のことをもちろん含めての質問だったんでしょうけれども、そういう答弁の中でも英語でやっていますからだけでなく、母国語が英語じゃない国でも海外派遣事業の取り組みの意義というか、価値というか、そこら辺も含めてお答えいただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

◎委員長（伊藤隆信君） 榊谷さん、それは質問か。

◎委員（榊谷規子君） はい。

◎学校教育課統括主査（佐野亜矢君） もちろん、第1の目標は異文化体験とか、文化、言語、価値観などを広めていくということで、実際報告会で派遣された中学生たち一人一人の話を聞きましても、やはりモンゴルという国

に行きますとインフラの整備だとか、水の大切さだとか、あと中学生と拙い言語の中で会話をすることで、モンゴルの子たちがいつも自分の将来のこととか国のことを考えていることが勉強になったという報告をたくさんいただいていますので、メインというか、そちらは本当に心の成長ということにつながっている大切な事業だと思っております。

◎委員（梶谷規子君） ありがとうございます。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で款9教育費、項1教育総務費から項3中学校費までの質疑を終結します。

お諮りします。ここで休憩したいと思えますけど、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） では、25分まで休憩です。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎学校教育課長（石川文子君） 申しわけございません。1点、訂正をさせていただきます。

先ほどこちらの答弁の中で、海外派遣事業の答弁の中で、オーストラリアのジンバブエというふうに言っていたものです。確認しました。オーストラリアのジンブンバです。申しわけございません、訂正させていただきます。以上です。

◎委員（櫻井伸賢君） 基本的なことでちょっと大変申しわけございません。この業界、新参者でございますので、教えていただけたらと思います。

成果報告書210ページ、図書館に関しまして、除籍の本がございます。除籍をした本はどのような取り扱いになるのでしょうか。それともう1点、除籍をされる書籍のルールがありましたら教えてください。

◎生涯学習課主幹兼図書館長（寺岡秀樹君） 除籍をした本については、毎年12月の土日において、市民の方に開放しております。1人10点までということで何回でも来れば10冊、20冊というふうに持っていけるというシステムになっております。

除籍をする区別、区分ですけれども、大体10年を超えたものについては除籍の対象としておりますが、愛知県内の中でもこれしかないよといった本は残しております。小説など、たくさん出版されたものについては除籍等しております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） まず決算書のほうの294ページ、295ページの子育ち・親育ち推進事業で、これは昨年少し議論したんですけど、講座の講師の謝礼なんですけど、予算は非常に単純化した予算ですが、やっぱり講師に

よってさまざまな基準があって、金額が異なるものですから、細かい支給と
いうか、謝礼が出されているというふうに思います。

ちょっともう少し予算の中にもこれが反映できないのかなというふうに思
うわけですが、その辺についてはやはり大ざっぱなものでやっておいて、
決算で細かくというふうなやり方については変えないお考えなのかどうか、
その点についてお聞かせください。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 子育て・親育ちの講座につきましては、
生涯学習課のほうで講師を選定して決める、そういった講座もございしますが、
幼稚園や小・中学校で開催されるものにつきましては、その都度、幼稚園、
小・中学校のほうで適切な講師を選定してやっていただいておりますので、
予算の段階でどういった講師というところがなかなか決めづらいところがあ
りますので、今のような形でやらせていただきたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。当面、じゃあその方向でということ
で見ていきたいと思えます。

次に、成果報告書207ページの下段の男女共同参画推進事業についてであ
ります。今年度からは、これを総務部のほうに移されてということでありま
すが、27年度の状況を少しお聞きしたいと思えますが、市が管理できるとい
うところでいうと、市の職員の管理職の登用だとか、あるいは附属機関の委
員に対する男女の比率だとか、こういったところかなあというふうに思うん
ですが、女性の登用という点でいって、現状どのようになっているんでし
ょうか。

◎協働推進課統括主査（小崎尚美君） 平成28年4月より、おっしゃるとお
り男女共同参画推進事業に関しまして協働推進課で行っております。

こちらの計画ですが、岩倉市総合計画に沿った形でつくられておりまして、
岩倉市男女共同参画基本計画というのが23年度から32年度までの10年間の計
画期間としてできております。昨年度も、この計画の進捗状況等を確認して
おりまして、その中で女性の登用率だったり、そういったものが書かれてお
ります。

おっしゃったように、職員の数だったり、あと各審議会等の参加率、そち
らのほうの昨年度に出てきた数字で、26年度の登用率ですけれども28.9%と
か、女性の人材の能力開発とかでいいますと、女性職員の派遣者数が全国市
町村国際文化研修所のほうに2名派遣したとか、細かく数字が各課から出て
きておりまして、進捗状況を把握しているような状況です。

今年度につきましては、32年度までの10年間の計画期間の間、おおむね5
年をめぐりとして、社会状況の変化とかがございますので、内容の見直しを行

うこととなっておりますので、岩倉市第4次総合計画の改定後の本年度にこの計画を見直す予定となっております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。28.9%という数字です。

この10年間の計画で、見直しの時期ということでもありますので、やっぱり議会にもそういう計画の進捗状況の報告が欲しいなあというふうに思っています。

ですから、総務産業建設常任委員会が担当になると思いますけど、その協議会などで、ちょっと毎年報告いただくとありがたいなあというふうに思っていますので、その点についてはいかがでしょうか。

◎協働推進課統括主査（小崎尚美君） 今年度の見直しの状況なんですけれども、推進会議を行いまして、懇話会も行って、計画の見直しの素案ができましたら、パブリックコメント等も実施する予定でおります。

改定された基本計画につきましては、おっしゃるとおり協議会等でお示したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。よろしく願います。

次に、成果報告書の216ページの生涯学習センター施設管理費の関係で、ここでお聞きしたいのは、以前もお聞きしておりますが、生涯学習講座の定員数と申し込みの関係だとか、会場の関係のことで何回もお聞かせいただいておりますが、この27年度の結果を見ましても、定員に対して申し込みが多いというのがやはり多くて、その中で、受講者が定員を超えてふやしていただいているところも幾つかあるわけであります。

やはり講座が魅力的なもの、本当に多いわけですが、こういった人気のある講座についての対応といいますか、何回もお聞きしておりますが、繰り返しやるということもありますし、会場を大きくするというもありますし、前期にやったものを後期もというようなことも含めてあるというふうに思いますけど、そういった取り組みについて、27年度はどうだったのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 生涯学習講座の企画につきましては、市民のニーズをつかんで、より魅力的な講座の企画に努めているところですが、その結果として、募集定員を超過してしまうような講座が出てきてしまいます。

過去に開催をしました同種の講座の応募状況などを踏まえて、会場の選定であったり、募集定員を決定しているほか、昨年度からは募集定員を若干ふやすなどもしております。それでも定員を超えてしまうような応募があった場合には、やむを得ず抽せんとなってしまいますけれども、受講者の決定の

際には、講師と調整の上、少しでも多くの方に受講をしていただけるようにしているほか、大幅に定員を超えるような応募があった場合にあっては、同じ内容の講座を再度開催し、未受講者が優先的に受講できるようにしております。今年度の後期講座におきましてもそういった講座を設けております。

これまで、より多くの方が魅力を感じるような講座を提供できるように努めてまいりましたが、過去の開催状況などの経験をもとに、より多くの方が受講できるように開催会場の選定などもさらに研究をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。ぜひ、非常に魅力的な講座が多いわけで、自然科学などにはかなり応募者があるということをお聞きしておりますので、対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、体育施設管理費のほうも少しお聞かせいただきたいと思います。

いわゆる四市交歓の当番市ということで、スポーツ振興事業の中で岩倉市が27年度は当番でということで行われました。いろんなところで繰り返していますが、サッカーの会場が石仏スポーツ広場ということで、あそこの砂場状態のところが非常に気になるわけです。改善策がなかなかないということで、繰り返し聞いていて申しわけありませんけど、その後の対応というのはどうなっていますでしょうか。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） 石仏スポーツ広場のグラウンド整備につきましては、砂じん防止剤を定期的に散布しております。表面の土が飛ばないように対策を行ったり、各種の大きな大会などがありますと、大会前にグラウンドをならして公用車で引っ張り、グラウンド全体の整地などを行っている現状でございます。

以前も御指摘いただきましたグラウンドの東側の表面がやわらかい状態につきましては、四市交歓体育大会の前などでは、転圧機により土を踏み固めるなど対策を行っていますが、実施の後、一定期間はよいのですが、時間がたつとまた表面がやわらかくなっているという現状でございますので、抜本的な対策がなかなか難しいですが、引き続き研究をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

◎委員（堀 巖君） 先ほどの生涯学習センターの中野グループ長の答弁なんですが、あたかも生涯学習課が評価を受けるような、そういう答弁だったように聞こえました。

ちょっと前もありましたけれども、ここは指定管理者来未に全権委任しているわけです。さっきの生涯学習講座というのは、生涯学習課が主体でやっているわけではなくて、来未が主体でやっているんじゃないでしょうか。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 議員のおっしゃるとおり、生涯学習講座の中には来未 i w a k u r a が主体となってやっている、要は指定管理者が運営をしているものもございますし、あとその他、各担当課がやっているものもございますので、全てが指定管理者によるものというわけではございませんので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（堀 巖君） 各担当課が主体としてやっているというのは、例えばどれでしょう。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 例えばでいきますと、男女共同参画講座がございます。

◎委員（堀 巖君） 男女参画講座だったら生涯学習課が担当課だということで、来未の全体の管理運営の中に生涯学習課、執行機関側が借りていると、全体の講座の中で間借りしているような感じのイメージなのか、そこら辺は来未さん、指定管理者とちゃんと協定書を交わして、その中で執行機関側の講座もまぜて、全体的なものをしようという協定になっているのか、どちらなんでしょうか。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） あくまで来未の指定管理の範囲内で、企画と運営について生涯学習課が行っているといった位置づけになっております。

◎委員（堀 巖君） ちょっと別の視点なんですけれども、生涯学習サークル102団体あります。私も生涯学習センターで活動しようとして、なかなかハードルが高いということで、年間を通じて定期的に使っていないと、この生涯学習サークルには加われないということで、優先的に施設が使える、そういう仕組みになっておりますが、市民の中から、やはりコウショク的になってなかなかとりづらいと。6カ月、3カ月のそういう予約期間の話もありますが、それとは別にやっぱり固定化してとりにくいという話が聞こえてきます。この点について、生涯学習課としてはどういうふうに考え、もともと来未さんが指定管理者なので、来未さんとどういった話がされているのかをお聞かせください。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） なかなかとりづらいた話はこちらのほうも承知をしておりますして、サークルが固定化をしてきているというところも非常に課題である、今後の解決しなければいけない課題であると考えております。

そのあたりは、指定管理者とも認識を一緒にしておりまして、昨年ぐらいから、指定管理者のほうで利用者調整会議というものを開いて、サークル等の団体代表と会議を開いて、その辺の利用について打開策を検討していると

ころですので、こちらもともにそういったことは考えていきたいと考えております。

◎委員（堀 巖君） 一般質問でもやりますけれども、基本的にこれまでずうっとやってきて、さっきの生涯学習講座もそうですけど、指定管理者としてやってきたことと、これまでの直営の期間と何がどう変わって、この評価はなかなか専門的などかいうふうに書いてありますけど、本当に市民のための生涯学習センター、生涯教育という視点に立って運営できているのかどうかという点について、正直なところでのお話を聞かせていただきたいというふうに思います。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 生涯学習センターにつきましては、指定管理者制度に移行してから5年以上経過しておりますが、まだ指定管理者制度の利点というのは完全には生かし切れていないのかなといった点は考えております。

比較的、来未は主体的に管理運営をやってきておりますけれども、やはりこちらの判断も求めてくるような、そんなところもございまして、そのあたりの関係というのは、これから成熟をさせていかなければいけないかなというふうに思っております。

◎委員（鈴木麻住君） 成果報告書の220ページ、岩倉市体育協会の実施事業ということで、市民のボウリング大会と市民親睦ゴルフ大会が2点上がっています。これは年に1回、それぞれ開催されるんですけども、これは体育協会が主催ということで、市のかかわり方というのはどのようなかかわり方になっているのでしょうか。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） 今の御質問にありました市民ボウリング大会と市民親睦ゴルフ大会でございまして、確かに体育協会の主催でございまして。こちらにつきましては、体育協会の育成補助金のほうを出ささせていただいておりますし、また体育協会の事務局でもありますので、そういったところから体育協会のサポート、財政的な支援も含めて行っているところでございまして。よろしく申し上げます。

◎委員（鈴木麻住君） といいますのは、私はゴルフ部会に所属してまして、最近毎回ゴルフ部会の会議の中で、市民親睦ゴルフ大会のことが話題になっていまして、要するにゴルフ部会が主管している大会なんですね。体育協会、あるいは市のかかわり方がちょっと非常に希薄なので、もうちょっと積極的に責任を持ってやってもらわないと我々は主管できないよというような話がありまして、我々が主管しないと、もう多分市民ゴルフ大会はできないんじゃないかなあと。体協のほうも、もうやめてもいいんじゃないという

話も一方ではどこかであるんですね。そういった場合に、せっかく今まで何回もずうっと行われているんですけども、ゴルフ部会が主管をやめたことによってそれがなくなるというようなことは、普通にこの開催が要するに中止とかというのはあり得るのかどうか、ちょっとその辺はどうなんでしょうか。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） 親睦ゴルフ大会のお話ですけども、例年この9月に開催しております。ゴルフ協会の方たちには本当に朝早くから会場に出向いて、ほぼ一日御負担をいただいているような状況で、本当にありがたく思っております。

会場にはなかなか、遠方だということもありますし、その後の午後6時から、先日もありましたが表彰式が総合体育文化センターの多目的ホールでございませう。その際には、私ども事務局も含めて、皆さんで表彰式のほうを行っているというところがございますので、ゴルフ協会の方たちには大変御負担いただくんですけども、引き続き行っていただきたいというふうに事務局としては考えております。よろしくお願ひします。

◎委員（鈴木麻住君） 積極的にこちらからやめようという話じゃないんですけど、例えば体協がもうこれはやめましようと言ったら、開催は普通にやめられる話なんですか。その辺はどうなんでしょうか。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎生涯学習課長（竹井鉄次君） この市民親睦ゴルフ大会ですけども、非常に人気が高くて、多くの方に喜んでいただける事業だというふうに思っております。

いろいろあつれき等あるかと思ひますけれども、何とか協力をし合つて、いろんなどころと役割を分け合つて、継続していけたらというふうに考えています。以上です。

◎委員（堀 巖君） 今ので関連です。

222ページの四市の話で、さっきゴルフの話が出ました。スキーの話です。

体育協会実施事業と体育協会委託事業、さっきの指定管理者の話もそうなんですけど、やっぱり行政が任せるとなると、行政自体、これは私個人的な感想かもしれませんが、どうしてもその事業自体の、例えばスキーとか、こういうレクリエーションのようなことになると、参加者が楽しんでやっているというふうに捉えて、行政としては参加者が何人になろうが、目標数値も特に持たないし、少なくなったらやめればいいわぐらいの気持ちになっている

んではないかなというふうに思ってしまうんですね。

だから、幾ら委託だとか、体協に実施してもらおうとかいう事業でも、もしもこれが本当に市民のためになるという事業で、ずうっと直営でやるべきとか、行政がやるべき仕事だというふうに思うのであれば、こういった例えばスキー教室だって、昔はバス3台で行っていた。スキー人口が3分の1ぐらいに減ったとしても、この10人なんていう数字は本当に事業としてなかなか存続できるような事業ではなくて、ゴルフは人気があるから存続、このスキー教室は人気がないから中止みたいな話になってしまうんですね。

だから、そこら辺をどんなふうに考えて事業展開を委託先だとか指定管理者と一緒にやっていくかというところに執行機関としての責任があるというふうに考えます。その点についてどうお考えでしょうか。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） 今の御質問、御意見ですけれども、やはり委託とか、指定管理もそうですけれども、目的としてはやっぱりスポーツ振興、普及ということが同じ方向を向いていると思っていますので、事務局と委託者であったり、指定管理であったり、お互いやれるところは歩み寄って協議をしながら進めていきたいと。

ただ、あとスキー教室につきましても、もともとの人口が少なくなったというのがありますが、確かにこの10人というのは少しさみしい気がしますので、周知方法とかも含めまして、せっかく事業をやっている以上、より多くの方に参加していただきたいという思いはありますので、周知方法等を検討していきたいと考えております。よろしくお願いします。

◎委員（木村冬樹君） 申しわけありません。あと2点だけ、ちょっとお聞かせください。

成果報告書210ページの図書館費のほうで、せっかく寺岡さんに来ていただいていますので、本会議でもお聞きしたんですけど、これまでずうっと利用者数だとか貸し出し数なんかは減少していくということが続いていたと思う中で、27年度は増加に転じたということで、その理由については本会議でお聞きして、部長から一定の答弁があったんですが、現場としてはこの辺をどう見ているのか、何か取り組みがあったのか、もう少し具体的な中身についてお知らせいただきたいと思います。

◎生涯学習課主幹兼図書館長（寺岡秀樹君） 取り組みについては、新たに行ったことはございませんけれども、今までやってきたいろんな事業、お話し会とかブックスタートとか、そういったものはこれからも継続してやっていくということでもあります。

ただ、もうこれは何をやっても頭打ちではないかなといった、そんな感じ

がするんですけれども、あとは開館日の拡大とか、そういったところに目を向けて、利用者のサービス向上に向けて、ちょっと見ていきたいなというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

いろんなことを私も提案してきたつもりであります。視察に行った赤ちゃんタイムだとか、ポップコンテストをしてみてもどうか、市民参加の中でこういう図書館を利用してもらう人をふやすというようなことも言ってきたわけですけど、だからこれから新たなというところは、やっぱり市民参加による図書館の運営に市民の声を反映させていくというところじゃないかなというふうに思うわけで、ちょっと今やりとりをしても難しいと思いますけど、そういった視点での新たな取り組みといいますか、市民が参加して何か企画をやるということをもう少しふやしていく、こういうような取り組みをお願いしたいということをお願いしておきます。

もう1点ですけれども、ちょっと細かい点で申しわけありませんけど、決算書の300ページ、301ページの文化財保護費の関係で、修繕料で施設等修繕がゼロでありました。当初予算では案内板を修繕するということだったというふうに思いますが、引き続き28年度の予算に組まれて、今実施されているのかなというふうに思うんですけど、この辺の流れというか経過というのはどういう状況だったんでしょうか。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 案内板の修繕につきましては、案内板が破損した、そういったときに緊急的な対応ということで予算をとっておりますので、最近では案内板を修繕するような事例が発生しておりませんが、緊急的な形で今後も予算としては確保しておきたいなあと考えております。

◎委員（木村冬樹君） 状況はわかりました。

予算の額というのはいろいろ変わっていていますけど、その辺というのはどういう見積もりでやっているのか、その点についてもお聞かせください。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 案内板は基本的に同じようなタイプのものになっておりますので、毎年見積もりをとって、予算は計上しておりますので、よろしく申し上げます。

◎委員（塚本秋雄君） 図書館費についてお聞きします。

210ページ、利用等の状況で、DVD購入数、別に26年度が119で27年度69はいいんですけれども、その上の文章の中の2行目に、AV資料の利用件数、AV資料という表現は英語でいうとオーディオ何とかビジュアルというんだけれども、去年はDVDの利用件数は5,690点でしたと。ことし、表現を変えたのは何か意味があるんですか。

◎生涯学習課主幹兼図書館長（寺岡秀樹君） 別に意味はございません。

◎委員（塚本秋雄君） 公的な資料の中で、こんなAV資料という表現がいかどうかは検討しておいてください。

◎委員（梅村 均君） 成果報告書216ページの生涯学習センターの関係で先ほど堀委員からもちよつと発言になりましたけど、実際、予約のとり方を少し早くしたほうがいいんじゃないかというような声を聞きますけれども、担当課としてはこういう予約の時期を早めるというようなことについての考え方とか、何か取り組んでおられるようなこととというのがありましたら、お聞かせください。

◎生涯学習課主幹（中野高歳君） 生涯学習センターの部屋の確保につきましては、利用月の3月前の1日となっております。利用者の中には、さらに早く部屋を確保したいといった要望があることは承知をしております。

生涯学習センターにつきましては、生涯学習講座で多くの部屋の確保が必要でありまして、その生涯学習講座を企画している段階で一般の利用者が部屋を押さえてしまうということになりまして、難しい課題があるとは思っておりますけれども、実現が可能な方法がないか、現在検討を進めているところですので、よろしく願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） 給食センターについてお伺いします。

新しい給食センターにおいては、226ページの記述では平成28年8月から学校給食調理配送等業務を委託することとし、公募型プロポーザル方式により業者選定を行ってきたという経過が書いてあるわけですが、民間委託という方向がどのようにという記述が、もう少し議論があったところも記述してもよかったのではと思いつつ、ことしなんですけど、8月31日付の中日新聞の尾張版に「伸び行く岩倉市 新岩倉市給食センター 夢見る供用開始」として大きく中日新聞の尾張版に広告記事が載りましたよね。

それには、どこがそういう、市が宣伝料、広告代を持ったのか、それとも厨房機器メーカーの中西製作所や、この4つの大幸建設や建築や工事設計にかかわった4社も載っていて、どういうわけか医療法人知邑舎の岩倉病院の宣伝も一緒に入っており、今度委託された東洋食品というのは一言もなく、民間委託になりますよという記事は、この供用開始という中には一言もないんですが、この中日新聞の、あしたからという8月31日付の尾張版ですよね。この宣伝を出そうとした背景、その経費、なぜ岩倉病院がここに載っていて、民間委託になるということが一言も載っていないのか、東洋食品がやりますという紹介もしていいんじゃないかと思いますが、そこら辺はどんな状況でしょうか。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） その記事というか、広告につきましては、広告宣伝業者がスポンサーを募って掲載します。市の負担はありません。無料で掲載しますので、市長の挨拶を載せてくださいという形で依頼が来たものでありまして、どこの業者がスポンサーになるかとかは、こちらのほうは一切把握していない状況で、広告宣伝業者がスポンサーを募ったという形で掲載されたものになります。

◎委員（梶谷規子君） 市が依頼したものではなく、広告会社からの依頼だったということなんですか。

その中で、ではこういう広告を載せますというような確認は、その広告業者からはないんですか。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） 市長の挨拶はこちらでつくらせていただきましたが、その記事のスポンサーがどこだとか、そういったところは一切関与しておりません。

◎委員（梶谷規子君） 市の負担がないということで、スポンサーがどこかの関与はないとしても、その広告記事自体、全体像がどういったものなのかというのは、市はきちんと内容が正しいのか、どういった広告になるのかという確認はやはりしなくちゃいけないんじゃないでしょうかね。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） 挨拶文の校正はこちらのほうでさせていただきます。その際には、どこがスポンサーになるとか、そういった記載もなく、市長の挨拶文をこういう形で載せますけどよろしいですかという確認だったものですから、そのスポンサーのところまでの確認はできていない状況です。

◎委員（梶谷規子君） 市民の方が見つけて、私のほうに聞いてこられたんですよね。なぜ給食センターと岩倉病院がどんな関係があるのかとか、今度は民間委託にすると行ったけど、どういう業者がやるというのが一言もなかったけどどういうふうなんだろうというふうに、市民の方が聞いてこられたので、やはり広告料が市の負担は一切なく、スポンサーがどこかというのは全部、企画制作株式会社のも小さく載っていますけど、宣通がやられたとはいえ、全体像をやっぱり最後に、市長の挨拶の確認だけではなく、全体がどんなふうに乗るか、市民がそれを見てどう受け取るかということも、やはり担当課として確認してほしかったなと思うんですけど。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） 広告宣伝会社の営業活動として行っているところになりますので、記事の提供といった関与というところだもんですから、結果こういう形で載りましたというのは送ってきました、確かに。校正の段階では、こういった形で載りますという中で、スポンサーは空欄でと

いう。そのスポンサーは宣通のほうは利益をとるためにスポンサーを集めるものになりますので、そこまでちょっと確認はとれなかったのが今回の形になっております。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で款9教育費、項4社会教育費から項6給食センター費までの質疑を終結いたします。

続いて、款10災害復旧費から款12予備費までについての質疑を許します。
決算書は312ページから314ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で款10災害復旧費から款12予備費までの質疑を終結いたします。

続いて、歳入に入ります。

款1市税から款12使用料及び手数料までの質疑を許します。

決算書は66ページから74ページまでです。

◎委員（木村冬樹君） 本会議でも少しお聞きしたんですけど、もう少し踏み込んでお聞きしたいなと思います。

2つ、1つは市民税のうちの個人市民税の中に復興特別の住民税ということで、10年間500円ですかね、岩倉市民も納めなければならないというところがあります。

この使い道については、復興というものですから、市民税ですから、市内の防災対策に使うということでもあります。その中身についても充当先ということで、成果報告書の246ページにあるわけでもあります。

後でお聞きする消費税の交付金も同じでありますけど、なかなかこの表だけでは何の事業にというところがわからない部分も多少あるというふうに思いますが、この事業にという形で明確に充当されたという形に区分されているのかどうかということ、そしてこの充当先というのは岩倉市独自で、岩倉市の判断でできるものなのか。また、例えばこういうところに充当しましたというような何らかの国だとか県だとか、こういった機関への報告なんかはしなくていいのか。こういった点についてお聞かせください。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 復興増税ですけれども、こちらは地方消費税交付金のほうが割と国のほうから通知があって、こういった事業を例えば障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、その中でも細かく在宅福祉事業だとか、自立支援費だとか、そういった社会保障経費のいわゆる人件費、それから事務費以外のところに充当しろというような通知が届きます。

ですが、復興増税につきましては特にそういった通知も、ちょっと税務課のほうにも確認をしましたがけれども、特にそういった明確な、例えば書式の

提示だとか、どこの事業に細かく充当しろだとか、そういったものがなかったものですから、あくまでもこの法律に基づいて、こちらの財政のほうで、少しこの防災対策事業ということで、27年度の防災対策費、それから資機材搬送車購入事業、それから岩倉柔剣道場改修工事、これはトータルで5,700万ほどの事業になりまして、そこで国庫支出金と市債を除いた一般財源分のところを事業費案分して、こういった形で個人市民税の均等割引き上げ分というのがトータルで1,215万5,000円になりますので、こちらにお示しした形で財政のほうで決めて充当させていただいております。

なお、こういった書式については他市町でも同じようにこういった形で載せているところがありましたので、そういったところを参考に載せているものでございます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

特に、この復興増税というところでは、事業費の案分という形で、特に国からの何の通知もないという中で、こういう形をとったということで確認しておきます。

それで、成果報告書の書き方が地方消費税交付金と歳入歳出の記述がないだとか、ちょっと違うところがあるものだから、そういうのがわかりやすくなるといいかなという思いがあります。その辺はちょっと検討していただきたいと思います。

同時に、今の地方消費税交付金のほうのいわゆる8億8,000万円入ったうちの4億何がしかが、この社会保障財源分ということで、国のほうから社会保障の関連で人件費以外で使えというような通知があるということではありますが、その残りの消費税の交付金というのは、消費税というものの歴史を見ると、福祉のため、社会保障のためというようなことでずうっとやられてきたわけで、残りの部分というのももちろん社会保障に使うべきではないかなというふうに思うんですけど、こういったところについて、国は何と言っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 増税分の17分の7が社会保障財源分ということで、今回この充当事業ということでお示ししております。

残りの17分の10については一般財源分ということで、特に用途まで指定はされておられません。

◎委員（大野慎治君） 地方消費税交付金ですね。予算のときには6億8,000万、そして決算のときには8億8,600万超ということになっているんですけど、この2億ふえた要因をちょっとどのように分析しているのか、お聞かせください。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎税務課統括主査（大橋 透君） 今の御質問の予算と決算の部分の開きのところですが、予算時においては通常、県から交付金の見込みというようなものが一定、事前に示されるわけです。それをもとに過去の実績等を見て予算のほうを計上しておるんですが、27年度については少し実際に入ってくる額というものが所得税もそうですけれども、法人税もですが、実際に入ってくる額が消費税として多かったというところで、結果的に予算の計上時よりかは決算のほうが多くなったというところがございますので、よろしくお願ひします。

◎委員（堀 巖君） 73ページの行政財産使用料です。

これは以前にも指摘というか、主張したんですけれども、資料要求もしておりまして、まず1点はその中の太陽光発電屋根貸し事業については、賃貸借契約、いわゆる双務契約を結んでいます。実態は、料金としては行政財産の目的外使用の申請に対する許可ということで、この行政財産使用料に上がってきているわけですが、この点について、やはり賃貸借契約に基づく、そういう双務契約的な貸付料とこの行政財産使用料というのはちょっと質を異にするものであるというふうに思うわけですが、その点に関して、それぞれの賃貸借契約の第5条では、その貸付料は行政財産使用料をもってこれに充てるという、そんな表現になっています。ここら辺の矛盾について、当局はどうお考えでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 御指摘のとおり、本来行政財産の目的外使用ということであれば、これは許可行為でございますので、申請に対する許可というような形にすべきであるということでございます。

一方、今それに対して、また別に賃貸借契約が結ばれているような状況であるということについて、実は私も最近、それについて気がついたところでございますので、それについては少し整理をさせていただきたいと考えております。

◎委員（堀 巖君） 私は何度も申しておりますけれども、行政財産についても貸付ができるということになっておりますので、早くその整備をしていただきたいということをお願いいたします。

それから、この中に市民プラザ2階の映写室の一部、これは行政財産の目的外使用で妥当だというふうに思いますが、500円掛ける1平米掛ける十二月で6,000円、歳入が入っています。

一方、市民吹奏楽団も同じでして、これは図書館のほうの1階のBM書庫のほうを間借りしているわけです。これは太鼓の会だとか、いぶきさんも同じような申請に対する許可をちゃんとしていて、払っているんですけど、問題はこの1平米です。市民吹奏楽団の量、機材とそれぞれ太鼓の会の機材の量で全部1平米で納まっているようには思えません。ここら辺はどのような扱いでこんなふうになっているのでしょうか。

◎委員長（伊藤隆信君） お諮りします。ここで休憩したいと思いますけど、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） じゃあ、半まで休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

◎行政課長（中村定秋君） 先ほどの堀委員からの御質問でございますが、市民吹奏楽団等、こちらのほうは1平米ではございませんで、2平米でございます。2平米といいましても、少し棚のような形で上に積んであって、その床面積で2平米ということですので、確かに機材の量としてはあすなろ太鼓などより随分多いんですが、2平米でおさまっているということでございます。

◎委員（堀 巖君） 最近、屋根貸しの伝票を決算書類審査の中で見せてもらった中で、起票日が1年間、行政財産の目的外使用でやっているので許可期間としては1年間なんですけど、伝票がばらばらになっています。

例えば五条川小学校だと4月1日から28年の2月20日までの1つの支払い、それからそれ以降の支払い。それから、曾野小では4月1日から3月24日で、25日から31日まではまた別の伝票。そういった何か2つに分かれちゃっているんですね。それって何か変だなあというふうに思っていたんですが、この理由は何かあるのでしょうか。

◎行政課長（中村定秋君） 屋根貸しにつきましても、現在行政財産の使用許可ということで1年を単位にしております。

それで、その1年の開始から終了の日付と、それとあと年度の区切りと違うということです。

例えば、2月から1月までの1年間で許可した場合に、現在2月、3月分を前年度、それから4月から1月分を次年度の歳入として伝票を切っているということでございます。

ただ、行政財産の使用料条例では、許可期間の使用料をあらかじめ1年分徴収するということも可能でございますので、もう少し整理ができるようで

あれば整理した形で、わかりやすいようにしていきたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） 72ページ、73ページの使用料及び手数料の中で、私は土木使用料としての公共用物使用料についてお聞きします。

私もこの部分について資料要求をさせていただきまして、中身を見させていただいております。

それで、使用内容というところで、一体利用という言葉が使われておりますが、これはどういう利用の仕方なんでしょうか。その点についてまずお聞かせください。

◎維持管理課統括主査（竹安 誠君） 公共用物使用の中の一体利用というのはどういったものかというお問い合わせですけれども、一応、公共用物は主に水路が対象になってくるんですが、水路というのは特に背割りとか、土地と土地の間に通っている水路というものがあるんですけれども、そういった土地と土地をそれぞれ一体に使いたいよという場合に、その水路の部分を側溝を入れたりとか、アスファルト舗装をしたりして、フラットな状態にして使うことができるようにするというのが一体利用という形になっております。以上でございます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

連絡通路というのがあるもんだから、それとの違いがなかなか読み取れない部分がありますけど、ちょっとまた詳しくは個別にお聞きします。

それで、いろいろ使用者の名称もあって、事業者が多いわけではありますが、個人が利用する場合ですね。例えばこれの条例が決められていく中で、やはり市民が側溝のふたの上に花のプランターを置いたりだとか、こういったことが少し問題視されてというところでの条例化だったわけでありまして、個人が利用している部分についてはどういったものがあるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

◎維持管理課統括主査（竹安 誠君） 個人が使われるというところなんですけど、公共用物使用料についてなんですけど、使用料をいただくものばかりではなくて、100%減免になるよというものもございまして、宅地から水路の上を通らないと道路上に出ることができないというようなところだと、いわゆる減免ということ、もうそこを通るしかないのが無料にしますよという形のものはあるんですが、そういったところを通られるときの利用ということで、例えば玄関からの出入り、駐車場からの出入り、そういったもので利用されるという形があるんですけれども、こういった場合、多くは連絡通路という、橋かけというものが多い場合があります。利用の形態としてはそういったものになっております。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で款1市税から款12使用料及び手数料までの質疑を終結します。

続いて、款13国庫支出金から款14県支出金までの質疑を許します。

決算書は74ページから84ページまでです。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと確認をさせていただきたいということでお願いします。

国庫支出金のうちの76、77ページの民生費国庫負担金の中の児童福祉費負担金の中の子どものための教育・保育給付費負担金。これは県のほうにも同じ項目でありまして、これを合計しますと1億6,000万ぐらいになるのかなというふうに思うんですが、この充当先といいますか、ちょっと大ざっぱでいいですので、教えていただきたいというふうに思います。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） まず、77ページの子どものための教育・保育給付費負担金の1億900万ほどですけれども、充当先は款3項2の保育事業費の認定こども園の施設型給付のほうへ8,700万ほど。それから、私立の保育園には委託料ということで2,226万8,305円の充当でございます。

81ページの県費のほうの子どものための教育・保育給付費負担金につきましては、私立の保育園のほうへ1,113万4,152円、国費の半分ですね。それから、認定こども園のほうへ4,354万6,705円、国費の2分の1といった充当でございます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

いろいろ運営する費用だとか、あるいはこの間ですと、いろいろ施設をつくっていくという関係の予算もあったわけで、そういうところに充当されたということで確認しておきます。

もう1点ですが、76、77ページの国庫補助金のうち、総務費国庫補助金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金というものが3,800万円ほどありますが、このマイナンバーにかかわる補助金というのは、もうここだけなんでしょうか。

私が知りたいのは、前もお答えいただいた部分もありますけど、この充当先が多分、市民周知のための費用だとか、あるいは電子情報システムの改修費だとか、それから大きな部分でカードの発行の部分があるというふうに思うんですけど、こういった中で、この補助金で賄えるのかどうか。市の個別の負担というのはどのぐらいあるのかなというところをいつも気にしてしまうんですけど、そういった点についてはどういう状況になっているんでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） 今回のマイナンバーに関する特にシステムの

改修とか、そうしたことに關しては、一定、国庫補助等で対応されているところでは。

以前もたしかこんな御質問をいただいて、実際には例えばカードの裏書き機とか、そうした部分で一部市単の部分はあるけれども、それほど大きくはなかったという話があったということを記憶しております。

申しわけありません。今、実は資料として数字を持ち合わせていませんが、そこら辺のところは変わっていないというところは確認をしております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

国の制度だもんだから、地方自治体としては、やはり国が全て持っていたきたいというふうに思いますが、市の負担も一定あるということで確認させていただきます。また、少し繰り返し質問していくかもしれませんので、情報として調べておいていただくようお願いして私の質問を終わります。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で款13国庫支出金から款14県支出金までの質疑を終結いたします。

続いて、款15財産収入から款20市債までの質疑を許します。

決算書は86ページから96ページまでです。

◎委員（堀 巖君） まず、93ページの携帯電話無線基地局設置賃貸料14万8,000円、これというのはどういうものなんでしょうか。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開します。

◎子育て支援課長（富 邦也君） こちらのほうに關しましては、第五児童館のほうの屋上にあります携帯電話の無線の契約の賃借料になっております。よろしく申し上げます。

◎委員（堀 巖君） これも資料要求をさせてもらって、賃貸借契約になっているわけです。これもさっきのと同じように行政財産の目的外使用料で、入でなっているわけではこれはないんですよね。この違いというのは何なんでしょうか。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） もともと、URの101棟のところの一部にポプラの家、第五児童館というところでありまして、全体としては行政財産ではないところ、その一部、面積案分でいただける分を第五児童館分としていただいておりますので、ここは雑入での入という。契約している

ところは行政財産ではなくて、一部分を案分でいただいているというところ
でございます。

◎委員（堀 巖君） 同じページの生活保護費返還金についてお尋ねしま
す。

これは672万ありますが、実は伝票を見ると4月1日に調定額として1,500
万、それから最終的な調定額累計では2,600万超えの金額が調定されてい
るんですね。そのうちで、決算としては670万しか入っていないということで、
収入未済が2,000万近くあるわけです。

このことについて、1つは伝票の切り方というか、調定額を最終的には落
とす行為をなぜしなかったのかという点について、まずお尋ねします。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（森山 稔君） 調定を落とすというか、不
納欠損はやらせていただいております、不正な所得があったりだとか、そ
ういうことで返還金が後からわかる、例えば生活保護で収入申告をしてい
なくて後から税務調査で収入がわかったとかいうことになりますと、そこで保
護費を再計算して返還金として返していただくと。そこで調定を上げるわけ
ですね。返還金が生活保護の方は1回で払えないという方がほとんどで、分
割で誓約書を出して払っていただくのが実態でございます。

それで、結局調定を上げても収入額が調定に見合わない。だから、それで
5年以上たてばいろんな事情で不納欠損等もやらせていただくんですけど、
未納として上がってきたものを翌年度の調定に上げるという形でございます。

◎委員（堀 巖君） この調定額と最終的な決算額が合わないのはほかで
も見受けられたんです。例えば市民窓口課の雑入でもそうだったんです。6
月1日調定で上げた50万7,078円が残ったままで収入未済という形なんです
ね。だけど、ほかのところの雑入を見ていくと、決算額と調停額というのは
ほとんど合っているんです。

だから、その収入未済となった分について、これは多分、市全体の考え方
なんでしょうけど、さっきの不納欠損とはまたちょっと違う話で、不納欠損
というのは最終的にどうしようもならないやつで、焦げつきで落とすやつが
不納欠損で、単年度主義からいうと収入未済額はやっぱり調定額から落と
して、決算と調定額というのはイコールになるのが、ほとんどはそうなっ
ているので、それが本来の姿ではないかなというふうに思うんですが、その点
について財政担当はどうなんでしょう。

◎行政課長（中村定秋君） 収入に応じて調定を下げるという考え方もない
ことはないんでしょうけれども、やはり収入すべき事実が発生した時点で、
やっぱり年度というのは整理すべきですので、それが未納になっていれば、

やっぱりこの未済額で上げていくべきじゃないかなと思います。税の滞納繰り越しみたいな感じで、やはりそれは処理していくべきではないかなあと考えておりますので、もし全庁的にそのあたりの考え方が統一されていないとすれば、それはやっぱり統一すべきであると思いますので、そのあたりは少し調べてみたいと思います。

◎委員（堀 巖君） わかりました。

その調定の切り方とは別に、生活保護返還金についてなんですけど、かなりの額で収入未済があって、不納欠損でどんどん落ちていくという実態があります。今、生活保護のワーカーとか、本来の仕事というか、そういう実務としても忙しいわけで、こういった収納業務、徴収業務というのは本当に今の体制できちんとできるのかどうなのかというのがちょっと心配なんですけど、その点についていかがなんでしょうか。

◎福祉課主幹（田島勝己君） 今、堀委員から御質問いただきましたワーカーの仕事の業務はどうなるかということでございますが、もともとそれぞれ当市のケースワーカーにつきましては5人、今おりますが、ちょうど納付についてなんですけど、返還とか通常の業務の中で、それぞれ被保護者から納付がされた場合、一応、納付状況についてチェックを担当する職員がおります。その職員が納付状況を確認できたら、それを担当するケースワーカーに伝えて、担当のケースワーカーが定期的に納付状況を確認して記録にとどめております。

ちょうどケースワーカーの業務の範疇の中で行うようにはやっております、また納付が今されていない場合についても、ケースワーカーの範疇で納付をするように個別に指導を行っております。

チェック体制についても、職員が定期的に確認をしておりますので、何とか今、委員からも御心配されている御意見もお聞きしましたので、今後の業務に支障のないように、ちょっと研究をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（森山 稔君） 今言われましたケースワーカーの仕事の中で、徴収業務は負担があって、少し大変じゃないかという御質問だったと思うんですけど、もともと保護費は現金支給と口座で振り込む方が見えます。それはケースによって、問題のない方については振り込みをやらせていただいて、こういう方については現金支給で月に1回、毎月5日、土日がかかればそれより前になるんですけど、5日の日に面談をして支給をしています。そのときに、返還金がある方については誓約書をとっておりますので、そのように支払った後に返還をしていただくという事務をしております。

すので、それほど負担になるような事務ではないというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

◎委員（木村冬樹君） 私も今の民生費雑入で、別のことでお聞きします。

後期高齢者医療の広域連合から収入として入る部分、補助金などがあるわけです。それぞれ75歳以上の特定健診に充当されたり、あるいは岩倉市独自の事業であります脳ドック等の検査に充てられたりということだというふうに思います。

それで、以前、平成26年の10月までは肺炎球菌ワクチンが任意接種だったということで、それ以降、定期接種化される中で、この予防接種の任意の分の補助がなくなったわけですね。

しかしながら、岩倉市はこの任意分の予防接種は継続しているわけで、そういったことをやっている自治体というのはほかにも多くあるというふうに思います。私の知っているところでは、日進市は多分継続しているというふうに思いますし、ほかの多くのところがやっていると思うんですけど、広域連合に対して、やっぱりこういうことは継続してほしいというような要望などはすべきではないかなあというふうに思うんですけど、その点についてはどうお考えでしょうか。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（森山 稔君） 今、木村委員から言われましたことは、一度研究をさせていただくような形にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で款15財産収入から款20市債までの質疑を終結いたします。

次に、一般会計に係る基金運用状況調書など全般についての質疑を許します。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） これをもって全ての質疑を終結いたします。

続いて、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 討論がないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第76号「平成27年度岩倉市一般会計歳入歳出決算認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第76号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

お諮りします。質疑の途中でございますけど、本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって散会といたします。

次回は9月15日10時から再開をいたします。お疲れさまでした。

財務常任委員会（平成28年9月15日）

◎委員長（伊藤隆信君） 皆さん、おはようございます。

4日目でございますけど、財務常任委員会、どうか皆様方の御協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

ただいまより財務常任委員会を始めさせていただきますのでよろしくお願ひします。

きのうに引き続きまして審議をいたします。きょうから特別会計決算に入らせていただきます。

議案第77号「平成27年度岩倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議題といたします。

決算書は317ページから348ページ、成果報告書は228ページから229ページでございます。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑を許します。

◎委員（木村冬樹君） 何点かお聞かせいただきたいと思います。

1点目は、毎回お聞きしているところではありますが、国民健康保険の短期保険証の発行、それから資格証明書の発行の状況をお聞かせいただきたいと思います。また、あわせて短期保険証が本人に渡っていないというケースの状況もお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） ただいま御質問がありました短期資格証明書の発行状況でございますが、平成27年度末の更新時においては、短期保険証の対象の方は339名、うち97名の方が未交付といった状況となっております。また、資格証明書については、対象は25名、うち2名が未交付で、未交付の理由としましては、居所不明などによるものです。

未交付の方が97名の方いらっしゃるんですけども、個別で御相談に今後見えたときは、その場で状況などをお聞かせいただいて、交付をさせていただきますので、必要な方にとっては手に渡っているかなというようなことで思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

医療が必要な方には、手渡っているということだというふうに確認させていただきます。

次に、成果報告書の中に27年度の新規事業ということで、国の補助を受け

て国民健康保険の加入時等にキャッシュカードで手続きができる口座振替受付サービスを10月から開始したということで、69件受け付けたということであり、ます。こういう手続きの仕方というのは、現状でどういうふうに移しているのでしょうか。例えば、28年度に入ってからもどんどんふえていっているとか、そういうような状況にあるのかどうか、この点についてお聞かせください。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 27年10月から口座振替受付サービスは開始させていただきましたが、メリットとしましては、キャッシュカードを1枚窓口にお持ちいただければ手続きが完了するというようなことになり、ますけれども、これまでは手続きに窓口に来ていただいて専用の用紙のほうに記載していただいて、銀行の届け出印をお持ちいただいて、そこで押していただいて登録していただくというやり方であったんですけれども、それにつきましては来ていただいて銀行の届け出印を押していただくという負担もござ、いますし、記載に誤りがあった場合などは、また手続きが再登録が必要にな、ったりなどして、負担がふえる、時間もかかるというところ、今回は口座振替受付サービスになりますと簡略されまして、速やかに手続きが完了す、るという利点がございます。

また、これまではゆうちょ銀行を御指定いただく場合は、郵便局に出向い、ていただいてそちらで登録するという方法でしたが、このサービスに関しましては郵便局の登録も市役所で、キャッシュカード1枚で手続完、了できるというところで利点になります。

今の状況としましては、毎月10件ぐらい国民健康保険税に関しましては登、録をさせていただいている状況であります。以上です。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

非常に手続きが簡略化できて、短い時間で手続きができるということですね。1カ月10件ぐらいの利用があるということでもありますので、周知に努めてい、ただいて、こういった手続きができるようお願いいたします。

次ですけど、決算書の336、337で、徴税費の賦課徴収費の中で、コンビニ、収納手数料があります。コンビニ収納についても毎回決算時にお聞きしてい、るところだというふうに思いますけど、コンビニ収納の割合が年々ふえてい、るといった状況がこれまでであったと思いますけど、平成27年度の状況はどの、ぐらいの割合の人がコンビニで支払ったか、こういった点についてお聞かせ、ください。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 27年度の状況としましては、納付し、た中でコンビニの率としましては、23.61%がコンビニでの収納となります。

26年度は21.13%でありましたので、微増しておりますので、伸びてきているかなというような実感があります。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

23年度の時点では12%程度だったというふうに思いますので、かなりふえてきているなあということで、こういった点での支払いの手続もいろんな手段があるということが大事だというふうに思います。

次のページの338、339の出産育児一時金のことで少しお聞かせいただきたいと思います。

出産育児一時金というのが、これまでのところでずうっと見てきますと、減少傾向にあったというふうに思います。しかし、26年、27年比較しますと一転増加しているというところが少しあるなあというふうに思っていますけど、この状況というのは出産の数ですから、いろいろばらつきもあるかと思いますが、いわゆる国保加入世帯に子育て世代というのが一定いるのかなあというふうに思うんですけど、そういった状況についてはつかんでおみえになりますでしょうか。少し増加の原因とかわかれば、教えていただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 被保険者としては減少傾向にございまして、出産される年代についても特にふえているということはございませんので、加入状況によってちょっとふえたんではないかというようなことだと思います。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

少し気になるのが、やはり今年度からの均等割の引き上げが気になるわけですので、そういった状況、加入者のうちの若い子育て世代がどうなっているのかということをつかんでおく必要があるかと思いますが、ぜひその辺の把握はよろしくお願いします。

私からは最後ですけど、高額医療費の共同事業についてもお聞かせいただきたいと思います。

これまで医療費が30万円以上のものから1円以上ということで、額として大きく変わってきているわけですけど、入と出のほうを見ますと、歳入のほうやはり多くて、ですから受け取る側のほうが多くて、拋出金として出す分が少しそれに比較して5,000万円ぐらい少ないという状況だというふうに思いますけど、こういった傾向というのは、一定期間続くというふうに見ているのかどうか、その辺についての分析はどうなっていますでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） ただいま共同事業の状況についてというところでございますが、岩倉市の県下の医療費の支出の状況といたしましては、

これまでも大体県下平均程度であったというところで、本年度も昨年度同様、大体県下平均程度ということでありますので、今後も同じように推移していくものと考えております。

◎委員（堀 巖君） まず、収納率の記述があります。90.98%ということであるわけですがけれども、決算書でいくと歳入の国民健康保険税のところ、不納欠損額が滞納繰越分等を含めて5,000万あるわけですね。収納をすると、まず現年主義ということで現年分に充てるということが通例だというふうに思いますけれども、この滞繰分の収納率というところに着目すると、収納全体の考え方をまずお聞きしたいんですけれども、現年主義で現年に充てていくと、滞繰分の不納欠損額がやはりどうしても残ってってしまうというふうに思うんですね。市で本来納めなければならない税金という総枠からすると、滞繰分の時効が来て不納欠損に回ってってしまうようなところに充てて取るべきという考え方も一方ではあると思うんですけれども、なぜ現年主義なんでしょうか。

◎税務課長（岡本康弘君） ただいま収納の方針みたいなことで御質問いただいたと思います。

従来、私も税務課が国民健康保険税の収納を行う以前のところでは、確かに議員の御指摘のように、現年主義の方針の時期がございました。ただ、税務課のほうへ移管されて以降は、市税の方針が納期限の古いものからいただくということでやってきておりますので、それにあわせて国民健康保険税についても滞納繰越分の納期限の古いものから充てさせていただく方針に切りかえをしております。そういった関係で、滞納繰越分の収納率も以前に比べて上がってきておりますし、不納欠損の額もその時分に比べると当時1億円規模で不納欠損が出ておりましたけれども、その部分についても縮減が図られてきているところでございます。

◎委員（堀 巖君） 改善点、よくわかりました。

そうすると、やはりここで現年分だけを載せるんじゃなくて、滞繰分の状況もあわせて記述していただきたいし、県下平均の収納率みたいなところの岩倉市の水準みたいなところを議会にもお示ししていただきたいというふうに思います。これはお願いです。

それから、次にレセプト点検についてなんですけど、レセプト点検で歳出として幾らというふうに載っています。それに対して、入ってくる歳入の見方をちょっと教えていただきたいんですけど、この決算書の見方、どこどこを見ればわかるかということ。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 決算書自体には、過誤でというところの数

字は載っておりません。ただ、レセプト点検に係る費用としては、2次点検の部分で市のパート職員を雇用しておりますので、そちらが出の部分ということで記載があるという状況です。

◎委員（堀 巖君） ここに、339ページの672万9,756円というレセプト審査手数料、これでしょうか。それとも、パート賃金のほうの人件費ということですか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） こちらの339ページのレセプト審査手数料については、1次点検として国保連合会に委託している手数料でございます。

◎委員（堀 巖君） となると、1次審査で国保連のこれと岩倉市で雇っているパートさんのレセ点の人件費を含めた形で、それに返される歳入分の27年度の実績を教えてくださいませんか。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 27年度の実績としましては、レセプトが17万4,000枚のうち、2,235枚が減額と返戻減点になりまして、3,428万円が減額になったわけなんですけれども、その内容点検の被保険者1人当たりの財政効果としては、499円の効果があったというような結果でございます。

◎委員（塚本秋雄君） 一般被保険者から退職被保険者、私、来月からそうなりますけれども、それも含めまして、被保険者数が去年木村さんが質問したと思いますけれども、減ってきております。25年、26年、27年、同じように国民健康保険の加入者世帯数も被保険者数も減ってきているわけですが、この流れでいくと、後で出てくる後期高齢者のほうが当然ふえていくと思います。75歳以上が加入されてくるようになりますと。だんだん減っていくと県で一括されると思いますけれども、ふえることはない、減ることのほうが多いという解釈で2025年問題もあると思いますけれども、どんな形がこの25、26、27年の傾向から見て捉えておられますでしょうか、お聞きいたします。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） ただいま塚本委員さんからお話がありましたように、国民健康保険から資格を喪失されていかれる主な理由としては、75歳を迎えられて後期高齢者の医療制度のほうに移行されていっての減少が、大きな今の状況ですと要因でありますので、今後も減っていくような推移になっていくのではないかと考えております。

◎委員（塚本秋雄君） 後で出てくる後期高齢者の問題となりますけれども、国民健康保険よりも後期高齢者のほうは、国・県のほうの事業でありますので、そちらのほうへ多く人が移っていけば国民健康保険のほうの事業というのは縮小されていくという考え方でよろしいでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 年々、被保険者は減少していくということ、後期高齢については、先ほどおっしゃいましたように2025年問題ということで、団塊の世代が全部後期高齢にということであって、ふえていくということはあるのですが、事業としては縮小はせず、同様に実施していくものであると考えております。

◎委員（梶谷規子君） 1点確認したいんですが、先ほどの短期証明書339のうち、未交付の97名の中で、子どもさんのいる世帯は含まれてはいないかどうか確認したいと思いますのですが、どうですか。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 先ほどの未交付の世帯の中には、子どもさんがいる世帯も含まれておりますが、申しわけありませんが正確な数字は今持っておりませんので、またわかり次第御報告させていただきます。

◎委員（梶谷規子君） やはり子どもさんがいる世帯には、短期保険証資格証明書を発行の場合、資格証明書は発行しないということが今まで答弁されていると思うんですが、きちんと交付がされるように御配慮よろしく願います。これは要望で。

◎委員長（伊藤隆信君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第77号「平成27年度岩倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第77号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、議案第78号「平成27年度岩倉市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

決算書は349ページから360ページ、成果報告書は230ページであります。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 質疑はないようでございますので、終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第78号「平成27年度岩倉市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」の賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第78号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、議案第79号「平成27年度岩倉市学校給食費特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

決算書は361ページから372ページです。成果報告書は231ページから232ページです。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 231ページの、「まごわやさしい」という意味がちょっとわからないので、教えていただきたいんですけど。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） 食育の観点から、「まごわやさしい」という食材の頭の言葉を取ったものになります。ちょっと下のほうに説明が書いてございますが、それぞれ毎年献立のテーマを決めて、食育の日ということで、できるだけ毎月19日にそういった献立のテーマに沿った給食を提供しております。ちなみに26年度ですと「世界各地の料理」、27年度については和食が文化遺産に登録されたということもありまして、和食の主な食材である「まごわやさしい」という食材を取り上げさせていただいたものです。

◎委員（木村冬樹君） それに関連してですけど、2年前に私たち、高崎市の給食を視察しに行って、非常に感動を持って帰ってきたわけですけど、こういった特色のある献立を家でもつくったらどうかというようなことで、レシピを公開するというのを岩倉市でも取り組まれているというふうに思いますが、平成27年度のレシピの紹介で食育を推進するといった取り組みというのは、どうだったんでしょうか。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） 27年度におきましては、11月の学校給食の日で「キノコあえ」の献立の紹介をさせていただいております。また、12月には「豚肉と冬野菜のゴマいため煮」、続きまして3月に「麻婆豆腐」ということで、3回予定献立表のほうで、児童・生徒への保護者も含めてレシピの周知を図りました。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

これをさらに発展させて、例えば毎月19日にやっている献立なんかは、特徴あるものだというふうに思うものですから、これを紹介して家でもつくって家族で食べるということも食育の一つだというふうに思うものですから、そういった取り組みについて今後の考えはいかがでしょうか。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） 年3回、県が定めた学校給食の日というときには、通常の献立とは別にこんな給食を出しますよ、こういう思いを込めて給食をつくっていますという形で、紹介のほうはさせていただいております。

〔「拡大のほうは」と呼ぶ者あり〕

◎学校教育課主幹（神山秀行君） 献立表のスペースもありますので、載せられるときにはできるだけレシピを紹介するようというだけでは、やっております。

◎委員（堀 巖君） 済みません。やっぱり、よくわかりません。

「まごわやさしい」が26年度もあるかなと思っただけで、27年度からなんですよね。例えば来年は、ただの語呂合わせみたいなかたちで「まごわやさしい」という意味が子どもたちに伝わったときに、じゃあ子どもは優しくないのかみたいな、それはちょっと変な考え方かもしれないんですけど、何か意味のある語呂だったらいんですけど、何かこうただ単に本当に言葉の語呂合わせみたいな形なので、センスというか、もう少し何かないのかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） この「まごわやさしい」というのは、一般的に栄養士の中で使われている言葉のようで、岩倉独自のものではないということ、御理解いただければと思います。

◎委員（宮川 隆君） 不納欠損のことでお聞きしたいと思います。

事前に資料をいただいているわけなんですけれども、平成24年が219件で78万円余り、25年が242件で85万円余り、26年が135件で52万円余り、今回の対象となる27年度なんですけど、23件の9万9,000円という数字で極端に落ちているんですけれども、ここには何か要因、原因等はあるんでしょうか。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） 年々収納率も向上している中で、要因と

言われると明確な要因はないんですが、一定、滞納のほうもある程度整理されてきたということで、不納欠損の額が少なくなったものです。

◎委員（宮川 隆君） 一定、その収納がと言いますけれども、24、25、26と減少傾向ではあるにしても、そんなに大きな変化がなかったのに、27年だけ件数ベースでいくと6分の1というのは、極端に少ないようなんですけれども、そんなに皆さんのモラルって向上したんでしょうか。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） ごめんなさい、ちょっと25年度からしかないんですが、収納率のほうは25年度で99.85%、26年度で99.79%、27年度で99.93%ということで、未納額についても25年度ですと24万9,400円、26年度ですと37万7,310円、27年度で11万8,410円ということで、滞納額も一定減ってきておる状況にありますので、ある程度整理がされたものですから、27年度については不納欠損が少なかったという形になっています。

◎委員（宮川 隆君） 関連というか、次の質問なんですけれども、不納欠損に落とすときの一定の基準というものをお聞きしたところ、居所不明だとか転出というものに加えて、生活困窮者というようなお話を聞きました。

私の勘違いならいいんですけれども、たしか生活保護費の中に給食分というのが加算されていたように思うんですけれども、もしそうであれば、事前にお渡ししてあって、なおかつ払わないから欠損させていくというのは、何か二重払い的なふうに捉えられると思うんです。払えない方から取れということを行っているわけではないんですけれども、やっぱり一定渡してあるものを回収するという作業が必要かどうかというのも含めて、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） 生活困窮ということで、生活保護になられた方、生活保護だから給食費を納めていないではなくて、給食費の滞納があって、その後生活保護になられた方という形で、不納欠損のほうをさせていただいたという……。

◎委員（宮川 隆君） 次元的に違うということ。

〔発言する者あり〕

◎委員（宮川 隆君） 済みません、最後の締めを。

27年度をもって、学校給食の特別会計というのが、今年度から一般会計のほうに移るわけなんですけれども、ここまで愛知県の中でたしか数少ない特別会計を持っていた大きな要因として、お金の出し入れに関する明確さがわかるということで今までやってきたと思うんです。そういう面でいいますと、継続的に収納努力だとかそういうことに関しては同じような流れで動くとは思いますが、一般会計化することによって埋もれてしまうようなこ

とがないようにしていただきたいんですけれども、その辺の取り組みというのは、どのように。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） 今、事業別予算という形になっておりますので、特別会計だった分は事業を別で起こして事業で管理していきますので、収入・収支は今までどおり同じような形で収支のほうは確認できます。

◎委員（宮川 隆君） 確認の意味なんですけれども、一般会計化したからといって、安易に一般会計で埋めていくという考え方はないということでしょうか。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） 一般会計で埋めていくというのは、滞納者分を今までだと特別会計だったものですから、ちゃんと払っている保護者の方がその方の分、滞納者のお子様の給食を負担していたという形になりますが、今後は滞納者分をちゃんと払っている人に負担していただくのではなくて、ちゃんと払っていただく240円と270円の給食代分を子どもたちに提供していくような形で処理させていただくという。

◎委員（宮川 隆君） 私もちよっと今、理解できていない部分もあるかもしれないんですけれども、要は今までは確かに言われるように、払ってみえる方が払ってみえない方の分も含めて払ってみえたということは、十分理解しています。今後、一般会計に移ることによって、年間を通じて多少の出し入れは、立てかえだとかそういうものは当然あるかもしれないんですけれども、払ってみえない方を一般会計予算のほうから繰り入れるという安易な取り扱いはしないでしょうねということを確認したいと。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） 安易には当然繰り入れはしませんので、今までどおり学校に協力いただきながら、収納のほう努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

◎委員（梶谷規子君） 先ほどの給食費の不納欠損の生活困窮者の分に関連して発言したいと思うんですが、生活保護世帯と言われましたけど、就学援助費の中でも生活保護に至らない生活困窮者の人が、就学援助費をもらって、これは給食費が全額含まれますので、これまで就学援助費が振り込まれる口座と給食費を引き落とされる口座が別々で、就学援助費をもらっているのに給食費が引き落とされないといった家庭も何件かあったとお聞きするんですが、先生たちや担当関係課の努力できちんと就学援助のお金が給食費にきちんと流れるように、そういった手続をしていただいている家庭を何件か、そういう努力をしていただいたという経過を聞くんですが、そういった中でこの不納欠損分が改善されたんじゃないかなあと思うんですが、具体的に一、二件は知っているんですが、就学援助金が振り込まれる口座を持っている人

といろいろ家庭内の事情で引き落とされる口座と別なために、給食費が払えないという場合の御家庭に一つ一つ援助しながら、給食費にきちんと就学援助の分が充てられるようにという努力をしていただいた結果が、こういったところに来ているんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。そういった努力があつてのことだと思うんですが。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） 就学援助を受けている方が未納がないように、そちらのほうはチェックさせていただいておりますので、就学援助を受けていて給食費が未納の方については、学校教育グループのほうで払っておりますので、そちらのほうに督促というか、払っていないのでお願いしますという形でお願いして、納付はなされているような状況になっております。

◎委員（堀 巖君） 関連でお聞きします。

就学援助を支給するときに、契約か何かを結んで給食費に、そういうことはできない仕組みになっているのでしょうか。

努力する必要もなくて、そのときに直接給食費の会計に振り込まれるようなことはできないのでしょうか。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） じゃあ、確認させていただきますのでよろしくをお願いします。

◎委員（塚本秋雄君） 児童・生徒の学校給食摂取基準についてお尋ねいたします。

232ページ、基準値というのは、1人当たりの平均摂取状況ですので、この基準値を単純に昼食の1回だけだと思いますけど、3倍すれば子どもたちの1日の摂取量という解釈をしてよろしいのでしょうか、お尋ねいたします。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） 国が定めた基準になりますが、単純に3倍という形ではないということで承知しておりますが、通常的生活の中でとりづらい栄養素については、学校給食でできるだけとるようにという形で、若干調整がされているということで認識しております。

◎委員（塚本秋雄君） 小学校の場合、括弧の中に3・4年生と書いてあるけど、1・2年生、5・6年生じゃなくて、3・4年生を中心に考えられている基準値と栄養摂取量の解釈でよろしいでしょうか。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） 低学年、中学年、高学年という形で小学校の基準がそれぞれ定められておりますが、分量を変えて調整しておりますので、基本的に中間の年代の3・4年生という形で、こちらのほうでは表示

のほうをさせていただいております。

◎委員（塚本秋雄君） そうすると、1・2年生、5・6年生の表もあるという解釈でよろしいでしょうか。ここには3・4年生しか載っていないけど。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） はい、ございます。

◎委員（梅村 均君） 給食週間のことでお尋ねいたしますが、給食週間のい〜わくん印ですとか愛知県らしい献立の取り組みがあるんですけど、この取り組み内容を決めている場所というのは、こういった方がこういった機関で決めておられるのでしょうか。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） まず給食週間中の献立につきましては、栄養士が発案しまして、献立作成委員会という保護者や給食主任等が集まる会議がございますので、そちらのほうの承認を得て献立のほうを決定させていただいております。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

済みません、ちょっと去年のしか見ていませんけど、大体コンセプトは愛知県らしい献立ということで同じであって、方針のほうが同じになっているわけですけど、こういうものはあんまりがらっと変えてはいけないものなのか、そのあたりの何か方針というのがあるのでしょうか。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） 方針というか、地産地消の意味も含めまして、地元の献立のほうを採用させていただいておりますが、ちょっと今年度になるんですが、友好都市の大野市の献立も取り入れようかということ考えております。

◎委員（梅村 均君） わかりました。

今回、ことしから民間委託のほうをされていますけど、そういった民間の業者もこういった会議には入られますでしょうか。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） 献立、調理ができる、できないとかそういうのもありますので、事前に業者のほうには献立のほうを示させていただいて、献立作成委員会にも同席いただいて一緒に議論をさせていただいております。

◎委員長（伊藤隆信君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 討論がないようでございますので、直ちに採決に入ります。

議案第79号「平成27年度岩倉市学校給食費特別会計歳入歳出決算認定につ

いて」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第79号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、議案第80号「平成27年度岩倉市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

決算書は373ページから392ページ、成果報告書は231ページから235ページまでです。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 1点だけお聞かせください。

成果報告書の233ページの中段、面整備、ことし大山寺町で行ったということになっておりますが、枝線管渠工事、不明存置管が支障となり、その撤去に時間を要したため年度内の工事の完了が困難となり、28年度に繰り越した。大山寺町の工事自体が大分各社苦戦していたという、その要因は何でしょうか。

また、この結果はどのようなになったのかお聞かせください。

◎上下水道課長（松永久夫君） 今、大野委員の御質問のとおり、昨年度、大山寺の地区を中心として下水道の面整備を行わせていただきましたが、非常に地下水が高く、どの工区も苦戦をしたというのが実態でございます。

それで、繰り越しをさせていただいた部分については1工区のみで、通常の開削工法を選択し、それでも地下水が余りにも高過ぎて、補助工法で地下水を低下するような工法も足し込むような形で施工を始めたんですが、それでも下がり切らなかったということで、工法自体を沈埋工法とって工法をかえて、昨年度施工をさせていただきました。

それで、本管を入れる掘削の位置に、繰り越しした原因といたしましては、中部電力の地下ケーブルが設計段階で他の占有者の占有の状況というのは確認するわけですが、中部電力からもその辺の情報提供がなく、中電としても台帳上なかったものが、実際に掘ったときに出てきたということで、その撤去に必要な以上の期間がかかってしまったことが原因として繰り越しのほうをさせていただきました。以上でございます。

◎委員（木村冬樹君） 決算書の384ページ、385ページの関係で、事務管理

費のうちの雨水貯留施設等設置補助金についてお聞かせください。

決算のたびに少し聞いているところではありますが、今回3件の27年度は補助があったということではありますが、浄化槽の利用がどうだったのかということだとか、例年に比べて少し少ないような気がしますけど、こういった状況になっているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎上下水道課長（松永久夫君） 雨水貯留の設置費補助金の御質問でございますが、こちらの補助金の制度自体は平成23年度から実施をさせていただいております。これまでの実績をちょっと述べさせていただきますが、23年度が雨水タンクで19件、24年度が同じく雨水タンクで15件、25年度が同様に雨水タンクで8件、26年度が同様に11件、それで27年度が3件のうち1件が浄化槽転用でございました。

この補助制度を始めまして、昨年度初めて1件の実績がございました。この部分をどういうふうに、下水道担当課としてどのように考えているかという部分といたしましては、貯留タンクについてはホームセンター等で販売されているものを、業者さんを通じて設置工事を一部負担いただく中で設けられる方もみえれば、材料を買い込んで御自身でやられる方も中には見えます。ですので、その辺の材料費等の領収証を確認した上で補助金を交付させていただいている部分もございまして、浄化槽転用については、一定下水への接続の際にほとんどの方が浄化槽を汚泥をくみ取って清掃した上で底板に穴をあけて埋め殺しをされるのがほとんどでございます。

一応、工事の説明会とか受益者負担金の説明会の際に、こういった雨水の貯留に対しての助成制度もあるという説明をさせていただいておりますが、思うに若干の衛生面であったり、それから浄化槽を転用するという部分については、ポンプの新たな設置とか、そういった部分での費用が一定かさんでまいりますので、どうしてもちょっと敬遠されるのかなというふうには考えております。以上でございます。

◎委員（木村冬樹君） 大変よくわかりました。

しかしながら、浄化槽を利用するという形でのものを引き続きPRをお願いしたいなあというふうに思います。

もう1点ですが、次のページにあります維持管理費のうちの委託料の水質調査委託料の関係でお聞かせいただきたいと思います。

五条川左岸、右岸それぞれ浄化センターに事業所等からも下水が行きますが、その際の水質がどうなのかという調査をするということになっているというふうに思います。

それで、五条川左岸浄化センターは公害防止委員会がありますので、そこ

ら辺でいろいろ点検した結果、基準値オーバーがあったというようなことがあって、その後指導をして改善されたとかいう報告があるわけですが、右岸のほうは少しわからない状況もあります。

それで、平成27年度の結果というのはどうだったのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎上下水道課長（松永久夫君） 木村委員がおっしゃいましたように、左岸では公害防止委員会ということで木村委員にも公害防止委員会のメンバーに入っていて、水質の関係の状況については御報告のほうをさせていただいております。

右岸についても少し水質検査の関係を御説明申し上げますが、水質汚濁防止法の施行令の別表に掲げる特定施設を設置する工場または事業所については、年4回の水質検査を実施しています。また、それに該当しない工場等、いわゆる特定事業所と言われる部分で、例えば歯科医院さんであったり、診療所、それからスーパー等々で、そちらについては年1回の水質検査をさせていただいております。

それで、その水質検査の結果でございますが、基準値をオーバーする部分が若干ございますが、主だっただけ言えば、例えばクリーニング屋さんの洗剤を非常に多く使うようなところで、pHが基準値を超えたり、それから飲食と申しますか、そういう食料品を扱うような業態でノルマルヘキサンの抽出物質、いわゆる油系が基準値を超えたり、それと歯医者さんでございますが、歯の治療でアマルガム合金という詰め物を使われますが、それを削ったり研磨したりする際に、それをうがいとともに排出するわけですが、それがどうしても排水とともに出てしまうという部分で、一部水銀がそちらのほうに含んでおりますので検出される傾向がございます。

ただ、水質検査の結果でそういったものが出た場合については、それぞれまず文書指導等をさせていただいて、再検査をします。それでもまた新たにまた継続して出るようなところについては、直接訪問したり、そういった中で改善についての指導のほうをさせていただく中で、最終的にはなくなるというふうなこれまでの実績でございます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。根拠となるものから内容まで非常にわかりやすい説明ありがとうございました。

五条川左岸浄化センターで見ると、他市町では指導しても改善がなかなかできないようなケースもある中で、岩倉市は改善しているということで、担当課の努力に感謝して質問を終えたいと思います。

◎委員（堀 巖君） ちまたでは、マンホールのふたのデザインがなかなか

か好評だというふうに聞いておりました、岩倉でも広報紙で何か紹介された記憶があるというふうに思いますけど、他課と連携して下水事業の大切さみたいなのも含めてPRに寄与すると思うんですが、そういったところの考え方をお聞かせください。

◎上下水道課長（松永久夫君） 最近、いろんなテレビのニュースとか新聞等々でもマンホール女子というんですか、そういった方が旅行等をされて全国のデザインマンホールを写真を撮ったりというのは、たまに記事で掲載されております。岩倉市においても、のんぼり洗いのデザインぶたを汚水としても使っています。

下水道課のほうで行っている雨水対策の部分で使うマンホールについても同じデザインで、雨水というような表現は書いておりますが、同様なものは使わせていただいております。

県内の各自治体においても、それぞれの特色といいますか、こういったものをPRしたいというようなデザインを設けて使われておりました、それも愛知県のほうがこういうものがあるんだよというふうに、県が中心にはなりますが、事ある機会にPRなんかもされております。

岩倉市においても、毎年ふれあいセンターの際に下水道のPRブースを設けて、マンホールぶたを現地に運んだり、それからそういった下水の接続に向けての周知等々も行っておりますので、そういったことでよろしく願います。

◎委員（黒川 武君） その今のマンホールぶたというのは、現実的に設置されていますか。展示されているのはよく目にするんだけど、市内どこかにそれは設置をされているものですか。

◎上下水道課長（松永久夫君） 市役所の1階においてございますカラーぶたについては、五条川の堤防道路と団地のあたりでしたっけ、駅東のU F Jの前もたしかあります。それ以外は、基本的にカラーぶたじゃなくて、色がついていないものは当然全てそういったデザインぶたを利用しておりますので、願います。

◎委員長（伊藤隆信君） ほかに質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（伊藤隆信君） 討論がないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第80号「平成27年度岩倉市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

について」賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第80号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

先ほどの答弁の関係で、当局から発言を許します。

◎学校教育課主幹（神山秀行君） 先ほど、堀委員の御質問をいただいた就学援助の関係ですが、実際滞納しがちな方や本人が希望する場合には、本人の同意をもって学校の給食をまとめて給食費を取り扱っている口座に振り込んでいるという事例があるということでした。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 済みません。先ほど、国民健康保険の特別会計のところでは榊谷委員さんから御質問をいただきました短期証の未交付の世帯の中で、子どもさんいる世帯は何世帯ぐらいかというお尋ねだったんですけども、18歳以下の方がいる世帯は3世帯になります。人数としては3人になりますので、1世帯に子どもさん1人ずつというようなことになりますので、お願いいたします。

◎委員長（伊藤隆信君） 続いて、議案第81号「平成27年度岩倉市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

決算書は393ページから418ページ、成果報告書は236ページから237ページでございます。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 決算書の400ページ、401ページの国庫補助金のうちの調整交付金についてお聞かせください。

調整交付金のパーセンテージが経年的に見ると上がってきている状況にあります。27年度の数値は何%だったのでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（浅田正弘君） 27年度の調整交付金の岩倉市の交付率は1.95%ということになっております。以上よろしく申し上げます。

◎委員（木村冬樹君） 調整交付金の問題は、繰り返しお聞きしてきておまして、国の25%の負担プラス5%ということで、これは高齢者の割合だとか、あるいは所得の状況によって決められていくということで、5%が入っていない自治体も幾つかあるということでもあります。

これは国の制度でありますので、国に向けてきちんと5%を保証しろとい

うことは言っていかなきゃいけないと思いますし、今、国庫負担をふやしていくという流れも少しあるところではありますが、なかなか消費税の増税の問題とあわせて考えられているものですから進まないのかなあというふうに思います。

そういった関係で、404ページ、405ページのところでも、繰入金の中に低所得者保険料軽減費繰入金があります。低所得者の方の割合といいますか、基準額に掛ける割合のところが減らされるというところの、それを補填する繰入金だというふうに思いますが、これの財源は一般会計のほうで見ますと、国・県の分がありまして残りが一般会計からなのかなあというふうに思いますが、この繰入金の国・県・市の負担割合だとか、そういった点についてお聞かせいただきたいと思います。

◎長寿介護課統括主査（浅田正弘君） こちらの低所得者保険料軽減費繰入金というのは、一般会計から介護保険特別会計に繰り入れているものでございまして、平成27年度から消費税を財源とした公費による低所得者の方の介護保険料を軽減する仕組みとして設けられまして、その費用負担については国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という負担となっています。

岩倉市の状況におきましては、平成27年度の介護保険料の第1段階の人のところの軽減負担を図ったところでございます。その図る部分については、介護保険料基準額から保険料率を掛けて算定するんですけども、そちらの基準額に保険料率を0.5掛けるところを0.45というふうで、0.05分軽減したということで、年額でいいますと2万8,800円を2万5,900円、2,900円の軽減を図ったということになっております。

なお、国と県については、一般会計で受け、一般会計からの繰入金という形で、今こちらの低所得者保険料軽減費繰入金という介護保険の特別会計に繰り入れているという仕組みになっています。よろしくお願ひします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

消費税の増税との関係で、この分がもう少し国のこういう繰入金が入るというところでしたけど、結局10%増税にならなければその分延期されるというような状況が続いているというふうに思います。なかなか安倍政権の中でも、公費負担割合をふやしていくというようなことも公約していたわけですが、増税したのにそれがほごにされているというような状況もあると思います。この問題も国に対してですので、引き続き注視していきたいというふうに思います。

もう1点ですが、昨年度末、平成27年度の3月ですが、厚生労働省が高齢者に対する公的介護についての自助が重要ということで、全額自己負担の保

険外サービスの導入を自治体に勧める保険外サービス活用ガイドブックを作成したという新聞報道を目にしました。いわゆる介護保険の給付とは別に、足りない分は保険外サービスで補いなさいということで、これは経済産業省、農林水産省と一緒に厚生労働省がつくったもので、事業者にも参入を呼びかけているというようなことでもあります。

そのガイド本を見ますと、保険外サービスの提供企業を実名で紹介して、サービス利用料金や企業の自己アピール文まで掲載して、特定企業に肩入れする異例の内容ではないかなあとと思うわけです。

今、保険給付の分を軽度者から順に外して行って、全額自己負担にしていくというような方向が打ち出される中で、こういうサービスを利用しろと言わんばかりの厚生労働省の姿勢だというふうに思いますけど、こういったガイド本というのは、自治体のほうに配られているのでしょうか。岩倉市でもこのガイド本などは設置されているのでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（浅田正弘君） こちらの地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集、保険外サービス活用ガイドブックというものなんですけれども、こちらのほうはことしの4月8日に厚生労働省からメールが来まして、厚生労働省のホームページに公表されているよという内容のメールだけでありまして、ガイドブック自身は配付はされていません。

◎委員（木村冬樹君） こういった内容というのは、やはり民間の事業者にサービスを委ねていくということで、介護保険の趣旨からすれば本来おかしな方向になってきているのではないかなというふうに思うわけです。

そういった点で岩倉市の姿勢として、ぜひこういうものに対しては窓口に向けと言われても拒否するような態度を示していただきたいなというふうに思います。安心して必要な方が必要な介護を受けられるように、こういったことが岩倉市の非常に大事な理念だというふうに思いますので、そういった対応をしていただくことを要望して質問を終わりたいと思います。

◎委員長（伊藤隆信君） ありがとうございます。

ほかございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） ないようですので、質疑を終結し、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 討論がないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第81号「平成27年度岩倉市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第81号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、議案第82号「平成27年度岩倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

決算書は419ページから434ページ、成果報告書は238ページまでです。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 決算書の426ページ、427ページのところを見ますと、後期高齢者医療保険料の収入未済額があります。現年度分が前年と比べて非常に増加しているということで、少し心配するところであります。

そういった中で、滞納世帯ということで資格証明書の発行はないというふうに思いますが、短期保険証については発行がされているのではないかと思います。そういった状況についてお聞かせいただきたいと思えます。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 27年度の実績としましては、短期保険証の交付対象者は5名の方であります。対象者の方には納付相談を行いまして、6カ月有効期限の保険証を交付、更新させていただいております。

なお、5名のうち1名の方は完納されておりますので、一般の保険証に切りかえております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

資格証明書については、岩倉市としてはどういう方針なのか、愛知県の広域連合では発行しているケースがあるのかどうか、こういった点もちょっとわかりましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 資格証明書については、愛知県後期高齢者医療短期被保険者証、愛知県後期高齢者医療被保険者資格証明書の交付等に関する要綱に基づいて交付をするものになりますけれども、岩倉市では資格証明書を交付している方はいらっしゃいませんが、県下の状況としましては、済みません、少しお時間いただけますでしょうか。後ほど報告いたします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

もう1点、これも以前からお聞きしている部分なのですが、後期高齢者医療制度の中の葬祭費なんですけど、なかなか広域連合では葬祭費の申請をしてくださいというような勧奨をするような実態にはないというふうに思っています、大事なのは各市町村の窓口で対象となる方がおれば、必ず葬祭費の申請をしてくださいねと一声かけていただくのが非常に重要ではないかなあというふうに思いますが、岩倉市では、そういった対応がきちんとはとられているというふうには思うんですが、現状として75歳以上の方の亡くなった方の数と葬祭費が払われている数は比較で見ればきちんとは払われているという実態にあるのかどうか、お聞かせいただきたいと思えます。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 葬祭費の勧奨についてなんですけれども、まずお亡くなりになりますと翌月に保険料の変更決定がされるので、その通知の中でまだそういった申請をされていない方にまず御案内を一緒に同封させていただきますし、その後また還付というお返しする保険料があった方については、還付通知がまたその後を送らせていただくことになるんですけれども、その中でもさらにまだ申請をされていない方については、またそちらでも勧奨の通知を同封させていただいておりますので、そのように申請されない方はないように努めているところでございます。

◎委員長（伊藤隆信君） ほか、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 討論がないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第82号「平成27年度岩倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第82号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、企業会計決算、議案第83号「平成27年度岩倉市上水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 決算審査意見書のほうに監査委員からの意見として、この会計についてのコメントがされておるところであります。それを見ますと、有収率の低下だとか、あるいは県水受水量の増加、県水依存率が上昇しているわけではありますが、この原因として水源の修繕による使用停止や復旧の際の揚水試験、民間事業者による工事の際の水道管破損などの影響があるということではありますが、この辺はどのように対処されているのかということなんですね。有収率というのは、やはり漏水ということを思うわけですけど、そういった漏水の箇所というのは具体的に減ってきているのか、老朽化する中でどうなっているのかなというふうに思うわけですけど、この有収率の低下と県水依存率の上昇の原因に対してどのように対処しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎上下水道課統括主査（小川 薫君） 有収率の低下は漏水が主な原因として考えられるのですが、平成27年度は漏水以外に建物の解体工事やガス工事などに伴う水道管の破損も多くありました。さらに平成27年度は東町水源でふぐあいが発生して、井戸の洗浄や復旧に伴う揚水試験で水量を多く使ったことも、有収率が低下した原因と考えています。

また、東町水源の復旧ですが、これにもちよつと時間がかかり、長期間水源を停止して県水に切りかえていたため、県水依存率についても増加となっております。

それで、漏水ですが、平成26年度が34件で、平成27年度が39件で若干ふえておるところです。建物解体やガス工事に伴う漏水ですが、修繕費等々は原因者のほうで負担をしていただいているところでございます。

今後有収率向上、自己水利用率の向上のために、漏水への早期対応に努め、さらに配水管の布設がえによる老朽管対策にも努めていきますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 状況はよくわかりました。

なかなか工事の際の水道管破損というのは、やっぱりできるだけなくしていかなきゃいけないというふうに思いますので、そういった点での注意を引き続きよろしく願いします。

もう1点ですが、この決算書の12ページに概況ということであります。アの業務についてという中に、最後に水道料金のコンビニエンスストアでの納付件数が1万9,847件ということで、前年度と比較して1,094件の増加ということあります。

この水道料金についてもいろいろな支払い方法があるということが一つ重要なことだというふうに思っていますが、このコンビニ収納というのが全体

のうちのどのぐらいなのかなあというところを思うわけですけど、そういったところの割合とかがわかりましたら、お聞かせいただきたいと思います。

◎上下水道課統括主査（小川 薫君） コンビニ収納は年々増加しておりますが、割合としましては大体18%ぐらいとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（堀 巖君） 意見書の51ページに、以下の点について検討を要望するという最後の結びが書いてあります。この固定資産台帳、棚卸しの関係の定期的に一巡するよう効率的に実査する仕組みということで、言われてからこの間、どんなようなこのことに関して進められているんでしょうか。

◎上下水道課統括主査（小川 薫君） 意見書の51ページの最後でよろしいですか。

◎委員長（伊藤隆信君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（伊藤隆信君） 休憩を閉じ、再開をいたします。

◎上下水道課統括主査（小川 薫君） 監査委員のほうから御指摘がございましたことに関しましては、まだちょっと手がつけていなくて、これから整理して実施していくものとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（大野慎治君） 1点だけお聞かせください。

3条予算に係る決算額、結果的に4,296万6,290円の純利益と非常に高い利益となっておりますが、本来なら必要な建設事業をして若干の黒字にするべきだと思いますが、今後の考え方はいかがでしょうか。

◎上下水道課統括主査（小川 薫君） 今後、大きな施設更新がございまして、配水場の受変電設備等々ちょっと大きな更新を予定しております。その更新のために建設改良積立金のほうに積み立てて、これからの工事に備えていくということで、今考えておるところです。

◎委員長（伊藤隆信君） 他、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） ないようですので、質疑を終結し、次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（伊藤隆信君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。議案第83号「平成27年度岩倉市上水道事業会計決算認定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（伊藤隆信君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第83号は全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

◎市民窓口課統括主査（井上佳奈君） 済みません。先ほど木村委員さんのほうからお尋ねがありました後期高齢のほうの県下の資格証明書の交付状況でございますが、ゼロになります。よろしくをお願いします。

◎委員長（伊藤隆信君） 以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思っておりますけど、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（伊藤隆信君） 異議なしと認め、そのように決しました。

以上で財務常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。お疲れさまです。